一八八一		四回		四回
一八八二		十一回		十回
一八八三		十一回		十一回
一八八四		十回		十一回
一八八五		十回		四回
一八八六		一五回		一〇六回
一八八七	六回		四回	一〇回
一八八八	四回		一一回	一〇回
一八八九	六回		一〇回	一〇回
一八九〇	六回		一二回	一〇回
一八九一	六回		一四回	一〇回
一八九二	六回		一〇回	一〇回
一八九三	六回		一〇回	一〇回
一八九四	五回		一二回	一〇回
一八九五	四回		一一回	一〇回
一八九六	四回		一〇回	一〇回
一八九七	三回		九回	一〇回
一八九八	四回		一〇回	一〇回
一八九九	四回		一〇回	一〇回
一九〇〇	六回		一〇回	一〇回

斯くて一八八一年乃至一九〇五年の間に米國に起れる同盟罷工は總計三萬六千七百五十八件、工場閉鎖は一千五百四十六件、而して之が爲に休業せる職工は總計十九萬九千九百五十四、休業せる勞働者は九百五十一萬九千四百三十四人を算し、又其の同盟罷工の繼續日數は每回平均二十五日四分、工場閉鎖は同平均八十四日六分に達せりと云ふ。

【參考書】 同盟罷工に關する參考書は甘年枚挙も遑ならず。工業政策・社會政策の一般に關する教科書・參考書には此の問題を記かざるなく、又特に此の問題のみに關する獨立の著述論文も頗る多し。今左に三三の書通なるものを擧ぐ。讀者を知らんとするの士は此に擧ぐる參考書に就て更に其の中に擧げたる參考書を見る可く、又各國に於ける實狀に就ては本文に擧げたる英米獨等の政府の統計書等を參照せらる可し。

(1) Shriften des Vereins für Sozialpolitik Bd. 45.—(2) Conrad etc, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. I. 1909.—(3) **Herkner**, Arbeiterfrage 1908.—(4) **v. d. Borgt**, Grundzüge der Sozialpolitik. 1904.—(5) **Brentano**, Arbeitergilden der Gegewart 1872.—(6) **Grunzel**, System der Industriepolitik. 1905.—(7) **Webb**, History of Trade-Unionisme 1896.—(8) **Webb**, Industrial Democracy 1897.—(9) **L. L. F. R. Price**, Industrial Peace, 1887.—(10) **Nicholson**, Strikes and Social Problems, 1896.—(11) **Ed. Bernstein**, Der Streik, 1906.

（高賀勘爾）

東洋汽船株式會社

（トウヨウキセンカブシキガイシャ）

英 Orilntal Steam Ship Company or Toyo Kisen Kaisha (T. K. K.)

I 創立 東洋汽船株式會社は日清戰役後に於ける海運勃興時代の氣運に乘じて成りしものなり。先是明治二十年四月遠藤謹一郎氏は資本金貳拾萬圓を以て、貨物の回漕運賃等を專ら遊歩同漕店を創めしが、十九年七月鈴木一氏等の後援を得て、之を法律上として茲ら海外航路に當る目的を以て、一會社を組織す、是を東洋汽船株式會社となす。

II 營業 設立の計劃は資本金參十萬圓、先ず船舶貳拾隻を以て（一）香港を起點とし横濱・布哇・桑港經由香港間（ラインテイック）を經路とする環太洋線、（二）佳中港及び大西洋を迂廻して紐育に至る紐育線、（三）佳航は會社營業に就いて後、舊國バークームの石炭を搭載して神戸に至る歐洲線の三航路に於ける筈なりしが、規模大に過ぎ最初より實行に着手し難きを以て、資本金を減じて五百萬圓とし、後又本洋航路を開くに於て七百五十萬圓に增加せしが、更に太平洋航路のみを經營し、他の航路を中止するに至り、六百五拾萬圓となれり。初めは先づ香港線のみを開かんとせしが、戰爭後しきを同線の內容を變じて香港を起點として上海・長崎・神戸・橫濱・布哇經由桑港止りの航路として開始に決し、其の營業を創めたり。時に三十一年五月なりとす。然れども同線は從來米國太平洋汽船會社の獨占する所にして、其の根據固きを以て、之と對抗して競爭を挑戰するは不利なりとし、同社と協定することとなり、非三年一月より政府は同線を以て特定航路とし、拾ケ年間助成金を下附し、十ケ年拾四回の定期航海に從事せしむ、而して助成金は、四十三年後に於ても新法の下に繼續せらる。

會社の營業は最初の動搖に際ひ、時に消長ありしも、良好なる成績を擧げ、次第に船舶數を增加し三十八年冬には香港線を開くに至り、日本・香港の交通をして便にせり。而して此の航路は四十二年補助航路と定められたり。四十一年上半季に於て資本金は一圓二千三百萬圓に增加し、拂込資本金も亦漸次增加せしも、海運界の世界的不振は依然繼續せるに、何ぞ況や各國の制限、海運の排日貨運動、及び米國運賃の騰貴より、他方流石に新造船を見合せざるを得ざるに至れり。

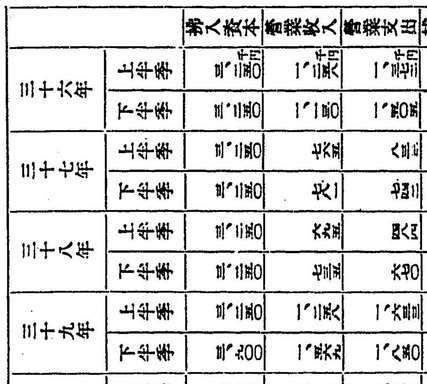

△印は損失

東洋の經濟思想

（トウヨウノケイザイシソウ）

一 序說

茲に東洋の經濟思想と云ふは、支那及び我國に固有する經濟思想の義にして、所謂歐米思想の影響を受けたる以後のものには之を含まず。經濟の語義に就ては其洋固有の用例としては、頗く政治でふ語と同義に用ひらるゝと雖、玆には固より一般の用例に從ひ、今日の所謂經濟の義に解するものと知るべし。

由來東洋の學術は主として實際的方面に發達し、國家の治國平天下を說くを始めとし、諸子百家の說多くは國家社會を其の研究の對象とするものにして、從て其の經濟に關する思想の如き、未だ科學的に之を組織せるもの有るを見ず。其の個々の思想に至りては、赤頗る觀る可きもの無きに非ず。唯惜むらくは支那の學者には古來古を尙ぶの癖あり、如何なる思想家と雖、前人と全く獨立して自家の學說を主張することなく、我國の學者亦淡に心醉するの風あり、其の說く所支那先哲の思想の範圍を脫するもの甚稀なり。一般の學風既に此の如くなるを以て、其の經濟に關する思想の如きも、和洲非に亦概して固定的なるを免れず。而して其の終極の目的とする所は、所謂先王の道或は古聖人の政といふに歸著す。唯其の所謂先王の道なるもの、各人必しも其の內容を同じくせず、又時代を追ひ多少思想進步の跡を認むるを得べきのみ。

猶東洋の經濟思想に就ては、其の主要なるものは本節別に標題を掲げて之を敍述せるを以て、茲には其の一般の特徵に就き、極めて其の大體を說述するに止めんとす。

二 經濟に關する根本觀念

I 經濟的 經濟の語は支那及び我國の古典に於ては、治國平天下、經國濟民、經世濟民、理財等の意義に用ひられたりとするの前提若くは背景の下に於て說かれたりとするも、其の意義は必ずしも一定せず、或は治國の道を說き、或は理財の術を說き、或は租稅の制を說き、或は救貧の法を說き、或は國用の節を說き、或は貨幣の通を說き、或は物價の平を說き、或は貿易の利を說き、或は農桑の務を說き、或は水利の興を說き、或は荒政の擧を說き、或は鹽鐵の專賣を說き、或は漕運の便を說き、或は倉儲の制を說き、或は屯田の策を說き、或は鑛業の開を說き、或は交通の利を說き、或は移民の策を說き、或は錢法の改を說き、或は度量衡の制を說き、或は均輸の法を說き、或は平準の術を說き、或は常平の義を說き、或は義倉の設を說き、或は社倉の制を說き、或は保甲の法を說き、或は保馬の策を說き、或は市易の法を說き、或は和糴の法を說き、或は和買の法を說き、或は限田の制を說き、或は井田の法を說き、或は均田の制を說き、或は兩稅の法を說き、或は一條鞭法を說き、或は地丁銀を說き、或は攤丁入畝を說き、或は捐納の法を說き、或は鹽引の制を說き、或は茶馬の法を說き、或は鹽茶の專賣を說き、或は酒禁の法を說き、或は酒稅の制を說き、或は鑄錢の法を說き、或は錢荒の弊を說き、或は錢貴物賤の弊を說き、或は物貴錢賤の弊を說き、或は錢重物輕の弊を說き、或は錢輕物重の弊を說き、或は錢荒

二　欲論　東洋の學者の欲望に對する見解は、其の著しく消極的なる點に於て殆んど驚くべき程一致せるものあり。孟子曰く「養心の莫善寡欲、其爲人也寡欲、雖有不存焉者寡矣、其爲人也多欲、雖有存焉者寡矣」（盡心下）と。荀子曰く「天下生烝民、有欲無主則亂、有主無度則爭、爭則窮矣、先王惡其亂也、故制禮義以分之、以養人之欲、給人之求、使欲必不窮乎物、物必不屈於欲、兩者相持而長、是禮之所起也」（禮論）と。思ふに古人の欲望をして無限に拡張せしめんが、天下有限の財に對して、各人は到底十分なる滿足を得るの機會なく、引いて社會の爭奪は絶に休期無からんとす。是れ彼等の看過する能はざる所なり。然るに社に各人をして凡て滿足を與ふる術しむる一法あり。欲望の制限是なり。蓋し人々各滿足の程度は、動物に對する欲望の大小强弱に比例するものなり。されば今人々の欲望をして漸次に減少せしめんか、財貨の供給を多くするの要なくして、滿足は次第に容易ならざるを見ん。是れ彼等の東洋論を貫ぬく根柢なり。彼の老子が「知足者富」（三三章）と言ひ、又「知足常足」（四六章）と言ひ、莊子が「非以無三安居一也、我無安心也、非以無二足財一也、我無二足心一也」（天運）と言ふ如き、皆如上の立場を說明するものと謂ふべし。斯くの如く東洋の學者が一般に欲望制限を說くに反して、泰米の經濟學者は一切の經濟行爲は欲望を其の根柢と爲すものとして、欲望の增進を以て經濟的發展の原因と爲し、欲望の制限を以て經濟的發展の出發點を求めて之を歡迎す。是れ東西の經濟學者が其の出發點を異にする點にして、やがて又古來東洋に於て、泰米の如く物質的文明の進歩を見ざりし一因と觀ずるを得ん歟。蓋欲論の中に就ても特に老子なり。老子の政治主義は無爲自然に在り、民をして無知無欲ならしむるに在り。彼は凡そ社會に忌むべき爭奪の行はるるは、人々の欲望に起因し、而して其の欲望は知識によりて增進すとし、若し人民を愚にし、

に他の學派の上に在り。而も其の治國の要道を說くや、必ず經濟を以て基礎に考へんとするものとするを見れば、自餘の諸子の思想亦推して知るべきなり。諸子の中に在りても此の點に於て最有名なるは莊子にして、其の「倉廩實則知二禮節一、衣食足則知二榮辱一」（牧民）の語は、孟子の「養二其心一」の語と共に、實に後世經濟を論ずる者の常套語となるに至れり。實值の如きも莊子の此の語を敷衍して「倉廩實知二禮節一、衣食足知二榮辱一、民非二足也而可一治之者、自二古及一レ今、未二之有一聞也」（胠篋）と言ひ、「積德之君、必先明二於人情一」（繕性）と言ふ。經濟生活及びては莊子の社倉の「夫聖人之治也、生手行二教化一、教化之本、生手足二衣食一」（「淮南」卷一）と言ふ如き、「足食、足兵、民信之矣」（顏淵）と言ふ如き、之と同樣の思想は孟子も亦免るる能はず。我國にても熊澤蕃山の「集義和書」、三浦梅園の「價原」の中には、最明に此思想を述ぶるものあり。

要するに經濟上に於ける唯物史觀的思想は、東洋の學者の間に在りては古より之を認めて就て說ざりし所なり。但玆に注意すべきは、經濟的史觀は固より個人の行爲を說明せんとするものにして、社會の變動を說明せんとするものなり。大人君子の行動が經濟を後にして、多數の民衆は物質に支配せらるるものとして、之を卑しむに非ずして、多數の民衆は物質に支配せらるるものなりと言ふに過ぎず。是れ「孟子」の「養二其心一」（盡心下）の語と「養二其心一」（梁惠王上）との語とを比較して其間の區別を明にすべし。

三　生産に關する思想　一　産業論　支那及び我國に於ては經濟を言ふ者一般に農を以て國の本と爲し、農を重んずるを以て治國の最大要務とせざるは莫し。

（一九八二）　書　經　大　義　目　次

素殺可レ食之物、貨謂二布帛可レ衣、及金刀龜貝、所二以分一財布一利一通有無一者也」と。二者生民之本、衆、自二貧虛一而食足、日中爲レ市、致二天下之貨一而交易而退、各得二其所一、而貨通、食足貨通、然後國實民富、而教化成」と。「管子」（牧民）と。是れ彼が支那上代文化發達の實に據りて、經濟が歷史の一元的基礎たることを立證せるものなり。給るに此の思想は支那に於て其の由來の極めて久しきを知る。先づ農家の思想に就て見るに、「何書」洪範に八政を說くや、食貨を以て第一に置き、「何書」洪範より先にしたるは、孫圃が既に引用せる所の如し。其の外同書堯典に食が農・爰・黍・稷に首を命ずるに先つ播穀の官を命じて然る後之に敬授・明刑の官を置かしめたる如き、或は「詩」に「飮之食之、敎之誨之」と言ふる如き、「易」の大傳に「何以聚レ人、曰財」と言ふる如き、皆其の貴んずる所知るべきなり。更に「論語」に及びては此の思想の一層明白なる者あり。曰く「子貢問レ政、子曰、足二食一、足レ兵、民信之矣」（顏淵篇）と。又曰く「子適レ衛、冉有僕、子曰、庶矣哉、冉有曰、旣庶矣、子何加焉、曰富レ之、曰旣富矣、又何加焉、曰敎レ之」（子路篇）と。是れ人君治道の急務は敎化又は軍備よりも、先づ人民の經濟を良好ならしむるに在るを明言せるに外ならず。「孟子」に至りては更に一歩を進めて曰く、「民之爲レ道也、有二恒產一者有二恒心一、無二恒產一者無二恒心一、苟無二恒心一、放辟邪侈、無レ不レ爲已、及レ陷二於罪一、然後從而刑之、是罔レ民也、焉有二仁人在レ位、罔レ民而可レ爲也」（梁惠王上）と。又曰く「是故明君制二民之產一、必使二仰足一以事二父母一、俯足一以畜二妻子一、樂歲終身飽、凶年免二於死亡一、然後驅而之レ善、故民之從レ之也輕」と。今也制二民之產一、仰不レ足一以事二父母一、俯不レ足一以畜二妻子一、樂歲終身苦、凶年不レ免二於死亡一、此惟救二死而

恐レ不レ贍、奚暇レ治二禮義一哉」（梁惠王上）と。支那に於ける諸學派中、儒家は其の經濟を重んずる點に於て最も他の學派の上に在り。而も其の治國の要道を說くや、必ず經濟を以て基礎に考へんとするものとするを見れば、自餘の諸子の思想亦推して知るべきなり。諸子の中に在りても此の點に於て最有名なるは莫子にして、其の「倉廩實則知二禮節一、衣食足則知二榮辱一」（牧民）の語は、孟子の「養二其心一」の語と共に、實に後世經濟を論ずる者の常套語となるに至れり。實值の如きも莫子の此の語を敷衍して「倉廩實知二禮節一、衣食足知二榮辱一、民非二足也而可一治之者、自二古及一レ今、未二之有一聞也」（「淮南」卷一）と言ひ、「積德之君、必先明二於人情一」（繕性）と言ふ。經濟生活及びては莫子の社倉の「夫聖人之治也、生手行二教化一、教化之本、生手足二衣食一」（「淮南」卷一）と言ふる如き、「足食、足兵、民信之矣」（顏淵）と言ふる如き、之と同樣の思想は莫人と雖も免るる能はず。我國にても熊澤蕃山の「集義和書」、三浦梅園の「價原」の中には、最明に此思想を述ぶるものあり。

要するに經濟上に於ける唯物史觀的思想は、東洋の學者の間に在りては古より之を認めて就て說ざりし所なり。但玆に注意すべきは、經濟的史觀は固より個人の行爲を說明せんとするものにして、社會の變動を說明せんとするものなり。大人君子の行動が經濟を後にして、多數の民衆は物質に支配せらるるものとして、之を卑しむに非ずして、多數の民衆は物質に支配せらるるものなりと言ふに過ぎず。是れ「孟子」の「養二其心一」（盡心下）の語と「養二其心一」（梁惠王上）との語とを比較して其間の區別を明にすべし。

二　欲論　東洋の學者の欲望に對する見解は、其の著しく消極的なる點に於て殆んど驚くべき程一致せるものあり。孟子曰く「養心の莫善寡欲、其爲人也寡欲、雖有不存焉者寡矣、其爲人也多欲、雖有存焉者寡矣」（盡心下）と。荀子曰く「天下生烝民、有欲無主則亂、有主無度則爭、爭則窮矣、先王惡其亂也、故制禮義以分之、以養人之欲、給人之求、使欲必不窮乎物、物必不屈於欲、兩者相持而長、是禮之所起也」（禮論）と。思ふに古人の欲望をして無限に拡張せしめんが、天下有限の財に對して、各人は到底十分なる滿足を得るの機會なく、引いて社會の爭奪は絶に休期無からんとす。是れ彼等の看過する能はざる所なり。然るに社に各人をして凡て滿足を與ふる術しむる一法あり。欲望の制限是なり。蓋し人々各滿足の程度は、動物に對する欲望の大小强弱に比例するものなり。されば今人々の欲望をして漸次に減少せしめんか、財貨の供給を多くするの要なくして、滿足は次第に容易ならざるを見ん。是れ彼等の東洋論を貫ぬく根柢なり。彼の老子が「知足者富」（三三章）と言ひ、又「知足常足」（四六章）と言ひ、莊子が「非以無三安居一也、我無安心也、非以無二足財一也、我無二足心一也」（天運）と言ふ如き、皆如上の立場を說明するものと謂ふべし。斯くの如く東洋の學者が一般に欲望制限を說くに反して、泰米の經濟學者は一切の經濟行爲は欲望を其の根柢と爲すものとして、欲望の增進を以て經濟的發展の原因と爲し、欲望の制限を以て經濟的發展の出發點を求めて之を歡迎す

へるは、職業的分業の要を認めしものと謂ふべし。熊澤蕃山は更に其の意を敷衍して、「五穀ある者は魚なし、魚ある者は五穀なし、交易する時はたがひに用を達す、農業を事とする者は鰥かまを造るいとまなし、鰥鎌を造る者は耕作をかぬる事あたはず、故に農人は易るに五穀を以てし、鍛冶は農具を造りて、たがひに交易して各其所を得たり、萬物皆如此、又農人職人自來て易るにいとまなし、商人これを買取て相通ず」(『集義和書』)と言へり。但此等の論者と雖商工を以て敢て絕對に排斥すべきものに非ずとするに過ぎず。其の農を以て國の本と爲し商工以上に之を尊重すべしとする思想に至りては、固より前の論者と異る所無きなり。

二 農業政策 農業政策の主なるものとしては、田制改革・盡地力・農民土著・遊民禁止・人口增殖・三倉設置等の諸策あり、中に就き田制三倉の二者は、社會問題に關する思想の項下に之を述ぶるを以て、玆には之を省く。

イ 盡地力 盡地力とは土地をして十分に其の生産力を發揮せしむるの意にして、換言すれば寬度の耕作を變じて、高度の耕作と爲すの義なり。此の說は戰國の世、李悝が魏の文侯に說きしに始まる。其の說に曰く、「地方百里、提封九萬頃、除二山澤邑居一、參分去一、爲二田六百萬畝一、治レ田勤謹、則畝益二三升一、不レ勤則損亦如レ之、地方百里之增減、輒爲二粟百八十萬石一矣」(『漢書』『食貨志』)と。後世農政を云ふもの言を之に藉らざるは鮮し。漢の晁錯も亦文帝に說て「今海內爲レ一、土地人民之衆、不レ避二湯禹一、加以レ亡二天災數年之水旱一、而畜積未レ及者何也、地有二遺利一、民有二餘力一生レ穀之土未二盡墾一、山澤之利未二盡出一也」(同上)と云ひ、地力を盡すを以て國家富强の一策とせり。超過が代田の法を立て「一晦三明歲代レ處」を以て地力の消耗を防がんとせし如きは、亦盡地力の一法と謂ふべし。

ロ 農民土著 農民の家を輕んじ鄕を離るるは、重農論に於て最忌む所なり。然らば之を地著せしむるの策如何と云ふに、晁錯が「務二民於農桑一、薄二賦斂一、廣二畜積一、以實二倉廩一備二水旱一」(『漢書』『食貨志』)を以て民を有つの法とせるは、餘りに抽象的に失す。班固は古の井田を以て農民土著の策なりとし、「理民之道、地著爲レ本、故必建レ步立レ畝、正二其經界一」(同上)と言ひ、賴山陽は之が方策として農民の都會流入を禁ずべしとし、「禁二背レ於鄙一而嚮レ於都一、不レ禁二背レ於都一而嚮レ於鄙一」(『通議』)と言へり。荻生徂徠も亦路引戶籍の法を嚴にして農民移轉の弊を防がんとせり。而して農民土著は又一面より見れば農民の轉業禁止なり。然るに此の外爲めに四民雜處の禁止を說くものあり。然るに此の外管子に曰く「士農工商四民者、國之石民也、不レ可レ使二雜處一、雜處則其言咙、其事亂、是故聖王之處レ士、必於二閒燕一、處レ農必就二田野一、處レ工必就二官府一、處レ商必就二市井一」(小匡篇)と。又正司考棋曰く「風俗を亂し富潤の基にあり」(『經濟問答秘錄』)と。蓋し其のいまだ其の業に勵むの風を生ぜしむるなり。

ハ 游民禁止 游民禁止とは不生產者を驅りて生產に從事せしめんとするものなり。若し世に生業者甚少くして消費者のみ甚多からば、天下の財何ぞ竭きざるを得ん。されば實館曰く「今殿レ民而之レ農、皆著二於本一、使二天下各食二其力一、末技游食之民、轉而緣二南畝一、則蓄積足、而人樂二其所一矣」(『漢書』『食貨志』)と。是れ天下の民をして悉く農に趨せしめ、一人の徒食者無からしめんとするものなり。又『周禮』戰師を見れば「凡民無二職事一者、出二夫家之征一」とあり。是れ無職の者に禁止稅を課して之を防遏せんとするものなり。但遊民と云ひ無職の者と云ふも、其の範圍に就ては學者必しも見解を一にせず。或は農民以外を以て凡べて游民と爲すあり。或は士農以外を以て游民と爲すあり。或は四民以外を以て無職の者と爲すあり。其の說區々一々枚擧の煩に堪へず。唯農家者流が君主の行政までも不生產的事業の一に數へ、「賢者與レ民並耕而食、饔飧而治」(『孟子』『滕文公上』)と云ひ、君主は政務に擧る一方、自ら耕作して自己の衣食を供せざるべからずとするに至りては、其の最已甚しきものと謂ふべし。

ニ 人口增殖 土地廣く人口稀少なる時代に在りては人口增殖は生產上缺くべからざる政策なりしなり。此點に就て論議するもの古くは墨子・管子あり。墨子曰く「唯人爲」雖レ倍、然人有」可レ倍也、昔者聖王爲レ法、曰丈夫二十、毋二敢不レ處レ家、女子年十五、毋二敢不レ事レ人、此聖王之法也」(節用上)と。然るに其當時苛斂の爲めに庶民財を失ひ凍餒するものあり、攻伐の爲めに男女久しく相見ざるものあり、或は又君主奢侈を貪り野には多くの曠夫あり。墨子は此等を以て人口を寡くする所以の道にして大に聖王の法に反すと爲し、速に其の原因たる事實を除去すべきものとせり。管子に至りては其の九惠之教(『入國篇』)に慈幼合獨等の制を設け、或は幼兒委棄の弊風を矯防し、或は獨身者の婚姻を媒介する等、專ら人口の繁殖を劃策せり。而して其の謂ふ所の合獨の制は『周禮』地官媒人の官と全く其の性質を同じくするものなり。又我が土井潛は其の『經濟十二錄』に於て「一婦有レ妊、一鄕護レ之」、「多レ子致レ賞」、「不レ舉子者、與レ殺レ子同レ罪」等の方策を講ぜり。漢の惠帝の時、女子三十を過ぎて嫁せざる者は課あり。章帝の時、鰥人懷妊の者に胎養穀を賜ひ、嬰兒にして親屬なき者、又は子ありて養ふ能はざる者には、夫々養

育料を廩給するの制あり。皆是れ民生を蕃殖するの策に非ざるは莫し。

以上の諸策の外、或は屯田を設けて邊防の食を給し、或は水利を便にして耕作の害を除く等の事、亦農政上盛に論議せられたる所なり。

四 交換に關する思想 一 貨幣論 上述の如く農を重んじ商を輕んずるの結果は、自然ここに貴穀賤錢の思想を生ずるに至れり。晁錯曰く「夫珠玉金銀、飢不レ可レ食、寒不レ可レ衣、而粟貴之者、以二上用一乏故也、粟米布帛、生於地、長二於時一、蚕二於力一、非レ可二一日成一也、一日弗レ得則飢寒至、是故明君貴二五穀一而賤二金玉一」(『漢書』『食貨志』)と。賴山陽曰く「若夫錢幣有レ之不レ飽、有レ之不レ暖、故穀帛不レ可二一日無一而錢幣可二百年無一」(『通議』)と。此の如く一方には極端に貨幣を賤む論者あると共に、他方には又貨幣に對して公平なる見解を持する者も尠からず。葉水心曰く「錢幣之所レ起、起下於商賈通二有四方一、交二至遠近一之制上、物不レ可レ以自行一、故以二金錢一行レ之」(『文獻通考』卷之九引)と。丘濬曰く「以物易レ物、物不二皆有一故有二錢幣之造一焉」(『大學衍義補』卷二六)と。是れ交換媒介の爲めに貨幣の必要なるを論ずるものなり。葉水心又曰く「三代以前所二以錢極少一者、當時民有二常業一、一家之用、自二穀米布帛蔬菜魚肉一、皆因二其力一以自致一、計其待レ錢而具者無レ幾、」是れ古代貨幣を用ふる事の少き所以なり。然るに後世は然らず、「後世天下既爲二一國一、雖有二州縣一之名、而無下秦越不二相知一之患上、譬指如レ一、天下之民、安得レ不レ交二通於四方一、則商賈往來、南北互致、又多二於前世一、金錢安得レ不レ多」(『文獻通考』卷之九引)と。是れ社會の發達と共に流通貨幣の益々切要なるを說くものなり。

貨幣を以て交換の媒介上必要缺ぐべからざるものとすると同時に、其の效用は單に財物交換の媒介要具たるに止まり、當其の者に非ずとする思想、亦一般に認められる所に似たり。呂東萊曰く「農桑衣食、財貨之本、錢布流通、不レ過レ權二一時之宜一也」(『文獻通考』卷之九引)と。賴山陽曰く「彼錢幣者、非二天下之寶一也、所三以疎二通天下之寶一也」(『通議』)と。而して葉水心の如きは當人の徒に貨幣を死藏するを以て此の唯一の貨幣の效用を妨ぐるものなりとし、「錢貨至神之物、無二當藏積蓄之道一、惟通融流轉、方見二其功用一」(『文獻通考』卷之九引)と言へり。貨幣の效用既に此の如くなるを以て、國民經濟上より見れば多く貨幣を得るは其の利益と爲す所なるも、國民經濟上より見れば之が增加を計るは誠に理由なきこととするもの多し。例へば三浦梅園は「金銀の多少は强て有國者の患とすべきに非ず」と云ひ、「金あれば成ざることなしと金を悅ぶ心は、吾儕小人一身を安んずるの計にして、天下國家を有する人の悅びとすることにあらず、金銀の通用は天地よりして親る時は、左の物を右に移し、右の物を左に移すに過ぎずして、布粟器械、昨日迄なきものゝ、今日は天地の間に出來て造化の功をたすけ、飢渴を愈やし寒身を樂ぐの功何ぞたくらぶべき」(『價原』)と言ひ、又本居宣長も「平民の身一分のうえにては、いかにも何わざをしてなりとも、金銀を得ることの多きが利なれども、上に立て民を治むる人の身にとりては、領內おしなべて利益あることならでは損ある也、たとへば城下は人は利を得る事多くても、在々百姓のつまりと成ては、本を失ふて末を益する也」(『玉くしげ』)と言ひ、成るべく人世に必須なる貨物の生產を增加すべく、大物は楽めて價ふべきの自在に如ざること遠し」(『價原』)。又貨幣に金銀銅等の種類を設くることに就ては古來「母權子而行、子權母而行」(『輕稅公言』)の語あり。大貨小貨輕重を計りて併用すべき亦一般に認

むる所なり。

猶貨幣流通に及ぼす勢力に就て、一般に法律の力を認めたる事は、劣惡なる貨幣を製して之が通用を强制したるによりて知るべく、習慣の力を認めたる事は、新貨鑄造の際、從來通用の貨幣の模型錢文等を襲用せし事多きを以て推すを得べし。其の外所謂「グレシャム」の法則なるものも之を認むるもの少からず、例へば聶崇岐の「僞錢錯行、而欲二貨錢通行一而不レ壅者、吾未レ之聞一也」（『國朝經濟錄』）と言へる、梅園の「惡幣盛んに世に行はるれば精金皆隱る」（『慎原』）と言へる如き、簡單にして能く其意を盡せるものと謂ふ可し。

二　紙幣論　紙幣は支那にては交子・會子・關子・交鈔・寶鈔・錢引・楮幣等と呼ばれ、我國にては專ら札の名を以て稱せらる。『周禮』八成の中に傳別の事を言ひ、唐の憲宗の時飛錢の通用せしを見れば、宋の時代始めて紙幣の行はるる以前に於て、信用證券に關する思想は既に已に發達せし事知るべし。紙幣に就ても貨幣に於けると同じく之を排斥する論者多し、例へば呂東萊の如き「如三惡瑣之在レ蜀創二設交子一、此一時擧レ偏救レ弊之政、亦非二錢布鹽レ久可レ行之制一」（『文獻通考』卷九引）と言ひ、紙幣を以て天下一般に流通せしむべきものに非ずとし、甚しきは清朝の如き元の紙幣濫發の爲めに亡びしに懲り、紙幣發行を言ふ者は之を亂臣賊子に比せしことあり。然るに一方に於て紙幣を用ふるの利を言ふ者も亦尠からず、例へば戴埴の如き「自三商賈僞二於穀幣一、於レ是利二交子之兌換一」（『大學衍義補』卷二七）と言ひ、又馬端臨の如きも「以二尺楮一而代二數斤之銅一、齎輕用重、千里之遠、數萬之緡、一夫之力、致レ日可レ到」（『文獻通考』卷九）と言ひて紙幣の效力を認め、只之を發行するに當りては細心の注意を要し、民をして疑惑を生ぜしむべからずとせり。

るに過ぎざるものとし、通商貿易を禁ずるを以て其の理想とするものの如し。例へば宋の陳耆卿は曰く、「藩舶互殼、形若二山嶽一、乘レ風駕レ浪、深入二遐陬一、販二於中國一者、皆浮靡無用之異物、而泄二於外夷一者、乃國家富貴之操柄、所レ得幾何、所レ失者不レ可二勝計一矣」（『宋史』食貨志）と。又新井白石は曰く、「海舶互市の事始りしよりこの方凡百餘年間、我國の寶貨外國に流れ入し所すでに大半を失ひぬ、これより後百年を出ず我國の財用悉く竭きなん事は、智者を待ずして其事明なり、……我有用の財を用ひて彼の無用の物に易へんこと、我國萬世の長策にあらず」（『折焚柴の記』中）と。是等は外國貿易に關する一般の思想を代表せるものと觀るを得んか。

五　分配に關する思想　一　利子・小作料・賃金　先づ利子に就て見るに、孟子が稱貸して之を益すを以て非なりとし、歐陽修が唯本錢を徵して息を加ふべからずと言へる如きは、皆是れ國家が民に金穀を貸與して利子を取るの不當を攻擊せしに過ぎずして、一般には古來利子を取るを以て不正の所爲とするもの無きに似たり。朱子が社倉の穀を放借して利子を徵して怪まざりし如き、亦以て一般の思想を推すに足らん。但高利を抑へんが爲めに利息を制限すべしとする者は頗る多し。今一二例を示さんに曰く、「凡質舉之利、收レ子不レ得下踰二五分一、出息債過中其倍上」（『唐六典』卷六注）と、又曰く、「凡私放錢債、及典當財物、每月收レ利、並不レ得レ過二三分一、年月雖レ多、不レ過二一本一利一」（『大明律』戶律）と。是れ利率は月五分若くは三分を超過することを得ずして、且元利同額に至れば又加徵する能はずとするものなり。其の法規として厲行せられたるや否やは暫く措き、少くとも思想の上に於て利息制限の必要を認めしことは明なり。我が正司考祺が其『經濟問答祕錄』中に利息制限の非を說き「利息は國の盛衰に應じて高下あるゆへ妄りに究めがたし、國盛なれば法を出さずと雖自ら下低となる、衰る時下低の令を下せば、却て民間融通せず民の憂となる」（卷八）と言ひ、利息の高低は自然に放任すべきものとせる如きは寧ろ其の例外に屬すべきものなりとす。次に小作料は如何といふに土地に就ては均田限田等土地平分の議論喧しく、從て小作制度に關し論究するものの如きは甚罕なり。董仲舒が土地兼幷の弊を論じて「或耕二豪民之田一、見レ稅二什五一」（『漢書』食貨志）を以て十分之中、以二五輸一二本田主一也」（『漢書』食貨志）を以て農民窮乏の一原因に數へたる如きは小作料過重を難ずるものの一例なり。其の外小作料減收方法に關しては、我國の學者の間に多少之を論ずるものあるも、今は煩を避けて省略に從ふ。最後に貸金及び利潤の問題に至りては殆ど之に言及するもの無し、蓋し大企業の未だ發達せざる時代に在りては、自然かかる問題を惹起する機會に逸者せざりしものなるべし。唯三浦梅園が貨幣に關し論究するものの如きは卓拳

又「能以二證據一爲レ國乎何有」（里仁）と言ひて、證據により相競はざるを以て國を治むるの要となせり。其の他孟荀二子の如きも或は「上下交征レ利而國危矣」（『孟子』梁惠王上）と言ひ、或は「無レ分者人之大害也、有レ分者天下之本利也」（『荀子』富國）と言ひ、義に由り若くは證を倒して以て自由競爭の禍害を未然に防ぐの法を講ぜり。以上述ぶる如くなるを以て儒家の一般人民の愛護・窮民の救濟に關する思想に至りては實に深切懇到なりと謂ふべし。『尚書』に「元后作二民父母一」（僞古文泰誓）と言ひ、『論語』には「博施二於民一而能濟レ衆」（雍也）を以て聖人の事と爲し、『孟子』に伊尹が「思下天下之民、匹夫匹婦、有中不レ被二堯舜之澤一者上若己推而內二之溝中一」（萬章上）を稱揚せる如き、以ていかに一般衆庶の保護を念とせしかを知るに足るべし。而して其の窮民救恤に至りては、『尚書』に「先王子二惠困窮一」（僞古文太甲）と言ひ、又「懷二保小民一、惠二鮮鰥寡一」（無逸）と言ひ、孟子も固年饑歲に於ける窮民救濟の法を論じ、餓寡孤獨の賑恤を以て治國の一要務とせり。爾來儒荒・救恤等に關する諸政策は此の學派の間に盛んに講究せらるる所なり。最後に儒家の主張する社會組織は一見人類の不平等の觀むるの觀あるも、其の實然るに非ずして、唯德を以て次第せる王制を主張するものに外ならず。其の說によれば萬民もと平等にして、僭祿富貴は社會の或階級の特權に非ず、各人其の有する所の德に比例して何人も之を受くべく、即ち匹夫も德あれば以て四海に君臨すべく、以て公卿大夫たるべしと爲す。『中庸』に「大德必得二其位一、必得二其祿一、必得二其名一、必得二其壽一」と言ひ、『孟子』に「天下有レ道、小德役二大德一、小賢役二大賢一」（離婁上）と言へるは、此れを之れ謂ふなり。

儒家以外に於ても墨子の「仁人之事者、必務求下興二天下之利一、除中天下之害上」（兼愛下）と唱へ、別愛を排して兼愛を說き、一身の愛を拋ち天下萬民を一樣同等に愛育するを以て其の主義とせる如きは、其の平等思想に於て儒家よりも更に一步を進めたるものと謂ふべし。されば其の非攻・非樂・節喪・節用を論ずる、皆權門勢家の放恣浮華を禁じ、財を愛し費を省き、以て萬民一同歡腹の樂を得しめんとするに非ざる莫し。又老子の如き は元來無爲自然を主義とし、分化の未だ行はれざる太古の社會に復歸するを以て其の理想とするが故に、差別を厭ひ平等を喜ぶは固より其の所なり。曰く「天之道、其猶張レ弓乎、高者抑レ之、下者擧レ之、有レ餘者損之、不レ足者與レ之、天之道損二有餘一而補二不足一、人之道則不レ然、損二不足一以奉二有餘一、孰能有餘以奉二天下一、唯有道者」（七七章）と。されば其の「不レ尙レ賢使二民不レ爭、不レ貴二難レ得之貨一、使二民不レ爲レ盜、不レ見レ可レ欲、使二心不レ亂」（三章）と言ひ、民をして無知無欲ならしめんとするに在るなり。更に列子が私有財產に對する自由競爭を社會より驅逐しを絕滅せしめんとするに至りては頗る極端なるものあり、曰く「吾盜二天地之時利、雲雨之滂潤、山澤之產育、以生二吾禾一殖二吾稼一築二吾垣一建二吾舍一、陸產二禽獸一、水產二魚鼈一、亡レ非二盜レ天地一也、夫禾稼土木、禽獸魚鼈、皆天之所レ生、豈吾之所レ有」（天瑞）と。是れ天地間に生ずる財物はすべて天地の有にして、個人の私財は畢竟贓物なりとするものなり。老子は其の社會組織を說くに當り上に垂拱無爲の君主を想定するも、列子に至りては遂に其の思想を徹底せしめて、無君の制を共理想國に逃ぶるに至れり。我國德川時代に於て社會問題の議論を爲せしものは、熊澤蕃山を始めとし本居宣長・中井竹山・頼山陽等其の數尠からずと雖、其の言ふ所多くは支那先哲の思想を祖述し、若くは之を數衍せるものに過ぎず。其の間に在りて獨り佐藤信淵の垂統法は、其必しも先人の步趨に隨はざる點に於て、且其の組織の頗る整然たる點に於て、大に他の學者と選を異にするものあり。信淵當時の窮窶兼併の禍を論じて曰く「貧民は己が產業を持當民に剝奪せられて、已むことを得ず當民の田畑を借りて耕作するを以て、公稅の外に數多の增稅を取立られ、豐年なりと雖ども衣食の足らざるに困む、況や凶年饑歲に於てをや、是故に父母ありと雖ども孝養をなすこと能はず、婦人姙娠すること有るも大抵壞藥を用ひて此を墮胎す、然るに凡そ當を求むる者は、慈心限りの無ものにて、絕て貧民を憐むことを知らず、倘も高利の金を貸し、利に利を加へて促貸し、家屋敷に至るまでも皆奪取るを以て、貧民は住み馴れたる故鄉を去り、流民と爲りて他鄉に迷ふに至る、……天地の神意に乖戾するの罪惡、國務を頽敗するの災害、豈に當民より甚しき者あらん乎」（『垂統秘錄』）と。而してかかる窮民を救濟し、當豪跋扈の根源を塞ぐの策として、玆に共所謂垂統法なるもの案出せられたり。今其法の大要を述ぶれば、信淵は從來の社會階級の別を全廢し、國民全體を其の從事する所の職に隨ひて農民・樹民・礦民・匠民・賈民・舶民・漁民の八民と及び官吏とに分類し、次に本事府・開物府・製產府・融通府・陸軍府・水軍府の六府を置き、八民を管轄し、而して六府の外に太政基・神祇基・敎化基の三基を設け當局・祭祀・敎育・救濟等の事を司らしむ。斯くて凡ての國民は國家の官吏たるか然らずんば國家の勞働者たるべく、要するに國民を擧げて國家の直接使用人たらしめんとす。以上述ぶる如き社會組織の下に於て如何なる政治を行はんとするかといふに、其基礎たるべき原則は先づ一民毎に一業を國家より授けて其の業を許さず、一切の寶貨借貸賃雇等は私人之を營むを嚴禁し凡べて之を國家の

公營と爲し、又一切の租稅を全廢し國家政務の費用は事業公營の利潤の一部を以て之に充てんとするなり。此の外信淵の所說に於ては一切の土地及び一切の資本を國有とすべしとの意見は之を見出すを得ずと雖、其水陸二軍府の組織を論ずる條に、生產資本の國有を主張せるに徵すれば、其の思想の根柢は推測するに難からざるなり。以上は即ち信淵が垂統法の大略なり、其の詳細に至りては其著『垂統秘錄』に就きて之を見るべし（『東京都法學會雜誌』四の一〇〇に據る）。

以下古來學者の間に研究せられたる諸政策中、今日の所謂社會政策に相當するもの二三を擧げて之を略說すべし。

ロ　土地平分策　土地平分策としては井田・限田・均田・口分世業田等其の主なるものなり。井田の法は周末以來儒家の徒によりて盛んに唱道せらるる所にして、其の要旨は古代の經濟狀態に於て殆んど唯一の富源たる土地を國有とし、之を平等に分配して貧富の懸隔を防ぎ、同時に租稅に制限を設けて諸侯の收斂を禁じ、以て人民一般の福利を圖り、愛民の實を擧げんとするに在り。葉水心曰く「自レ古天下之田、無中不レ在レ官、民未二嘗得一私二有之一、但强者力多、卻能奪二弱衆人之利一以爲レ富、弱者無レ力、不レ能三自耕一其所有之田上、以至二轉徙流蕩一、故先王之政、設二田官一以授二天下之田一、貧富强弱、無二以相逈一、使下各有二其田一得中以自耕上、故天下無二甚貧甚富之民一」（『水心別集』卷二）と、是れ井田の起る理由なり。然らば其の法いかにといふに『漢書』食貨志に周初の制として述べて曰く「理二步立一畝、正二其經界一、六尺爲レ步、步百爲レ畝、畝百爲レ夫、夫三爲レ屋、屋三爲レ井、井方一里、是爲二九夫一、八家共之、各受二私田百畝一、公田十畝一、是爲二八百八十畝一、餘二十畝一、以爲二廬舍一、出入相友、守望相助、疾病相救、民是以和睦、而敎化齊同、力役生產、可二得而平一也」と。但ここに謂ふ所の私田・公田は固より私有田・公有田の義に非ず、井田の法によれば天下の田は悉く官に屬し民之を私有することを得ず、從て又之を耕寘するを許さず。民は唯田を官に受けて之を耕し、私田の收穫は之を私し、公田の收穫は之を官に輸して租と爲す、而して私田百畝に對し公田十畝なるを以て、其の租は所謂什之一に過ざるなり。然り而して土地に肥瘠の差あり、民に老幼の別あり、又農民以外の三民あり、授田の法必ず一律なること能はざるなり。されば曰く「民受二田一、上田夫百畝、中田夫二百畝、下田夫三百畝、歲耕種者、爲二不易上田一、休二一歲一者、爲二再易下田一、三歲更耕之、自爰二其處一、農民戶人已受二田一、其家衆男爲二餘夫一、亦以二口受一田如レ比、（孟子曰、餘夫二十五畝）士工商家受二田一、五口乃當二農夫一人一、此謂下平二土可二以均一而法者上也、若二山林藪澤一、原陵淳鹵之地一、各以二肥磽多少一爲レ差、……民年二十受レ田、六十歸レ田、七十以上、上所レ養也、十歲以下、上所レ長也、十一以上、上所レ强也」（『漢書』食貨志）と。『周禮』大司徒遂人に言ふ所の井田の制亦略ぼ之と相同じ、斯かる土地制度が周初に於て果して如何なる程度に於て行はれ、又如何なる範圍に行はれたるか等は大に議論の存する所なりと雖、少くとも周代に於て大體かかる土地制度を以て政治上の一理想となせし事實は、孟子荀子の說之を證明して餘あり。殊に孟子の如き「夫仁政必自二經界一始、經界不レ正、井地不レ均、穀祿不レ平、是故暴君汙吏、必慢二其經界一、經界既正、分レ田制レ祿、可二坐而定一也」（『滕文公上』）と言ひ、井田を以て王政の本なりとし、其の廢弛を慨し諸侯に說きて之れが厲行を奬勸せり。

是より後井田に關する論學者の間に喧しく、中に就きても胡翰・方孝孺・黃宗羲の如きは井田必ず復すべしと論ずるものの尤なるものなり。但此等の學者は唯井田の復すべきを言ふのみにして、其の之を復する所以の法に至つては未だ詳なる能はざるを憾とす。然るに一方に於て井田の法は到底之を復すべからずと雖、其の意は未だ骨て師とすべからずんばあらずとする者あり、古くは董仲舒・荀悅・李安世の如き、下つて蘇老泉・葉水心の如き其の主なるものなり。井田の後世に行ふべからざる理由として荀悅は曰く、「井田之制、不レ宜二於人衆之時一、田廣人寡、荀可レ爲也、然欲レ廢二之於寡一、立中之於衆上、土地布列在二豪强一、卒而革レ之、並有二怨心一、則生二紛亂一、制度難レ行」（『文獻通考』卷一引）と、蘇老泉は曰く「驅二天下之人一、錮二天下之耳目一、窮二數百年一專力於此一、不レ治二他事一、而後可下以望中天下之地盡爲二井田一、盡爲二溝洫一、……吁亦已迂矣、井田成、而民之死其骨已朽矣」（『蘇老泉全集』卷五）と、又葉水心は曰く「井田之制、雖下先廢二於商秩一、而後諸侯封建絕上、然封建既絕、井田雖レ在、亦不レ可二獨存一矣、故井田封建、相待而行者也」（『水心別集』卷二）と。かくて此等の學者は井田は到底之を復すべからずと雖、而も其の精神は他の方法によりて之を存續せざるべからずとせり。蘇老泉曰く「夫井田雖レ不レ可レ爲、而其實便二於今一、今誠有レ能爲下近二井田一者上而用中レ之、則亦可二以蘇中民矣乎」（『蘇老泉全集』卷五）と、葉心水亦曰く「後世之所二以爲一不レ如二三代一者、郡在二於不レ能レ使二天下無一レ貧民一耳、不レ在二於田之必爲レ井不レ爲レ井也一」（『水心別集』卷二）と。而して井田の意を師とするの法は、董仲舒の限田・李安世の均田及び唐の口分世業の法を以て最著名なりとす。

限田の制は井田の法と異り土地の私有を許すと雖、其の私有し得る額を限定し、以て自由競爭を根絕し富者兼併の弊を一掃せんとするものなり。限田の議は漢

日にする所にして、是れ亦多く說明の要を見ず。『漢書』に曰く「民三年耕則餘一年之蓄、九年耕則餘三年之蓄、雖遭水旱、民無菜色、然後王德流洽、禮讓興行」と。斯くて前段既に述べたるが如く、蓄食足るの後に禮讓興るは、人民の共同訴訟を裁斷せし如きは、訴訟に關する思想の發達を見るに足るべし。訴訟沿革は後に述ぶるが如く財政上に於ても亦重要なる地歩を占むるものなりと雖も、是れ人を用ひて出を制する財政論に於ては當に然るべき所なり。

七　財政に關する思想

Ⅰ　根本原則

財政の根本に關する學者唯一の信條は、人を用ひて以て出を制するの一語に在り。此の語の本づく所は『禮記』王制にして、其の說に曰く「家宰制國用、必於歲之杪、五穀皆入、然後制國用、用地小大、量入以爲出」と。是れ即所謂の經費に因つて用度の高低を爲すものにして、若し此の如くんば國家不足の憂なく、事功成らざるものの無しとするなり。然るに用に經急あり、歲に豐凶あり、若し臨時用急の用あり、又は凶年饑饉其の入る所到底經常の用度を辨ずるに足らざることあらば如何、是れ財政上に於ける最重の出づる所以なり。同じく王制に曰く「國無九年之蓄、曰不足、無六年之蓄、曰急、無三年之蓄、曰不國非其國也」と。されば孫獻の如きも理財の三計を論じ、曰く「夫爲國有三計、有萬世之計、有二時之計、有一時之計、古者三年耕必有一年之蓄、以三十年之通計、則可以九年無一歲也、歲之所入、足用而有餘、是以九年之蓄、雖四海無用、幸有水旱之變、並被之災、地不愛寶、使之貧、四夷賓服、並使之困、此萬世之計也、而其不然者、一歲之入、雖盡出以爲一歲之用、其年居曠、不主於豐、雖遭水旱、民無飢色、而有急則不救於厚殷、故其國可亡而不可保、可保而不可久、勢、此亦一時之計也、主治於下而無儲者、或出以爲人、用之不給、則百役之委多、天下受然無大患、雖而救其用、救半荷且之法、不知有急則何以加之、此所謂不救月之計也」と（『後漢書』卷）と。足れ入を量りて出を爲し、豐凶に拘はらず、入を量りて出を爲し、且訴訟有るを以て中計と爲し、而して出を量りて入を爲すものに至りては理財の最下計と爲すものなり。孫獻の此論、財政の根本原則に關する眞正學者の思想を代表せるものと謂ふを得べし。

Ⅱ　經費論

國家の經費に關し古來學者の理想とする所は、經費は稍ふ限りなきを欲せんとするに在り。孔子曰く「節用而愛人」（『論語』學而篇）と。荀子亦曰く「足國之道、節用裕民、而善臧其餘」と（『荀子』富國篇）。爰來節用の語主として經費節減の義に用ひらるゝ。而して經費節減の論據は『易』に所謂「不節則嗟、不節之嗟、則凶」（節彖傳）に在り。酷費曰く「地力之生物有天、人力之成物有天、兩之有度、用之有節、則常足、兩之無度、用之無節、則常不足」（『酷吏公全集』卷二三）と。楊時亦曰く「易曰節以制度、不傷財、不傷民、蓋傷財必至於傷民、故愛民必先於節用」（『宋論語集註』卷一引）と。然らば如何なる點に於て經費の節減を行ふかといふに、節用の本は省事に在り、政中不急の官を省き、冗雜の過大を減め、及び君主の奢侈を禁ずる等其主なるものなりとす。荀子曰く「上好之、下必有甚者矣、上好利、則國貪、上大夫兼則國貪」（『荀子』富國篇）と。蘇軾亦曰く「方今之計、莫如省官減費、非求以財而益之也、去其所以損之而已、……非之治以省者三、一曰冗吏、二曰冗費、三冗官、冗吏者、天下之中正也、多乎什一、大縣小縣、寡三乎什一、大郡小郡、什一有而頒祿養作矣（『宋文鑑』卷五十五年）と。又曰く「古者公十五年）と。又曰く「古者公十五年）と。又曰く「古者公

るは多言を要せざる所なるが、古來動力として利用されたる力は常に一樣ならず。太古未開の時代に於ける動力は人力を主とし次で獸力の利用さるるありしも、爾餘の動力は其の應用頗る少なく、僅に風力及び水力の往々利用さるるありしのみ、然るに近世知識及び技術の進歩と共に蒸汽力・電氣力並に瓦斯・空氣其の他の壓搾氣體の膨脹力等各種の自然力益〻廣く應用せらるるに至りしものあり。從て單に動力と云へば世人は人畜の力以外の原動力、卽ち風力以下の自然力殊に蒸汽力電氣力並に氣體膨脹力を聯想するの有樣なり。然りと雖も電氣力を初め此等各種の自然力は古來常に存在せるものにて、敢て近時初て發生せしものに非ず。唯〻近代に及んで漸次利用せらるるに至りしのみ。凡ての原動力が斯の如く古來常に存在せしに拘らず、漸く近代に及んで其の利用を見るに至りし所以のものは何ぞや。蓋し、凡て動力の利用はそれ〴〵適當なる器具又は機械を必要とするものあり。而して器具及び機械の製作及び利用には多大の知識技術並に資本を要するものあり。是れ其の利用の古代に少なくして文明の發達と共に漸次其の利用多きを加へ以て今日に至れる所以なり。而して當今と雖も自然の動力にして利用せられざるもの尙ほ甚だ少なからざる次第なれば、將來人智の進歩と共に、其の利用益〻加はる可きは之を想像するに難からず。併し動力利用の進歩は前述の如く一に器具機械の進歩に待つものなれば、其の發達の次第と經濟上に於ける利害とは共に器具及び機械の發達史と其の影響とに之を見る可く、器具機械を離れて別に此に特記す可き動力の經濟上に於ける性質及び作用は毫も存せざるなり、尙「器具」及び「機械」の題下を參照すべし）。

（氣賀勘重）

トゥルボロ・ジアン・ドナト

Gian Donato Turbolo.(1575—)

一 略傳 一五七五年の頃ネープルスに生る。夙に產業の方面に著目して商業及び爲替業を練ね書みしが、一六〇七年其の貨幣に關する造詣深きの故を以て擢んでられてネープルス王國の造幣局長に擧げらる。トゥルボロ卽ち身を以て幣制の統一改革を期し、斷然たる根本的改革案を立案建議せしかども、四圍の事情は遂に其の實行を許さず、一六二二年遂に冠を掛く。蓋來世に紀伊中納言といへり、正德六年（卽ち享保元年、西曆一七一六）に七代將軍家繼幼にして薨じ嗣なし、廿にして入りて將軍職を繼ぐや大に紀綱を振肅し、浮華を郤け質實を尙び、屢〻鷹狩などして士氣を鼓舞し、有用の實學を奬勵し、及物產の發達を計り、先例に基きて刑律の書を修定する等、施設する所頗る多し。世に德川氏中興の名君と稱す。

將軍として吉宗の經濟上の施設は、先づ（一）大に節儉を勵め、自からも率ずること頗る薄く、以て前代以來

年處を經ること六星霜に及ぶと雖も適任なる後任者無かりと云ふ。

二 著述 Discorso della differenza ed inequalità delle monete del Regno di Nopoli, con altre monete di potentati convicini, e della causa della penuria di esse. Con l'esperienti per lo aggiustamento, et abbondanza si delle monete di Regno, come di forestiere, 1616.—Nuovi Carrichi dati alli officiali della R. Zecca carcenti. Contenuti nelle cinque ultime relationi fatte dal Magnifico Rationale Luca Landato, oltre le due antecedenti, Con le risposte e discarichi adverso dette relationi,e protendente, et altri discarichi, 1623.—Discorso sopra le monete del Regno di Napoli. Perla rinnovatione della lega di esse monete, ordinata ed eseguita nell' anno 1622. Edegli effetti da quella proceduti. E se il cambio alto Per estra Regno sia d'utile, ò danno ni Regnicoli. Con diverse relationi, e copie d'altri discorsi dati fuori nell' anni 1618, 1919 ot 1620, pertinenti alla medesima materia, 1620.

【參考書】(1) Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften—(2) Palgrave, Dictionary of Political Economy.　（增井幸雄）

德川吉宗（トクガワヨシムネ）

（享保元年（西曆一七一六）—寶曆元年（西曆一七五一））

德川吉宗は紀州侯光貞の第三子なり。吉宗、貞享元年（西曆一六八四年）を以て和歌山に生る。元祿十年、越前國鯖江三萬石に封ぜられしが、其の後、父光貞薨じ、兩兄も相繼で早世せしを以て、寶永二年宗家を繼ぎ、

幕府財政の窮乏を救ひしこと、（二）前代に新井白石が計畫し著手せる貨幣改鑄の事業を遂行して一たび之を完成し金銀を慶長の舊に復せしも、既にして元文に再び改鑄を行ひ、其の品質を改定せること、（三）米價の高低甚しきに對し、種々なる調節策を試みしこと、（四）物產の發達を計り、或は藥用人參の栽培を試み、或は甘蔗の栽培、砂糖の製造を計畫し、或は蔗苗の移植、其の栽培の普及を奬勵する等種々施設する所ありしことを擧ぐべし。吉宗の殖產政策はそれ自からに於て相當の效果を奏し、蔗苗の移殖の爲めには飢餓を免れるものも少からず、又後年內地に於て人參の栽培砂糖の產出等、兎に角一たび成功し、或る程度まで輸入を防遏せるのみならず、其の施設が諸藩にも刺戟を與へ、各地特有產物發達の氣運を助長せること亦尠からずといふべし。長崎貿易に就きては前代に白石が立案し制定せる新例を改めざりき。財政上の施設としては享保七年に諸侯より上米を徵せしこと、享保八年足高の制を設けたること、及び享保六年に定免の法を立てたること等あり。吉宗はまた全國の人口を調查し、施政の參考に供せり。

世に『紀州政事草』及び『紀州政事鏡』といふ書あり。吉宗紀州の藩主たりしとき自から著作せるものなりといふ。然れども其の果して吉宗自からの作に係るや否は、尙ほ考究を要するものなり。

【參考書】『德川實紀』（『有德院殿御實紀附錄』）・『仰高錄』・『象山麗澤秘策』・『經濟錄』・『三貨圖彙』物價部・佐野善作「德川氏の米價政策」（『國民經濟雜誌』第一卷第四號以下）・『大日本租稅志』（卷二十六、定免取）。

（內田銀藏）

獨占（ドクセン）

世に『紀州政事草』及び『紀州政事鏡』といふ書あり。吉宗紀州の藩主たりしとき自から著作せるものなりといふ。然れども其の果して吉宗自からの作に係るや否は、尙ほ考究を要するものなり。

【參考書】『德川實紀』（『有德院殿御實紀附錄』）・『仰高錄』・『象山麗澤秘策』・『經濟錄』・『三貨圖彙』物價部・佐野善作「德川氏の米價政策」（『國民經濟雜誌』第一卷第四號以下）・『大日本租稅志』（卷二十六、定免取）。

（內田銀藏）

獨占（ドクセン）

英 Monopoly. 獨 Monopol. 佛 Monopole.

一 意義 獨占とは競爭を杜絕して獨り其の地位を占むるを云ふ。卽ち經濟上に於ては唯一人又は一群の團體が交易上全く競爭なく一定の物件の賣手又は買手として、獨り其の地位を悉にするの謂なり。故に經濟上の獨占には賣手としての獨占卽ち所謂賣獨占と、買手としての獨占卽ち所謂買獨占の二種ある次第なれども、購買獨占卽ち多數の供給者に對して或一人が唯一の購買者たるの地位に立てる場合は割合に甚だ少なく、國民經濟上又重要視せらるる場合頗る少なし。從て獨占と云へば世人は通例販賣獨占を聯想するを常とし、又一に之を專賣と呼ぶの風あり。而して獨占の地位は通例一定の個人又は法人の之を占むるを常とすれども、併し多數人の集團も亦其の集團が相合して當該物件の供給又は需要を獨り自ら支配するの地位に在る時は等しく獨占の實を擧ぐるを得可し。其の他、獨占の目的物としては、交易場裡に於ける普通の有形財は勿論、運輸其の他の勤務幷に各種の勞務等も交易の目的物たるものは、等しく其の目的物たるを得可きなり。

二 種類 獨占は前述せる販賣獨占及び購買獨占の區別の外、其の獨占權發生の由來、有效區域の廣狹、存續期限の長短、獨占業其の物の種類並に獨占的實權の强弱、及び種々に區別せらる。今其の重要なるものを擧ぐれば左の如し。

一 自然的獨占と人爲的獨占 自然的獨占とは獨占の原因が當該物件の存在自然的に稀少なるに在る場合、詳言すれば當該交易場裡に於ける需要に比して其の物件の自然の存在甚稀少なるが爲に、其物件の所有者が供給者として獨占の地位に立つ場合を云ふ。此の種の物件に在りては縱令其の所有者多數に存在し且つ其の多數人間相互團結の實なしとするも、供給の總額既に自然的に制限せらるるあるが故に、任意可增的なる貨物の場合の如き競爭は行はるるものに非ず、從て其の價格は自由競爭の存する場合と異なれる法則に支配せらる可し。其の他、此種の獨占は共產主義の社會に於ても亦其の實を存するものなきに非ず。蓋し、斯る社會に於ては賣買なく從て價格の形成行はるることなしと雖も、此の種の稀有物件は到底嚮餘の任意可增的なる物件の如く一般の欲望を平等に滿足せしむる程の量を生產するを得ざる可きが故に、此の種物件の分配方法は自ら任意可增的なる物件の分配と異ならざるを得ざる可ければなり。寶石・貴金屬其の他天然に比較的稀有なる物產の生產地の如きは卽ち此の自然的獨占の重なるものにして其の類例は枚擧に遑あらず。其の他、稀有なる天才的技巧の如きも亦此の種獨占の一種にして、縱令同種の技巧を有する者他に多數の存するあるも、其の人の技巧特に群を拔き、世間の需要一に其の人の作品に集中する場合には其の人は該作品の獨占者として殆ど隨意に其の價格を支配し得るなり。次に人爲的獨占とは之に反し祕密の技術、多數同業者の聯合又は國家的制度等の人爲手段に依りて設定せる獨占を云ふ。自然の稀有物件を有する多數の同業者が相聯合して其の獨占的地位を利用せんとする幾多の聯合、又は合同の如き亦一種の人爲的獨占たるの觀なきに非ずと雖も、一般に人爲的獨占と稱するは斯る自然的獨占を基礎とすることなく、自然の上より觀れば全く獨占の性質なきか、又は多少其の性質あるも獨占の條件頗る不完全にして競爭一般に可能なる場合に、人爲的施設に依りて獨占の條件を設定せる其獨占を云ふなり。斯る獨占を形成する主要の方法は「カルテル」・「シンヂケート」・「リング」・「トラスト」等の如き

ると雖も、其の效果亦た重大なるものなし。

六　獨買獨賣　獨占の性質に照して明らかなる可し。唯、購買獨占は以上の分類中に於ては主として販賣獨占に近きものなり。而して此の獨占は何れも市場の獨占なり。而して此の獨占は市場の獨占なるが故に、價格が其の生産費を償ふに足る程度に騰貴するを得ざるが故に、獨占者は其の獨占力を利用するも、其の利益は多くの場合に於ては獨占地代の形式に於て地主に歸し、獨占者自身は普通利潤を得るに過ぎざるが故に、獨占者に對する競爭者の出現を防ぐ爲めには、獨占價格を以て生産費を償ふに足る程度に騰貴するを得

特別會計（トクベツカイケイ）

英 Special accounts.

基本及び其の他一切の收入を收入として一切の經費を支出し、この收入及び支出の事務を處理せんが爲に設置せらるゝ會計とす。會計に區分あるの一般の目的を以て設置せらるゝものあり、區廳經費の特別會計の一般のみの目的を以て設置せらるゝものあり、市町村の一部を以て設置せらるゝものあり、區廳經費の特別會計又は市町村の一部を以て設置せらるゝものあり、市町村の一部を以て設置せらるゝものあり、市町村の一部を以て設置せらるゝものあり、

同じく部分品	四二六、六四三	二七七、二九三	二四七、二四九
合計	一、三二九、二五五	七五五、九九三	六七七、三七

即ち輸出にありては年々增加するに拘らず、輸入にありては年々減少の趨勢を示しつつあるなり。これ全く國内に於ける時計製造業の發達に歸すべきものなり。而して近き將來に於て特種の時計及び部分品又は美術的のものを除きては海外よりの輸入を全く杜絕するの期あるや疑ふべからず。

（石澤久五郎）

賭作法（朝鮮）（トサクホウ）

「小作」の題下（朝鮮）の項を見よ。

都市（トシ）

獨 Ville. 佛 Town. 獨 Stadt. 佛 Ville.

一　古代の都市　獨逸の地理學者として有名なりし故「ライプチヒ」大學敎授フリドリッヒ、ラッチエルの言に、「都市は吾人々類の移住狀態に於ては最も永續的の意義を有するものなり、彼のメンフィス（埃及）の放趾に築かれたるカイロの如き、其の他、アゼン・羅馬の如き、皆、此の貴重なる紀念碑たり、而して都市が單に史的價値のみにあらずして、永續的の力を有することは、侵略的欲望を恣にする徒をして容易に破壞せしむることなく、爲めに吾人の移住狀態は鞏固となり、國民的生活は爲めに一大進步をなすに至れり、……要するに都市は國民又は國家の永續に向ては、著しき意義を有するものなりとす」とあるが如く、都市は近世史の產物にあらずして、既に遠き古代に存す、例へば、テーベ・メンフィス・バビロン・ニヌア・スサ・エクバタナの如き、その著しきものにして、彼の豫言者ヨナはニヌアの市中を見物するには、約三日を費さざる可からずと稱し、又希臘の史家ヘロドトスはバビロン市の周圍が四百八十「スタヂェン」即ち八十八粁に達せることを云へり、若、此の說に從ふ時は、其の全市の面積は約四百八十四方粁となり、現時に於ける伯林市の約八倍に相當するも、但最近、佛・獨兩國によりて、なされし發掘事業の結果によれば、同市の全周は約十五粁にして、略ぼ現時のドレスデン及びミュンヘン兩市と相同じ、而して古代の都市は、メンフィスの如き宗敎的意義を有するものを除けば、多く大帝國の創立者が、政治上の中心となせし處にして、市の中央には堅固なる城壁を周らせる王宮と、其の附近に國神を祭れる殿堂あり、即ちバビロンに就きて觀察するに、カスル丘上にはナボホラサルの王宮及王子ネブカドネザァーの宮殿あり、又此の丘陵と相對せるアムラン、イプン、アリーの丘上には天神・地神を祀れる處あり、之を要するに、古代の都市は、尙ほ今日、蘇丹地方に見るが如き、單に保護機關又は統治的手段を目的とせる君主專制的の面影を有する都市多く、更に之を經濟上より觀察する時は、純全たる消費的の都市多かりしものなりとす。

二　希臘及び羅馬の都市　希臘及び羅馬は都市的國家の好典型にして、蓋前者にありて都市集中の勢を大ならしめしものは、其の國土、肥沃ならざる爲め農業に適せず、加ふるに波斯戰勝の結果として獲得せし巨額の資金、アゼンに流入せしによるものなりとす、當時の政治家ペリクレスは之を國家隆盛の目的に利用せり、例へばアゼン市の改築事業の如き之なり。斯くて外國商人・手工業者等の同市内に定住するもの多く、紀元前五世紀の中期には、アゼンは當時に於ける世界的市場たるの觀を呈するに至れり。而してアゼンの經濟的發逵は漸次市内に住せし農民をして商工業に興味を有せしむるに至り、加ふるに地方にありて勞働の機會を求むること能はざりし農民も亦た相次で都市に入りて、工業上の勞働者と化するに至れり。當時アゼン市に住する大商人・海運業者・工業者等の數は十三萬に達し、彼等は政治上の一大勢力者として十萬の地方農民に對抗し、以て政治上の優先權を有せり。尙ほ希臘人の都市的努力は單に本國内に止まらずして、海外にては、アレキサンドリア・セリュキア・アンチォキア等の發逵を見るに至れり。要するに、希臘の都市は人口に於て、其の面積に於て大ならずと雖、然かも吾人が前に述べたる古代都市と異なりて、多く生產的の都市なりとす。以上希臘の都市と多少其の觀を異にするものを羅馬となす、此の市の經濟組織は其の中心を家族團體の上に築きしに不拘、決して孤立經濟の狀態に存せしものにあらず、既に都市成立の初期に於て職業の分化發逵し、殊に革匠・染物屋の如き獨立的職業の存在せるものあり、又商業の存せしことも明白なる事實にして、羅馬が其の位置の海に近きと、タイバー河畔にありしとは、自から附近の地方に對する中央市場と化するに至れり。但、此の附近地方の住民が其の購買力に於て、最も薄弱なりし農民なりしことは、此の都市が廣大なる背地を有せしに不拘、コリンスの如くカルセーヂの如く、大なる商業地たること能はざりし所以なりとす、唯だ羅馬をして大都市たらしめしものは實に東方諸國に對する侵略的戰爭にあり。即ち或意味に於て、此の侵略的戰爭は羅馬に富を齎らせし父なりとす、而も此の富が充分に集積せられざりし重要なる原因は、(一)資金の流出、(二)奢侈の增加、(三)不確實なる資本の放下、(四)人口の稀薄なりしこと、(五)奴隸經濟等なりとす、要するに羅馬を以て希臘の都市に比較すれば、後者が輸出的意義を有せざりしに對して、前者は何等斯くの如き意義を有せざりしものなりとす。

三　中世の都市　中世都市の第一の特徵は各市、市

場を有すると共に、多く市内の重要なる建築物は此の市場の附近に存在せしものなりとす、而して市民は其の生活上の必需品を每日此の市場に求め、又此の市場には時に異國の大商人の來て商品の取引に從事するを見しことあり、次ぎに第二の特徵としては、市民の生命及び財產を保護する機關たる城壁を有せしことなりとす、此の城壁も築造の初期にありては、土造又は木造なりしが、漸次變化して、後ちには堅牢なる石造を以てするに至れり。而して之が好個の例證は獨逸のニュルンベルグなりとす、次ぎに第三の特徵としては、中世の諺に「都市の空氣は自由をつくる」とあるが如く、何れの都市にあつても、獨立の司法・行政上の機關を有せしことなりとす、尙ほ中世都市の人口は何れも近世的都市の如く多からず、十三世紀に於て大都市と稱せられしキヨルンの如きも其の人口は一萬五千以上に達せざりしものなりとす。要するに、中世の都市を以て、古代の都市に比較する時は、古代の都市、殊に希臘の都市にありては、市民の一部は地主又は奴隸を使役する農民階級なりしが、中世の都市にありては、都市と地方との間に經濟上の分業存し、前者は專ら商工業を目的とし、後者は之に反して原料品及び食料品を生產せしものなりとす、斯くて市場は兩者の經濟的調節作用として現出せしものなりとす。

四　近世の都市　近世的都市は其の人口に於て或は經濟上の分業に於て、或は世界的市場を目的とする大工業の發達せし點に於て、著しく中世の都市と異なれり、殊に最近に於て著しき傾向とも稱す可きは、各都市に於ける人口の增加となす。例へば獨逸の如き、今を去る五十年前に於て、十萬以上の人口を有せし都市は、僅に伯林・漢堡・ミュンヘン・ブレスラウ・ドレスデン・キヨルン等の都市に過ぎざりしが、今日にては、其の數著しく增加して四十以上に達するに至れり。又是等大都市に於ける人口集中の割合は、一八七一年には同國全人口の百分の五に過ぎざりしが、一八八〇年には百分の七となり、一九〇〇年には百分の十六となれり。更に最近、伯林市の人口統計表を見るに、伯林土著のもの八十二萬二千二百七十人に對して、外來者は百二十一萬七千八百七十八人（普魯西・ザクセン・メクレンブルヒ等）の多數を占む、次ぎに佛國の巴里は其の全市積七千八百二「ヘクター」に對して、人口二百五十四人、墺國の首都維也納にては百八十一方粁に對して、人口二百十萬八千人、即ち一「ヘクター」に就き百十六人、露國の首都セント、ペテルスブルグにては八百五十九方粁に對して百五十七萬三千人、即ち一「ヘクター」に就き百八十五人、紐育は八百二十三方粁に對して、四百三十三萬八千人、即ち一「ヘクター」に就き五十三人、シカゴは四百九十八粁に對して二百十六萬六千人即ち一「ヘクター」に就き四十四人、プエノス、アイレスは百八十二方粁に百二十四萬二千人、即ち一「ヘクター」に就き六十八人なりとす。而して斯くの如き人口增加の結果として發生する問題は、所謂、住宅問題なりとす。即ち前世紀殊に其の後半期より、小規模の住家、漸次其の姿を沒して、四五階の宏莊なる家屋代て出現せし結果は、自己のみの住宅に供するもの著しく減少して、所謂貸間組織なるもの增加するに至れり。例へば一九〇五年ウュルテムベルヒ王國に於ける五千人以上の町村が一五、九「プロセント」の自家用住宅を有せしに不拘、同國首都スチュッガルトにては八二、五「プロセント」の貸家に對して、自家用家屋は僅に一四、四「プロセント」に過ぎず、斯くの如きは、唯だ單に此南獨の一都市に見る現象にあらずして、寧ろ大都市に於ける共通の現象たり。而して吾人の生活上、重要なる意義を有する住宅が漸次大仕掛となりし結果、自己所有、自己經營を不可能ならしめ、進んで之が經營は企業家の手に移り、其間、家主の投機的行爲、不健全なる建築事業、利子の支拂等の爲め、屋賃の騰貴となり、玆に住宅問題は一種の社會政策上の問題と化するに至れり。蓋今日の住宅問題殊に屋賃の騰貴の主要なる原因は、建築費に對する利子及地面なりとす、就中、此の問題の骨子となるものは、後者たる地面の騰貴に起因す、例へば伯林市に就きて見るに、一九〇一年より一九〇六年に至る五年間に於て、同市の地價は三十四億麻より四十三億麻即ち約八億麻を增加せしが、一九一一年の冬には五十億麻の巨額に達するに至れり。又、論者自身が伯林滯在中、見聞せし處によれば、同市中最も繁華なるウンテル、デル、リンデル街とフリドリッヒ街との交叉點にて一「ロット」十萬麻、其の他、ライプチヒ街及ポッタム街の如きは、今を去る十年前には、一「ロット」二萬五千麻乃至三萬麻なりしが、最近の相場は三萬五千麻以上に達するに至れり。尙ほ同市西部方面も數年前に比して、約五十「プロセント」の增加となれり。斯くの如きは單に伯林にのみ見る現象にあらずして、所謂、大都市なるものに於ける共通の現象たり。而して此が救濟法として現今誘ぜられつつあるものは、附近の農地を化して市民の宅地たらしむると共に、出來得る丈け市有地を增加せしめつつあることなりとす。尙ほフランクフルト・チューリヒ・フライブルグ等の諸市にては、單に市有地の增加を以て滿足せず、更に是等の市有地に家屋を造築して市營となせり。又、其の家屋の如きは都市住宅條例によりて、出來得る丈け衞生的の設備をな

へば地代賃貸の低き庭園を有する程明白なる事實にして、例へば多く街上に於て遊戯し、或は家屋少くして健康上、有害なるは勿論、交通頻繁の街衢の塵埃を呼吸して、兒童の死亡率の增加する如きも、都市其の者に於ける衛生上に有害なる結果を與らせることは明白なる事實にして、例へば地代賃貸の低き庭園を有する程明白なる事實にして、例へば多く街上に於て遊戯し、或は家屋少くして健康上、有害なるは勿論、交通頻繁の街衢の塵埃を呼吸して、兒童の死亡率の增加する如きも、都市其の者に於ける衛生上に有害なる結果を與らせることは

以上の都市には各市場あり、各種の商工業者の之に集まりし狀況は、當代の史籍諸子に散見せり（「市」の題下參照）。漢は長安に都し、東漢に至て洛陽に徙る。此の兩者の外に當代著名の都市は左の如し。

陳留　河南省開封府陳留縣なり、天下の衝四通五達の郊とす。

臨邛　四川省邛州なり、前漢の富人卓王孫は此地の人なり。

茂陵　陝西省西安府興平縣なり、著名の富人袁慶漢之に居る。

宛　河南省南陽府南陽縣なり、一都會にして商家多し。

雍　陝西省鳳翔府鳳翔縣なり、隴・蜀の貨物輻湊し富賈多し。

番禺　廣東省廣州府番禺縣なり、地海に近く犀象瑇瑁珠璣銀銅果布の集散地にして、內地より往て貿易する者多し。

以上の外、曲阜・吳・蒼梧・邯鄲・臨淄・薊・新鄭・陽翟は尙舊觀を存續し、滎陽（河南省開封府滎澤縣）・彭城（江蘇省徐州府銅山縣）・合肥（安徽省廬州府合肥縣）・新安（河南省河南府澠地縣）・廣陵（江蘇省揚州府江都縣）・溫（河南省懷慶府溫縣）・軹（河南省懷慶府濟源縣）・三川（陝西省鄜州）亦地方の一都會なりき。『鹽鐵論』には、孫・魯・邯鄲・温・軹・滎陽・臨淄・宛丘・陽翟・三川を以て、當海內に冠たり是れ天下の名都と曰へり。按ずるに『漢書地理志』注に長安・洛陽等數都の戶口數を掲げたり、略都市の大小を察するに足るを以て左に掲ぐ、蓋元始二年の調査と見ゆ。

	戶數	口數		戶數	口數
長安	八〇、八〇〇	二四六、二〇〇	洛陽	三二、八二六	

成都	大、三六		魯	三、〇〇〇	
茂陵	六、一〇七		長陵	五〇、〇三七	一七六、四六九
宛	四七、三四七		偃陵	四九、一〇二	二六、一四八
陽翟	四八、六五〇	一〇九、〇〇〇	彭城	四〇、一六六	

之に據れば漢代戶口最多きを長安とし、成都之に次ぎ、茂陵洛陽亦之に次げり。

三國以後南北朝の間は、蜀の成都に都する外は、北朝は多く長安洛陽に、南朝は主として建業（江蘇省江寧府）に都せり。即ち魏晉元魏は洛陽に、吳・東晉宋齊梁陳は建業に各都せり。就中建業は後の南京にして、當代吳の始て都する所に係り、武昌（湖北省武昌府武昌縣）と共に南方繁榮の都なりき。晉の時童謠に「寧飲二升建業水、不食三斗武昌魚、寧還建業死、不止武昌居」の語あれば、當時建業の榮土たりしを知るべし。晉の全國を一統するや、之を十九州に分ちしが、其の州治のある地方は又一都會をなせり。

司州治洛陽　兗州治廩丘　豫州治項　冀州治房子
并州治晉陽　青州治臨淄　徐州治彭城　荊州治襄陽
揚江陵　揚州治蔣巷後建業　梁州治武威　雍州治京兆
秦州治上邽　益州治成都　宋州治南鄭　寧襄治
營南　幽州治涿　平州治昌黎　交州治龍編　廣州治番禺

隋は初長安に都し、煬帝に至て洛陽に遷す。唐は全國を十道に分ち、各州之に屬す。其の州治ある各縣は又各地方に於ける都會なり。就中最繁華なるを廣州、揚州、成都、荊州等とす。揚州は江蘇省揚州府江都縣なり、其繁華なりし狀況は、張祜・王建・徐凝の詩に徵して明かなり。（「市」の題下參照）荊州は湖北省荊州府江陵縣とす。五代の間唐の洛陽に都するを除き、梁晉漢周は皆汴（河南省開封府）を以て首都とす。宋之に因る。一に東京と名づく。又別に河南府み西京とし、大名府を北京とし、應天府を南京とす。『元豐九域志』には三京の主客戶數を掲げたり。

	主戶	客戶			
東京	一八三、七七二	三二、八三六	西京	七六、四五〇	七、二〇
			南京	六五、四七二	二五、八四四

南宋は都を杭州に遷す、之を臨安と名づく、即浙江省杭州府錢唐縣とす、一に武林の稱あり。凡宋は全國を路に分ち、各州之に屬す。其の州治のある所は即各地方の都會とす。就中潭州（湖南省長沙府長沙縣）襄陽（湖北省襄陽府襄陽縣）武昌・九江・江陵は皆江に臨める繁華の都會なり。按ずるに支那に於ける都市は、宋に至て最發達し、各種の商工業者蝟集し、肆店を各街區に陳設せり。蓋宋人は皆享樂に耽溺し、衣食住に奢侈を極めし事は、前代に曾て見ざる所なり。殊に汴都臨安の如き眞に慾界の樂土なり。遼は上京（臨潢府）に都す、即漢の遼東郡西安平の地にして、今の巴林の東北とす。金は上京（開原）及び燕京（直隸省順天府）を都とす。元も亦燕京を都とすと雖力を上都（和林）に用て尊なる能はず。明は太祖以後應天府（江蘇省江寧府）に都し、之を南京と稱し、別に開封府を以て北京とし、故元都を北平府とせしが、永樂十八年都を燕京に遷し之を北京とし、應天府を南京とす。清亦燕京に都す。

凡明清は全國を省に分ち（明は十五省清は十八省及び東三省新疆省に分つ）各府之に屬す。其の府治の存する處は即各地方の都會なり。就中明代に在りては、南直隸の鳳陽府（滁梁）・蘇州府（姑蘇）・鎭江府（京口）・揚州府（雞陽）・廬州府（金斗）・山東省の青州府（北海）・河

南省の開封府（汴州）・陝西省の漢中府（漢川）・浙江省の杭州府（武林）・紹興府（會稽）・寧波府（四明）・台州府（天台）・江西省の南昌府（洪都）・九江府（潯陽）・湖廣省の德安府（安樂）・四川省の成都府（益州）・保寧府（閬中）・福建省の福州府（三山）・廣西省の桂林府（建陵）・雲南省の大理府（南詔）を著名の都會とし、清代に至ては、以上諸府の外に、直隸省の天津、江蘇省の上海、湖北省の漢口、廣東省の廣東、四川省の重慶等を以て繁華の都會とす。今歷代の首都及著名の大都につき、其の沿革の一斑を記さんとす。

一　長安　長安は秦の時漢中の地なり。漢高祖之に都す、婁敬張良の議に從へるなり。其の地秦の咸陽を距る遠からず。所謂金城千里天府の地なり。城は縱橫各三十二里十八步にして、四面に各三門あり。門に三通の道あり合せて九達とす。或は曰長安城中に八街九陌三宮九府三廟十二門九市十六橋ありと。隋又長安に都し之を大興城と曰ふ。唐之に因る。京城は南終南山に接し、北渭水に據り、東灞川に臨み、西澧水に次す。東西十八里餘南北十五里餘周凡六十八里とす。東西及び南に三門あり北に一門あり、城內に東西十坊南北九坊乃至十三坊あり、合して一百十坊とす（後二坊を以て興慶宮とす）。北に皇城あり東西五里餘南北三里餘とす。東西に各二門南に三門あり。中央を朱雀門と曰ひ、南城門に達する大街を朱雀街とす。以て萬年長安の二縣を界す。皇城の內に宮城あり。宮城の外皇城の內に諸官衙あり（『長安志』・『唐兩京坊城考』參考）、唐以後は歷代之に都する者なし。此故に長安は唐代を以て最盛なりとす。

二　洛陽　洛陽は周成王の營建する所なり。平王錡京より之に遷る。南洛水に臨み北陝山に接す。東西六里餘南北九里餘とす。漢の時此地河南郡に屬し雒陽と名づく。或は曰漢は火行にして水を忌む故に水を去て雒と加ふと。東漢に至て之に都す。晉武帝以後又之に都する者あり。隋煬帝大業元年故城の西十八里の地に都す。唐亦之に因り以て東都とす。南伊闕に臨み北邙山に倚り東瀍水西澗水に接し、洛水貫流す。城は北狹くして南廣く、東南西各十五里餘西北面各七里餘とす。東南面に各三門北面に二門あり、城內に二百三坊あり。皇城は都城の西北隅にあり。皇城の外其後歷代之に都する者なく、唯舊都として一都會をなすに過ぎず。

三　汴都　汴都は戰國の時魏之に都し、大梁と曰ひしが、其の後唯一都會として知られ、漢代陳留郡浚儀縣に屬せり。東魏には此地梁州又開封に屬し、隋唐の間汴州に屬せり。後梁の朱全忠に至り此の地を東都とし、洛陽を西都とす。晉以後亦之に都す。宋は之を新城舊城に分ち、新城は周廻五十里餘南に三門東西に各二門北に四門あり、一に外城と曰ふ。舊城は周廻二十里餘南北に各三門東西に各二門あり、一に闕城。裏城と曰ふ。宮城は蓄城の西北にあり、周廻五里とす。按ずるに汴都繁榮の狀況は、『東京夢華錄』に詳なり。此の地金一時都とせし事あれど、後世は唯水陸會都として世に聞ゆるのみ。

四　臨安　臨安は宋高宗の始て都する所なり。此地春秋の時吳越に屬し、戰國の時楚に屬す。漢は會稽郡錢唐縣の地なり。隋唐は杭州餘杭に屬す。一に武林と名づく武林山武林水あるによる。歐陽修の記に錢唐の民は幸富安樂にして、其の俗工巧に習ひ、邑屋華麗奢以てし、左右映帶す、閭商十餘萬家、環らすに湖山を以てし、雲杳靄の間に出入す盛なりと謂べしとあり。北宋の時既に然り、南宋の都するに及て、一層の繁華を致しゝは察し難からず。其繁華の狀況は『武林舊事』・『都城紀勝』に詳かなり。此地後世に至る迄、船舶輻湊し、浙江の要津と稱せらる。

五　南京　南京は春秋の時吳に屬す。戰國の時越・楚に屬せり。楚威王特に金陵邑を置く。此の地王氣あり、金を埋めて之を鎭むと。秦始皇帝巡幸し此の縣を過ぐ、術者曰く金陵は地形王者都邑の氣ありと、始皇之を忌み、連岡を堀斷し其の氣を散じ、名を秣陵と改む。漢の時此地丹陽に隸す。吳に至り張紘孫權に說きて之に都せしむ。遂に京口より之に遷り、改て建業と曰ふ。城は覆舟山下に據り、周廻二十里餘あり、廻らすに塹を以てす。城の正門を宣陽と曰ふ。東晉亦之に都す。元帝の時愍帝の諱を避けて建康と曰ふ。以來宋齊梁陳皆建康に都す。唐以後揚州に屬せしが、明に至て又之に都す。城は周廻九十六里、正陽等十五門あり。外郭は周廻一百八十里、東に五門南に七門西に一門北に三門あり。此の地街衢廣寬にして繁華なりしが、永樂中都を北京に遷すに及び、一時舊觀を喪ひしが、幾なくして又舊に復せり。『板橋雜記』に「金陵爲三帝王建都之地云々「眞德秀之仙都、孫平之樂國也」とあり。然るに長髮賊の亂に遇ひ、甚しく陵替し、又舊態を存せず。

六　北京　北京は春秋戰國の際燕に屬す。燕の都薊は直隸省順天府大興縣の西南にあり。即今の北京に近し。漢は此地廣陽國に屬し又一都會をなせり。唐の時幽州范陽郡に屬す。遼之に都し燕京と曰ひ、金亦都して大興府と曰ふ。即今の北京の西南なり。元の太祖の時又燕京路に隸す。至元元年燕京を改て中都とし、次で同四年中都の東北に城き九年に至て成る、大都と名づく。城方六十里餘四面十一門あり。明は洪武の初故元都を北平府とし、開封府を北京とせしが、永樂元年改て北平府を北京とす。同十八年都を北京に遷し、順

天府を置く。洪熙元年一時都を南京に遷せしも、正統六年再北京に遷り、以來清に至る迄京師とす。明は初都城周圍四十里にして、九門を建つ、嘉靖二十三年重城を築きて京城の南面を包む、周二十八里七門を設く、所謂內外城なり。當時外城を南城とし、內城を中東西北四城に分ちしが、清は內外城共に各五城とす。其の繁華なる事他に比を見ず。『日下舊聞考』・『日下舊聞』・『北京誌』に詳なり。

七　廣東　廣東の地は春秋の際粵に屬す。後又楚に屬す。漢武帝に至て此の地南海郡に屬す。番禺は卽後の廣東なり。地海に瀕し南諸外國に通ずるの利あるを以て、古來貿易の盛なる事他に比を見ず。吳の時合浦以北海東四郡を以て廣州とす。晉以後皆廣州南海郡に屬す。其の貿易は年を逐て愈〻盛なり。近きは林邑扶南眞臘の諸國、遠きは大食波斯崑崙の諸國と交易し。此等の外舶は常に港內に停舶し、南海の珍異多く此の地に集散せり。其の狀況は『唐大和上東征傳』に見ゆ（「外國貿易」の題下（支那）の項參照）。宋以後諸外國との交易古に變ぜず（「廣東」の題下參照）。

八　上海　上海は春秋の際吳に屬し後越に隸す。秦の時此の地に婁縣を置き會稽郡に屬す。武帝の時亦會稽郡に隸す。宋の熙寧七年此の地に市舶提擧司及權貨場を置き、初て上海鎭と曰へり。慶元の初嘉興府華亭縣に屬せしが、元に至て松江府に屬し、次で至元二十九年華亭縣の東北境を分て始て上海縣を置く。爾來明清亦松江府上海縣とす。按ずるに上海縣の稱は、松江の南なる十八浦の一にして、上海下海と稱する名所の名を採りしなり。宋以後一都會をなし、百貨輻湊せしが、清に至て富商大賈多く、廣く海外に通商し、繁華なる市場を形成せり（「上海」の題下參照）。

九　天津　天津は戰國の際燕趙齊の地たり。漢の時勃海郡に隸す。唐は河北道幽州范陽郡武清縣の地なり。宋は河北路滄州淸池縣とす。明に至て天津三衞の名あり。北直隸河間府靜海縣に屬す。淸雍正三年天津州を置き九年天津府を置き州を改て縣とす。此の地開市近きを以て、古來開ゆるなしと雖、永樂以後一都會をなし、後世に至ては四民輻湊し、北淸に於ける繁華の大都會を形成せり。

（淺井虎夫）

都市交通（トシコウツウ）

Städtischer Verkehr.

一　都市形狀　都市の面積と人口及び人口分配の關係を都市の形狀と云ひ、都市の形狀は交通設備と離べからざる關係たり。

近世の文明都市は自ら事業の中心地 Business Centre を形成し多くの場合に都市の中心地 Urban Centre と一致す、蓋し人口の增加都市の擴大は物貨及び商務の需給の適合困難となり取引頻繁となれば物貨及び商務の集注を必要とならしむ、卽ち資本の所在物貨の集散勞働の供給等集注の有利たる經濟的原因に基き事業の中心地を形成するに至る。米國に於ける都市が政治的干渉による中心地の例を除き經濟的原因は實に事業の中心地が結合せらるるにあらざれば都市は大なる勢力を有する能はざるべし。

都市中心地あれば亦自ら其の外邊に住宅地區 Residential District を形成すべく、所謂 Urban Centre と Residental Zone Surrounding との、關係を示せば下の如し。

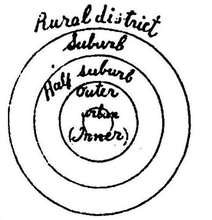

此の都市形成の Typical Type は米國大都市に之を見るも歐洲に於ける都市は、未だ米國に見るが如き繁盛なる事業の中心地を見出さず、卽ち米國大都市の中心地は銀行・保險・大商業・取引所關係者・製造業等の營業所、將た法律家の事務所櫛比し、之を交通より見れば外邊の居住者は朝夕中心地に向ひて往復するを以て、中心地と外邊には急速なる交通機關を要す、之に反し歐洲の都市例へば巴里伯林に於ては人口は中心の部分に密集し、建物の上層又は其の近き距離內に住し人口の分配住居の狀況を異にす、これ米國都市に比し僅少の人の運搬を以て足り、猶倫敦・巴里・伯林に乘合馬車の殘存する所以も爰にあり。

是を以て都市の形狀は交通の狀を異にし、從ひて都市交通機關の設備問題も決せらるべく、其の適不適と完否は直接都市活動の範圍を限定すべし。

二　都市交通機關　都市交通機關の作用は物理學上の重心力と遠心力に等しく、都市の人口を中心に密集せしむると共に外邊に分散せしむ。現時國內鐵道の發達は益〻人口を都市に集注し、都市鐵道は更に都市內人口の分散力を有するが故に、限られたる面積の內に集注する者の生活の維持を容易ならしむるを得べし。而して Intra-Mural に於ける活動は自ら一種の交通機關を發生せしめ、其の始め乘合馬車次で軌道を布設し馬車鐵道より蒸汽鐵道となり、電氣鐵道に轉じ、經濟上及社會上の要求は技術の進歩と相俟ち交通機關の發達を促進せしめたり。

今交通機關の完否と動力の如何と都市活動との關係を述ぶれば、馬力に依るときは一時間四哩乃至六哩の速力にて之を最大限六哩の走行とするも、三哩の半徑に於て住民地域は二十八哩四分の一を越ゆるを得ず。電力が今馬車鐵道に代り十二哩の速力を以て走行し、其

の交通激しき所に九哩となすも、四哩半の半徑に於て都市の地域は六十三哩二分の一となり、住民は其地域內に住居を選定するを得べし。卽ち速力三哩の差は地域を二倍せしめ、若し高架又地下線により十五哩乃至二十五哩を走行するとせば其の活動の範圍は數倍に達すべし。卽ち時間圈 Hour Radius の擴張は都市の擴張なり。而して其の運輸量に於て馬車が毎車二匹の馬力によるも三十人を運ぶに過ぎざれど、街上の小電車にして倘ほ一車四十人乃至六十人を單位とすべく、頓回の運轉は大最運送を行ふに易し、但し都市交通機關は人口を分配すれども都市の面積が絕對に延長增大しても散布すべきや、固より交通機關の完否及び速力に關係し之を理論上に解決するを得ずして、現時世界の大都市の實際に見るも少くも中心より二時間以內に達せらるる時間圈を範圍となすべきか。

三　都市交通の特色と交通機關　都市は其の面積と人口を增す丈け市民は便益急速なる交通機關を要求す、これ面積の增大は乘車の機會を多からしめ、人口の增加は社會的及び經濟的に他人との接觸を切要ならしむればなり、而して都市交通の特色と見るべきは、

一　交通の局部的集中　都市に於ける各事業の局部的集中の趨勢は交通の需要を大ならしめ且つ局部的集中を必要とせしむ、例へば倫敦の Bank 紐育の City Hall 及 Boston の Park-street station 附近の如し。

二　運輸の不平均分配　一日の運輸密度に厚薄あること卽ち或時間に於て同一方向の乘客密集し、運輸の不平均は所謂 Rush Hour に於て著しく現はる。

三　異れる都市交通の需要　都市住民の交通需要は住宅地と中心地間中心地域間住宅地間に於て要求同じからず、之に從ひて運輸の單位並に速力に異れる設備を要する所以とす。

さて都市交通機關は大體之を二とす。

(イ)無軌式の馬車 Trackless Horse Car (ロ)鐵道卽ち鐵軌を布設する通路上に於て車輛を運轉するもの、其動力により馬車鐵道 (Horse Power Railway)・蒸汽鐵道 (Steam Railway)・電氣鐵道 (Electric Railway)。

都市交通機關として鐵道との競爭には、人車の外馬車 (Hansome, Four Wheler) 自動車 (Motor Car) 乘合馬車 (Omnibus) 乘合自動車 (Motor bus) の如きあり て倫敦に於ける Motor bus の活動は著しきものありと (Report of London Traffic 1910 p. 40—42)、されど將來に於て鐵道と對比するに足るべきものは無軌式電車卽ち無軌式架空電車制 Trackless Trolly system となす。こは軌道布設の經費及通路上の負擔を節せんとし、技術上亦追め運輸方法にて之に電車鐵道に代はらんとするものと自動車運轉に優らんとするあり、前者は墺國に行はれ近く英國に盛ならんとし、後者は米國 Los Angeles の例之なり。要するに無軌式は運輸の單位小に速力早きを得ざる爲め Rapid Transit の問題と相反すれど、大都會に於て交通機關に代はらんとし、又建設費を減じ經營費を節する點より小都會に於ける交通設備の問題たるや明かなり（拙著『都市及電氣鐵道』參照）。

都市鐵道は其の布設の狀態より (イ)市街鐵道 (Strassenbahn)、(ロ)地下鐵道 (Untergrundbahn)、(ハ)高架鐵道 (Elevated Railway, Hochbahn) となす、市街鐵道は公道上に布設せらるるを以て特權賦與の如き法律的並に運輸方法に於て地下高架と異るものあり。其の他の經濟的關係に於て地下高架及地下線が街上線の補助線として起りしが、今や都市交通の發達は地上線寧ろ其補助枝線たるの位地となれり。こは啻に運輸能力が大なる故のみならず、資本的大勢力は經營上に於て亦地上線を支配するに至りたり。さて高架線は地下線に比し其の建設費少く且つ停留場を多數設け得るより頻回の停車をなすに便なり。されば街上の面積を擴張し得ざる場合に建設せらるるも街上及び建物に光線の射入を妨げ街衢の美觀を失し晝夜喧しき走行の音響を發し、軌道に隣接せる建物は著しく其價格を減ずるために、其國の如き其建設に對しては隣接不動產所有者の同意を要し、且つ之が爲め受くべき損害の賠償責任を建設者に負はしむ、これ地下線の建設多き所以とす、高架地下線共に (イ)都市中心地を結びて高速の

教巴里の如し。高架線は公道直上の架橋に布設することと紐育伯林の如きと軌道布設の爲め一定の地區を占める東京の高架線とあり。

抑も都市鐵道は都市內又は其の近郊間に頻回且つ急速に便益なる場所に同一なる乘客を運搬するものなり。然るに頻回且つ急速と頻回且つ便益なる場所に昇降せしむるとは自ら設備を異にす、卽ち布設の狀況を異にするものにして其の交通上の特質を上ぐれば、

市街線は (イ)多數の昇降場を必要とす、これ乘客が近づき得べき便益なる所を選んで昇降するを以てなり。斯くて停車に頻回なる爲め走行に多くの時間を要し、(ロ)街上の運轉と頻回の停車は速力に必然的制限を受く、(ハ)運搬具の容積小に軌道は全然占有ならざれば密接して車輛を走行せしむるを得ず、卽ち大量運送をなす能はず。されば市街線は短距離便益の交通機關にして大都市の Rapid Transit の問題は地下線又は高架線に依らざるべからず。

高速、大量運送の機關として高架及び地下線が街上線の補助線として起りしが、今や都市交通の發達は地上線寧ろ其補助枝線たるの位地となれり。こは啻に運輸能力が大なる故のみならず、資本的大勢力は經營上に於て亦地上線を支配するに至りたり。さて高架線は地下線に比し其の建設費少く且つ停留場を多數設け得るより頻回の停車をなすに便なり。されば街上の面積を擴張し得ざる場合に建設せらるるも街上及び建物に光線の射入を妨げ街衢の美觀を失し晝夜喧しき走行の音響を發し、軌道に隣接せる建物は著しく其價格を減ずるために、其國の如き其建設に對しては隣接不動產所有者の同意を要し、且つ之が爲め受くべき損害の賠償責任を建設者に負はしむ、これ地下線の建設多き所以とす、高架地下線共に (イ)都市中心地を結びて高速の

都市鉄道　其一　総説

運轉をなさんとするもの、(ロ)單に地下線のみ得らるる高速を得んとするもの、(ハ)全く都市と近郊とを結ばんとするあり、唯地下線は建設費を多大に要すると共に空氣不潔なること並に昇降の出入に時間を費すことは其の缺點となさるる。

四　都市鐵道の動力　都市乃至近距離鐵道の動力はその外觀に於てその活力に於て更に衆心地に於て蒸汽力は馬力に優り、電氣力は蒸汽力に秀づることを一見容易なるべしと雖、今建設費及び營業費に於て此の動力論を比せんとす。

一　馬車鐵道　電氣鐵道の起今せらるる以前都市交通機關として長き生命を有せしが、社會の要求はかかる遲鈍なる交通方法を以て滿足せず、されど今何大都市に於て併存することは經濟教の如きは一の過渡時代に屬するか、若くは特許期間の滿期まで馬力を以て營業を繼續し、其線路の特權を維持せんとするにあり。

又水力發電の盛なき所或は石炭運搬に多額の費用を要する地方に於ては蒸其の運命を有するあり、從し馬車鐵道は馬匹なる獨立せる動力を以て軌道を走行するが故、蒸汽及び電氣其他の機械牽引と異る性質を有すること明かなりと雖、速力高き運轉能力讀き營業牽引に比し生産費遙に高く、其の收容力に於て、少くも三割五分乃至三割の差あり(Crosby. Electric Railway in Theory and Practice p. 326; Zeitschrift für Transportwesen und Strassenbahn 432) 建設費及び運轉費を調ぶるに左の如し。

複線六哩の建設費

(1)軌道建設費

一哩建設費	四七、八四六弗
呎九哩廣八二平方碼敷石(軌道間四呎平方碼三弗)	二七、八四六弗
他複一哩用の軌道六十五封度軌條其布設品	二〇、〇〇〇弗

(2)不動産費

土地五四平方呎一、五〇弗	七五、〇〇〇弗
營業所車庫醫令建物	八〇、〇〇〇弗
計	一五五、〇〇〇弗

(3)車輛及馬匹費

九百匹其他馬具	一三五、〇〇〇弗
百十二車輛一車千弗	一一二、〇〇〇弗
計	二四七、〇〇〇弗
複線六哩計算費	六八九、〇七六弗

馬車鐵道六哩運轉費

九百匹食料(一日三十四仙)	三〇六弗
馬具修繕費 $1\frac{2}{10}$mills (一日)	一〇弗八〇
路線費 $6\frac{3}{6}$mills (一日)	五七弗七〇
医舍費 一、一五仙(一日)	一〇三弗五〇
馬匹改良費 $6\frac{3}{10}$mills	五六弗七〇
計	五三三弗七〇
一車哩の馬匹動力費 $\frac{533.70}{5760}$車哩	九仙二一

今右により一車哩の生産費を計上するに左の如し。

車輛修繕費(取替車軸共修繕料(每車哩))	八仙
軌道修繕費	一仙六八
臨時費及減時費	五仙三〇
上記一車哩動力費	九仙二一
一車哩の生産費	三四仙一九

以上複計六哩間の開設費により一哩の建設費用。

不動産	一六〇、〇〇〇弗
軌道費	二八七、〇七六弗
車輛費	三〇〇、〇〇〇弗
諸雜費	二〇、〇〇〇弗
六哩	七六七、〇七六弗
一哩平均	一二七、八四六弗

(2)蒸汽鐵道運轉費(一日六哩運轉)

石炭三十噸噸五弗	一五〇弗
油其他消耗品	二五弗
軌道及車輛の減損	一二七弗
六十人車掌給(一人二弗)	一二〇弗
六十人機關手(一人三弗)	一八〇弗
六十人火夫(一人一弗)	九〇弗
烹炊及機關車室費	四二弗
四機關車修繕費五七六〇哩一哩	二三〇弗四〇
車輛修繕費	七六弗八〇
軌道及建物修繕費	一六弗
軌道車輛其他建物保險費	二五弗
不時の出來事より生ずる損害	二〇弗
租稅利息保險料	一〇弗
經常費及諸雜費	五〇弗
五七六〇列車走行哩費	一、二二二弗二〇
每車哩生産費	二一仙二二

都市蒸汽鐵道の平均速力を八哩とすれば馬車に比し約倍加なり、其の建設費は一割五分の多額を要するも速力と運轉能力の大なると生産費に差あり、例へば蒸汽の馬を裝ふを要し、前者が附屬車を聯結するも比較的に其の生産費を有さざるも後者は正比例すべし。設備費として重要なる車輛に見るも、蒸汽の八哩間往復十六哩一時間八哩の速力にて二分毎に發車するとき機關車四十五基六哩の速力なれば三十三基にて足るべし、馬車は四哩の速力にて二分毎に發車するとすれば、一車馬匹十頭一往復に一時半を要するとして車輛百十二基を設備せざるべからず、即ち同一なる運轉方法に於て設備費に差あり、更に蒸汽に於ける石炭と馬車に於ける馬匹食料費を比せば同一條密單位にては石炭費は其の半ばにして足る(機關車重量八噸聯結車輛五噸計十三噸の牽引に一哩石炭の消費九封度)。

三　電氣鐵道　蒸汽牽引の馬力に優るや其形と濟上に於て明かなり、然らば電氣力との比較如何、之を技術上に見れば、(イ)每回の運轉單位小なるも發車回數を增し、(ロ)高速力を以て走行するを得、(ハ)加速度は蒸汽力に優り、(ニ)從ひて多數の停車場を設くるに足り、(ホ)制動殊完全す。更に建設費及運轉費を計算して一車哩の生産費を見出すに左の如し。

電鐵には Cable 式と Electric とあり、後者は資本的組織を要するも運轉力大にして長距離高速のものに適す、されど等しき運轉能力の單位に於ける每哩生産費は大なる差なきが如し。

甲　Cable line.

(1)發電所車庫機械費

建物　○土地四萬平方呎每平方呎一弗五	六〇、〇〇〇弗
	八〇、〇〇〇弗
汽機室主ニアルト及其裝置	八、〇〇〇弗
「トウーエンドデルト及其の裝置	五、〇〇〇弗
特別のシープス、クロッシング	一八、〇〇〇弗

(2)不動産費

土地五四平方呎一、五〇弗	七五、〇〇〇弗
營業所車庫醫令建物	八〇、〇〇〇弗
計	一五五、〇〇〇弗

(3)車輛及馬匹費

九百匹其他馬具	一三五、〇〇〇弗
百十二車輛一車千弗	一一二、〇〇〇弗
計	二四七、〇〇〇弗
複線六哩計算費	六八九、〇七六弗

馬車鐵道六哩運轉費

九百匹食料(一日三十四仙)	三〇六弗
馬具修繕費 $1\frac{2}{10}$mills (一日)	一〇弗八〇
路線費 $6\frac{3}{6}$mills (一日)	五七弗七〇
医舍費 一、一五仙(一日)	一〇三弗五〇
馬匹改良費 $6\frac{3}{10}$mills	五六弗七〇
計	五三三弗七〇
一車哩の馬匹動力費 $\frac{533.70}{5760}$車哩	九仙二一

今右により一車哩の生産費を計上すれば左の如し。

車輛修繕費(取替車軸共修繕料(每車哩))	八仙
軌道修繕費	一仙六八
臨時費及減時費	五仙三〇
上記一車哩動力費	九仙二一
一車哩の生産費	三四仙一九

都市鉄道　其二　蒸汽

之れば一車哩の生産費は電氣に比して十仙以上の多額なることと大差を比較して明瞭なるべく、此の生産費を大ならしむる支出は動物動力に如何に費すか支出項目の百分率左の如し。

馬匹食料	五〇、〇	既令費	一八、〇
馬匹改良	一七、〇	路線費	七、〇
馬具修繕費	〇、五	保利息險料租稅	七、五

二　蒸汽鐵道　都市鐵道として蒸汽力使用は電力の過渡時代に行はれしも今何經濟鐵道の如き蒸汽力を使用するあり、巴里・バーミンハム・フロレンスに於ける要の交通機關たるべく、又大鐵道會社が共終點を都市の中央に近接して都市外客及近郊の輸送たること勿論の如きあり、されど蒸汽は煩回の發生と停車、並に運轉技術上電力に劣るのみならず、燃料五割の發生又外觀等なるべく、更に之が經濟的研究として建設費及運轉費の計算を示せば左の如し。

(1)複線六哩の開設費

呎一哩停車線〇所其他土地四萬平方	六〇、〇〇〇弗
建物及機械費	一〇〇、〇〇〇弗
計	一六〇、〇〇〇弗
軌道建設複線一哩	二一〇、〇〇〇弗
九二八二平方碼敷石三呎	二七、八四六弗
六六〇〇立方碼軌道開鑿七五仙	四九、五〇〇弗
二九三連鎖車	一、一〇〇弗
「七〇四〇碼五十封度軌條(每碼二仙)鉄牽封度「スプロケット」	八、八〇〇弗
一三三三封度「マンホール」カバー三三三立方碼ポートランドセメント、コンクリート八〇弗七五仙	八九八弗
五二八〇呎複線軌道布設一弗	五、二八〇弗
下水工事	三、〇〇〇弗
一〇七二呎「ケーブル」鎖三三仙	三、五七六弗
二二六四〇千封度(ヨーク)三五仙(封度卽五七六四〇千封度)	一三、八六〇弗
複線一哩	一一七、六四三弗
六哩建設費	七〇五、八五八弗

(2)複線一哩建設費

一哩軌道	二〇、〇〇〇弗
九二八二平方碼敷石三呎	二七、八四六弗
六六〇〇立方碼軌道開鑿七五仙	四九、五〇〇弗
二九三連鎖車	一、一〇〇弗
「七〇四〇碼五十封度軌條(每碼二仙)鉄牽封度「スプロケット」	八、八〇〇弗
一三三三封度「マンホール」カバー三三三立方碼ポートランドセメント、コンクリート八〇弗七五仙	八九八弗
五二八〇呎複線軌道布設一弗	五、二八〇弗
下水工事	三、〇〇〇弗
一〇七二呎「ケーブル」鎖三三仙	三、五七六弗
二二六四〇千封度(ヨーク)三五仙(封度卽五七六四〇千封度)	一三、八六〇弗
複線一哩	一一七、六四三弗
六哩建設費	七〇五、八五八弗

(3)特種建設費

汽機汽罐及其他設備費六百馬力	三〇、〇〇〇弗
配電機其他	四〇、〇〇〇弗
裝置塞盤卽筒其他	一〇、〇〇〇弗
六哩に對する設備費	二二〇、〇〇〇弗
每一哩費	三六、六六六弗

(4)車輛費

同　七五附屬車千弗	七五、〇〇〇弗
計	三〇〇、〇〇〇弗

十三馬力石炭六百噸力に對し)	四〇弗五〇
水脂肪	六弗五〇
窓硝子所要補充損	七八弗
百二十人運轉手車掌二弗	二四〇弗
運轉士火夫	二二五弗
車庫費(修繕費車費を含む)	二〇弗
電氣所費	四〇弗
軌道維持費	一六弗
汽罐及車庫修繕費	二六弗
軌道及建物修繕費	六〇弗
車庫事務會計事務費	一〇〇弗
配電所其他の雜用	二五弗
不時の出來弗	二〇弗

「ケーブルライン」運轉費を計上し每車哩の生産費を示すに左の如し。

一哩敷設費	一九〇一六六弗
計	一一四一〇〇〇弗
其他其他雜費	二〇〇〇弗
車庫費	一六五〇〇〇弗
特種建設費	三一〇〇〇弗
一軌軌道敷設費	七〇五〇〇〇弗
營業所建物土地	二二〇〇〇〇弗
發電「ケーブル」線機械六哩の建設	一六五〇〇〇弗
	三一〇〇〇弗

繩索滑車	一四〇弗
租税保險料等	一〇弗五〇
一軌運轉費	五〇弗
五七六〇車哩の生産費	八九七弗五〇
每車哩生産費 $\frac{897.50}{5760.C.M.}$	一五仙七六

乙 Electric line 「ケーブル」式と同様に計算して其の建設費每車哩一四二弗二九仙、即ち「ケーブル」式に比し四八弗一三七節約するを得べく、一車哩運轉の生産費一四仙〇四なる故一仙七二低廉なるを得べし(以上建設費生産費等に就きては Hermen Haups. Street Railway Motors chap XII 參照)。

都市の地勢及び都市形狀により其何れを適當となすや確言し難しと雖、之を全般經濟の方面より觀て「ケーブル」式は每車哩八仙四三流費に比し五仙四六の生産費に利あり、但都市構造の關係は專に外觀のみを以て電線の有利を說くものにあらず。

五 都市交通機關の社會的及び經濟的機能

都市交通機關說中都市構造の作用は小都會よりは大都會に於て大なり、即ち都市內の交通に便益を與ふるのみにあらず都市內の人口と、中央の面積減少を救ひ都市構築の都市政策として、又外延及近郊に勞働者を移住せしめ、人口問題及び勞働者貧民問題に關聯して社會政策上重要の機能を有す。更に商業、產業に又市民の生活上に幹旋慰安を與ふべし。これ都市構造の社會的及び經濟的機能が都市並に社會政策上重視すべからざる所以とす。

I 都市構造の社會的機能

都市に於て其の中心地が人口を集中せしむる趨勢にして、都市構造は其の勢力を益〻國からしむる上述により略明瞭なる如く、イ 都市形狀の變化と人口の分配 大都市に於ては人口の分配は其の經濟的價値の地的の分配となり、小實地域を定むるに至れり、又一方に都市構造は極力小區域を減じ、各方面の關係を招致集中するの傾向に變せしめ、夫の小實大店鋪の發展は實に此都市構造の完成に基くものなり。

ロ 不動產の價格に及ぼす影響 商業の集中人口の放散は商業地及住宅地に於ける地價家屋價格並に、地代家賃に影響す、高架線市設の爲め沿線家屋が損害を受くる場合少からざれど、概して其交通機關內は住宅地は人口減じて不動產の價格を低落せしむべく、要するに商業より起る就地價內の價格等加も住宅地に人口を分散せしむるを以て過激なる不動產價格の高騰を防ぐべし。

(坂本陶一)

屠場 (とさば)

獨 Schlachtviehhof.

I 屠場 屠場とは私人組合、地方自治團體又は市に依りて經營せらるる公衆の用に供する獸畜屠殺場を云ふ。既に羅馬に於てコンサル人時代に非常に完備せる屠場設けられ、中世に於ては巴里に大なる屠肉販賣所(Fleschbank)あり、一八五〇年頃は佛國及び白耳義には非常に多くの屠場設立せられたり、獨逸にては最初獸肉組合の經營する所なりしが、後に地方自治團體に依りて經營さるるに至れり。普魯西にては一八六八年四月十八日の法律を以て今の屠場以外に於て屠殺することを禁せり、其の起果此の種の屠場非常に增加し、一八六〇年以後に於て施設せられしもの二百五十九年四月十一日法律にて屠場に關する規定を設けたり。本邦に於ては明治三十九年四月十一日法律第三十二號屠場法に依り、食用に供する目的を以て獸畜を屠殺する場合には屠場に於て屠殺せざるべからず、其の屠殺場は屠畜及屠肉に關し種々の規程を設けたり、該法に依れば屠場には公設私設何れも地方長官(東京にては警視總監)の許可を得て之を設立することを得可く、尙ほ既に私設屠場の存在する場合に於ては市町村立の公設屠場を設立せんとするときは、地方長官は該市町村をして私設屠場主に相當の損害を補償せしめ、其の私設屠場を廢止せしむることを得。又屠場は何れも衞生と大なる關係あるを以て、衞生上の危害ある場合には地方長官は之に廢止を命ずることを得、尙本邦にては市町村立屠場には其の敷地地用としての國有地の無償貸附をなすの規定あり。屠場の利益とする所は獨り公有地上及び歲入上二つの方面より觀察することを得、衞生上よりの利益とは即ち食用に供する目的を有する屠殺は、屠場以內に於ては屠殺を禁し、其の屠殺場に於て屠殺す可き獸畜は一定の檢查をなし、有毒公衆の衞生に害ありと認むるときは之が屠殺未は解體を禁じ、仍ほ全なる獸畜の解體後に於て肉の檢查をなしたることを販賣せしむる等を主なるものとす、歲政上の利益とは村幹屠場に於て歲村の獸畜の屠殺を安價に且安全に行ひ、獸肉と市場との連絡を完全にし以て歲民の衞畜に安全なる食料を供給し、路の完全を計り、仍ほ獸疫其の他家畜の傳染病の蔓延を防ぐ等を主なるものとす。

II 屠畜檢查(Schlachtviehbeschau) 屠畜檢查は屠場に伴うて存する制度にして、既に前項に於て述べし如く屠場にて屠殺す可き獸畜は屠殺の前相當の診斷を行ひ健康獸畜と否を確定し、其れに從つて相當の手段を採る、其檢查を謂ふ。本邦に於ては屠畜檢查官は獸畜が疾病に罹りし爲め食用に供す可からずと認めたるときは屠殺を禁じ、角又は前蹄若くは脊部に禁字を烙印す。屠場以外に於て屠殺の頁線をなすと雖も、若し認可屠場以外の場所に於て屠殺を行ふ時は屠殺檢查の效果なし、之卽ち屠場以外に於ける獸畜の屠殺を嚴禁する所以なり。普魯西にては既に一八八一年三月九日の法律を以て一八六八年三月十八日の法律を更に改正し、町村は公立屠場を設置し町村內の家畜の屠殺は凡て該屠場に於てのみ行ふ可き事を命じ、仍ほ一八九九年には獸畜全國內に該法律を施行するに至れり。併し羊・野羊の三個月未滿のものにして特に病氣の徵候なく、又其の肉は全く所有者の自家用に供せらるるものは全く例外とせり。本邦の屠場例も之に類似す、卽ち本邦屠場にて屠殺する獸畜は牛・羊・豚・馬にして、流行病の際は牛・羊・豚・馬の外、常屠場以外に於ては食用の目的を以て獸畜を屠殺することを得ず、然れども獵獸と同樣に例外あり、獸肉販賣業者・旅店・飲食店又は料理店に非ずして、一年未滿の牧羊原を自家の食用に供する爲めに屠殺する場合不慮の災害に因り、負傷し若くは救ふ可からざる狀態に陷り、又は難產・產褥・膿瘍若は急性腦腹症に因り切迫屠殺を必要とする場合(但し此場合に於ては屠場以外に於て解體するを得ず)、豬旋毛蟲若は近海魚類を感染する日本の船舶又は外國の船舶內に於て船員船客の食用に供する爲め獸畜を屠殺解體するの前、屠場に於て屠殺獸畜

前せり。尙ほ該法律の第五條に於て人の健康を保護する爲め帝國全般に聯邦會議の議決に基き、勅令を以て其疾病に罹りたる家畜は屠畜の目的を以て販賣するを禁じ、又其疾病にかかれる家畜の肉を販賣することを禁ずることを得と規定せり。普國にては一八八一年三月九日の法律を以て公立屠畜場に於て屠殺せし肉は町村金庫に手數料を支拂ひ、相當の檢査を經たるものにあらざれば町村内にて販賣することを得ざることゝなり町村の決議を以て決定し得る旨を規定し、尙同時にバーデン及びウュルテンベルヒも賣肉檢査の規定を設けたり。其の後一八九九年に至り屠肉檢査に關する法律は屠畜檢査に關する法律と共に全獨逸に施行せらるるに至れり。本邦に於ては屠場法の規定する所にして、檢査に合格せざる屠肉内臟等は之を使用販賣するを許さず、又檢査を經ざるものは假令善良なるものにても之を販賣することを得ざるなり。

四　屠場制度の影響　公衆の衞生に利益を與ふるは既に第一項に述べし所なり、農政上より考へたる利點も既に說明せり。然れども之等利益と共に尙ほ農民に對して注意せざる可からざる點二三あり、其の最も著しきは畜主の不慮の損害なり、一人にて多數を有する場合には一部販賣を禁ぜられたりと雖も莫大なる損害を及すことなし、然れど小農家にして一人一二頭以外に出でざる場合にありては其の不慮の損害甚だ大にして、之が爲めに小農家は忽に大なる負債を負ふに至るもの少からず、之に對する救濟策として提供す可きは屠畜保險組合なりとす(「家畜保險」の題下參照)、其の他病畜なるも其の肉類の食用としては不可無きものの處分なり、此の種の肉類は公衆衞生上より立論せば尙ほ使用を禁ずるを可となすも、畜主の立場より論ずれば相當の條件を附して販賣を許すを緊要なりとす。例へば肺結核に罹りたる家畜にして其の體の一部は健全ならずと雖も、食用としては有害ならざるもの頗る多し。然れ共購買者に對し其の品質の缺點を明示せざるは現今公立屠畜場と强制的賣肉檢查の一般に施可からず、此の方法は現今公立屠畜場と强制的賣肉檢查との併行はるる地方、若くは賣肉檢查の一般に施行せらるる地方に行はれ、多くは一定の場所に於て販賣せり、其の價格低廉なるを以て窮貧者に多量の肉類を供せしめ、且つ農業者の損失を減少せしめ、又人の健康に有害なる肉類販賣の危險を減ずる等の利益あり。尙食用に供す可からざる肉類臟腑其の他のものの處分なり、卽ち其の内他の畜類に傳染し又は危害を及ぼさざるものは之を細粉し、又は其の他の方法を以て肥料又は飼料に供給する等は現今泰西諸國の行ふ手段なり。最後に注意す可きは市場との關係なり、屠場制度に於ては屠場以外に於て屠殺することを得ざるに依り、肉類の市場は外國輸入品を除きては市場を左右する一大勢力を有するものと云ふことを得可し、卽ち肉類の市場は屠場屠殺畜の數に依りて左右せらる、而して其の屠殺畜の數を制限するには屠場附屬の屠畜繫留場の設備なかる可からず、屠畜繫留場とは屠殺せんとする畜類を一時繫留し置き、屠場にては時期の宜しきを選定して之を屠殺し、或る場合には屠殺せずして販賣するを得る（但し健全なる畜類に限る）場所を謂ふ。

【參考書】(1) Schmidt-Mühlheim, Der Verkehr mit F. und Fleischwaren und des Nahrungsmittelgesetz, 1895. (2) Schlampp, Die Fleischbeschau- u. Trichinenschau-Gesetzgebung in den sämtlichen Bundesstaaten des Deutschen Reichos, 1892 (3) Osterstag, Handbuch der Fleischbeschau, 1904 (4) Osthoff, Schlachthöfe und Viehmärkte, 1903 (5) O. Schwarz, Bau, Einrichtung und Betrieb öffentlicher Schlacht- und Viehhöfe, 1903.

（小平權一）

圖書行商（トショギョウショウ）

英 Travelling Merchant of books.

圖書行商は出版業者の刊行書籍販賣の一方法なり。卽ち普通販賣の「プロセッス」たる卸賣商又は小賣商によることなしに、行商を行使して直接に購讀者の需要に應ぜんとするの販賣方法たり。さて圖書行商によりて販賣せらるべき書籍は現時のところにては、凡べて何種の種類にも及ぶものにあらずして、一般普通に購讀せらるべき性質を有する出版物の範圍に限らるるものの如し。卽ち古典的なる又は文學的なる叢書類の如き、美術出版物の如き、又は普通性を有する特種の出版物の如きこれなり。

次ぎに圖書行商人の收むる報酬としては、出版業者より一定の俸給以外に定數以上の賣却ありたる場合に、定數以外の販賣部數に對し相當部合の仕拂を受くるものなり。又は一定の俸給なく全く賣却部數の多少により、その賣却價格に對し又は部數割に一定部合の仕拂を受くるものあり。而して出版業者と何等の契約なく、獨立して自己の收支勘定に於て行商するものに至りては殆どこれなしといふを得べし。

さて圖書行商によりての販賣法は廣告費を節約し、且つ仲間商人を省略し得るのみならず、更に購讀者を直接勸誘し得るの利益あるものなり。されば米國等にありては、この行商販賣相當に行はれ、殊に學生の如きは、夏期休業中學資を得るの方法として、行商販賣に從事するものあり。我國にありても漸く此の種營業の行はるるに至れり。然れどもその行商販賣範圍は主として都市に限られ、地方に及ぶものは甚だ少なし、而

して未だ常業として營まるるに至らざるものの如し。

（石澤久五郎）

土人問題（ドジンモンダイ）

英 Native Question. 獨 Eingeborenenfrage.

一　緒言　並に土人とは苟しくも一國が新領土を得たる場合に於て其の領土に先入者として居住し居り、何れの國たるを問はず他國の國情を全くせざる人民を指すものにして、其の人種の如何及び文明程度の如何とを問はざるなり。然れども之を實際に徵する時は、殖民地に於ける土人は之を本國地に比する時は少なくとも文明の程度劣るのみならず、言語・風俗・宗教及び習慣を異にするを常とす、隨つて是等の新領土を獲得せる國は是等土人に對して直ちに法律上・政治上・經濟上全く本國民同樣の待遇を行ふことを得ざる場合多きを常とす。然り而して其の特別待遇の方法及び程度如何は要するに土人の實情と、本國の殖民政策主義が那邊に存するやに因て決すべきものにして、自然殖民地の地帶・種類に依ても區別を生じ、且つ時代の變遷と共に相異ならざるを得ざるなり。而して土人問題なるものは畢竟土人に對する是等特遇方法を意味するものなり。卽ち以下古來土人問題に關する先進國の政策の變遷を述べ續て之が結論を爲さんとす。

二　土人政策の變遷　西班牙・葡萄牙が新大陸の殖民を創むるや單に本國に對する經濟的利益を得るに汲汲たりし結果、殖民地永遠の利害は勿論殖民地に於ける土人の利害休戚の如きは敢て之を顧みるの餘裕を有せず、專制暴虐至らざるなく土人に對しては生殺與奪の權を恣にせり。而して其の利己的手段として採用したるものの内にて殊に有名なるは、西班牙が行へる Repartimientos 及び Encomiendas の兩制度なり。前者は中年以上の土人に對して一定の貴重產物の貢獻義務を負はしめたるものにして、後者は土著の土人は土地と共に殖民者の使役權内に移され、强制的勞働に服することゝ奴隸と異ならざるものなり、若し土人にして如上の義務を怠り或は强個的勞働に服せざるものなり、若し土人にして是等の處罰を蒙むらざる可からず。元より時は頗る殘虐なる處罰を蒙むらざる可からず。元より是等の虐待不倫の行爲に對しては、本國及び殖民地に於ける基督敎者の反對盛んなりしと雖も、當時土人を見ること禽獸に等しく私欲に眩惑せる殖民者を濟度するに足らざりき。然れども是等制度の當然の結果として土人の自然減少となり、熱帶殖民地に於て最も必要なる勞力の缺乏を告ぐるに至り、之を補はんが爲めに一層甚だしき罪惡の種となれる黑奴の輸入を必要となすに至れるなり。然り而して右の Repartimientos に類似せる制度は近年に至る迄諸處に實施を見、殊に蘭領殖民地に於て此の種の制度を見たり。

次に蘭領殖民地に就て見んに、彼の和蘭東印度會社がバタビヤ・スマトラ等を支配せる間にありては土人の貢長をして一定の金其の他の殖民地產物を貢納せしめたる外、土人に對しては直接何等の關係を有せず、貢長は隨意土人より是等の年貢を取立つるに過ぎざりき。然るに後一八三〇年ジャンバン、デン、ボッショが始めて「クルツールステルゼル」(Cultuurstelsel)なる一種の「レバルチミエントス」類似の制度を爪哇に行ふや、其の結果良好なりしより間もなく該制度は土人に對する秩序的勞働敎育の良法たると同時に、熱帶殖民地利殖の爲め最も適當なる方法としてに於て英國政府が之を抑制せんと勗めたるにも係はらず、一も其の結果を認むる能はざりき。土人に對して漸く保護の實を見るに至れるは北米合衆國獨立以後の事に屬す、卽ち土人に對して印度人世襲地域制度に立たしめ、政府が命ずる所の植物を栽培し、政府の指定する所の價格を以て其の收穫物を政府に引渡すべき義務を負はしめたるものにして、要するに一種の專賣制度に外ならざるなり。然れども後ち該制度に對しては土人に對して歐風の勞働契約を適用することは土人の性情習慣に適せずと批難するものなきにあらず、猶ほ是等蘭領殖民地に於ける土人に對する法規及び裁判方法は如何と云ふに、大體に於て民法・商法及び刑法は何れも可成的和蘭國法を適用するも、屢々敎其の他の異敎信者たる土人に對しては彼等の自由意思を尊重して私法上彼等の宗敎及び習慣を公認することとなり居れり。

英國人も其の殖民の當初にありては土人虐待の程度に於て西葡人に劣らざりき。而して捕虜を奴隸として賣買することは公然法律を以て承認せる殖民地すら存したり。唯北米に移住せる「クエーカー」敎徒は、宗敎的觀念より土人に對しても左程暴虐ならざりしと雖も、其の他は何れも迫害暴戾至らざるなく、十八世紀の間に於て英國政府が之を抑制せんと勗めたるにも係はらず、一も其の結果を認むる能はざりき。土人に對して漸く保護の實を見るに至れるは北米合衆國獨立以後の事に屬す、卽ち土人に對して印度人世襲地域制度

（System of Indian-Territory）の設けられたるに始まる。即ち該制度は亞米利加印度人に對して可なり大なる土地を生活本據地として劃讓せるものにして、以て白哲人種との雜居より生ずる種々の困難を解決せんとするにあり。而して近年米國に於ては此の印度人世襲地域に向つても米國法を適用し、土人の種族法を廢し種族共同財産を分割して種族中の各土人間に付與するに至れり。而して加奈陀領に於ても十九世紀に入りて漸次亞米利加印度人を白哲人同樣法律上の特遇をなすに至れり。反之濠洲にありては營利に眩惑せる殖民者の突入に因て土人は殆ど壓迫驅逐せられ、英國政府の干渉も其の效を見ず、唯新西蘭にありては、土人が血を以て抗爭せる結果、漸く彼等の法律上經濟上の存在を維持するを得たりしが、現今の所にては選擧權をすら有するに至れり。

東印度に於ける英國人の土人に對する態度は英國東印度會社時代に於ては頗る暴戾を極めたるものにして、彼の一八五七年の土人の一揆の如き全く其の反動に外ならざりしなり。然れども印度の政權が東印度會社の手より英國政府に移さるるに至つてや、其の態度を一變して土人の利益を保護するの方針を採るに至れり。殊に東印度に於ては旱魃の際の如き饑饉經疫の蔓延恐るべきものあるより、政府は先づ之が豫防救濟策に苦心し一方に於ては水利灌漑の便を圖り殖林を行ふ等の施設をなし、他方に於ては饑饉法（Famine Code）を制定して饑饉の際に於ける食料品の輸入、被害民の收容救濟及び衞生に關して採るべき手段方法を精密に規定するに至れり。而して其の結果は大に見るべきものあるなり。其の他法律及び政治に關しても英國政府は屢めて印度固有の規定習慣を尊重し、印度教律及び回々教律を調査攻究して之を英語に飜譯し、近世的道德上の標準に基づきて最も公平なる土人に對する刑法を編纂し、之が適切なる運用の實蹟を擧げんが爲めには、英國人及び土人の裁判官に依て構成せられたる無數の裁判所を各地に排置せるのみならず、土人の王國を認め且つ印度政廳の直接支配の下にある處にありても、其の立法委員會には土人を參加せしめて土人の意見を重んずるの方法を採り居れり。其の他土人に對する敎育施設としては小學より大學に至る迄之を設け、多大の勞費を之に投じ居れり。元より被征服者たる印度人の立場として征服者たる英國人の行動態度を見る時は、一として不滿憤慨の種ならざるはなかるべしと雖も、古き文明と歷史とを有せる敎億の民をして假令表面丈にても能く之を服從せしむるを得たること彼が如きは、實に英國の兵力と金力とのみの結果にあらざるべく、土人政策其の宜しきを得たることも亦確かに其の主たる原因たるを失はざるべし。

香港に於ても英國は土人たる支那人に向つて法律上白哲人同樣の特遇を行ふのみならず、殊に經濟的行爲に就ては可成大なる自由を認め、以て其の商業殖民地の繁榮を圖るに勗め居れり。

其の他英領殖民地中野蠻未開なる所に於ても英國政府は殖民者の反對を排して可成土人の利益を保護せんと欲し、殊に南阿にありては勞働契約等に關して頗る愼重なる規定を設け、且つ漸次自治權を付與するに至れり。

佛國人は西、葡、英に比するときは加奈陀殖民の當初に於ては土人に對して倨傲程人道的態度を保ち、殊に佛國宣敎師等は土人に同情を有したりき。最も後世に至りては自から土人壓迫の風を生ずるに至りしが、永き經驗の結果として殖民地の繁榮を圖らんが爲めには土人の訓育指導に注意し、彼等を相當に特遇するに加かざることを發見するに至れり。

佛領殖民地中佛國が土人問題に就て最も頭を惱ませるはアルゼリアなり、蓋し同地には數多の土人住居し白哲移民との接觸甚だしきが故に、其の調和を圖ること必要なるのみならず、移住者に向つて土地の供給を如何に爲すべきかに就て考慮を要するもの大なりしに因れり。玆に於て乎佛國は右第一の目的の爲めには「ピユロー、アラーブ」（土人舊慣調査局）を設けて土人の風俗慣習を調査し、勗めて彼等に適應すべき法規を制定せしが、第二の目的に向つては頗る困難を感じたり、蓋しアルゼリアの土地は殆ど悉く部落共有地にして、土人の慣習上之を他に割賣することを得ざりしのみならず、經濟狀態は所謂民族共產主義時代に屬せしかば、其の土地を分割して個人の所有權に移し、經濟狀態を一變して歐羅巴式の個人主義となす迄には豫想以外の困難を生じたるは無理ならぬ事にして、白哲投機者流の惡辣手段に據り生活根據地を奪取し去られたる土人も少なからざりき。故に現今に於ては右の共有地分割私有の勵行を寬にするの止むなきに至れり（「殖民地土地制度」の題下參照）。猶ほ佛國はアルゼリアの土人を同化し、佛國民同樣の待遇をなさんとの方針を以て臨殖民地を本國の一部と見做し、一九〇〇年以來アルゼリア州會議員の約三分の一は土人より選出するの權を與へらるるに至れり。而して各郡には土人局の設ありて土人の敎育・修養に注意するのみならず、土人に關する法律規定の改良に力を竭せり、然れども土人の風俗習慣を一朝にして歐風に同化變更せしむることは不可能なるや論なき所にして、土人は今尙ほ自から壓化權を利用して純然たる佛國民となり、佛國民法の支配を受けんとするもの甚だ稀なりと云ふ、但しアルゼリア及び比較的文明の程度高き土人を有する佛領殖民地に

ては、土人にして相當の敎育あるものは何時にても歸化して佛國々籍を得るの權利を有するものにして、一旦歸化せるものは全然佛國民同樣の特遇を受くるを得るも、未だ歸化せざる土人は佛國の家來（Sujets Français）たるに過ぎずして未だ純然たる佛國の公民（Citoyens）にはあらざるなり。

佛領コンゴーの如き熱帶殖民地に於ても、佛國は勗めて土人の保護に注意を拂へり。例へば國有又は私有森林に於ても特定の禁制地域を除くの外は、土人は依然從來同樣牧畜狩獵の權利を保證せられ居るのみならず、土人部落に對して一定の世襲地域を保留せられ、殖民會社の特許狀の中にも必ず土人の宗敎・習慣及び施設は之を妨害せざらんことを規定せり。

佛國は又裁判制度に就ても到る處特別の注意を拂へり、而して土人の裁判事件に關しては、歐羅巴文明の根本義と絕體的反對にあらざる限り土人の習慣法を適用するの方針を採り、殊にアルゼリアに於ては委員を設けて土人固有の法律を調査編纂せしめつつあり。

要するに佛國は其の殖民地に於ける土人問題に對しては最も親切なる態度を以て頗る精到なる法規を設け居れり、然れども是等の法規は能く之を以て殖民者の惡辣手段を誡するに足らず、殆ど空文に屬する場合少なからざるは事實なり、是蓋し一は今猶ほ歐人の眼中には土人尊重の念乏しく、假令土人に對して橫暴なる行爲をなす者あるも社會は之を嚴格に譴責することをなさざるに因れり。

佛領殖民地に於ける土人に對する租稅の賦課は餘程發達せる殖民地に於ては之を行ふも、然らざる處にては關稅以外何等の租稅を設けず、又租稅を設け居る殖民地に於ては土人も參政權を有するが故に、租稅の賦課及び增減に對して土人の意見を主張することを得るなり。マダガスカルに於ては一ヶ年拾法乃至貳拾法の人頭稅を設けをり、タイチ等の太洋洲諸島にありては一箇年中六日の夫役を設け、一日に付貳法の賠償金を納むる時は夫役を免除せらる。

佛領殖民地に於ける土人の敎育は宣敎と國立學校とに依て行はれ、單に小學校のみならず必要に應じて一層高等の學校を設け、而してマダガスカル及び太洋洲に於ては一般義務敎育制度を採用し居れり。

三　結論

各國の殖民史を通覽して土人問題に關する政策を考ふるに、結局全然相反せる貳個の方針の存在するを見るなり。卽ち一は抑〻一國が殖民事業に著手する所以は畢竟本國民の利益幸福を增進せんとするに外ならざるが故に、土人の權利及び利益を蹂躙して殖民地に於ける富源及び土人（勞力）を擧げて本國民の利殖の具となさんとするにあり。而して他の一は抑〻殖民の目的は人道の普及を圖るに外ならざれば、土人を以て單に殖民の具と見做す能はざるは勿論、彼等の人格を認め經濟上・文明上將た風俗習慣上彼等の向上を圖らざるべからずとなすにあり。而して是等の二個の方針に就ては今日に至る迄議論の存する所にして、一見全く相容れざるが如くなるも、試みに深く其の根本に立入りて考ふる時は必ずしも然らざるなり。元より各殖民者個人の一時の私經濟的利益を標準として見るときは、是等の二個の方針は到底調和し得べきものにあらざるも、國民經濟上永遠の策として之を見れば、殖民地の富源及び勞力を一時的に一部殖民者の利益の爲めに涸渭せしむるの不得策なるは論を俟たず、永遠に殖民地の資源を發展してこそ始めて眞に本國國民經濟上の利益たると同時に、又殖民業者の利益たる所以なれば此の點に於て兩者の一致を見るを得べきなり。蓋し土人の進化健在は殊に白哲人種の勞働に堪へざる熱帶地方に於ける屈強なる勞力の涵養に外ならずして、殖民地の生產事業を發達せしむるが上に必要缺くべからざるのみならず、彼等の生活程度の向上及び收入の增加は頓て本國の工業品に對する最も有利なる販路の供給を意味する所以なればなり。而して右の結論は敢て空理に基づけるものにあらずして、各國殖民事業の永き經驗を根據として識者の下せる銳案に外ならず、彼の殖民論の鼻祖たるベーコンの如きは其の著『殖民論』に於て凡そ野蠻人の生息せる土地に殖民を試みる場合には、敢て陋劣なる詐欺漏奸を以て土人に對せず正義と仁慈とを以て能く彼等を保護誘掖せざるべからず。要するに殖民政策の根本義は土人の疲弊撲滅に依て本國の利益を圖らんとするよりは、寧ろ彼等を同化敎育して殖民地永遠の繁榮を期し以て最終の利益を收むるに注意せざるべからず。然れども强制的に同化を强ゆるは却つて弊害を生ずる恐あるが故に、宜しく土人をして母國觀光の途に著かしめ、實地敎育に依て文化を浸漸せしむるに加かずとの意味を臨じ居れり。其の他殖民經驗者及び學者にして之と殆ど同樣の議論をなせる者少なからず、殊に十九世紀の英國殖民局に奉職せるメリベール、佛領印度支那に總督たりしラネッサン、學者として佛國のルロアボリュー及び獨逸のチンマーマンの如き其の著しき者なり。

而して獨領西南阿非利加總督リンデキストが一九〇六年に於て該殖民地官吏に與へたる訓示の如きは、土人待遇の微妙なる點を盡して遺憾なし、曰く「土人及び捕虜は殊更公平に待遇するを要す、然らずんば折角敎育的敎訓を以て彼等に臨むも其の效なかるべし。殖民地官吏たる者は土人に對し惡邪の識別に敏にして勞働と報酬の適合を理解し、報酬に對して怠慢なる行爲をなせる場合に於てのみ處罰せらるるものなることを確

信す、故に能く土人の信頼を博せんと欲せば常に公平無私の態度を以て彼等に臨まざるべからず」と。兎に角文明の程度低き土人と雖も、公平正義の觀念を有せることは殖民實驗者の常に唱ふる所なり。然れども之と同時に土人に對する法規は常に土人の理解し得べきものたらざるべからざるは勿論、如何に進歩せる法律上・道德上・經濟上の理想も全く歷史習慣を異にせる土人に對しては全く會得し難きものなれば、徒らに駁雜巴の文明を急速に强制せんとするは百害ありて一の利益なきが故に、常に漸を以て彼等に敎へざるべからざるなり。而して此の目的を達せんが爲には一方に於ては土人學校及び手工・農業等の敎導に俟たざるべからざれども、又他方に於ては宗敎傳導の力に依て彼等の蒙を啓き精神的向上を圖らざるべからず。然れども是等の事業を完成せんと欲せば宜しく先づ土人の言語・宗敎・風俗・習慣及び心理狀態を研究し、苦藥を包むに甘皮を用ふるが如き技術と忍耐とを要するや論なき所にして、若し短慮性急に失せんか所謂角を矯めんとして牛を殺すの結果に終らざるを得ず、豈に愼みざるべけんや。

【參考書】「殖民」の題下其の項を見よ。

（堀　光龜）

斗代（トダイ）

「石盛」の題下を見よ。

亞鉛（トタン）

洋 Zinc. 獨 Zink.

亞鉛（アエン）は一に「トタン」と稱せらる、自然純物は存立せざるも、硫化物たる方亞鉛鑛（Zincblende）・炭酸亞鉛たる菱亞鉛鑛（Smithsonite）・含水硅酸亞鉛たる異極鑛（Calamine）等より抽出せらる。而して其の方法は炭酸亞鉛に就きては燒を施して酸化亞鉛と爲したる後、石炭を加用して還元するにあり。世界産（一九〇八）は七十八萬佛噸以上に達するが、獨逸（一五五、八〇〇）・ベルジック（一一九、三〇〇）・北米合衆國（一一二、四〇〇）・ベルジック（一一九、三〇〇）を主要産地とし、其の他に英吉利・佛蘭西等あり、亞鉛引板に製し、眞鍮・青銅・「シミロル」・「マイルチオート」等の合金及び亞鉛白・陶藥等の化合物を作るに供す。（野口保興）

土地（トチ）

洋 Land. 獨 Land. 佛 Terre.

一 土地と生産

生産上より觀れば土地が其の必須の要素なることは復た多言を要せざれども、生産要素として土地が生産に貢獻するの適否及び程度は土地に依りて異なり、決して悉く一樣なるものに非ず。今其の相違の生ずる原因を見るに、第一は其の土地の位置にして第二は其の地味、而して地中の含有分殊に含有鑛物の存否如何は第三なり。土地が生産に及ぼす利害得失、從て經濟上に於ける土地の價値は實に此等三個の土地の屬性に依りて決せらるるなり。

二 位置

就中、凡ての産業を通じて其の影響を蒙らざるなきは土地の位置なり。由來生産は何れも一定の場所に於て之を行はざる可らず。換言すれば生産は總て其の立脚地と土地を要するものあり。從て生産は常に其の土地に附帶せる地味・氣候其の他の自然的條件、並に販路の便否の爲に左右せられざるを得ざるが故に、各種の生産業は自然の條件と最も便利なる位置の土地を選む傾向を有せり。蓋し生産條件の不備と販賣市場の遠隔とは生産資料及び生産物の運搬、勞働者の廣入困難等、便位置に在る同業者に比して資本及び勞働を要すること多ければなり。但し此の場合に被運搬物の分量に比して價値大なる時は距離の負擔を感ずること少なく、分量大にして價値少なき時は之に反すと知る可し。

然れど最良の生産條件と最便利の販路とを兼備する位置の土地は常に之を得ること能はざるが故に、各種の生産業は或は主として良好なる生産條件を選み、或は販賣上の便宜を望み、或は兩者を併せ酌量する等、それ〴〵に比較的最良の位置を選定するの風あり。而して此の間に於て原料生産地と製造地及び製造地と販賣市場の距離の遠近、並に運輸交通の關係は生産物の價格を高低する原因となり、從て生産業地選定の一因となる。種々の生産業が各地に分配せらるる其の原因は斯の如く種々の複雜なる經濟的思量に出づるものなれば、其の分配の狀態は古今東西其の軌を一にせずと雖も、若し或時代に於て生産の條件、生産物の販路及び運輸の關係一定したりとせば、其の社會に取りて最も經濟的なる生産業の分布狀態は自ら此等の思量に依りて一定せらるる可きなり。故に各地生産業の分配は決して偶然の事實に非ず。自然的・經濟的並に文明的の諸關係必然の結果として現はれたるの事實たるなり。

而して諸産業中、輸送し得可き貨物の生産業は、通例生産條件と一定の市場に對する運輸關係とを斟酌して其の生産地を選定するものなれども、各人日用の消費物、輸送し難き貨物並に建築物の生産は其の位置を直接消費地に選定するものなるが故に、此の種の生産業の所在地には其の消費者及び生産者集合群居して一種の集中的販賣市場を形成すると共に、剩餘幾多の産業亦販賣の便宜上其の土地に引寄せらるるものあり。是れ即ち都市にして、一般に主要の消費地・市場地と認めらるるものなり。今此の消費地を中心として之を觀れば、各種生産業の所在分配は一般に運輸の關係と生産條件の感化に依りて定められるるを見る可し。故に全社會の土地悉く同一の生産條件を有するものとして之を觀れば、最も集約的に土地を使用する産業即ち各種の商工業は都市並に其の附近に集中し、其の周圍には集約的なる農業、其の次の周圍には粗放的の農業、更に其の次には林業・牧畜等の發達を見る等、産業の分布の一に生産物の量と之を市場に送るの費用、即ち運輸關係に依りて支配せらるるを見る可し。チューネン氏が都市を中心とせる生産業分布の順序を擧げて第一園藝牧牛、第二林業、第三集約的穀作、第四粗放的穀作、第五牧畜、第六自然的原野と爲せるは此の想定より推斷せるものなり。然れど一國一地方の生産條件は決して斯く一樣なるものに非ず。從て産業の分配狀態は單に運輸交通上の位置關係のみより之を推斷するを得ざるなり。

更に運輸關係を別として之を觀れば、農業に在りては地味氣候及び勞働の費用、工業及び鑛山業に在りては勞働の費用、技術的熟練並に資本の多少等それ〴〵に生産の上に影響を及ぼすこと勿論なるも、尙ほ此の外に各種の社會的生産條件・信用制度・商業及び其の組織、分業の狀態等の如何も亦大なる影響なきを得ず。然るに此等種々の生産條件は時と場所とに依りて種々の相違あり。其の多少大小の性質自ら異なりて相互比較す可らざるものあるが上に、人爲的に種々適宜に之を結合するを得可く、從て種々雜多の混成組立法あるが故に、單に生産條件を基礎として各種産業の分配狀態を推定するは亦等しく不可能事に屬す。然れど兎に角、生産用の自然力存在地・原料生産地、其の地方の勞働費用の高低等幾多の事實が生産業分配の上に及ぼす影響は或は一小區域内に現はれ、或は一國經濟場裡又は世界經濟の上に現はれ、其の形跡炳焉蔽ふ可らず。距離及び運輸の關係と相待ちて産業の分配を左右する重要の要件たるなり。

依是觀之、一定の土地は生産の基礎としてそれ〴〵其の位置に應じ一定の生産業を引寄するの力あり。土地の利用は通例此の力に從つて行はるるものにて、位置の良否は一に此の力の强弱如何に依るなり。而して各一定の土地の位置が各種の生産業經營に取りそれ〴〵に適否其の等差あると等しく商業及び自由職業等の純營利的事業經營にも亦それ〴〵に適否の別あり。例へば田舍よりも都市地、都市中にても交通繁き中樞地が商業に適し、司法官衙附近地が辯護士營業に便なるが如き即ち是なり。是に於てか比較的便利なる位置の土地はそれ〴〵生産業者・營利業者の希望する所となり、不便なる土地に比して價値の相違を生ずることとなる。然るに此の位置の良否は通例個人の力に基因するものに非ず、周圍の自然的關係と社會的關係とに依りて定まり、又不可增的一定不動的にして全然競爭を許さざるの實あり。其の結果、競爭に基づく其の價値の變動は土地所有者の施設に依るに非ずして其の利益は獨り地主の壟斷する所と爲る。其の結果一方には各種生産業及び營利等の間に土地獲得の競爭起りて、土地は國民經濟上に於ける其の使用方法の得失如何に關せず、唯〻土地の費用を最も多く負擔し得る生産業及び營利等の用に供せらるる事。例へば都市附近の農業地が都市の發達に從ひ市外の穀田が都市人口の增加と共に園藝地に用ひらるるに至るが如き事實を生じ、又一方に於ては土地所有者は其の財産の增減復た自家の勤惰如何に由ることなく、主として社會的變動に支配せらるることと爲りて土地は此に投機の好目的物と爲り、又無爲業餐の徒が所得を得るの方便と爲るに至る。此の現象は市に於て最も著しく見る所にして、近年各地に於ける市街地價の騰貴及び市街地所有者の自家の勤勞に基かざる利潤（Unearned Increment）は各人の等しく認むる所なり。然かも此等の地價の變動が主として其の位置の生産及び營利に及ぼす利益の變動如何に依るものなりとせば、土地の位置の生産及び營利上に於ける影響の大なる又推知す可きなり。

三 地味

其の地盤とせる土地の位置如何が當該産業の盛衰に至大の影響を及ぼし、其の分布狀態を左右する一大原因たることは殆ど一切の生産業及び營利業の上に之を見るの事實なれども、之と同時に土地を生産上必要なる物質及び勢力の淵源として利用する生産業即ち農業林業等の上より之を觀れば、土地は實に或種の物質及び勢力の無盡藏の淵源なり。即ち此等の産業に在りては生産毎に動植物生育に必要なる幾多の物質は地中より取去らるるも、其の取去らるる物質は年々歲々殆ど全く恢復されて永久に盡くる所なく、自然力亦全く盡くることなきなり。然れど一定の期間に就て之を觀れば、土地が其の期間に於て生物生育の爲に供給し得可き必要なる物質及び勢力は土地に依り多少大小の差別あり。從て此の多少如何に依り其の土地に於ける生産の種類並に多少の上に相違を生ず。即ち土地に依りては一定種類の生産に適するの外復た他種の生産に適せず、其の生産量亦一に自然に左右せられて人爲的に之を增減するを得ざること、例へば山腹の牧場地・沼池等の如きものあり。或は一定の範圍内に於て數種の生産に適し、其の生産量も亦資本及び勞力の投入如何に依りて多少之を增減するを得るものあり。更に第三には氣候の許す限り殆ど所有る生産に適し其の生産量も亦資本勞力の投入如何に依りて著しく之を增減

するを得るものあり。而して此等各種の土地中にても地中含有の物質と其の地に附隨せる自然的作用の如何に比較多量の産出額を生ずるものと、産出額割合に少きものとの等差あるなり。生産に對する土地の此の適否等差を地味と云ひ、生産に適するの土地を肥地、不適當なる土地を瘠地と云ふ。

地味の肥瘠は勿論絕對的永久不變のものに非ず。之に投ずる資本勞力の多少如何に依り肥瘠の地位を轉倒することなきに非ず。例へば酸性過度の土地は粗放的耕作に在りては中性土壤よりも瘠地と認めらるるも、相當の資本と勞力を投じて之を中和すれば時に頗る豐饒なる地味と化することあるが如し。然れど各種の土地を一體すれば土地に固著せる自然的の生産條件は土地に依りて種々の相違あり、從て此等の條件が生産に及ぼす影響にも適否大小の相違あるは云ふ迄もなく、而して土地の生産上に於ける價値も亦此適否大小に依りて左右せらるるものなり。勿論生産上に於ける資本勞力の效用益〻重きを加へ、生產の土地に依頼すること愈〻少なきに從ひ、土地自然の影響も亦多少の減却を來たす可しと雖も、由來自然の地味地質は到底人爲的に隨意に之を造るを得ず、常に一定に附隨して之を移す能はず、從て之に基づく生産物の品質分量も亦人力の如何ともす可らざる所に屬するが故に、地味地質を主要の要素とせる生産業は到底自然の影響を全然脫却するを得ず。農林業其の他地皮の成分に依頼する産業の生産物は種類分量共に其の土地の地味に左右せられざるを得ざるなり。故に此の種の産業に利用せらるる土地の價値は此の地味の肥瘠の程度と前述せる位置の良否とに依りて決せらるるを見る。

四　地中の含有物　地味の肥瘠は主として土地の上層に於ける地中の含有成分に依ること云ふ迄もなく、從て此に特に地中の含有物に就て述ぶるの要なきが如きも、普通地味の中に包含せらるる含有物の外に、土地は或種の生産業に對して必須の物質を供給するの實あり。卽ち地中に伏在せる物質を選擇採取するを主とする産業、卽ち所謂鑛山業に取りては土地は正に其生産物を藏せる寶庫たるなり。而して此の種の産業に在りては、其の生産物は既に地中に存在し、生産の行爲は單に之を採掘獲得するの一事に外ならざるが故に、一度之を採取する時は同一地より再び之を採取するを得ず。從て土地は農林業の場合に於けるが如く無盡藏の生産力を以て左右す可らざる自然的事變に直接左右せらるることなきが故に其の産出は欲望の消長に適應するを得可し。要するに此の種の生産業用地は生產物の有限不可增的なる寶庫なることと、年〻の産出額は此の有限の範圍内に於て人爲的に隨意增減し得るものなることの二個の特色あり。從て生産上に於ける其の價値も亦全く含有せらるる生産物の品質及び分量に依りて定まること、恰も爾餘の貨物の貯藏庫の價値に等しきものあり。唯〻其の位置が天然に依りて定まり、從て當該生産業の所在地の便否を決定するの一事のみ、此種の土地も亦價値決定上一種の土地たるの性質を示せるを見る。

五　土地と資本　要するに土地の生産上に於ける效用は以上の三點、卽ち生産の立脚地として各産業に適當の位置を與へ、生物發育に必要なる或種の物質及び自然力の無盡藏として一定種類の産業に適當の物質及び勢力を與へ、且つ一定物質の貯藏所として或種の生産の爲に其の生産物の源泉と爲るの事實に外ならず。此の效用の多少大小に依り土地の價値も決せらるるものにて、國民經濟上より觀れば生産上土地の重要なる所以は畢竟此の效用あるが故に外ならざるなり。然れど私經濟の見地より觀れば、土地の此の效用は其の所有者に取り營利の源泉として資本と共の作用を等うするの觀あり。殊に交易發達し、一切の有價物件殆ど悉く交易に依りて之を享得し得可く、其の價値又一に貨幣に積算せられて營利の資に供せらるる近世の社會に於ては、土地も亦資本貨物と等しく賣買處理せらるるの實あり。是に於てか土地も亦一種の資本なりとの見解を生じ、之を他の資本物件と對比する場合に特に土地資本なる名稱を用ふる者あるに至る。營利經濟の上より觀れば又至當の見解なる可しと雖も、併し土地と爾餘の資本物件との經濟的特性を觀察すれば兩者

の間には實に左の如き幾多の區別の存するものあり。

一　土地と資本とは其の起原を異にし、前者の自然に出づるに反して後者は生産の結果たるの實あり。**二**　土地の量には一定不變の限あるに反して、資本には漸次に蓄積增加し得るの性質あり。**三**　土地は永久に使用し得可きも資本物件は性質上斯る永續的使用を許さざるものあり。**四**　土地は常に不動的なるも、資本は本來可動的にして、縱令時に不動的なることあるも、そは唯〻人爲に依り不動的と爲せるに過ぎず。**五**　土地の用途は自然に制限せられて頗る不融通的なるも、資本の用途は之に比すれば比較的に自由なり。

土地と資本の間斯る相違あるの結果、技術上に於ては土地の使用時期及び方針が全く自然に支配せられて殆ど人力の之を左右するを許さざるに反し、資本の使用は時期方針共に大に人の自由を許すものあり。所得形成上に於ては土地所有者が容易に一種の獨占的利益を壟斷して其の生産物の販路並に經濟上の地位共に安全且つ確實なるを得るの傾あるに反し、資本の所有者は市況變動の影響を蒙ること頗る著しきの不利あると共に、又容易に市場の形勢に適應し得るの便あるの實あり。更に一國生産の上より觀れば土地の生産力には自ら限あり、其の收穫は隨意に之を增加するを得ざるの結果（收穫遞減の法則」の題下參照）、人口增加の場合に於て土地生産物の增加は隨意に之に適應するを得ざれども、資本を主とする産業は時日の經過に從ひ人口の增加と共に隨意其の生産を增加し得るの實あり。土地が一般に永續不滅の性質を有し其の産出力亦永續的にして、縱令時に其增加恢復を要することあるも通例人力の之を如何ともするを得ざるものなるに反し、資本には容易に破壞消耗せられ、其の恢復增加の爲に常に新に産出せられざる可らざるの特性存するあり。又生産從業者の社會的地位に就いて之を觀れば、土地生産業を主とする者と資本を主とする生産の從業者の間には多大の相違あること田舍と都會・農民と都人士・商工業者と地主とを比較對照するものの等しく認め得可き所にして、田舍人民の一般に定住的傾向を有し其の生産又變化少なきを常とすると反對に、都市人民の移動し易く且つ其の生産に變化多き、將た田舍に於ける資産增加の緩漫なると反對に都會に其の增減の急速なる、又都鄙人民の間に思想及び性格の著しき相違あること等皆其の例なり。

勿論土地の中にても鑛山地の如きは生産用地として永久不滅の性質を缺き、從て經營上將た國民經濟上其の影響の資本生産業に頗る近きものあり。又資本物件中にも比較的永久不變從て其の影響亦多くの點に於て土地に近きものなきに非ず。故に精細に點檢し來れば上述せる兩者の相違は、多數の點に於て性質上の相違と云はんよりも寧ろ程度の相違と稱す可きものある可しと雖も、大體より觀れば兩者近似の點は割合に少なくして如上の相違の明らかに兩種生産要素の間に存するを見る可し。又縱令程度の相違として之を觀るも、苟も斯る重大なる相違の存する以上、斯學研究上に於ては兩者の作用及び影響を區別して論述するは至當且つ便宜の處置なる可し。是れ從來多數の經濟學者が土地なる生産要素を資本と區別對置する所以にして、土地を資本の一部と看做せる經濟學者も亦其の說明に當り土地資本と爾餘の資本とを類別するに於ても亦利子と地代とを區別論述する所以なり。資本と土地の異同以て見る可く、其の異同の論は畢竟堅白異同の說に等しきを知る可し（尙ほ土地に就ては本書第四卷「自然」の題下を參照す可し）。

【參考書】（二）H. v. Thünen, Der isolierte Staat I. Theil.—(2) J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book VII.—(3) Ad. Wagner, Grundlegung der Politischer Oekonomie. II Teil.—(4) H. Gesoge, Progress and Fovrety.—(5) Marshall, Principles of Economics Book. IV.—(6) J. B. Clark, Distribution of Wealth. Ch. XIII.—(7) Philippovich, Allgemeine Volkswirtschaftlehre III Buch.—(8) Schmoller,—Allgemeine Volkswirtschaftlehre. I. Buch.—(9) Seligmann, Principles of Economics. Ch. XX.

其の他 Roscher, Knies, Mangoldt, Nicholson, Sesge., Flux, 等を初め、一般の經濟原論に關する著述中 Land に關する章を參照す可し。本邦に於ける經濟原論の著書又何れも之を論述せざるなければ又就いて見る可し。

（氣賀勘重）

土地及び森林收入（トチオヨビシンリンシウニウ）

獨 Revenues from domsins and forests. **獨** Einkommen aus den Domänen und den Forsten.

國家收入の財源として土地を所有することの可否は時代によりて一樣ならず、拘束なき自由競爭を主張せるアダム、スミスの學說が行はれたる時代に於りて、英佛兩國に於ける國有土地は著るしく減縮せり。獨逸にありても、十九世紀の前半に於てスミスの學說は盛に行はれたりしも、其後半期に入りては土地國有を可とするに傾けり。卽ちカール、ハインリッヒ、ラウ（Karl Heinrich Rau）の如きは頻りに土地國有の不利益なる理由を論じて國有土地の拂下を主張せり。而してその不利益なりとなすところの理由は、（一）政府は産業を經營するに不適當にして到底、私經濟人の堪能なるに

以上は歐洲に於ける諸國家の狀態なり、而して此等諸國と事情を異にする北米合衆國にありては特種の土地政策によりてその廣大なる土地の拂下げをなせり、而してその廣大なる土地の拂下げをなせし時々の事情により種々に變更せり、而してその變更に適せざるは以上美洲の諸文明國に於てのみならず、東太利のなるも又同一なる經驗を有せり。

我日本は農耕に適する土地を所有するなし、これある唯原野のみにして、その面積次の如し。

年次	國有原野	御料原野	合計
明治十三年	一〇二、一九一町	一三、一九一町	一三五、三八二町
同四十二年	三八、三九一	一三、一三七	三五、五二八
同四十一年	二八、三五五	一三、〇八三	四一、四三八
同四十年	四〇〇、八四四	一三、三九六	四一三、八四〇
同三十九年	四六、四五七	一三、三六八	四〇、三五

此等の原野は概して農耕に適せず、その收入は樹皮樹葉等雜類及び石土類等の副産物又は鐵佛用・川水用・牧場用・油類用及び養鳥用等に使用する貸下料金にして、其の金額は甚だ小許なるものなり。

以上は事實上より略說したるものの、更にこれを學說的に觀察するに、國家が土地を所有する場合に、これを處理して收入を得るの方法に三あり、其の一は國家自ら經營者として直接その國有地を耕作することなり、而してこの耕作の目的が親ら收入にありとせばラウの論じたるが如く森林經營者として私經濟人に及ばざる點あるに、あまりに利益ある方法にあらず、然れども行政上の理由より國家自ら直接に管理して研究を遂げ、森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

日本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

森林は國家經營者として私人經營者に優ること大なりといへども、其の三なり。以上公益上・財政上及び森林上より見て森林を國有とするの必要なること其の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林の國有として保存せざるべからざる理由の最も重要なることは我の一なり、國家の財政上より見て政府が森林を保有し、系統的に且つ技術的に經營したらんには少からざる收入を國庫に與ふるものなりということは其の二なり、一國產業の狀態及び各地方に於ける地質の利益を目標として促進するが故に、眞に適切永續なる森林の國家經營者は私人經營者に優ること大なり。

歐洲諸國に於て十九世紀の前半に耕作適當地が盛んに廢却せられたりしときに、その風潮に動かされて國有森林の同じく廢却せられたるもの少からざりしも、森林地面積の減大なりしため、農耕適當地の如き滋養はこれあらざりきゝ、しかもこの數却政策は一時の現象たるに過ぎずして、其の後かへりて民有森林竟收の政策一變して漸次國有森林を增加するに至れり。即ち獨逸・墺國西部・佛國西部・瑞太利及び伊太利の如きは、何れも廣大なる國有森林を保持せり、而して例へば獨逸帝國の如きは全國森林面積三分の一を國有森林として所有す、更に森林よりの收入として一九一〇年度に於て佛國は七千百五十三萬二千法、米國は一億九千八百二十一萬四千磨克、墺國は七千二百十二萬三千弗、伊太利は千二百八十六萬七千「リラ」を得たり。

目本の森林地總面積は畝二千二百萬町歩なり、而して

森林よりの一般收入は三十九年に於て五百四十六萬圓餘なりしもの、四十二三年頃に一千萬圓前後に增加し、以降大正二年度に至るまで略ぼ之が維持の狀態にありといふべし。而して三十九年度に於ける國有林野に於ける用材及び薪材よりの收入と一般收入との差は百六十六萬圓餘なりしもの、四十三年には七百八萬圓餘に增加せり、是れ國有森林特別經營の繼續事業計劃によりて林野排水費を支辨し一般會計に於ける森林收入として繰入計上したるによるものなり。（石渡久五郎）

土地改良（トチカイリョウ）

英 Melioration. 獨 Melioration(Landeskultur).

I 總說　土地改良とは、之を廣義に解するときは土地の生產力を增加する物理的の化學的の一切の方法を意味し、從つて肥料の改良・開墾・耕地整理・灌漑・排水・水理・產業組合の改良等の一切を總稱し、狹義には灌漑及び排水を意味し、尙ほ狹義には產業土木の方法に依るもののみを謂ふ。

II 灌漑(Bewässerung, Irrigation)　**1 總說**　灌漑とは土地の生產力を增加せしむる目的を以て、人工的に耕作地に規則正しく水を引き入れ且つ分配する一切の手段方法を總稱す。**2 歷史**　文明の低き太古の人民としても既に灌漑の必要を感ぜり、即ち初期の土著は溪流及び雨量の少き土地を選びて土著するものなれば（「新開土著」の項下參照）、先づ埃及にては古代より人工又は[ナイル]河の氾濫を利用して耕作地に灌漑し、[メソポタミア]にては古代より人工的灌漑行はれ、夏期には用水少き爲め水使用の制限を行ひたり。此くの如き[ユーマー]の時機中に見ることを[約瑟]書及び[ルース]記に及びてはシナ古傳說に多く行はれ從及び[メキシコ]等には其の主なるものは[印度]・[波斯]・[亞剌比亞]・[ペルシャ]・土耳古等にも廣く行はれしを見る可く、北米にては最初の土著者皆水少き丘陵を選びしかば早くより灌漑事業開け、又熱帶亞熱帶にありては[アラビヤ]・[ペルシャ]・土耳古等にも廣く行はれしを見るより發達せしを知る。其の他[シレイン]・[パレスチナ]・[メソポタミア]・[エジプト]・[ヒクソー]・[ラングドック]地方に殘り居ると云ふ。仲國[ロンバルチヤ]の[ナヴィリオー]水路は一一七八年に、[ミッザ]水路は一二二〇年に作られしと云ふ。英國にては一六一〇年に[ローラン]氏の著書中に、「夏冬の草地及び牧場地の灌漑方法を包括せる最も改良せる最も長く經驗せる水路の構成」と云へるが如き文句のあるを見れば早く

除去、夢其の效用多く、殊に本邦稻作に對しては灌漑は最も重要なる位置を占む。五 水量及び土地氣候 水量の多少は降雨特に作物生長期の降雨の多少蒸發の强弱、土壤の性質に依るものにして、北部伊太利にては一、〇〇〇粍の雨量にても灌漑を要し、獨逸にては四〇〇—五〇〇粍にて灌漑す、前者は作物期に雨量少く後者は之に反す。一般に灌漑に適する地勢は或る程度の傾斜を有せる谷間に沿ふたる所にして、濕地の滯停水多き盆地は適せず。土性としては能く水を保ち下層に透さず、且空氣・温度の流通よく乾燥するも上部に硬皮を作らざる程度を最良とす（粘質砂土・砂質壤土・砂質粘土）。上部砂質にして下層粘土有る所又は重粘にして水の保持惡しき所は最も不適當なり。此の如きときには空氣の流通を惡しくす、故に重粘の土地の灌漑には土地を常に耕耘するを要す、本邦水田に於て其の要を見る。六 灌漑水の性質 灌漑水は地上水及び地下水に依りて其の性を大いに異にす。地上水は河水にして其の源は泉即ち地下水又は氷解水なれども、長き道路と接しつつ流るるを以て所謂軟水となり、有害の鑛物性少く、且つ數多の小流を合して常に多くの有機分を含有し、其の温度大氣と大差なく、灌漑には最も適するものなり、然れども工業地殊に銅鑛山地を流るるものにつきては特別の注意を拂はざるべからざるなり。又石灰地方、酒造所の流出物の存する所、都會地の下水を集むる河水は肥料を多く含有す。地下水は井又は泉に由るものにして、通常冬は暖く夏は大氣より冷にして、灌漑には不便なり。地下水は硬水なれども往往貴重の養分を有する事あり、之又注意せざるべからず、一般に泉水は之を溜池又は其他の方法に依りて軟水となすを可とす。七 灌漑の方法 灌漑には水を取り集むる事、運ぶ事、灌ぐ事の三つの方法を要す。水を集るには池・溜池・桶等を用ひ、流川にありては其の傳之を導き、又は水門を設けて川の底より導き、或は水車其他の機械を以て水を取る。地下水を取るには喞筒其の他の機械を用ふ。揚水に多くの費用を拂ひて尙ほ利あるは果樹・蔬菜・米作等にして、普通畑作には利あらず。自働揚水器は「サイホン」・「サイホンエレベーター」・水力起水器・溝輪等にして、特別の機械に依りて動さるる其の動力は灌水龍・喞筒・風車・水車・「タービン」・「ガスモーター」・蒸汽「モーター」・蒸汽機關等なり。本邦にては明治四十二年九月の調査に依るに、農業用揚水機の設置せられし箇所排水用七十一、灌漑用八十五、灌漑排水用七、之等使用反別合計一九、五八四町歩にして、原動機別にては蒸汽機關（「セントリヒューガル」喞筒、水車、「レシピロケーチング」喞筒、不明）一四五箇所（一〇〇〇に對して八九〇）石油發動機（「セントリヒューガル」喞筒）十三箇所、水力發動機（水車）二箇所、電力發動機（「セントリヒューガル」喞筒）二箇所、其の他不明一箇所の數を表はす。揚水機使用面積は埼玉縣（排水用）にして、新潟縣（排水、灌漑）之に次ぎ、且つ明治三十五年度の調査より非常なる增加を示す。水を導く

ば下の如し。地下水の排除には明渠暗渠兩者を用ふれども、暗渠排水(underground drainage)の方效果多し。地上水の排除にありては耕地面に停滯せる惡水排除の方法を自然排水人工排水の二つに大別するを得、前者は地球の引力を利用し單に小溝を造りて惡水をして自然に低きに向つて流去せしむ。人工排水(Mechanical drainage)にありては、目的地内に集まれる惡水を其の境界外に排出するに地球の引力以外に一種の機械力を使用するにあり、其の動力は種々あり目的地内の水を集むる方法は何れも異ならず。四 排水組合(Entwässerungs-Genossenschaft)とは數多の土地所有者が共同して排水を行ふものを謂ふ。之に任意的と强制的とあり、後者は公共組合の一種に屬す、本邦にては特に排水組合なるもの無きも耕地整理組合北海道土工組合水利組合等により事實上これを行ひつつあり、之排水及灌漑の如き事業は其の性質上單獨に行ふ能はざるは當然なればなり。五 灌漑との關係 既に總説に於て說明せし如く灌漑の結果即ち排水せざる可からざるものなるが故に、獨立排水を除きては凡て灌漑の一部と見做す可く、又排水の結果も灌漑に使用することある可きを以て要する所二者の關係甚た密接なりと云ふことを得可し、此くの如くなるが故に學者往々二者を同一題目の内に論究するもの多し、從つて灌漑の組織經營參考調査報告等は既に灌漑の項に逃べし所を參照す可きを以て玆に略す(「沼地改良」及び「沼地殖民」の題下參照)。

四 治水 治水とは河川を整理して洪水の爲めに耕作地を荒廢せしめざらしむるを云ふ。治水の農業上必要なるは既に明白なる事實にして、更に詳しく說明するを要せず、今明治二十五年より同三十七年に至る帝國農會調査の水害損失價格を示せば、十三ヶ年平均毎年三四、四九二、九〇〇圓に昇る、以て治水の如何に重要なるかを知るに足る(治水の歷史、現今の狀態等に就いては「農業土木」及び「河川法」「治水」の題下參照)。

五 開墾(Urbarmachung) 耕地整理に付きては各其題下參照、農業道路の改良につきては「農業土木」の題下參照)。

(小平權一)

土地改良銀行 (トチカイリョウギンコウ)

Land improvement bank. 獨 Landesku-lturrentenbank.

土地改良銀行(一名、土地改良地代銀行)は、地主・組合・公共團體に對し、農事改良の爲めに要する資金を貸附くるを目的とす。

一 設立の趣旨 土地改良、殊に排水・灌漑によりて、從來の荒蕪地を開きて耕地となし、又は從來の耕地の生產力を增進することは、獨逸諸聯邦の久しく其の必要を認めし所なり、其の他、河身改良・堤防修築等の事業も農業生產に及ぼす影響少なからず。然れども此等の事業が、久しき間容易に完成せざりし所以のものは、之に要する資金の調達は特殊の信用に依るを要し、從て特殊の信用機關の活動に俟たざるべからざるものありしを以てなり。土地改良信用は長期にして且償却の側より不通知的ならざるべからず、而して其の償却は年賦により、年々の收益を以て徐々に濟濟し得らるることを要す。されば土地改良信用は私人たる資本家の之を賦與するに適せず、さりとて既存の不動產銀行、又は「ランドシャフト」の貸附にも適せず、何となれば獨逸の土地所有者の大部分は已に輕からぬ負債を負へるを以て、其以上貸附をなすことは、此等の機關の不可能とする所なるを以てなり。是に於てか、特殊の土地改良信用機關を必要とするに至れり。

二 沿革 ザクセン王國は土地改良銀行設立法發布せられ、各州郡に於て自由に之を設立し、且之に關する一切の責に任ぜしむることとせり、而して此の法律によりて設立したるものに、シレジア(一八八一年)・シュレスヰッヒ、ホルスタイン(一八八一年)・ポーゼン(一八八五年)・エストファーレン(一八九四年)及び東普魯西(一九〇四年)の五州あり。

三 業務 **一 貸附の目的** 國によりて同じからず、一八七九年の普魯西法律によれば、土地改良銀行の貸附をなすべき事業は、(イ)農事改良＝灌漑・排水・道路の築造及修繕・植林・開墾・新式農法採用。(ロ)河堤護岸工事。(ハ)堤防の築造・擴張・維持及び同附屬物築造。(ニ)溝渠・溜池の築設・使用・維持・水路其の他航運の助けとなるべきものの修繕・改良、バイエルンの規程も亦略之と同じ。ザクセンにては、主として排水・灌漑・溝渠の改良・都市上下水道建設に對して貸附くるを目的とす。**二 貸附の限度** 貸附には擔保貸附(私人に對し)及び無擔保貸附(公共團體及組合に對し)の二種あり、而して擔保貸附に於ける貸附の限度は、普魯西法達せし所なり、卽ち、一八六一年土地改良銀行法及び同施行規則發布せられ、後、一八七二年・一八七八年・一八八八年に追加法及び施行規則發布せらる。バイエルン王國にては一八四四年設立法發布せられ、一九〇〇年及び一九〇八年に同追加法出づ。ヘッセン公國にては一八八〇年、土地改良金庫設立法發布せられたりしが、後、一八九〇年に至りて、地方信用金庫(Landschaftskasse)設立法出で、同法第二十條により、前揭銀行は廢止せられ、此の新銀行によりて其の業務を行はじむ。

オルデンブルグに於ては、一八八三年の法律により國立の土地抵當銀行設立せられ、之をして土地改良銀行の業務を兼ね行はしむ。普魯西に於ては、一八七九年

の規程によれば、擔保物鑑定價格の二分の一、若しくは法定純收益の二十五倍とす、但し土地改良の結果、土地の價格上昇の見込あるものは、土地價格の四分の三若しくは其の見込價格の二分の一とす。ザクセンにては此限度につきては何等の制限なく、他の二國にては土地の鑑定價格の二分の一とす。玆に當然起るべき問題は、已に重き負債を負へる土地につきては、改良信用賦與せらるるや、否やと云へることなり、元來土地改良は土地の效用を增し、少なくも之に投入せられる金額丈けは其の價格を增加すべき筈なり、果して然らば、既存の債權者は土地改良信用に對して優先權を與ふるも、之によりて何等の損害を被ることなかるべし、而して一方には、此の優先權を與へられざるに於ては、土地改良銀行は負債ある土地に對して改良信用を賦與すること能はず。是に於てか優先權問題は識者の大に研究する所となり、或る限定せる改良事業に對する貸附には優先權を認むることとなれり、されど之と同時に又、既存の債權者より優先權の讓渡に對して故障を申立つることを得せしめしを以て、其の效力は甚微弱なるものなりとす。土地改良者の組織せる組合、又は公共團體に對しては、土地改良銀行は無擔保貸附をなす、此の場合には銀行は既存債權者の承諾なくして優先權を有す。三 貸附の規程 貸附は現金を以てし、若しくは債券の交付による、此の債權は通常銀行側に於ては不通知的なるも、債務者は期限前償還をなすことを得べく、又其の辨濟方法も一時拂ひ又は年賦償還法の何れにもよることを得。債務者の支拂ふべき年賦金の割合は國により異なり、普魯西は普通五分、ザクセンは四分六厘六毛、又バイエルン・ヘッセンにては利子に五厘乃至七厘五毛の減債積立金を加へたるものを年賦金とす。四 資金用途の監督 土地改良銀行は、個人に對する貸附に於てのみ、貸附資金が適當に利用せられたるや否やを自ら監督す、普魯西に於ては排水貸附に對し優先權を付する場合に限り、總務委員會(General Kommission)にて其の計劃につき檢査をなし、且事業の監督をなす。他の三國に於ても略之に等しき規程あり。而して資金の適當に利用しらるることを發見したるときは、總務委員會は何時にても貸金部の償還を要求することを得べし。

四 成績並に批評 此の銀行の成績は中部獨逸の諸邦、殊にザクセン及びバイエルンに於て見るべきものあり、普魯西に於ては却て其の效果少なし、現今同國に於て此の種の銀行を有するは五州に過ぎず、內比較的著しきものにつき貸附額を擧ぐれば、

	借主數	貸附口數	金額
公共團體	一、五五〇	一、五六〇	五六、〇四三、四三三[マーク]
其他の組合	七二九	三〇、二九	五、六四〇、三〇五
個人貸附	二九三	三一七	一、二七、〇〇三
計	二、五七三	二、〇九六	三八、九四四、七三〇

借主別(一八八四―一九〇九)

(ヘッセンにては一九〇〇年迄に貸附けたるもの九百二十萬「マーク」に及び、內半分は個人貸附なりと云ふ。土地改良銀行の必要なる所以、及び其の職とする所は各國皆一樣なるも、大國たる普魯西に於ける成績が他の小國に若かざる所以のものは、蓋し、小國に於ては此の種の機關の組織及び管理の容易なるに反し、大國にては然らざる事情あるを以てなり、例へば、普魯西に於ては總務委員會は國立なるに反し、銀行は州立なるを以て、行動に連絡を付するに動もすれば圓滑を缺くの嫌ある如き卽ち其の一なり。又土地改良信用には繁雜なる規程ありて、法律に慣れざる農民が之を悅ばざるは、此の銀行の未だ普及せざる一の原因と見るを得べきも、尙多くの土地が已に重き負債を負へることは、其の最大なる原因たらずんばあらず。而して之を救ふの道は、土地改良信用に優先權を與ふるの外なし、已に組合貸附に對しては優先權を認めつつある反して、個人貸附に之を認めざるは未だ全きを盡さざるものありと云ふべし、何となれば、玆に一の大地主あり、已に重き負債を有するときは、土地改良信用を起すことを得ざるも、之を其の儘、負債と共に十人に分割し、此の十人を以て組合を組織して借入を申請するときは、銀行は其の貸附を拒斥する理由なし、而して前の一人の場合に債權危險にして、後の組合の場合

	口數	金額
總貸附	三六、九九八	一、〇〇〇、〇〇〇[マーク]
內 農業灌漑排水貸附	三、一六三	一四、六三三、八四九
內 水利組合貸附	四九九	一、三三五、八一九
內 街路建設貸附	一、八八二	三四、七四九、六四一

バイエルンに於ける成績を見るに、一九〇九年末迄に貸附ける金額約四千萬「マーク」に及ぶ、今之を借主別に分つときは、

に安全なりと云ふべからず、然も法律は後の場合には優先權を認むるなり。故に既存債權者の利益を害ざる範圍に於て、土地改良信用に優先權を與ふるは甚だ必要なることにして、他の抵當信用と區別することを要するものなり。

【參考書】(1) Handwörterbuch der Staatswissenschaft. Bd. VI.—(2) Elster, wörterbuch der Volkswirtschaft—(3) Schober, Die Landerkultur-Rentenbanken in Preussen, Sachsen und Hessen, Berlin. 1857.—(4) Das Bayerische Gesetz v. 21/IV. 1884.—(5) Die Landeskultur-Rentenstatt betreffend, erläutert von Heinrich Hang.—(6) Die Landeskultur-Rentenbank in Königreiche Sachsen, amtliche Denkschrift, Dresden 1881.—(7) Die wirtschaftliche Gesetzgebung in Hessen, von Ministerialdirektor Bamm, Darmstadt 1902.

（橋本傳左衞門）

土地金融組合（トチキンユウクミアイ）

獨 Hypothekenbank.

「土地信用機關」の題下を見よ。

屠畜檢査（トチクケンサ）

獨 Schlachtviehbeschau.

「屠場」の題下を見よ。

土地資本（トチシホン）

佛 Land. 獨 Grund und Boden od. Grundstücke.

「農業資本」の題下を見よ。

土地信用（トチシンヨウ）

佛 Crédit sur real estate. 獨 Bodenkredit.

「農業信用」の題下を見よ。

佛 Crédit foncier.

土地信用機關（トチシンヨウキカン）

獨 Bodenkreditinstitut. 英 Credit-Foncier.

一 總說　土地信用機關とは、土地に經營する機關の總稱なり。故に必ずしも土地を抵當とするもののみに限らず、建物を抵當とするものをも含ましむるを普通とす。又組織的に土地抵當貸附をなすとは、土地に對して金融を付するを以て、其の機關成立の主要なる目的とするのみならず、その獲得したる抵當權を基礎とし（即ち保證準備として）で債券(Pfandbrief)を發行し、因て以て得たる資金を更に貸附に使用するを云ふ。彼の獨・佛諸國に於ける不動産銀行の如きは正に右の條件を具備し、本來の土地信用機關に該當するものなり。土地・建物に對して貸附をなすは、以上の諸機關の外、貯蓄、保險會社・貯蓄銀行等あり、國により其の貸附額非常に多額に上れるを見るも、此等は唯餘裕金利殖の一方法として土地貸附をなすに過ぎずして、放資の證は必ずしも土地と限らず、且、土地に放資したるものは其の確固定せられ、債券の形となりて再び流動性を恢復することなし、即ち、之を土地信用機關と云ふべからず。

二 營業　土地信用機關は、其の本業として土地に對して貸附をなし、且其の獲得せる抵當權を見合として土地證券(通常之を債券と云ふ)を發行する外、尙多くは公共團體に對して貸附をなし、同時に之に對する債權を基礎として公共團體債券(Kommunalobligation)を發行し、追んで土地改良貸附(國により特に此の目的の爲に土地改良銀行(Landeskulturrentenbank)あり)をなし、又、或程度迄は預金・割引・有價證券取引。供托事務等普通銀行のなすべき業務をも營む事あり。

三 種類　土地信用機關は之を其の組織の異なるに從ひ三種に大別することを得、一 國立若しくは公立(州立・市立等)なるもの、獨逸に於ては之を總稱してLandeskreditkasse と云ふ。二 地主の組合によるもの、之を土地金融組合（Landschaft）と云ふ。三 株式組織にして、營利を目的とするもの、之を不動産銀行(Hypothekenbank)と云ふ。次に此各種の機關につき略說せん。

一 土地金融組合(Landschaft)　イ 總說　土地金融組合とは地主が其の所有地に對して金融を得んとする目的を以て組織したる組合にして、公共的性質を有する一種の土地信用機關なり。此の組合は、債券を發行して土地信用を與ふる金融機關の鼻祖にして、古く、十八世紀の後半に於て、普魯西のフリードリッヒ大王により創始せられたるものなり。當時、普魯西に於ては、彼の有名なる七年戰爭(一七五六—一七六三年)の後を受けて國民大に疲弊し、殊に騎士階級(Ritterstand)に於て最も甚しきものあり。彼等は何れも廣大なる土地を所有する貴族なりと雖も、皆多大の負債を負ひて、元利の支拂に苦しみ、遂に其の世襲財産たる土地を賣却するの許可を國王に求めたり、而して此の要請は許可せらるるに至りしと雖も(一七六二年)當時の事情は實際土地を處分するに便ならず、騎士の窮狀依然たるものあり、大王も亦之が救濟に腐心しつつありし折柄、恰もビューリング(Büring)と稱するベルリンの一商人あり、一策を案じ、騎士をして組合(之を「ランドシャフト」と云ふ)を組織せしめ、組合員の連帶責任により、土地に對する金融を得せしむることを大王

に建白せり(一八六七年)。此の建策は直ちに採用せらるるに至らざりしも、之が動機となり、一八六九年八月二十九日の開令、及一七七〇年七月十五日の法律により、「ランドシャフト」設立に關する規程發布せられ、之に基づきて、同年八月九日、世界に於ける最初の土地抵當信用機關はシレジヤ州に設立せられたり、之を「シレジヤ・ランドシャフト」(Silesische Landschaft)と云ふ。其の後、之に倣ひて設立せられたるものに、「クルル、ウント、ノイマルク、ランドシャフト」(Kur und Neumarkische Landschaft—一七七七)、「ポンメルン、ランドシャフト」(Pommersche Landschaft—一七八一)、西普魯西「ランドシャフト」(Westpreussische Landschaft—一七八七)、及び東普魯西「ランドシャフト」(Ostpreussische Landschaft—一七八八)の四行あり、以上の五行は其の設立も古く、且債券發行高も頗る巨額に達し、舊「ランドシャフト」と稱せらる。其の後、十九世紀に入りてより、全然其の範を舊「ランドシャフト」に採り、若しくは少しく其の組織を變更して設立せられたる組合頗る多し。「ランドシャフト」は、大農地所有者の組合員たるに適する事情あるを以て、多く獨逸の北部及び東部に發達せしも、中小農多き西南の諸聯邦に設立せられたるものも亦之あり、又稀には獨逸以外の諸國に、之に類似の機關設立せられたるを見る。而して此等の「ランドシャフト」中には、設立後其組織を變更し、又は解散せしものあり、現今、獨逸國に於て、「ランドシャフト」として數ふべきもの總て二十八行(內、十八行は普魯西、十行は他の諸聯邦にあり)あり。農業地に對して數十億「マーク」の金融をなし、以て偉大なる功績を擧げつつあり。次に「ランドシャフト」の事業、卽ち農業地に對する貸附及び債券發行の沿革につきて記さんに、始め國王は「ランドシャフト」に

基金を下附し、又士官遺族扶助基金を二分の低利を以てして之に貸付け、以て其の發達を助けたり。「ランドシャフト」は始め主として舊債借替の爲に利用せられたるものなり。而して其の方法は、先づ組合員たる借主より借替の希望を申述せしむ、「ランドシャフト」の重役は申達を受けたるときは、該組合員の土地が債券の擔保に充分なるや否やを檢し、充分なりと認めたるときは、「ランドシャフト」が保證書(證券)を作成し、之を其の組合員に交付す、然るときは組合員は適當なる金主を求めて之を賣却し、以て舊債償還の資金を調達す。かくして高利の舊債を有するものは、「ランドシャフト」の保證、換言すれば組合員全部の連帶保證あるにより、極めて低利なる新債に借替へをなすことを得たり。然るに、此の場合に於ても尙、債權・債務の關係は、個人對個人なり、從て債務者は適當なる新投資者を見出すに苦しみ、債權者は個人たる債務者より元利を取立て、又其の支拂の監督をなすの不便あり。よりて、「ランドシャフト」は此の不便を除かんが爲に自ら準備金を備へ、債權者に對しては債務者の代人となりて元利の取立て拂をなし、債務者よりは債權者になすべき所謂仲介事務をなすこととなり、遂には更に一歩を進め、舊債借替の希望者より不動産を抵當とする借用證書を徵し、一方には其の抵當權を基礎として、抵當證券(「ランドシャフト」債券)を發行し、之を債務者に交附せり。後、此の債券(Pfandbrief)は投資者の便宜を計り、券面金額を一定し、無記名にして自由に賣買讓渡をなし得ることとなせり。かくして資本主と借主との間の特定の關係は消滅し、「ランドシャフト」は其仲介者として借主に對しては債權者の地位に立ち、債券所有者は何人も「ランドシャフト」に對する權利者

となりしを以て、前述の不便は玆に一掃せられ、一面に於て、組合員の金融は、極めて容易に、且有利に行はれ、他面に於ては金融市場に確實なる投資物件を提供し得る事となれり。ロ 特質「ランドシャフト」が資金需要者たる地主の組合なることは一の特性なり。不動産抵當銀行、其の他の土地抵當信用機關は、何れも信用受授の仲介者として、債權・債務兩者の間に介在するに反し、「ランドシャフト」は直接借主の組合なるを以て、組合員は債務者たると同時に借用機關の組織者なり、卽ち組合は債務者を離れて、組合固有の目的を有せず。而も一方には、債券所有者は債務者に對して何等の個人的關係を有せず、其の投資せる債券は組合員の連帶を以て保證せられ、且何時にても之を市場に賣りて換價する事を得べし、これ債券所有の普通抵當權に優越せる特點なり。「ランドシャフト」が公法的性質を有することは第二の特性なり。此の特性あるが爲に、「ランドシャフト」は當に營利會社たる不動産抵當銀行と異なるのみならず、又假令營利の目的は有せざるも私法的團體たるに過ぎざる他の土地信用機關と區別せらる。而して公的機關たるの結果として、其の重役會は官廳の性質を有し、役員は準官吏たるの身分を有し、官吏と同じ特權を有す。又債務の履行を怠る債務者に對しては、定款の規定に從ひ、裁判所に申請することなくして自ら强制執行をなすことを得。最も此の强制執行に關する特權は舊「ランドシャフト」にのみ存し、新「ランドシャフト」にはなかりしが、一八九七年の法律を以て各「ランドシャフト」は聯邦國政府の認可を得て、其の定款中に、動産に對しては强制執行を、不動産に對しては强制管理をなし得る旨の規定を設くることを得ることとなれり。ハ 貸附 甲 普通貸附方法　貸附には現金貸附と債券貸附との二法あり、後

者は主として舊「ランドシャフト」によりて行はれ、新「ランドシャフト」は多く現金貸附をなす。現金貸附とは「ランドシャフト」が債券を發行して得たる現金を以て貸附をなすを云ひ、債券貸附とは債務者に對して、貸附金額に相當する債券を交付するを云ふ。債券貸附の場合には額面價格を以て交付す、而して此債券は、普通「ランドシャフト」に附屬する貸附金庫に於て換價せらる。又債券の價格が額面以下なるときは、債務者の請求により、其の較差額に相當する分を豫備金中より追加貸附することあり。貸附は凡て年賦償還貸附にして、年賦金は債券の利子と減債償却金とに、少額の管理費及手數料を加へたるものより成立す。乙　貸附の限度　舊時の「ランドシャフト」は抵當物たる土地の鑑定價格の二分の一を以て貸附の限度としも、現時は、殆ど凡て之を三分の二に擴張せり。鑑定の方法は組合によりて一定せざるも、大體に於て地租を標準とするもの（法定純收益の十五倍乃至二十倍を以て直に貸附金額の限度とす）、及び收益を標準とするものの二種あり。丙　貸附の範圍　舊「ランドシャフト」は其貸附の範圍を始め騎士領地に限りたるも、後之を改めて小農地に對しても貸附をなし得る事となせり。即ち東普魯西及びポーゼン二州の組合は大地主と共に小地主に對して貸附を行ひ、シレジア・ポンメルン・西普魯西及びマルク四州の組合は別に小農地貸附を目的とする特立の信用機關を設けたり。又新しき「ランドシャフト」は概ね設立頭初より大地主と共に小地主に對しても貸附をなす。而して「ランドシャフト」の貸附限度を見るに、通常地租賦課の標準となるべき純收穫七十五「マーク」乃至百五十「マーク」を有するものを最低とし（即ち中農及小農の稍大なるものに迄及ぶ）「シレジア、ランドシャフト」の如きは同上十五「マーク」を最低限とす。

ニ　債券　甲　債券の保證　債券（土地證券）は「ランドシャフト」貸附資金の唯一の源泉なり。此の債券は各組合員に對する抵當權を基礎として發行せらるるものにして、其の流通總額は貸附額を超過することなし。債券所有者に對し第一次的の保證となるものは實に此の抵當權にして、之に次ぐものを各組合所有の基金（不動產銀行に於ける株式資本金及積立金に相當す）とし、尙貸附元金の年賦により償却せられたる部分を積立たるもの（年賦償還元金）あり。而して、舊「ランドシャフト」に於ては、以上の外尙債券に對しては組合員の連帶保證あり、新「ランドシャフト」の債券にはかかる規程なしと雖も、何れも極めて確實なるものなれば、市場に於ける取引價格は彼此の間に柔等なしと云ふ。乙　債券の特色　始め債券は何れも特定の土地に對する抵當權を表示し、依て其の額面價格の如きも一定せず、種々の端數を有したるものなりしが、かくては不便少なからざるを以て後之を改め、各債券は同順位を以て「ランドシャフト」に對し請求權を有することとし、額面にも端數を附せず、無記名、利札附にして賣買讓渡に便ならしむ。債券償還の豫告を發する權利は「ランドシャフト」のみ之を有し、債券所有者は決して之を有せず。丙　債券の利率　債券の利率は其の發行當時の金融市場の緩急に對應せざるべからざるを以て、時に一高一低ありて一定することなく、現今に於ては三分五厘利附及び四分利附のもの最も多し。ホ　業務事業　「ランドシャフト」が、土地の負債の解舒を目的とする特事業を營むものあり、即ち西普魯西「ランドシャフト」が、其の附隨の業務として保險事業を營むが如きは同上「ランドシャフト」附隨事業中最も注目すべきを貸附金庫（Darlehnskasse）とす、此の貸附金庫は或は獨立せる（但し、始め「ランドシャフト」より基金を支出して設立せらる）公法的機關たるあり、或は全く「ランドシャフト」に附屬し、純然たる業務事業たるあり。何れにせよ、其の主なる業務は債券の賣買及び元利の支拂等なるも、尙必要なる程度に於て手形割引・有價證券取引・預金取引等の一般銀行業務を執る。「ランドシャフト」貸附金庫は一八四八年シレジアに設立せられたるを始めとし、後之に倣ひて設立せられたるもの、エルブ河以東に數個所あり。ヘ　中央ランドシャフト　各「ランドシャフト」の發行せる債券の市場に於ける信用を高め、且其の債券發行を容易ならしめんが爲め、此等の中央機關として、一八七三年中央「ランドシャフト」（Preussische Central-Landschaft）なるもの設立せられたり。此の機關は組合組織にして各「ランドシャフト」を組合員とし、參加組合に於て債券を發行するに當り、之が助力を與むものあるときは、中央土地債券（Central-Pfandbrief）を發行せしめ、之に對して自ら保證の位置に立つ。中央組合は各參加組合の行動に對しては何等の制限を加へず、貸附・債券發行等の如きも各組合は夫々自由に之をなすことを得。中央組合設立の當初は、各組合は擧げて之に加入すべしとの見込なりしも、事實は之に反して其の成績甚だ振はず、現今之に加入せるは普魯西王國內の八組合にして、然も此の中稍〻深き關係ありと見るべきものは三四組合に過ぎず、これ蓋し各組合は創立後既に長き歷史を有し、其の基礎も鞏固にして、市場の信用も高きにより、態〻事務の繁雜を加へて、中央組合に加入するの必要を認めざるによる。ト　ランドシャフトの效果　「ランドシャフト」は其の創始以來玆に殆ど百五十年、其の間に於て全く業を廢したるもの二三あるも、獨逸全國を

通じ、現今尙二十八組合あり、農界に於ける最重要なる抵當信用機關にして、三分五厘乃至四分の低利を以て資金を供給すること約四十億に及び、他面に於ては、財界に對して略之と同額の確實なる投資物件（債券）を提供し、久しきに亙りて國民經濟に貢獻せること尠なからず。殊に晩近二三の組合により、農民の過重なる負債を償却せしむる爲に試みられたる施設（生命保險業營其の他）の如きは、刮目して將來に於ける其の效果を俟つべきものあり。

ニ　地方信用金庫（Landeskreditkasse）　イ　總說　土地信用金庫は又 Landbank とも稱す、獨逸に於ける國立及び州立土地信用機關（Staatliche und Provinzielle Bodencreditinstitut）の總稱にして、主として地主及び公共團體に對して貸附をなすを目的とす。南部及び中部獨逸の諸聯邦に於ては、其の聯邦政府に於て之を設立し、且之が保證の任に當るも、普魯西のみは、政府之に關與せず、各州廳をして其の責に任ぜしむ。ロ　沿革　甲　普魯西　普魯西王國は、始め國立土地信用機關を設立せざる方針なりしが、一八六六年、普墺戰爭後、舊ハンノーバー王國は普魯西に合併せられて其の一州となりしを以て、當時ハンノーバー國立として存せし三土地銀行は、亦普魯西に歸屬せり、然れども普魯西政府は其の儘之を引繼ぎて國立となすを欲せざりしを以て、ハンノーバー州をして其の保證の責に任ぜしむ、これ普國に於ける州立土地銀行の始めなり。普國には尙以上の外、後に至りて設立せられたるものに、ライン州立銀行（Landesbank der Rheinprovinz）・エストファーレン州立銀行（Landesbank der Provinz Westfalen）及びホーヘンツオルレルン州立貯蓄貸附金庫（Hohenzollernsche Spar- und Leihe Kasse）の三行あり、前二者は始め州立補助金庫（Provinzial Hilfskasse）を土地銀行に引直したるものにして、最後のものは、元來貯蓄金庫なるも、副業として土地銀行の業務を行ふ。乙　ザクセン　此の國にも亦國立のものなく、唯オーバーラウジッツ伯領に唯一つの州立銀行あり。丙　南部及び中部獨逸諸聯邦　南部及び中部獨逸諸聯邦中には、國立土地信用機關を有する所少なからず、即ち、ブラウンシュワイヒ公國に於ける國立貸附所（Das Herzogliche Leihaus in Braunschweig）は、始め國民の幸福增進を目的とする機關として設立せられ、一八三二年以後は、主として土地及び公共團體に對して貸附をなす機關となれり。アルテンブルグの國立銀行（Die herzogliche Landesbank in Altenburg）は始め同公室に附屬せる貸附所なりしが、一八一八年より國家の保證を受く。又地方信用金庫中、設立當初よりの業務を行ふ。丙　南部及び中部獨逸諸聯邦　南部及び中部獨逸諸聯邦中には、國立土地信用機關を有する所少なからず、即ち、ブラウンシュワイヒ公國に於ける國立貸附所（Das Herzogliche Leihaus in Braunschweig）は、始め國民の幸福增進を目的とする機關として設立せられ、一八三二年以後は、主として土地及び公共團體に對して貸附をなす機關となれり。アルテンブルグの國立銀行（Die herzogliche Landesbank in Altenburg）は始め同公室に附屬せる貸附所なりしが、一八一八年より國家の保證を受く。又地方信用金庫中、設立當初よりの

各種の收入・預金・貯金等をも亦之に充用す。貸附は通常第一抵當に對してのみ行なはれ、抵當物價を定價格の半額を其程度とす、但し多額の貸附よりも寧ろ少額のものに對して多くの便宜を與ふるは此の種の銀團の特色とする所なり。貸附利率は多く幹旋執行者に委任して、之を聞ふことなしと雖、貸出利率と債券利率との差額は、一定の制限を超過することを得ず。貸附法には現金交付と債券交付との二種あるも、主として現金交付行なはれ、債券は强制的に年賦償還法によらしむ。

チ　發行及び賣捌　地方信用金融は、何れも其の設立當時、適當なる土地信用機關、殊に中小地主に對する金融機關の缺乏せし所に設立せられたるものなり、此の種のものが主として中部及び南部獨逸の諸地方に發達せし所以なり。而して準備利金を目的とせざるも、のなるを以て、其の貸附費用及び利率の如きは、他の準利機關に比し著しく少額なるを得。從て不動產銀行を利用し得ざる如き、中小地主は之によりて利せらるゝことと少なからず。殊に、公共團體及び組合貸附に於ては、其の團立又は州立なる爲め便宜の點多く、他の不動產銀行が此の點に於て修りに好成績を擧げ居らざるに反し、之のみは著々其の功を奏しつゝあり。

次に一九〇九年末に於ける獨逸の國立及び州立土地信用機關十七行の貸附及び債券發行額を示せば、

債券流通總額			一、七七八、七〇〇、〇〇〇マルク
貸附總額			一、九四二、六三、九三三
內	抵當貸附		九七〇、九六三、三四八
	公共團體貸附		八〇五、四五二、六五五
	其の他		一六五、七四八、九三〇

三　不動產銀行(英 Lond-Mortgage-Bank, 獨 Hypothekenbank, 佛 Crédit Foncier.)　イ　總說　不動產銀行とは不動產(土地及び建物)に對して金融の途を開くを目的とする信利會社なり。元來、不動產に對する貸附は、資金を長期間固定するものなれば、貸附に要する資金の回收は、普通銀行に於ける如く、之を預金によることを得ず、何となれば、預金は預金者より要求あるときは、隨時若しくは極めて短期間を置きて之を拂戻さざるべからざるに、一方之を長期の不動產貸附に固定するときは、之に應ずることを得ざるを以てなり。是に於てか、不動產銀行は債券發行なる方法により、其の運轉資金を充當す、これ其の最も特色とする所にして、特殊の法律の保護と制限との下に其の業を營む所以なり。不動產銀行は、不動產の外何等公共團體・組合等に對しても貸附を行ひ、且つ之に伴隨する債券を發行す。元來、不動產に對する貸附資金を債券の發行に依り、以て不動產を動產化(Mobilisieren)する方法は、普魯西に於て既に古く、一八七〇年の交、フレデリック大王の治下に於て「ランドシャフト」(Landschaft)なる公立團體により創められしが、其の信利會社によりて營まれたるは、實に十九世紀の後半以來の事に屬す。卽ち始め普魯西に、後獨逸に行はれ、其の大なる效果を擧ぐるや、歐洲大陸諸國に於て盛んに之を模倣するものを見るに至れり、然れども、現今、不動產銀行業の最も產產なるは依然として其の發源地たる佛蘭西國にして、其貸附額實に數十億乃至數百億に及び、遂然として財界に重要の地位を占むるに至れり。ロ　獨逸　普魯西王國の統一以前にありては、各邦國に於ける不動產銀行の制度一樣ならず、或は特別法により不動產銀行を特許し、或は普通銀行をして不動產貸附を行なはしめたり。普魯西王國に於て、不動產銀行に關する準繩規程の發布せられたるは、一八六三年にして、其の後數回の改正を經たり。佛蘭西國の統一以前にありては、各邦國に於ける不動產銀行の制度一樣ならず、或は特別法により不動產銀行を特許し、或は普通銀行をして不動產貸附を行なはしめたり。普魯西王國に於て、不動產銀行に關する準繩規程の發布せられたるは、一八六三年にして、其の後數回の改正を經たり。佛蘭西國にして、其貸附額實に數十億乃至數百億に及び、遂然として財界に重要の地位を占むるに至れり。ロ　獨逸　獨逸帝國の統一以前に於ては、各邦國に於て、不動產銀行業に對する貸附及び其の債權に基く債券の發行、(四)有價證券の口錄、但し定期取引は此の限りに非ず、(五)金銀又は物品の供託引受、但し供託金の總額は、拂込資本金の半額を超過することを得ず、(六)依賴による手形・指圖證券及び之に類似の證券の取立。

不動產銀行は其の信用金を利用することを得、其の利用法は普通なる銀行に之を供託し、既に發行したる抵當債券及び第一回の二釐三釐に從ひ發行したる債券を買受け、又は一八七五年三月十四日公布銀行法の規定により帝國銀行より手形又は有價證券を買受け、並に不動產銀行の定めたる有價證券を擔保として貸附をなすこと云々。

かくの如く、其の主業たる抵當貸附及び債券發行の外、種々の取引をなし得と雖、公共團體貸附を除けば之を實行するもの稀なり。貸附は原則として一番抵當たることを要し、其の目的物たる不動產は特殊的に確實なる收益を擧ぐるものに限り、銀行自身に於て其の評價をなし、其の價格の五分の三(農業地は三分の二)を以て貸附の限度とす。又新建築の竣功前にして、未だ收利の程度に達せざる工事に對する貸附あり、之を建築抵當貸附(Baugeldhypothek)と云ふ。債券發行の見

	抵當貸附	公共團體貸附	抵當債券	公共團體債券
Pr. Centr.-Bd.Cd.-Act.-G.	四三、八三、三	——	四三、三五	——
Pr. Boden-Credit-Act.-Bk.	四八、四〇	——	四三、三五	——
Preuss. Pfandbrief-Bank.	三四、四〇	七、六	三三、〇六	九、三
Preuss. Hyp.-Actien-Bank.	三八、九	三、三	三三、〇〇	三、〇一
Deutsche Hyp.-Bk. Berlin.	三七、八	三、〇	三六、三〇	三、八
Berl. Hyp.-Bk. Act.-Ges.	三四、七	三、九	三六、三〇	三、三
Schles. Bd.-Cd.-Act.-Bank.	四六、五	三、三	四三、三五	三、四三
Rh.-Westf. Bd.-Cred.-Bank.	三七、三	——	三七、四	——
Westd. Bd.-Credit-Anstalt.	三三、四〇	——	三四、六	——
Hannov. Bd.-Credit-Bank.	三三、四三	三、七	三六、七	三、八
Frankf. Hyp.-Credit-Ver.	三六、三八	——	三六、三三	——
Frankf. Hypothe-Bank.	三四、〇七	八、六	三三、〇七	四、七
Landwirtsch. Credit-Bank.	四一、三	——	三三、六	——
Grundcredit-Bk. Königsberg.	六、四四	——	三、四四	——
Bayr. Hyp.-u. Wechs-Bk.	一一、四六、四〇	——	一一、三三、三	——
Bayerische Vereinsbank.	四六、七	七、四	四三、三	五、六
Bayerische Handelsbank.	三六、三〇	九、四六	三七、六	八、六
Bayr. Bod.-Crd.-A. Würzb.	三三、六三	——	三三、四二	——
Pfälzische Hypoth.-Bank.	四六、三一	三、八	四三、六	一、四
Südd. Bod.-Credit-Bk.	三四、九三	——	四九、六	——
Vereinsbank-Nürnberg.	三三、六九	——	三三、三	——
Sächs. Bd.-Cd.-A. Dresden.	三三、〇〇	——	三三、四三	——
Leipziger Hypothe.-Bank.	三六、三一	——	三六、四	——
Allg. D. Credit-Anst. Leipzig.	九、四三	——	六、三五	——
Mecklenb. Hyp.-u. W. Bk.	三三、四三	——	三三、三六	——

常債券及び第一回の二釐三釐に從ひ發行したる債券を買受け、又は一八七五年三月十四日公布銀行法の規定により帝國銀行より手形又は有價證券を買受け、並に不動產銀行の定めたる有價證券を擔保として貸附をなすこと云々。

かくの如く、其の主業たる抵當貸附及び債券發行の外、種々の取引をなし得と雖、公共團體貸附を除けば之を實行するもの稀なり。貸附は原則として一番抵當たることを要し、其の目的物たる不動產は特殊的に確實なる收益を擧ぐるものに限り、銀行自身に於て其の評價をなし、其の價格の五分の三(農業地は三分の二)を以て貸附の限度とす。又新建築の竣功前にして、未だ收利の程度に達せざる工事に對する貸附あり、之を建築抵當貸附(Baugeldhypothek)と云ふ。債券發行の見合となる抵當權總額の十分の一並に拂込資本金の半額を超過せざる範圍に於て之れを貸附くることを得、其の貸附の手續は、普通の抵當貸附と大差なし。貸附には、年賦償還貸附(Amortisationshypothek)と隨意償還貸附(Kündigungshypothek)とあり、前者は主として農業地貸附に行はれ、後者は主として市街地貸附に行なはる。丁　債券　債券の發行は、不動產銀行の貸附資金充當の唯一の手段にして、流通債券の總額は、常に少なくも之れと同額の抵當權を見合(Deckung)として存することを要し、銀行破產せる場合には、債券所有者は此の見合の上に優先權を有す。債券の債證は銀行より其の擔保を發するを得るも、反對に債券所有者より之をなすことを得ず。債券は國債證券に次ぎて確實なるものと見做され、多くの特權を有し、且帝國

	抵當貸附	公共團體貸附	抵當債券	公共團體債券
	百圓マーク	百圓マーク	百圓マーク	百圓マーク
Pr. Centr.-Bd.Cd.-Act.-G.	一、三八、九三	一、九三	一、〇八、〇	一、九三
Pr. Boden-Credit-Act.-Bk.	四八、四〇	——	四三、三五	——
Preuss. Pfandbrief-Bank.	三四、四〇	七、六	三三、〇六	九、三
Preuss. Hyp.-Actien-Bank.	三八、九	三、三	三三、〇〇	三、〇一
Deutsche Hyp.-Bk. Berlin.	三七、八	三、〇	三六、三〇	三、八
Berl. Hyp.-Bk. Act.-Ges.	三四、七	三、九	三六、三〇	三、三
Schles. Bd.-Cd.-Act.-Bank.	四六、五	三、三	四三、三五	三、四三
Rh.-Westf. Bd.-Cred.-Bank.	三七、三	——	三七、四	——
Westd. Bd.-Credit-Anstalt.	三三、四〇	——	三四、六	——
Hannov. Bd.-Credit-Bank.	三三、四三	三、七	三六、七	三、八
Frankf. Hyp.-Credit-Ver.	三六、三八	——	三六、三三	——
Frankf. Hypothe-Bank.	三四、〇七	八、六	三三、〇七	四、七
Landwirtsch. Credit-Bank.	四一、三	——	三三、六	——
Grundcredit-Bk. Königsberg.	六、四四	——	三、四四	——
Bayr. Hyp.-u. Wechs-Bk.	一一、四六、四〇	——	一一、三三、三	——
Bayerische Vereinsbank.	四六、七	七、四	四三、三	五、六
Bayerische Handelsbank.	三六、三〇	九、四六	三七、六	八、六
Bayr. Bod.-Crd.-A. Würzb.	三三、六三	——	三三、四二	——
Pfälzische Hypoth.-Bank.	四六、三一	三、八	四三、六	一、四
Südd. Bod.-Credit-Bk.	三四、九三	——	四九、六	——
Vereinsbank-Nürnberg.	三三、六九	——	三三、三	——
Sächs. Bd.-Cd.-A. Dresden.	三三、〇〇	——	三三、四三	——
Leipziger Hypothe.-Bank.	三六、三一	——	三六、四	——
Allg. D. Credit-Anst. Leipzig.	九、四三	——	六、三五	——
Mecklenb. Hyp.-u. W. Bk.	三三、四三	——	三三、三六	——

銀行の貸附見返品として受納せらる。戊　農業　不動產銀行の最高營業權は各邦政府にあり、卽ち中央官省を以て最高營業官廳となすは各邦共同一なるも、其の下にありて直接營業の任に當るものは國により相異り、卽ち普魯西の如く銀行檢查官(Bankinspektor)を有するあり、他の諸國の如く國家委員(Staatskommissar)を有するあり、共に政府の任命に係り、新銀行法施行以來嚴重なる監督をなすことゝなれり。又以上の外各銀行に於屬せる監理官(Treuhänder)なるものあり、銀行の意見を徵して政府之を任命し、債券に對して常に適法の見合たる抵當權の存在するや否やを監督し、銀行と共同して抵當證書を作成、訂正及び效果　獨逸國內に現存せる不動產銀行名、貸附及び債券發行額次の如し。(一九一二年末)

Mecklb.-Strelitz Hyp.-Bk.	11′111	—	10′094	—
Württemb. Hypoth.-Bank.	110′111	—	12′111	—
Württemb. Vereinsbank.	104′02	—	111′02	—
Hypoth.-Bank Hamburg.	122′12	—	122′10	—
Rhein. Hyp.-Bk. Mannheim.	122′22	111′04	122′20	九′三
Act.-G.-f. Bod.-u. Komm.-Cd.	12′22	11′三	12′12	10′三
Brschw.-Hannov.-Hyp.-Bk.	110′22	—	110′22	—
Deutsche Hyp.-Bk. Meiningen.	122′三	—	122′01	—
Dt. Grundcred.-Bk. Gotha.	111′04	—	111′11	—
Nordd. Grundcreditbank.	九′七	—	九′四	—
Mitteld. Bd.-Cd.-A. Greiz.	04′04	0′三	04′四	0′0
Schwarzb. H.-B. Sondersh.	12′九	—	12′四	—
Hess. Landes-Hypoth.-Bank.	110′三	04′04	11′01	0′九
三十八行計	11′四三′九	四′三三	11′00′四	四′1

かくの如く現在三十八行の不動産銀行は百十億圓の貸附と債券とを有し、其の貸附業は主として市街地抵當業の振興を促し、其の債券は同國有價證券市場に於て優絶として大勢力を占め、以て國民經濟上頗る重要なる位地を占むるに至れり。ロ 佛國 佛國に於ては現今唯一行の不動産銀行あり、之を佛蘭西不動産銀行(Crédit Foncier de France)と云ふ。佛國全部を其の營業區域とす。然れどもこれは始めより一行なりしに非ず。今其の沿革を述ぶれば、一八五二年の法令により不動産信用機關設立に關する規則制定せられ、之によりて設立せられたるもの三行あり。(一)巴里不動産銀行(banque foncier de Paris—後、佛蘭西不動産銀行と改稱)。(二)マルセーユ不動産信用會社(Société du Crédit foncier de Marseille)。(三)「ネヴェー」不動産信用會社(Société de Crédit foncier de Nevers)即ち之れにして、何れも其の營業區域を國内の一地方に限りたりしが、後佛蘭西不動産銀行は他の二行を合併して一行となり以て今日に及べり。而して此の間に於て、佛蘭西不動産銀行は超然全業者銀行(Sour-Comptoir des Entrepreneur)及び佛領アルジェリアの不動産銀行(Crédit foncier et agricole d' Algerie)と常接なる取引關係を結ぶに至り、又農業銀行(Crédit agricole)と稱する對人信用機關を設立したりしが、此の銀行は後其の經營を改めて破綻し、一八八〇年に至り、佛蘭西不動産銀行に始末を托して解散せり。ハ 貸附 第一抵當に限り貸附を行ふ。而して其の抵當に供せらるる物件は、永續して確實なる收益を擧げ得べき不動産に限り、劇場・兼山・石坑・數人共有の不動産(政不動産に對する權利者全部の承諾ある場合を除き)には貸附けず。貸附額は通常抵當物價格の半を程度とし、年賦金額は抵當物より年々生産する利益金額を超過することを得ず。以上は長期の抵當貸附なるも、尚此の外、年賦又は年賦の方法によらざる短期の抵當貸附をなし、又公共團體に對して無抵當の貸附をなし、又不動産を擔保として發行する債券の流通額は貸附金高及び佛丸其資本金の二十倍を超過することを得ず。債券は償還の條件により之を三種に分つことを得、即ち(一)アンミアム及び償還打歩金を附する債券、(二)アンミアム若しくは償還打歩金の何れかを附する債券、(三)何れをも附せざる債券之なり。其の他債券に關する事項は略英國に於けると同じ。ト 一九一二年末に於ける佛蘭西不動産銀行の營業狀態を見るに次の如し。

資本金	三三五′〇〇〇′〇〇〇佛
諸積立金	三〇八′三三五′六一六
貸附	四′八五九′〇七〇′三七五
債券	四′三三七′〇七〇′〇〇〇

其の他の諸國　不動産銀行業は頗佛二國に於て最も見るべき發達を遂げたりと雖も、其の他の大陸諸國に於ても亦相當に發達しつつあり。盛し土地・建物の如き有價物に對し合理の途を開くは、文明國に於ける經濟社界の最も要求する所なれば也。即ち、墺太利・伊太利・和蘭・瑞典・那威・丁抹・白耳義・瑞西・露西亞・西班牙・葡萄牙等の諸州諸國は勿論、南米諸共和國・南阿諸民地等に至るまで之を見ざるものなく、我國に於ける動業銀行・殖工銀行の如きも亦一種の不動産銀行なり。而して此等諸國に於ける不動産銀行は、何れも獨逸若しくは佛國に於けるものを基礎とし、從て其の制度の如きも亦以上二國に於けると大同小異なれば、此所に詳記せず。終りに、英・米二國に此の種の銀行の發達せざるは、土地制度及び營業組織の大陸諸國と著しく異るものあるによる。

【參考書】 (1) Handwörterbuch der Staatswissenschaften, dritte Aufl, Art. Bodenkreditinstitut, Landschaften, Landeskreditkassen und Hypothekenbanken (2) **Hecht**, "Landschaften" in der 1. Aufl. dieses Werkes, Bd, IV. (3) **Hecht**, Die Organisation des Bodenkredits in Deutschland. (4) **Hecht**, Der europäische Bodenkredit, Bd. I, (5) **Hecht**, Jahrbücher des europäischen Bodenkredits, Jahrb. I, Leipzig 1909. (6) **Buchenberger**, Agrarwesen und Agrarpolitik, Bd. II. (7) **Julian Goldschmidt**, Die deutsche Hypothekenbanken, Jena 1870. (8) **Bodo Lehmann**, Bodenkredit und Hypothekenbanken, Berlin 1903. (9) **Th. Müller-Fürer**, Die Hypothekenbanken und die Sicherheit der Hypothekenfandbriefe, Berlin 1902. (10) **Mully von Oppenr-Pied**, Der Hypothekarkredit-Verkehr, Wien 1907 (11) **Arthur Nussbaum**, Deutsches Hypothekenwesen, Tübingen 1913. (12) **Mully von Oppenried**, Die Hypothekaranstalten in Deutschland und Oesterreich Ungarn. Wien 1911. (13) **Schulte**, Die deutschen Bodenkreditinstiute 1900 bis 1909. (14) **Josssau**, Traité de Crédit foncié, Paris 1872. (15) **Josseau**, Le Crédit foncier de France 1860. (16) **F. A. Nicolson**, Report regarding the possibility of introducing land and agricultural banks into the Madras Presidency.

伊藤清藏著「農業金融論」・矢作榮藏著「不動産銀行論」等參照。　(橋本傳左衛門)

土地制度（とちセイド）

英 Land-system, 獨 Bodenbesitzform.

Ⅰ 概說

土地制度とは廣義と狹義とあり、廣義には土地所有に關する法制史上・經濟史上の一切の制度を謂ふ。即ち土地私有制度・公有制度に基より種々の耕作制度・土地分配制度・土地所有に關する種々の制限・土地收用制度・土地所有權の範圍・土地所有權の移轉に關する制度等、土地所有に關する凡ての慣習及び制度を包含す。之に反し狹義に於ては單に私有制度及び公有制度を意味す。

Ⅱ 土地所有權の發達

經濟生活の原始的時代に於ては土地を占有するの必要無く、各人は欲する時に欲する所に於て之を使用し、使用し終れば捨てて顧みず、恰も禽獸が山野に生活すると同一狀態にあり。稍、進みて民族團體を成すに至りても狩獵民族の如きは土地を甚重要視せず、狩獵の必要上一定の土地を其の勢力範圍となせしのみ、何ぱ個人の存在及び其の權利は認められず、民族全體として土地に對する一種の支配權を生ぜしのみ。牧畜民族に至りては土地は一層重要視されしも、何ぱ個人の所有權は認められず、牧畜民族は亦同耕作を行ひ各農民は團體の共有地に對し使用收益の權を有せしのみ、民族團體が大家族に膨脹して遂に所謂大家族制度が發達し來るに及びては土地所有權は家長に歸屬する所となり、何ぱ進みて大家族制度及び封建の制度が破るるに及びて漸く近世の個人制度が發達するに至れり（本邦飛騨の高山白河村には今尚ぱ大家族制度の遺物あり）。本邦と歐洲諸國と稍、趣きを異にするは家族制度の後代まで繼續しつつある事にあり、要するに現今の如き私有制度の發達せしは比較的新しきことなり。以上は經濟史上の觀察なるも、法制史上に於ても同樣の徑路を辿ることを得べく（日本の「土地制度」參照）、一國の法律上明かに土地私有を認められたるは近代のことにして、

土地制度

schaften, dritte Aufl, Art. Bodenkreditinstitut, Landschaften, Landeskreditkassen und Hypothekenbanken (2) **Hecht**, "Landschaften" in der 1. Aufl. dieses Werkes, Bd, IV. (3) **Hecht**, Die Organisation des Bodenkredits in Deutschland. (4) **Hecht**, Der europäische Bodenkredit, Bd. I, (5) **Hecht**, Jahrbücher des europäischen Bodenkredits, Jahrb. I, Leipzig 1909. (6) **Buchenberger**, Agrarwesen und Agrarpolitik, Bd. II. (7) **Julian Goldschmidt**, Die deutsche Hypothekenbanken, Jena 1870. (8) **Bodo Lehmann**, Bodenkredit und Hypothekenbanken, Berlin 1903. (9) **Th. Müller-Fürer**, Die Hypothekenbanken und die Sicherheit der Hypothekenfandbriefe, Berlin 1902. (10) **Mully von Oppenr-Pied**, Der Hypothekarkredit-Verkehr, Wien 1907 (11) **Arthur Nussbaum**, Deutsches Hypothekenwesen, Tübingen 1913. (12) **Mully von Oppenried**, Die Hypothekaranstalten in Deutschland und Oesterreich Ungarn. Wien 1911. (13) **Schulte**, Die deutschen Bodenkreditinstiute 1900 bis 1909. (14) **Josssau**, Traité de Crédit foncié, Paris 1872. (15) **Josseau**, Le Crédit foncier de France 1860. (16) **F. A. Nicolson**, Report regarding the possibility of introducing land and agricultural banks into the Madras Presidency.

伊藤清藏著「農業金融論」・矢作榮藏著「不動産銀行論」等參照。　(橋本傳左衛門)

土地制度（とちセイド）

英 Land-system, 獨 Bodenbesitzform.

Ⅰ 概說

土地制度とは廣義と狹義とあり、廣義には土地所有に關する法制史上・經濟史上の一切の制度を謂ふ。即ち土地私有制度・公有制度に基より種々の耕作制度・土地分配制度・土地所有に關する種々の制限・土地收用制度・土地所有權の範圍・土地所有權の移轉に關する制度等、土地所有に關する凡ての慣習及び制度を包含す。之に反し狹義に於ては單に私有制度及び公有制度を意味す。

Ⅱ 土地所有權の發達

經濟生活の原始的時代に於ては土地を占有するの必要無く、各人は欲する時に欲する所に於て之を使用し、使用し終れば捨てて顧みず、恰も禽獸が山野に生活すると同一狀態にあり。稍、進みて民族團體を成すに至りても狩獵民族の如きは土地を甚重要視せず、狩獵の必要上一定の土地を其の勢力範圍となせしのみ、何ぱ個人の存在及び其の權利は認められず、民族全體として土地に對する一種の支配權を生ぜしのみ。牧畜民族に至りては土地は一層重要視されしも、何ぱ個人の所有權は認められず、牧畜民族は亦同耕作を行ひ各農民は團體の共有地に對し使用收益の權を有せしのみ、民族團體が大家族に膨脹して遂に所謂大家族制度が發達し來るに及びては土地所有權は家長に歸屬する所となり、何ぱ進みて大家族制度及び封建の制度が破るるに及びて漸く近世の個人制度が發達するに至れり（本邦飛騨の高山白河村には今尚ぱ大家族制度の遺物あり）。本邦と歐洲諸國と稍、趣きを異にするは家族制度の後代まで繼續しつつある事にあり、要するに現今の如き私有制度の發達せしは比較的新しきことなり。以上は經濟史上の觀察なるも、法制史上に於ても同樣の徑路を辿ることを得べく（日本の「土地制度」參照）、一國の法律上明かに土地私有を認められたるは近代のことにして、

土地制度

不動産を擔保として發行する債券の流通額は貸附金高及び佛丸其資本金の二十倍を超過することを得ず。債券は償還の條件により之を三種に分つことを得、即ち(一)アンミアム及び償還打歩金を附する債券、(二)アンミアム若しくは償還打歩金の何れかを附する債券、(三)何れをも附せざる債券之なり。其の他債券に關する事項は略英國に於けると同じ。ト 一九一二年末に於ける佛蘭西不動産銀行の營業狀態を見るに次の如し。

資本金	三三五′〇〇〇′〇〇〇佛
諸積立金	三〇八′三三五′六一六
貸附	四′八五九′〇七〇′三七五
債券	四′三三七′〇七〇′〇〇〇

其の他の諸國　不動産銀行業は頗佛二國に於て最も見るべき發達を遂げたりと雖も、其の他の大陸諸國に於ても亦相當に發達しつつあり。盛し土地・建物の如き有價物に對し合理の途を開くは、文明國に於ける經濟社界の最も要求する所なれば也。即ち、墺太利・伊太利・和蘭・瑞典・那威・丁抹・白耳義・瑞西・露西亞・西班牙・葡萄牙等の諸州諸國は勿論、南米諸共和國・南阿諸民地等に至るまで之を見ざるものなく、我國に於ける動業銀行・殖工銀行の如きも亦一種の不動産銀行なり。而して此等諸國に於ける不動産銀行は、何れも獨逸若しくは佛國に於けるものを基礎とし、從て其の制度の如きも亦以上二國に於けると大同小異なれば、此所に詳記せず。終りに、英・米二國に此の種の銀行の發達せざるは、土地制度及び營業組織の大陸諸國と著しく異るものあるによる。

【參考書】 (1) Handwörterbuch der Staatswissen-

土地制度

に屬す、而して土地制度の發達たるや國、時代及び民族の性質により各異り之を一律に論ずる亦能はず（□參照「私有地」の項下參照）。

Ⅲ 土地公有制度・共有制度・私有制度の區別

土地公有制度とは私的團體に非ざる公法的團體が所有權の主體たるものを云ふ。古代の民族團體の土地支配權は公有制度なりと云ふ學者あるも公有か共有か確定するを得ざるが故に、之を採らず。英國の如きは今日と雖も法律上の形式のみを云へば土地所有權は國王にのみありと云ふ非を得べきも、實質にあり、又本邦大化の改新は改めて土地所有權を國家に還せしものなり。而して所謂土地國有論者は嚴密の意味に於て公權の主體たる國家其物に土地所有權を歸せんとするにあり。土地共有制度は法律上の權利の主體より觀察すれば亦一種の私有制度に過ぎざるも、主體の構成者より云へば一人以上の人格者が協合して一箇の土地所有權を構成し各人は其持分に應じて使用收益するの權利を有す。土地私有制度とは所有權の主體が全く一個人にあるものを云ふ。而して法律上共有は數箇の私有の中に含まるる可きものなり、要するに土地制度は公私の二大別に分ち、私有制度を更に共有及び狹義の私有に分つ可きものとす。以上の三種の土地所有制度中何れが正常なるや否やは學者により其の見解を異にす、耕作の周約を期せんには私有としても其の利己心をよく利用せしむるにしかず、又小農民を保護して一家の經濟を幸良ならしめんには私有地の外に共有地の存在を必要とす（歐洲に於ける土地共有制度」の項參照）。又所謂社會主義者は地代の廢絶を認むるの結果土地私有制度を否定す、然れども現今の土地資本勞力企業の四者の分配の法則を正常となすものは土地私有制度の正常なるを主張す、要するに現今の原則たる土地私有制度は農業の進步其の他經濟活

土地制度

動の變遷發達に從ひ次第に發達し來れるものにして、時と所とに於ける一階段に過ぎず、之を以て土地制度の唯一のものとなす可からず、其の存在が社會生活上必要の理由を失はんか、共有制度公有制度が原則として認めらるるに至らん、要は唯其の時代と所により何れの制度が適當なるかを論じ得るのみ（「國有地」の題下參照）。

二　歐羅巴に於ける土地制度の變遷　一　歐羅巴に於ける土地制度の變遷　も又概說に於て述べたると大差なく、原始的時代・民族時代・大家族時代・封建時代・個人時代の五階段に分つことを得べし、古き歷史（記錄なき時代）にありては其の土地所有制度が果して如何にありしや知り難きも、私有制度の無かりしことは歐羅巴諸國の多數學者の認むる所なり。即ち各人は唯土地を使用收益するのみにて之に獨占權を有せず、恰も今日の土地共有慣度の如き有樣をなせり、之を原始的公有制度と稱する學者あるも、此の時代は共有なるか公有なるか甚だ曖昧の狀態にありといふを可とす。此くの如きは歐洲全體を通じて認めらるる現象ならん。後に說明する所の英國の Common Fields・獨逸の Allmende・露西亞の Mir・北西非利加の Kolbyes・南亞非利加の Koffirs・印度の Zamindar 組織の如き皆之を說して餘りあり。佛國の有名なる經濟學者 Laveleye 氏の如きは（「ラヴレイ、エミール」の題下參照）其の著 Primitive Property に於て原子的時代にありては土地使用權は全く平等なりと自然法學說の如き說を唱道せり。經濟生活の進步發達するに從ひ土地共有制度は破れ家長又は酋長の關係を生じ、酋長と酋長との爭ひは其の從屬せる土地を自己の所有となし、其の征服地の人民を奴隸となすに至れり。羅馬に於ては最初平等なる土地使用權を認められしも、幾多の爭鬪及び其の戰勝者の從屬者との關係により土地に對する權利者間に甚だしく不權衡を生じ、既に羅馬共和國の滅亡時代には一年間位滯在の後自由民となれり、此くの如き農奴の移動ありしにも係らず、十四世紀より田舍に於ける人口大に增加し、共同耕作地の分割行はれ、十五世紀に及びて地主は再び土地耕作を直接に經營するに至れり。從前一部に滯在せし農奴制度は漸く完全に成立し、農民は全く土地付の者となり地主は農民に對して一種の支配權を有するに至れり。此の農奴の制は幾多の法制により十八世紀に及びて全く其の跡を絶ち（「農民開放」の題下參照）、漸く現今土地私有制度の萌芽を見るに至れり。此の地主制度こそ所謂封建制度とも謂ひつべきもの也。封建制度に於ける土地所有權は地主即ち Land-Lord にありしと雖も、尙ほ其の上に更に一つの權利をおくものにして、其の權利內にては地主は自由處分の權利を有するものなり。佛國に於ても同樣の封建制度を認むることを得るも、獨逸より尙ほ一層封建的に傾けり、遂に第一革命によりて全く土地の自由所有權を認めらるるに至れり。英國に於ては農奴制度は十六世紀頃別に法律の規定其の他公の權力を用ひず自然に消滅し、其れに引き代へ所謂地主制度を見るに至れり（「地主」の題下參照）。封建制度の行はるる時代の下にありても尙ほ農民の共同使用地の存せしもの少なからず、佛國には革命期に至る迄西班牙のある地方にては今日に迄尙ほ一つの習慣ありて、土地は共の牧種の取り去られたる後は人々自由に之に牧畜をなし、又通行する權利を認められたり。其の他之に類するもの少なからず、要するに歐羅巴に於ける土地私有權は既に羅馬に始まり封建時代に於ては一種の不完全使用權存し、封建制度の廢類及び農民の開放によりて現今の如き土地自由所有權及び之に對し純然たる國有地の成立を見るに至りしなり。即ち土地制度の三種の

形式即ち嚴格なる意義の私有制度・共有制度・公有制度の發達せしは極めて近代のことに屬す。

二　土地所有制度改良論（Land-Nationalisation. Laud-Reform. Boden-Reform. Verstaatlicherung des Bodens）と稱するは現今の土地所有制度、即ち私有制度を廢止して國家又は公有團體をして所有者たらしめ、所謂土地資本の存在を無くするか少くも夫れに近き制度を採用せんとするにあり。

三　歐羅巴に於ける土地共有制度の沿革　一　土地共有制度の意義　土地共有制度とは一人以上の人格者が共同して一箇の土地を所有するをいふ。土地共有の狀態に二種の觀察方面あり、一つは經濟史上一つは法律史上なり、法律上の共有地は私有地の明確に認められたる後に於て生ずるものにして、二人以上の人格者が同一の土地に對して各其の持分に應ずる使用收益する權を有する法律關係を云ふ。經濟史上の共有地は原始的經濟時代より傳來し來りしものにして共同耕作制度と密接の關係を有し、各時代各地によりて其の性質と其の名稱を異にす、經濟學上研究す可きは寧ろ後者にあり。

二　アルメンド（Allmende）（村落共有地）　は日耳曼民族に存在せし土地共有制度にして、村落共有地即ち本邦の入會地の如きものに類す、其の成立の歷史につきては學者により多少說を異にするも多數說は次の如し。初期の日耳曼民族の村落は所謂密居村落をなし（「新開土著」の題下參照）、其の上に族長を頂き其の地域內の住民は比較的集中し、部落は一定の村落團體をなし團體全體が一つの法人となりて一定の耕作地を有し各人は平等に使用收益の權を有せり。其の村落固有の土地は決して荒蕪せるものに非らず皆耕作用に供せしが、經濟生活の進步せるに從ひて使用收益權は變じて本來の住民に永久又は或る期間に限り一定の土地の獨占權を認むるに至れり、其の割り當てられたる土地を「フーフ」（Hufe）と稱せり。此くの如くにして村落の土地は次第に其の住民に割與せしも、尙ほ割り當てられざる數多の土地は、共同耕作制度となり全體の使用收益に供せり。此の「アルメンド」と稱す、「アルメンド」は村落共有地を「アルメンド」として村落共有の狀態に於ける土地所有權或は土地使用權を Gau, Partio, Los 後 Hufe と稱し、其の廣狹配分は次第に村落共有地を「アルメンド」として單獨的土地支配制度となり、部落の住民に對する法律關係を云ふ。經濟史上の共有地は原始的經濟時代より傳來し來りしものにして共同耕作制度と密接の關係を有し、各時代各地によりて其の性質と其の名稱を異にす、經濟學上研究す可きは寧ろ後者にあり。

二　アルメンド（Allmende）（村落共有地）　は日耳曼民族に存在せし土地共有制度にして、村落共有地即ち本邦の入會地の如きものに類す、其の成立の歷史につきては學者により多少說を異にするも多數說は次の如し。初期の日耳曼民族の村落は所謂密居村落をなし（「新開土著」の題下參照）、其の上に族長を頂き其の地域內の住民は比較的集中し、部落は一定の村落團體をなし團體全體が一つの法人となりて一定の耕作地を有し各人は平等に使用收益の權を有せり。其の村落固有の土地は決して荒蕪せるものに非らず皆耕作用に供せしが、經濟生活の進步せるに從ひて使用收益權は變じて本來の住民に永久又は或る期間に限り一定の土地の獨占權を認むるに至れり、其の割り當てられたる土地を「フーフ」（Hufe）と稱せり。此くの如くにして村落の土地は次第に其の住民に割與せしも、尙ほ割り當てられざる數多の土地は、共同耕作制度となり全體の使用收益に供せり。此の「アルメンド」と稱す、「アルメンド」は

を有し、ベーデンの如きは農家の農業經營の三分の一は村落共有地に於て偽し一家の經濟を助くるもの少なからずと。以上は獨逸に於ける「アルメンド」の變遷の大要なり。瑞西に於ては、獨逸に於ける如く原始的時代の遺物によるもの存すれども、殊に獨逸と異り國家の法制によりて生ぜし「アルメンド」あり、即ち十六世紀頃の法律によりて其の村落に住所を有せずとも、苟も其の村落の構成分子たる以上は一種の村民權を有し、其の權利は之を相續によりて取得することを得ることとなせり。昔時に於ては村落に移住し來るものは在來の住民と同樣に、共有地を使用收益する權利を享有せしも、十六世紀に至りては新たに移住し來る者には、容易に其の團體權を認めず、唯高價を以て村民權を買取するを得せしめしのみ、此くの如くにして本來の村民と、買得して生ずる村民と二種の區別を生じ、前者のみを狹義の村落後者を法律上の村落と稱するに至れり。而して村民權に二種の種類を生じ、本來其の土地に住居せし者と更に獲得せるものを生じ、前者は其の村落共有地を特占的に使用收益するの權を有せしも、後者は之を有せず唯其の村落自身が其の共有地より生ずる收益を承繼住民及び本來住民全體の費用にあて、其の點に於て利益を得しのみなりき。此の廣狹二重の村落團體の關係が時を經るに從ひて消失し、或は狹義のもののみ殘り、或は廣義のもののみ殘留するに至り、村落共有地に二種の形式を生ずるに至れり。瑞西に於ける村落共有地の種類は場所により異るも、最も多く存在するは森林地にして、放牧地は山村地方殊にアルプ地方に多く存在す、之に反し平地殊に南獨逸地方には耕作地及び牧草地最も多し。「アルメンド」の使用收益の方法も地方の慣習により非常に差あること、本邦入會權に於て特殊慣習あるが如し。先づ森林「アルメンド」にありては、昔時は自由伐木(Freiholzhiebe)を行ひしも其の弊害著しく森林を荒廢せしむるもの甚しかりしかば、全く廢止せられ又立木の株につき一定の權利を分與する方法も大第に減少し、今は瑞西の邊鄙の州に殘存するのみ。今日最も多く行はるるは村落自身が森林經營の經濟的方法に從ひて造林其の他の管理をなし、抽籤によりて定まれる一定量の林木を伐材の代價及び造林を條件として住民に拂ひ渡す方法なり。尚ほ森林の保護造林等の費用につきて南獨逸にては所謂森林稅(Forststeuer)を課しつつあり、放牧場に於ける共同使用權につきては種々なる困難なる問題を生ずるも、此れにありては實際使用の爲めに各權利者に一定の區劃を割り當つることの不可能なる事情あり、瑞西のアルプ地方に於ては種々なる細き地方慣習を生ぜり、現今は家畜の數によりて之を定め、何人も自己の飼料によりて冬越しをなせる家畜にして、且つ放牧期より一定の期間前に所有に歸せしものの外放牧する事を得ず、尚ほ各頭數につき頭數による累進率をなせる一定の放牧料を賦課し、其の收入は村落自身に收め必要費を控除せる殘餘を住民に配布す、亦其の共同牧場につき費用を負擔し、而も家畜を放牧せざる農民に一定數の放牧持分(Kuhrechte)に分割し、其れを團體員に配布し家畜を有せざるものは其の持分を團體員其のものに賣却し、又は村落團體が自ら買收せり。瑞西のアルプ地方にては其の放牧權を他の團體又は自己の團體員に小作に附することあり（本邦入會の「アルメンド」にありては多くも之れを見る）。耕作地の「アルメンド」にありては多くは一定數に分割して團體員に分ち與へ、其の期限は多く終身として、各自に獨占的に使用收益せしむ、併し中には四―六年草地にありては一年毎に割替を行ふものあり、多く肥瘠一樣ならざる土地に於て行はる。此くの如きは瑞西に多く又耕地整理に於けるが如く其の不平均を金錢を以て相互ひに賠償し短期の割替を行はざる所あり、概して南獨逸地方にては「アルメンド」を農民自ら耕作すれども、アルプ地方にありては他人又は團體自ら他人に貸附して其の小作料を村民間に分配するもの少なからず。「アルメンド」の大小は地方によりて大いに異る、瑞西地方の平地にありては一人宛て約一家に必要なる馬鈴薯其の他の蔬菜を收得し得る程度の大いさにして、特に多數の家族を有する場合には特典を許す慣習あり。獨逸ベーデン地方にては一八五四年頃には「アルメンド」の一家に割り當てらる、廣さは耕作地にては約一、一〇四「モルゲン」、ウュルッテンベルヒ・ヘッセン地方にては一家當約二五「モルゲン」に及び、森林につきては廣狹は斷言し難きも一家入用の薪炭全部を支給するに足る收益を得る場合は甚だ稀にして、多くの村落にありては落葉落枝等を極く貧困の農民に拾はしむるに止まると謂ふ。「アルメンド」の經濟上社會政策上の價値如何は最も注意すべき問題なり、之を論ぜんとするには先づ南獨逸瑞西地方の小農民が如何にして今日成立しつつあるかを研究せざるべからず、誰しも「アルメンド」が農業上自己所有と同等の生産的價値を與ふるものに非ずとなし、其の短期の割替を想像し短期小作と同樣なる掠奪栽培行はるるとなす、然れどもそは村落團體の善良なる監督及び比較的長期の使用權を設定し得るを忘れたるの言にして、殊に終身を一期とせる者にありては決してかかる事無し。尚ほ勞力少なき小農民日雇ひ勞働者下級官吏に對しては其の價値甚大なるものとす（「農業勞働者」の項下參照）、村落團體自身は比較的資力を有するが故に、個人の場合より土地改良耕地整理等行ひ易く、小

作料を比較的低廉にし小作條件を善良ならしむる事を得、此くの如きは、通常の小作に於て見る能はざる所なり。現に南獨逸ベーデン及び瑞西にありては、工業勞働者等細農民が「アルメンド」を利用し、よく一家に必要なる馬鈴薯・蔬菜等を收得し、尚ほ又日中工場にありて不衞生の勞働をなすものが日曜日等に「アルメンド」を耕作するは、衞生上にも風俗上にも利益あり、英國にて頻りに主張さるる田園都市(Garden-City)(「農業勞働者」の題下參照)の如きも道般の消息を窺ふに足る。獨逸帝國には一八九五年の統計によれば「アルメンド」を有する村落は、放牧場にては一二、四九二、其面積四四一、六三五町歩、農業經營にして之に使用權を有するもの四二九、四六八(約一町歩宛の割)、森林にては村落數一一二、三八六、面積一、三四〇、一六〇町歩、經營數五一〇、八四六、其他分割して各農家に使用せしむるもの村落數八、五六〇、面積二六四、三〇九、農業經營者數三八二、八三三(K. Bücher氏による)あり。尚ほ「アルメンド」を有する村落自身にも利益あるは貧民救助村落の種々の經費を支辨する等枚擧に遑あらず。K. Bücher氏曰く「適當なる村落共有地を有し適當に之を經營するは單に農政上のみならず、社會政策上にも必要なることにして、普國にては今や過度に共有地分割を行ひし其の弊害を認め、之が救濟に眼を注ぐに至れり、特に土地改良論者の聯合會に於て主張さるるに至れり」と。

三　ゲメンゲラーゲ(農場交叉)　とは多く日耳曼民族の土著に見る所にして、一農家に屬する農場が「ケルト」人種の土著の如く一農家の周圍に集積せずして寧ろ多くの小耕作地(Gewanne)に分割され、且つ他人の小耕作地と相錯交して散在し、其の耕作には他人の小耕作地を通過せざるべからざる狀態にあり。此くの如き小耕作地の交叉を「ゲメンゲラーゲ」と謂ふ。其の結果各人は別々に耕作をなすこと能はず、耕作方法耕作時期等皆一定の制限の下に立つ、即ち耕作强制(Flurzwang)を行はざる可からざるに至る（「耕作强制」の題下參照）、此くの如き不便なる耕作の方法は耕地整理・共有地分割其の他の方法により漸次に廢止せられつつあり。

四　コンモンフイルド(Common-Field)　英國に存する村落共有地の制度なり、中世紀に於て英國の田舍は數多の「ギル」(Yill)なる區劃に分たれ、其の中の一定の地に農民が集團をなして住居を構へ之を Village 即ち村落と稱せり。村落の周圍を圍む土地は村落住民の共同使用に屬せり、而して村落に近き僅少の地は菜樹園等の爲めに繞圍されしも、其の他の耕作可能なる土地は冬作地(小麥)・春作地(裸麥・燕麥・蕎麥類)及び休閑地の三「フイルド」に分ち、低地は牧場地に用ひ村落中殘る瘠薄不毛の土地は「エスト」(Waste)と稱し放置し、まま村民全體の薪炭又は家畜の飼料の採集に供せしのみ。此の「エスト」は即ち發達して「コンモンフイルド」となりしなり、英國の所謂「コンモン」(Common-Field)は其の「エスト」に外ならず、最初耕作地に於ては特殊の區を生ぜず、平等の使用收益權を有せしも、後耕作地は多く小耕作地に區劃され原則として農家の專占に歸し、一作物の收穫より次の作物の播種期間に限り全村の家畜を共通に放牧(休閑中も同樣)せり、從つて作付期間は所謂「エスト」即ち「コンモン」に放牧するの外道なく、此に於て「コンモンフイルド」なる村落共有地は完全に成立するに至れり。此の「コンモンフイルド」に於て各住民は自己の家畜の數に應ずる使用收益權を有せり。而して其の家畜數は各農家の小耕作地の收穫によりて養ひ得る數に限る、即ち間接に村落に於て有する小作地の廣さに適應せしめたり、此は Leveney の習慣にして今日迄傳はれり、而して Post-Conquest 時代の初めに於て村落は既に其の上に一定の領主を戴くに至り、村落の土地は從つて領主の支配に附せらる、今迄村落共有地たりし「エスト」は領主の所有となり、所謂「コンモンフイルド」は領主の「エスト」を意味するに至り、其の結果「コンモンフイルド」の林木を初め其の土塊砂礫草等の所有權は領主に屬し、農民は唯其の家畜の飼料の爲めに刈り取るを許されしのみ、後には「ギル」の凡ての土地は領主の所有となり所謂領主農業となれり。領主組織に於ては土地に關する四種の權利者あり、即ち(イ)領主、(ロ)フリーホールドテナント(Freiholt-Tenant)、(ハ)コピーホールドテナント(Copyhold-Tenant)、(ニ)「リースホールドテナント」(Lentlhold-Tenant)これなり、「フリーホールド」は獨立の土地所有者と異るなく、唯普通の土地所有者が國家に對して一定の義務を負ふと同程度の義務を領主に對して負ふのみなり。「コピーホールド」にありては、領主の土地を使用するに對し徵兵及び其の他の賦役の義務を負ひ、後に至り金錢を以て之を納附するに至れり。其の土地使用者は領主の臺帳に登錄せられしを以て此の名あり。「リースホールド」にありては年々契約を更新し其の權利甚薄弱なり、最初領主の所有に屬せし土地に「フリーホールド」又は「コピーホールド」を存せしものが後に領主に沒收されしものなり。前二者は領主の「コンモン」に於て放牧權を有し、之を Appendant と稱し領主の干涉より全く自由にあり、而して「フリーホールド」の所有は全國の一般の法律によりて之を認められたるを其の特徵となし、「コピーホールド」の所有は各地方の習慣によりて此の權利を有するを異にす。使用權は昔時と異ならず耕作地の大

きさと家畜の數によりて定まる。此くの如く「コンモンフイルド」の使用權は古代の村落制度及び中世の領主制度より發達し來りしと雖も、領主制度と全く關係なく發達せしもの無きに非ず、此の自由「コンモンフイルド」にありても使用收益權は家畜の數によりて定まる。英國は領主所有の「コンモンフイルド」の外に尙ほ國王の所有地にも同樣に共同使用權を存せり、今は其の大部分は公共團體にうつされたり（本邦入會と反對の現象）。以上の說明に於て吾人は英國に三種の「コンモンフイルド」が沿革的に發達し來るを見る。而して何れの「コンモンフイルド」にありても土地に關する權利の或る分割を認めざるべからず、卽ち土砂其のものの所有權は一定の人格者に屬し他の人格者は其の土地の生產物にのみ一定の權利を有する狀態是れなり。此の權利關係は「コンモンフイルド」を常に公開にせざる可からざるを要求するものなり、例令土地其のものは領主君主又は其の他の人格者に歸屬することあると雖も、其の使用權は本來其の土地の住民に屬せるものなるが故に、單に土地の所有權をのみ獲得し以て之が使用權を無償にて掠奪するは慣習法の許さざる所なり。而して初期に於ては此の理により「コンモンフイルド」の使用權は明らかに認められ、十三世紀の前半頃 Merton 及び Westminster The Second の二條令により否定せられしも未だ實行に至らず。Edward 六世に至りて二條令は全く其の效力を失ふに至り、十八世紀の始めには盛んに繞曲を主張するものありしも未だ充分效力あるに至らざりき。然れども人口の繁殖と工業の發達とは遂に此の「コンモンフイルド」制度を根柢より破壞するに至り、十八世紀の後半より至る所に繞曲作用（Enclosure）行はるるに至れり（「農業史」の題下參照）。此くの如く至る所に繞曲作用行はれし反動として一方に於ては所謂空地運動（Open space-Movement）起り、殊に都會の住民によりて主張せられ、一八六六年には都市共有地保存條令の成立を見るに至れり。都會に於ける運動は田舍にも及び一八六九年衆議院の特別委員會は議會に之れを要求し Henry Fawcett の如きは「土地繞曲作用は農業勞働者に取りて最も害多きもの也」と公言するに至れり。其の結果一八七六年には更に共有地條令なるもの發布せられ、土地繞曲作用に一大制限を加へたり、以上の如くにして多少の制限は存せしと雖も、英國の共有地は大部分大地主の獨占に歸し、今日殘留するもの甚だ少なく以て農業衰頹の一大原因をなせり。

五 「ヘルドグマインシャフト」（共同耕作制度）　共同耕作制度には廣狹二義あり、廣義には共有地を共同して使用收益する本來の共同耕作制度及び、共有地を期間を分ちて其の仲間に分割し其の期間分配されたる土地の上に個別的に耕作を行ひ、期間の滿つると共に、更に割替を行ふ所謂割地制度をも包含す、農業史上より云へば概して本來の共同耕作制度が先きにして割地制度は稍〻後れて發せしものなり。本來の共同耕作制度の發達は既に土地所有の發達と異り種々の原因あり、本來の共同耕作制度が適歩して個別的觀念の發達と共に比較的永續性を生じ、其の結果或る期間耕作地に專屬的使用權を認め割替制度を生ぜるあり。又租稅の徵集の關係より國王は全領土の所有權を自ら掌握し、人民には一定期間其の使用收益を許すに止まる場合あり、之にありては往々一國王が他國を征服し、其の結果壓制手段として行ふ者少なからず。又一部落內の土地分配の不平均を矯正する爲めに行ふこと有り、各國各慣習を異にすれども土地共有制度に伴ふもの最も多し。「ミール」（Mir）は露西亞に存せし共同耕作制度の一種にして割替制度を採用し、露西亞人は之を Obschtschina と稱す（「ミール」の題下參照）、ジャバに於ても一種の割地制度あり、耕作地は凡て村落（Dessa）の所有に屬し村落民は唯使用權を有するのみ村落は直接國王に對し納稅の義務を負ふ。「ザミンダル」制（Zamindar System）は印度にある割地制度にして、「ヒンドウ」村落制ともいひ今日全印度に存在す、これにありては一村は小なる會社をなし之れを代表する地頭を置き、租稅は村全體が納め、英國政府は其の村を所有權の單位と見做し居れり。收穫物は一村共同の所有にして地頭之を分割して村民に與ふと謂ふ。又「マホメット」敎を信ずる地方には之に類似せる制度多し、本來の共同耕作制度は遊牧の時代より拓地定住に移りし迄に、必ず經過せざる可からざる一種の制度にして、何れの國にも今尙ほ其の根跡あり、吾人人類の原始時代より稍〻進み民族團體を成すに至りて團體の觀念生じ、又他民族の侵入あり食物の供給に不足を生ずるあり、此に於てか他民族と自己民族との區別を認め、自己民族のみの共同の土地支配權卽ち共同耕作制度を發生するに至れり。農業時代にありては一定の地に在住し各自の屋敷には土地私有權を認めしも、其の他は共同使用のみなりき。進みて一定の小耕作地（Gewanne）に分割し專占的使用をなすに至りて其の殘餘の地につき、尙ほ共同耕作を行ひ以て今日の共有地の原因となれり。「家族共產團體（Hauskommunion）の如きは南スラヴ人種の間に存する本來の共同耕作制度の一種なり（「家族共產體」の題下參照）、又「ケルト」人種の間に見るクランの組織も本來の共同耕作制度の遺物なり（「氏族·家族」の題下參照）。

六 「ゲマインハイッタイルング」（共有地の分割）

（Gemeinheitsteilung）　共有地の分割には二義あり、廣義には共同耕作制度に於ける共同經營（Feldgemeinschaft in e. S.）·農業用地の地役權的共同使用權（Feldgemeinschaft in w. S.）·農業用共有地（Gemeinbesitz）·農場交叉（Gemeingelenge）等の共同的諸制度を整理撤廢するを目的とする一切の施設を謂ふ。狹義の共有地分割卽ち經濟史上の「ゲマインハイッタイルング」は、共有制度の一種なる割替制度に於て一定期に耕作地の割替をなすを意味す（「農事經營」の題下參照）、廣義の共有地分割の目的たる共同的諸制度は、農業組織の初期に於て行はれたるものにして、人口の增加と共に農產物の需用を增し、共同的の粗放經營にては滿足する能はず、又人智の進むに從ひ昔時の共同制度の不完全なるを悟り、又各自の自利心及び個人主義の發達は共同耕作制度に於ける共有地を荒廢せしめ、此に於てか十八世紀以來共有地を分割して之れを私有財產に遷し、所有者の土地に對する利害關係を密接にし周到經營をなし、以て生產力を增加せしめ國民經濟上の利益を進ましむ可しとの意見盛んになり、一方に於ては佛蘭西革命以來自由思想發達し、個人を本位とする思想唱道せられ、各國競うて共有制度を撤廢するに至れり。殊に英國に於ける初期の繞曲作用の農業用地の生產力に好結果を著はせし一事は、以て此の主張を益〻高うせしめたり（「共有地」の題下參照）。各國に於ける制度を述べんに、普國にては一七七一年、フリードリッヒ大王の時に大仕掛に行ひ、大地主に相當の土地を與へて之をして其の共有權を捨てしめ、一八二一年六月七日共有地分割條令を發布し普國普通法の行はるる領域內に之を施行せり。其の大要に曰く、「數人又は數町村が從來共同的に有せる土地の利用權は、一般土地開發の爲めに爾今可及的多く之を廢止すべく、若し止むを得ざる場合には其の共同使用權を持續するに依り生ずる弊害を除去せざる可からず」と。其の後一八三八年·一八四七年其の他屢〻分割條令發布されたり、一八六八年後には新領土にも之を及ぼせり、然して一方に於ては、共有地の小農民に必要なるを認め、條令を發布して權利者の多數贊成するにあらずば分割する能はず、唯沖繩に於ける土地整理は明治三十二年三月法律第五十九號（沖繩縣土地整理法）を以て强制的に共有地の整理を行ひしことあるのみ、一般の村落共有地は各團體の自治に委せり。

四 歐羅巴に於ける土地所有の制限及び其の他の諸制度 一 土地私有に關する制限　土地私有制度を完全に認めし結果種々の弊害を生じ、之を矯正せんが爲に幾多の制度を見るに至れり。其の主なるものは家宅法（Home stead law, Heimstättgesetz）·家產法（瑞西·新民法參照）土地收容法·地代農地·小保有地分課地·田園都市（Garden-City）等は其の主なるものとす（「地代農地」·「家宅法」·「小保有地分課地」·「勞働者」の各題下參照）。尙ほ零細農民の發生を防ぐ爲めに種々の土地相續制度を設くるあり（「土地相續制度」の題下參照）。其の他租稅制度を以て大地主を撲滅せんとせる著例なるものは新西蘭に於けるセドン（Gelon）の土地政策なりとす、其の主旨とする所は小農地の地租を減免すると同時に大地主に重稅を課するにあり、卽ち（イ）土地改良を施さざる土地は地價五百磅まで免稅、千五百磅までは其の全租稅額より五百磅に相當する稅額を減ずず、千五百磅を超過すること二磅毎に租稅額一磅を減少し、從つて二千五百磅に至る時は免租額無し。（ロ）普通稅率は地價五千磅まで一磅につき四厘六分の一、それ以上は二千磅毎に十分の一を增加す。（ハ）四千磅以上の土地に二分五厘（百磅につき）の附加稅を課す。（ニ）一九一〇年以來四千磅以上の土地の增加率を

二十五%に增加せしを以て、二十萬磅以上の土地は地價の三分絶益の六割を納附せざるべからざるに至れり。尙ほ且つ政府は常に土地所有者にして重稅に苦しむ者あらば何時にても買得し得る旨を明言せり。更に政府は二つの法律を發布し、四箇年以內少なくとも半箇年間不在せる地主に對しては五割の附加稅を課し、賣買價格につき當事者間に任意の合致なき場合は政府は公用徵收を行ふの權利を有すとなせり。

二 土地所有權の移轉 に對しては多數の國は登記制度を採用しつつあれども、獨逸にては登記を以て土地所有權移轉の條件となすに日本に於ては第三者に對抗する條件となし、佛蘭西に於ては單に公示の效果たるに過ぎずとなせり。

三 土地所有權の範圍 につきても彼我大差なし、英國に於ては鑛物に關する權利を當然土地所有權のうちに含有せしめたるは本邦と異なる所なり。又通常土地所有權者は法令の制限內に於て使用收益することを得、然して土地の所有權は土地の上下に及ぶべきものにして、獨逸民法八一九條英米法其の他法文なき立法令に於ても同一の主旨を認む。尙ほ本邦の土地所有權の範圍と歐羅巴大陸のそれと一大差異あるは、歐羅巴大陸にては地上の建物又は草木は土地の構成分子にして土地と其の運命を共にす可きを原則とし、之を別々の所有權の主體に歸せしめん爲めに地上權なるものを認むるも、本邦に於ては然らず。建物は土地と離れたる別個の不動產をなし、地上權なるもの存すればそれは賃貸借とその本質を同じうす可きものにして、地上權として存立すべき性質のものに非ず、尙ほ小作制度及び土地分配制度については「小作」及び「土地分配」の題下を參照せらる可し。

【參考書】(一) K. Bücher, Entstehung der Volkswirtschaft.—(2) Arnold, Die Ureigentum, 1879.—(2) A. Meitzen, Siedelung und Agrarwesen, 1895.—(3) Büchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik.—(4) F. Seebohm, The English Village Community 1883.—(5) G. Show—Lefevre, English Commons and Forests. 1894.—(6) Dr. Arthur Goldschmidt, Bodenbesitzlehre und Bodenpolitik in Nauenland (Conrad's Jahrbuch 1919. (7) Arthur H. Johnson, The Disappearance of The Small Landowner. 1909. 等を參考すべし。

(小平權一)

五【支那】 一 概說 支那に於ける土地制度の歷史は之を四時代に區分するを適當とす。其の一は土地國有時代にして太古より周に及ぶ。此の時代に於ては土地は國家の所有に屬し、民は其の分配を受けて耕作に從ひ、老死に至て之を官に還すを法とし、萬民平等に土地の收益に與りしなり。其の二は土地私有時代にして戰國の末より南北朝に及び、分配還受の制全く破れて個人の所有權成立し、天下の土地は自ら私有官有の二種に分れ、國家の自由に處分し得る所は官有地に止まり、私有地は民其の意に任じて使用賣買し、從て土地所有の狀態甚不規則と爲り、所謂富者阡陌を連ね貧者立錐の地なきに至れり。第三は土地國有制復興時代にして後魏の孝文帝より唐の中葉に及び、周以前の制に做ひて天下の土地を民に分配し生死を斷として之を授受せり。然れども其の制度時勢と相矛盾して破綻頻に生じ唐の中葉以後に於ては全く瓦解滅裂に歸せり。是より後宋元明淸を經て今日に至るまでは卽ち土地私有確定時代に屬す。蓋古代に於て土地國有の時期あることは東西略其軌を一にすと雖、私有の勢既に成りて後再之を恢有の古に回さんと試みたるは支那の外殆其比を見ざる所なり。是れ南北朝時代の時勢が土地國有制の復興に便なるものありしに因ると雖、而も支那の政治家が古を尙ぶこと深く三代の制度文物を以て、其の理想と爲したるに基づくこと最多しとす。

二 土地國有時代 周以前が土地國有の時代たることは論なしと雖、周一代を除くの外其の制度殆ど得て窺ふ可からず。周と雖載籍備らず、古來未決の問題たるもの尠しとせず。今其大要を考ふべし。

イ 貢助徹三法 甲 三法の內容 周以前の田制を考究するに當りて先づ遡著するは貢助徹三法にして孟子滕文公章句に在り。曰く「夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也。徹者徹也、助者藉也」、云々と。尙其の下文に貢助二法に關する稍〻詳細なる說明を敍せたり。此に由れば貢とは數年間に於ける平均收穫の十分の一を舉げて租稅の定額とするの法にして、此制度の下にては土地は各民家個々に分配され且つ各民家個々に之を耕作す。助とは土地を井字形に劃し外部を私田として八家に分給し、中央を公田として八家をして相共に之を耕作せしめ、勞力の提供を以て租稅に代へしむるの制度にして所謂井田法卽ち是なり。井田法に於ても土地が各民家に分配され民家個々に之を耕作するの點は貢法に同じきも、唯八家をして相協力して公田を耕種せしむる事を以て異れりとす。此二法を比較すれば助は原始的にして貢は非原始的なる事論を須たざるなり。尙井田法が孟子の外『穀梁傳』、『禮記』王制等に見ゆるは記憶すべき事とす。徹法に至ては孟子に明白なる說明を缺き、孟子以外に於ても『論語』顏淵篇に其稅率が十一なる事を示せる記事あるを除くの外殆ど徵すべきものなきが故に、古來異說紛紛として歸一する所なし。或は助法の別名と云ひ或は貢助二法を兼用するの制と云へども從ふ可からず。吾人は商の亳遷が「通其田而耕、通其稟而祈」之謂徹、(『三

代經界通考』)と云へるを採り、徹を以て共同耕作の制度とし、一團の民家共同して其の受くる所の地を耕種し收穫の十一を公に入れ其の餘を各民家に分つものと解釋す。抑〻滕文公章句に於ける孟子の所說全部を通觀するに徹は貢助以外の特殊の制度たるを認むべし。是徹法解釋の第一條件なり。鄭玄以來、助法卽ち徹法なりとの說行はれ此派の論者には孟子の言に「詩云雨我公田、遂及我私、惟助爲有公田、由此觀之、雖周亦助也」、とあるを以て其の驗と爲すものありと雖是大に誤れり。孟子は詩に據りて周に於ても亦助法の行はれたることを考證せしに止まり、徹法卽助法なりと主張したるにあらず。卽ち周の制度は本と徹なれども尙ほ助法を兼用せりといふに過ぎざるなり。又「徹者徹也」の一句は一見茫漠として捕捉す可からざるに似たれども實は然らず。「徹者徹也」とは徹法は徹の字其の儘の法と云ふことにて、換言すれば徹字の本義として當時一般に理會せらるる所やがて徹法の內容たり特質たることを意味す。是れ徹法解釋の第二條件なり。而して徹字の本義は通卽ち通洞、貫通等の意なる事『左傳』・『國語』其他の古書に照らして明白なりとす。是に於てか吾人は徹が力を通じ若しくは田を通ずるの意にして共同耕作の制度に外ならざるを知る。何となれば共同耕作は其の特質通の一字に存し又貢助以外の特殊の制度なるが故に善く上の二條件に適合すればなり。且つ助が籍卽ち民力を藉るの義なるより推せば徹を以て民力を通ずるの意とするは決して失當ならざるを知るべし。但し其の共同耕作が如何なる團體に依りて行はれたりや、其の民家の數は一定せりや將た一定せずして民間の便宜に從ひしや、血族關係に依りて團體を形作ることなかりしや等の問題に至ては姑く疑問として他日の解釋を竢たざるを得ず。乙 三法と三代との關係 貢助徹三法の內容は上述の如くなるが孟子は此の三法を以て各夏・殷・周の制度となせり。吾人は此の三法が支那古代に存在したるを疑はずと雖、三法と三代との關係は必しも孟子の傳へたるが如くならじと考ふ。周が助法を行ひたる事は孟子の外『論語』にも見ゆ。以て倍之を考證し『穀梁傳』及『禮記』王制にも見えたり。亦倘じて可なり。貢法に就ては特別の記載なしと雖其性質最非原始的にして土地國有時代の末季まで行はれたることを認むるもの多し。卽ち徹助貢三法の存在は之を承認せざる可からず。然れども貢が專夏に行はれ助が專殷に行はれたることは孟子以外に傳ふるものなし。而して殷の湯王は孟子を距ること一四〇〇年、夏の禹王は一八〇〇年の古なるが故に戰國時代に於ける夏殷の知識は周の其れに比して不精確を免れざるべきこと、並に非原始的なる貢法先づ行はれ原始的なる助法之に次ぎて行はるるは人文發達の順序に背反するの跡あること等に思ひ到れば、吾人は此の說の頗疑ふべきを見るなり。之を總ぶるに周代に於ける徹助貢三法の存在は之を信ずべきも、貢助と夏殷との關係は遂に信ずるを得ず。孟子の言は恐らくば周代に行はれし三種の制度を以て夏殷周三代に割當てたる一種の傳說に過ぎざるべし。春秋戰國の際、三代の典制を列舉すること一種の流行たりし觀あるが故に、此の如き附會說の生ずるも敢て怪しむに足らざるなり。尙ほ三法と周との關係に就き一步を進めて考ふるに徹は周家本來の制度にして其の性質亦最原始的なるが故に、周が陝西の諸侯たりし時より起り、其の天下に君臨したる後に於ても亦主として陝西地方(卽ち當時の畿內)に行はれたるならん。果して然らば徹法は陝西地方に於ける特殊の慣習にして周代に行はれしのみならず、其起源は周以前に在りと謂ふべし。支那の地方に依りて制度慣習を異にするは古も猶今のごとくなりしなるべく、從て徹法の外、助法貢法も亦同じく地方的慣習たりしならんも、其何の時何の地に起りしやは之を詳にするに由なく、唯確に其周代に存在したることを認め得るのみ。而して三法の內徹法最早く廢れ、助法は一時稍廣く行はれ畿內の一部より齊楚等に及びたる形迹ありしが遂に滅び、貢法最久しく行はれたるものの如し。

ロ 周田制一斑 周が民に田百畝を與へたることは『孟子』・『荀子』・『穀梁傳』等に見え、固より疑ふを須ひず。蓋此の百畝の田を以て或は徹を行ひ、或は助を行ひ或は貢を行ひしなるべし。然れども百畝を分配するは一般の場合にして、特別の場合に於ては必しも然らず。『周禮』大司徒に不易の地は百畝を給し、一易は二百畝、再易は三百畝を給することあり。不易とは每歲耕種すべき美地にして、一易とは一歲を隔てて耕種すべき地に係り、再易とは二歲を隔てて耕種すべき地に係る。同書遂人にも之と大同小異の規制あり。呂氏『春秋』には魏の鄴地方は、地味瘠薄の故を以て田二百畝を分配したることあり。此等に依りて瘠薄未熟の地に於ては、二百畝又は三百畝等を給授し、唯每年百畝を耕作し收穫するを以て其の標準と爲したることを知るべし(後漢の何休等は、右不易一易再易三種の田を以て三年每に劃換を行ふものと說きたれども、是れ前漢以前の書に全く傳へざるところにして頗る疑ふべきものとす。故に特に論及せず)。而して此の百畝又は二百畝・三百畝の田土は民の妻を娶るの年齡に達するを俟ちて之を授け、身死し若しくは年老い子長ずるに及びて之を官に還さしめたるものの如し。遂戶主に對して土地を賦與し一家を養贍せしむるの旨趣なり。其の遲

受の年齢に就きては先秦の書全く之を傳へず。今姑く『漢書』食貨志に民年二十にして田を受け六十にして田を還すとあるに從ふべし。此の如く土地は一定の年限に依りて還受するものなるが故に其の賣買を許さざるべき理なるが果然『周禮』王制には田里不鬻の語あるを見る。又田即ち耕地の外、宅地も亦毎戸五畝を給したること『孟子』及『荀子』に據りて知るべし。所謂五畝之宅即ち是なり。以上を周の田制の大要とす。借此の制度が何時頃まで存續せりやは明かならず、且つ地方に依りて其の存廢の時期を同じくせざりしならんも、戰國の末に至りては全く崩壞し了り到る處土地私有の勢成り富者益〻併の弊も亦漸起りしなり。其の原因は一言以て之を蔽へば社會の發展。經濟の進歩に在りと雖、列國の競爭が之を助長したるを疑ふ可からず。即ち國費多端の爲諸侯が各重稅を起したること、國力增進の策として或は人口の增殖を促し或は產業を奬勵したること、列國の使聘會盟盛んに行はるるに伴ひ交通頗に發達し商業亦勃興したること、國家の爭衡は引いて個人の活動を促し自由競爭の風大に起りたること等は實に貧富懸隔を激成し、土地國有制度の傾覆を誘致したる最有力なる因由なりとす。

三　土地私有時代　イ　秦漢及び新　甲　秦漢の制度　秦の天下を統一するや、戰國以來の大勢に從ひて土地の私有を許し民の隨意賣買するに任せたり。當時內外多事にして賦役重く農民頗困憊せしが嗣で秦末漢初の大亂あり加ふるに水旱飢饉の起るありしかば、農民愈〻苦しみ田宅を鬻ぎて流亡し或は奴婢となるものありき。而して商業は周末以來漸次發達し來り漢に及びては商賈の勢力官吏を凌ぎ王侯に過るものあり、土地の如き多くは其の兼併に歸せり。是を以て文帝の時賈誼鼂錯は商を抑へ農を保護せんことを請ひ、武帝の時董仲舒は名田を限りて兼併の路を塞ぎ奴婢を去りて專殺の威を除かんことを請へり。所謂名田とは個人所有地の稱なり。董仲舒の議は帝の採納を被らざりしも、幾もなく市籍にある商人の土地所有を禁止したるは之に本づきたるものとす。後成帝の時師丹の言に依りて限田の制を立て、凡諸侯王・列侯は其の封國に於て名田を有するを得ず、長安に於ては名田三十頃を過ぐるを得ず、公主・關內侯・吏民の名田も亦三十頃を過ぐるを得ず、限外の田土を有するものは三年以內に自ら之を處分せしむることとせしが、權臣の反抗に因りて行はれざりき。漢時又公田なるものあり、國家の所有にして、長安附近を首とし天下に散在し、武帝宣帝元帝等は之を貧民に假貸し、或は其の租を免じたることありき。要するに漢代の土地は私有地と國有地とに分れ、國有地即ち公田の外は全く吏民の自由に委せられし也。乙　新の制度　王莽位を簒し國を新と號するに及び、天下の田を名づけて王田と云ひ、奴婢を私屬と云ひ、俱に賣買することを禁じ、且つ奴は八人に過ぐる家は其の餘を以て九族鄉黨に分與すべく、法を犯すものは死に至りて始めて土地改革の曙光を見たり。即ち武帝の初め有司の奏議に依り、凡丁男の戶を爲すものには田七十畝を占せしめ其の妻には三十畝を課し、丁女の妻たらざるものには二十畝を課し、次丁男には二十五畝を課し、賦稅としては丁男の戶を爲すものより毎歲絹三匹綿三斤を徵し、次丁男の戶を爲すものより其の一半を徵することとせり。丁とは十六歲以上六十一歲以下を謂ひ、次丁とは十五歲以下十三歲以上及び六十一歲以上六十五歲以下を謂ふ、又王公は京城に於て宅一處を置き近郊に於て芻藁の田、大國は十五頃・次國は十頃。小國は七頃を有するを許すこと、並に一品官は五十頃を占するを許し二品以上五頃を遞減して九品官に至りて十頃を占するを許すこと等を定めたり。此の制度は庶民の土地所有額を齊一にし併せて王公の土地所有を制限せんとするものにして、一見土地國有制度に則れるものの如し。然れども占田の數目を定むるに止まり、敢て還受の法に及ばざるが故に、土地は舉げて私有に歸するを免れず、未だ眞に固有制度たるの體を備ふるものに非るなり。按ずるに後漢末より三國に亙り戰亂相繼ぎ加ふるに天變地異の屢〻到るあり、中原大に疲弊し直草の亂後の如き一時殺一解の價五十萬に上り、人々相啖ふに至り、從て田園荒蕪し人民相率ゐて流亡したりき。晉の制度は此の如き事情に胚胎せるものにして恐らくば荒蕪の地を以て無主の貧民に給したるに過ぎざるべし。而して其の貧者富者を通じて土地所有額を均一にしたるにあらざることは當時豪强兼併の風依然として盛んなりしによりて察すべし。武帝崩じ惠帝立つに及びて朝政大に紊れ遂に八王の亂を勝致し、占田の制の如きも崩壞して疫を留めざりしが如し。惠帝の末年李雄、蜀に據りて成帝と稱したるが、

其の頃には貴者荒田を廣占し、貧民種植するの地無かりしかば、其の子班の議に依りて田土の均分を圖りしことありと云ふ。

ハ　宋　東晉及び宋以下南朝各代は皆土地私有の大勢に從ひ敢て之を動さんと試むることなかりき。惟宋の山澤の制度に就ては少しく言ふべきものあり。是より先秦漢以來土地の私有行はると雖其の私有は專田圃に屬し、山澤は尙ほ國家の有として衆庶の共同に使用收益するを許せしが、晉代に及びては豪族の之を壟斷するもの多かりしが如く、東晉成帝の咸康二年にも山澤を擅占するものは强盜律を以て論ずるの令ありき。而して宋の孝武帝の大明中に至り尙書左丞羊希の議に依り新に定制を立て、凡山澤湖海に對して既に造林を行ひ漁場を設くる等特別の設備を加へたるものは其舊に仍るを許し、嗣後第一品第二品の官に在るものは山三頃を占することを許し、第三品第四品は二頃五十畝、第五品第六品は二頃、第七品第八品は一頃五十畝、第九品及び一般人民は一頃を占することを許し、犯すものは常盜を以て論ずることとせり。此の如き規制の生じたるは偶〻以て當時山澤壟斷の弊盛んなりしことを知るべきなり。

四　土地國有制復興時代　イ　後魏　南北朝の際南朝に於ては土地問題に對して殆ど何等の改革を施すものなかりしが、北朝に於ては後魏孝文帝の時土地國有制度の復興を遂げ、田制史上に新時期を作れり。是より先晉の惠帝の永嘉中北狄塞內に侵入し、遂に晉室を滅し、國を建てて相爭ひ、所謂五胡十六國の大亂を生じたるが、此の戰亂の爲、所在の百姓流亡離散し、相率ゐて江南に移住するもの亦少からず、晉書に其の狀を記して「中原蕭條、飢寒流隕、相繼溝壑」といへり。後魏江北を統一するに及び中原の地聊小康を得たりと雖、五胡の餘弊は容易に去るべくもあらず、豪吏跋扈し强豪跳梁し、土地戶籍・租稅・徭役の制は紊亂を極め、從て田土の荒廢と人民の流亡とは魏晉の際に比して更に甚しきものありし也。故に太祖道武帝及世祖太武帝の時にも民に土地を分給して稼穡を勸めたることありと雖未恒制を定むるに及ばざりき。高祖孝文帝心を此の問題に潛め、太和元年所在の有司をして田制を詳議せしめ、一夫に田四十畝を治めしめ中男に二十畝を授け、同十年に至りて李安世の建議を採用して天下の田を舉げて之を民に均給せんことを請ひ、詔して天下の田を舉げて之を民に均給せしめ、凡田に露田桑田の別あり、民年十五に達すれば男子には露田四十畝、女子には露田二十畝を與へ、名づけて倍田といふ。露田とは穀を種うるの田にして、年七十に及び、又は身死するときは之を官に還す。桑田には桑五十樹・棗五株・榆三株を種うるの定めにして身死するも之を還さず、其の家の世業と爲すことを許す。桑田若し見口に比して足らざれば官之を補給し、或は自ら之を賣ふことを許す。麻布の土に於ては男子に麻十畝を給し女子に同じく五畝を給し以て桑田に代ふ。又奴婢には良民に準じて田を給し、牛には田三十畝を給し、各有無に從ひて之を收受す。一家族悉く老小廢殘にして田を受くるに足らざる時は特に年十一以上の者及び癈者に半夫の田を授け、年七十を踰ゆるものにも亦田を還すこと勿らしむ。而して毎年正月を以て人口の現狀を查明して土地の收受を行ふ。土廣く民稀なるの地に於ては民の其の力の及ぶ所に從ひて額外の田を耕種することを聽し、地狹きの處に於ては其の田を酌減し、若し別に空荒の田あるの處に遷らんことを希はば之を聽す。

雖、五胡大亂の餘弊は容易に去るべくもあらず、豪吏跋扈し强豪跳梁し、土地戶籍・租稅・徭役の制は紊亂を極め、從て田土の荒廢と人民の流亡とは魏晉の際に比して更に甚しきものありし也。故に太祖道武帝及世祖太武帝の時にも民に土地を分給して稼穡を勸めたることありと雖未恒制を定むるに及ばざりき。高祖孝文帝心を此の問題に潛め、太和元年所在の有司をして田制を詳議せしめ、一夫に田四十畝を治めしめ中男に二十畝を授け、同十年に至りて李安世の建議を採用して天下の田を舉げて之を民に均給せんことを請ひ、詔して天下の田を舉げて之を民に均給せしめ、凡田に露田桑田の別あり、民年十五に達すれば男子には露田四十畝、女子には露田二十畝を與へ、名づけて倍田といふ。露田とは穀を種うるの田にして、年七十に及び、又は身死するときは之を官に還す。桑田には桑五十樹・棗五株・榆三株を種うるの定めにして身死するも之を還さず、其の家の世業と爲すことを許す。麻布の土に於ては男子に麻十畝を給し女子に同じく五畝を給し以て桑田に代ふ。又奴婢には良民に準じて田を給し、牛には田三十畝を給し、各有無に從ひて之を收受す。一家族悉く老小廢殘にして田を受くるに足らざる時は特に年十一以上の者及び癈者に半夫の田を授け、年七十を踰ゆるものにも亦田を還すこと勿らしむ。而して毎年正月を以て人口の現狀を查明して土地の收受を行ふ。土廣く民稀なるの地に於ては民の其の力の及ぶ所に從ひて額外の田を耕種することを聽し、地狹きの處に於ては其の田を酌減し、若し別に空荒の田あるの處に遷らんことを希はば之を聽す。

地足るの處に於ては妄りに他に移住するを許さず。民の新に家を爲すものには三口一畝の率を以て宅地を與へ奴婢あれば五口毎に一畝を增給す。又租稅は十五歲田を受くるの時を以て之を負擔し、七十歲田を還すと共に之を免るるものとす。以上は孝文帝制定の制度にして、周備詳審、寔美にして法良なりと謂ふべし。當時の詔に曰く「爰暨季葉、斯道陵替、富强者兼幷山澤、貧弱者望絕一廛、致令地有遺利、民無餘財、或爭畝畔以亡身、或饑饉以棄業、而欲天下太平、百姓豐足、安可得哉、今遣使者、循行州郡、與牧守均給天下之田、還受以死爲斷、勸課農桑、興富民之本」と。之に依りて全國に使者を遣し地方官に會同し土地の分配を行はしめたることを知るべし。當時人民流散の結果荒蕪の田多かりしことが此制度の施行に便したること論を俟たず。然れども馬端臨の『文獻通考』に鄭夾漈の說を引きて論じたるが如く只荒閑無主の田を授受したるに止まり、遙んで富人の田を削減したることなかりしや否やは疑なしとせず。右の詔に富强兼併し貧者土を失ふの弊を慨し、此の如くにして天下泰平百姓豐足を望むべからざるを喝破したるを以て觀れば、恐らくは富强兼併の田に對しても多少の削減を試みたるならんと推測せらる。而して孝文帝が此の制度を採擇施行したる有力なる動機は帝が漢土の文化を慕ひ儒教を尊び自ら先王の道を行はんと勉めたるに在りとす。若し夫れ孝文帝崩御の後に至つては壁倖事を用ひて國政亂れ、均田法も亦漸く頹廢し、魏齊の交に於ては禁に違ひて露田の賣買を行ふもの多く、遂に一時的の賣買を公許するあり、其の他弊竇紛々、破綻續出するの狀ありき。然れども土地分配の原則は尙維持せられ、孝文帝制定の法度は未也を掃て空しきに至らざりき。

ロ　宇文氏、北齊及び隋　後魏は末年分裂して東西兩

魏となる。西魏に於ては宇文泰太師として其の政柄を握り、天子在りと雖傀に位を充すのみ。泰古を好み尚書蘇綽等をして周官に擬して制度を定めしめ、司均を以て田里の政令を掌らしめ、凡十口以上の家には宅五畝を給し、九口以下の家には宅四畝を給し、五口以下の家には宅二畝を給し、妻ある男丁には田百四十畝を與ひ、妻なきの丁には百畝を與ふるものとせり。但し收受其の他の方法は詳ならず。後、西魏は後周と爲り東魏は北齊となる。北齊武成帝の河清三年令を發し、男子には露田八十畝桑田二十畝（桑田に適せざるの地にては麻田を以て之に代ふ）を給し、婦人には露田四十畝を給し、奴婢も亦良民に準じて露田を給し、牛には露田六十畝を給すべく、露田桑田俱に民の十八歳に至るを俟ちて之を與へ露田は其六十六歳の時を以て官に還さしめ、桑田は永業として子孫に傳ふるを聽すことを定めたり。但し此の制は京城四面百里以外並に各州に於て行ふべく、百里以内は公田とし、民に給せざるの定めありき。北齊の制は大體後魏の舊に依れるものにして其の田地分配の數目は全く魏制に同じ。隋江の南北を統一するに及び、亦北齊の制度に依り、多くの之を更改する所なかりき。唯諸王及大官に百頃以下三十頃に至るの永業田を給したることを特筆すべきのみ。周齊隋三朝の間、時に汚隆あり法に興廢ありと雖、而も土地國有制度を把持して敢て之を拋つることを爲さざりき。

ハ　唐　甲　班田法　唐は高祖の武德七年始めて令を修め土地分配の制を定めたり。後多少の更改を加へたれども大體は武德の舊に從へり。今其の梗概を擧げんに、凡男子年十八に至るものには田一頃を給し、其の中八十畝を口分とし二十畝を永業とす。口分田は六十歳即ち老免の時を以て其の一半を官に收め、其の死するに及んで餘の一半を收む。六十に至らずと雖篤疾廢疾のものは亦口分の一半を官に還さしむ。而して男子に對して田を受くるものなるが故に別に婦人の禁を弛うしたること、並に口分田の一半を老免後死に至るまで享有せしめたること等なりとす。其の口分田の一半を死に至るまで享有せしめたるは魏制に比して寛なるが如し。田の外別に良口三人以下に一畝の率を以て宅地を發給す。以上は庶民に關する土地分配法の大要なるが其の魏制に比して著しく異なるは奴婢及び牛に田を給せざること、土地賣買の禁を弛うしたること、並に口分田の一半を老免後死に至るまで享有せしめたること等なりとす。其の口分田の一半を死に至るまで享有せしめたるは魏制に比して一段の仁惠を加ふるものなるが、之が爲めに土地を要すること固より少しとせざるべし。是れ一方に於て或は奴婢及び牛に田を給することを罷め、又寶貿の禁を弛うしたる所以ならんか。然れども世の治平に降ると共に天下の戸口漸く增殖し、之に分配すべき土地の需要も亦增加したるが爲、往々にして民所定の年限に達するも容易に之に田土を授くる能はざることありしに似たり。是れ上に述べたる制規中に、田を授くるに當りて貧者及び課役あるものを先にすることあるに依りて知るべきなり。且つ當時の記錄に徵すれば貞觀の盛世と雖尙ほ全く桑併流亡の弊を絕たざりしが故に班田法が初より完全に行はれざりしことは固より蔽ふべからず。然れども當時英主賢相扶けて治を圖り、田制に對しても亦鋭意之が實行を勉めたるの迹あり。其の富民の田を削減したることは『唐會』太宗本紀貞觀元年九月の條に「遣使諸國、行損田、賑問下戸、」とあり、又同書賈敦頤傳に、高宗の永徽中敦頤洛州の刺吏となり豪右占する所の限外の田三千餘頃を沒したることあるに徵して知るべし。要するに土地國有の政策は相當の成功を遂げたるものと觀て妨なしとす。乙　王公以下永業田の制　庶人に口分田永業田を分配するの外、王公及官吏に對しても亦各一定の永業田を給授す。即ち親王には百頃・正一品には六十頃・郡王及從一品には五十頃を給し、以下次を追うて遞減し、各法に照して桑楡を植ゑしめ、子孫の世襲することを許す。若し官品に昇降あれば田も亦之に伴ひて增損し、罪ありて官吏の名籍を除かるる時は之を沒收するも、子孫に至りて除名に逢ふものは敢て之を問はず。五品以上の永業田は寬鄉に於て授け、狹鄉に於て授くるを許さざれども、六品以下に對しては何等の制限を設かず。此外上柱國以下の勳官にも亦三十頃以下の永業田を給し、若し官品と勳とを兼有するものあるときは多きに從ひて支給することとせり。而して王公百官は以上の永業

田以外に於て別に田產を占有することを禁止せられたり。丙　中葉以後の制度　上に述べたる制度は大體より見て唐の初めより中葉に至るまで行はれたりと謂ふことを得べし。然れども唐の初と雖固より完全に行はれたるにあらざること上述の如くなるが。嗣後寖寖弊端年を追うて滋く、加ふるに太宗高宗連年兵を北蕃に用ひ、煩徭細役交々到りしことは、田制の維持に少からざる不利を生じ、中葉に及びては民人の產を失ひて流亡するもの多く、權門勢豪之に乘じて恣に吞併を行ひ、班田の法及び王公以下永業田の制等漸次具文に歸せしが、玄宗天寶の末年安祿山の大亂起るに及びて班田の法は遂に全く覆沒し了れり。德宗の兩稅法は田制破壞の結果稅法の更改の必要に迫られて生じ來りたるものに外ならず。要するに安祿山の亂は唐代田制史上、廣く言へば支那田制史上の分水嶺にして、土地國有の制度は是の時を以て長に滅び、土地私有制度の根柢復動かすべからざるに至りしなり。是より後唐は賦稅を檢括し流民を安揷し荒田を墾復する等の事に忙しくして班田復興の希望の如きは全く拋擲し去れり。今中葉以後に於ける流民と土地との關係を考ふるに、玄宗の開元十八年宣州刺史裴耀卿上書して流散の民を寬鄉剩田あるの處に適宜收容し、每戸五畝の宅を與へ、每丁五十畝以上の私田を與へ、別に十丁を一團として公田百畝の耕種に服せしめんと請ひたることあり、其の採用せられたるや否や詳ならざれども、此れによりて當時班田法を用ひて流民を救濟することを得ざりしを知るべし。而して民の流散するは必しも田產を失ひたるが爲にあらず、租庸の重きに苦しみ田產を遺棄して去るものも亦少からざりき。故に玄宗の時には民家逃亡すれば近親隣保をして其の稅を負擔せしめ、田產は其の舊業するに委し、逃戸歸り來れば其の田を返還すべきこととせしが、肅宗の乾元三年逃戸の田宅は官よりこれを人に貸貸し、逃人復業すれば之を還すことと改め、代宗の時には逃人の田宅物業は無田の流民に授け、二年以上之を經營して業を成すものには其の所有權を與へ、前主歸還すれば別に逃死戸の田を與へ薦業を爭ふことを得ざらしむることとせり。此の後に於ても此の種の政令屢〻出で、流民の土著及び復業を勸奬したるが今悉擧げず。次に一言すべきは莊田の事なり。莊田なる語は唐の初葉より存したるが、中葉以後田令壞爛するに及びて此の語大に行はれ、王公百官及富豪の家が領有せる廣大なる田園山野を指して莊田と呼びたり。而して莊田には百公以下が朝廷より給賜せられたるの地を除くの外或は貧民の田土を典貿したるのあり、或は官に罰贖して荒蕪の田を借用占有せるものあり、或は荒地を借るに託して民有の熟田を侵奪したるものあり、或は牧地の名の下に莊濶たる山谷を擅占したるあり。卽ち有らゆる手段を以て土地の集併を行ひたるものにして、貧戸流民を以て佃人卽ち小作人に充て、莊吏を置きて之を管理せしめ、租稅は莊田の主獨り之を輸納して佃人に及ばず、唯戸稅（當時天下の戸を九等に分ちて課稅するの制あり）、雜役は莊主佃人俱に之を課せらるるの制なりしが如し。莊田の膨脹の結果は大地主及び小作人の增加・小農中農の減少にして、蓋貧富懸隔し公民減少する所以に外ならず。唯莊田の主人は日本の莊園の場合と異なり、租稅負擔の義務を有するが故に、國家の收入に異同なきが如くなれども、租稅の脫漏は衆併に伴ふ必然の弊風なれば、遂に國家の損失たることを免れず、畢竟上下交〻傷つき富强の徒獨り利を其の中間に占むるに過ぎざるなり。尙ほ莊田の稱は此後宋元明清各代に行はれたり。

四　土地私有確定時代　イ　宋　唐末より五代を經て宋に至り土地私有の勢益〻牢乎として動かす可からざるに至れり。宋の土地は自ら民田官田の二大宗に分れ、民田に於ては强豪の集併・稅糧の隱漏等種々の弊竇を絕たず、朝廷は常に其の清理に苦心せり。官田は南渡後特に增設せられ復事蝟紛々たるを免れざりき。今下に其の大要を條陳すべし。甲　民田の檢括　唐末五代より宋に亘りて戸口田土を狀隱して版籍を脫漏するの風盛んにして、富强の徒賦役を倖免し貧弱の民獨り過重の負擔に苦みしかば、之を除かんが爲め民田の檢括を行ふこと屢〻なりき。初め周の世宗の時使を諸道に遣して民田を檢括し賦稅を均定せしめ號して均田と云ひしが、宋太祖位に卽くに及び其の遺制に依り諸州の民田を均括せり。然れども弊竇の深き、遽に之を改むることを得ざりき。爾後宋一代を通じて此の種の事業幾たびか繰返されたるが、其の最著しきものを神宗の方田及び南渡後の經界と爲す。方田は別項に述ぶるが故に此には專ら經界の原委を敍ることとすべし。經界とは民田の畝數を査明し其の賦稅の均平を圖るの謂にして、宋初の均田と其の意義を同くす。高宗の紹興十二年左司員外郎李椿年、經界正しからざるの十害を擧げて之を檢覈せんことを請ひ、宰相秦檜等之を贊せしかば、高宗椿年を以て兩浙轉運副使とし、經界の事を委任せり。椿年乃先づ平江府（後の蘇州府）に赴きて經界の整理に著手し、其の稍緒に就くを俟ちて他府州縣に推行せり。其の法、官を派して田土を査驗し、各人の所有額に應じて其の稅糧を定めしめ、各鄉に砧基簿なるものを置きて査定の結果を記入し、之を以て土地租稅の臺帳に充て、若し水田を以て秋收後倘りて廢田と稱し其の他辭を設けて田糧を欺隱するものあれば、人の告發するを許し。官吏の賄を納れ私を行ふものと併せて之を嚴罰に處し、又坡塘隄埂の水を被りて破壞

せるものは官錢を貸して修築せしむる等、縷べて豪家を抑へ小民を保護し公課の均平を圖るに在り。而して民戸の田産にして此次造る所の砧基簿に入らざるものは假令契據ありとも之を認めずして悉官に沒收することとし以て欺瞞の端を杜げり。經界の事は此後數年間繼續擧行せられ、紹興十九年に至り始めて結了せり。但し此の時經界を行ひたるは主として浙東西兩路に係り、未他路に及ばざりき。光宗の紹熙元年知漳州朱熹・漳泉汀三州未經界を行はざるに因り細民業去りて稅存し其の苦に勝へざることを述べて經界を措置せんことを請ひ、其の計劃詳密にして頗見るべきものあり、一たび允准を蒙りしも權貴豪右之を沮撓せしかば事遂に罷みたり。寧宗理宗の時には推排・自實等の名を以て復田産の清査を行へり。推排とは邑民の强謹なるものを選びて土地を査驗せしむるを謂ひ、自實とは邑中の各民戸を實成して經界を正さしむるを謂ふ。要するに土地租稅の檢括は宋一代を通じて繰返されたる所にして、是れ固より豪併欺隱の弊絕えざりしに因るものとす。乙 墾荒及び復業 土地租稅の制度上逃の如く混亂したるの結果、民人流徙し田畝蕪廢するの弊甚しきものありしかば、歷帝皆法を設けて其の救濟を圖れり。太宗の至道元年には凡州縣の曠土は民の請佃して永業とすることを許し、三年間租を免ずるの令あり。同二年には太常博士陳靖上疏して京畿各州縣の曠土に民を招徠し、上田は人毎に百畝を授け、中田は百五十畝、下田は二百畝を授けて永業とせしめ、五年後より租を收め租率を十分の二とし、別に室廬桑麻の地三十畝以上を給し、尙ほ糧種耕牛を貸さんことを請ひ、詔を率じて勸農使と爲り、陳蔡鄧唐汝等の諸州に其の法を實施せしが、費多きを以て遂に中止せられたり。然れども墾荒の民に對し五年後より十分の二の租を收むるの制は嗣後尙ほ施行せられ、民或は其の稅の少きを利とし本業を抛ちて荒田を承種するの弊ありしかば、眞宗の咸平二年には田產なきの人にして始めて荒田を請射することを許す事とせり。當時荒田と云ふは天然の曠土と逃戸の遺業の荒廢せるとを併稱するものなりしが、仁宗天聖の初め逃戸の遺產に對しては特別の規定を設け、凡民逃亡後十年を經るときは他人の其田を耕すことを許し、更に三年を經るを俟ちて舊賦の一半を徵し、尙ほ逃民の復業したる場合にも此の稅法を適用することとせり。仁宗の時天下廢田最多く、逃人の田畝放拋せらるること四五十年に及ぶものありしが、仁宗銳意軏亡を圖りしかば開田漸廣く生齒亦蕃きを致せりと云ふ。南宋に在ては高宗の紹興三年逃民の田は二年後人の請佃を許し、若し十年以內に原主歸り來れば之を給還すること、し、同十五年逃民歸業し、官既に其の田を賣却し又は人に承佃せしめたるときは別に官田を補給することとせり。孝宗以後に於ても此の種の令屢ゝ出たれど今必しも擧げず。丙 限田 土地租稅の制度を亂るものは强豪の兼併を以て其の尤と爲す。限田の令は此弊を矯めんが爲に設けられたるものに外ならず。乾興元年十一月仁宗位に卽くや、議者の言を納れ、詔して公卿以下田を有すること三十頃を過ぐるを得ず。衙前將吏の職に在りて力役を免ぜらるべきものは十五頃を過ぐることを得ず、田土の典買するを得ず、逾ふものは違制律を以て論ずること、並に近臣の京師に別業を置くを得ず、寺觀の田を買ふを得ざることを定めたり。此の時又僞りて田產を權貴豪强に典賣し差役を免るるものに一個月を限りて自首せしめ、其の罪を免じ、限滿ちて仍ほ首せざるものは嚴罰に依るの令ありき。此等は權臣の固より悅ばざる所なるを以て幾もなくして具文に歸せり。徽宗の政和中に至りて更に限田の法を設け、一品の田を百頃とし、二品以下次を以て遞減し、九頃を十頃とせり。然れども限外の所有を禁ずるにはあらず、限內の田は悉科を免ずるも限外の田には之を免ぜずと云ふに過ぎざるが故に從來の限田と同一視す可きものに非ざるなり。政和七年には內外寺觀に田を捨置することを制限し、京師に在ては五十頃を過ぐるを得ず、州縣に在ては三十頃を過ぐることと定めたり。蓋當時寺觀にして田土を吞併するもの多く、民亦名を寄捨に託して賦役を免るるものありしに因る。南渡の後は紹興二十六年安豐軍通判王時升の言に依り荒閑の田を虛占するものに限二年を與へて耕墾せしめ、限に至りて尙ほ墾せざるものあれば他人の刺佃を許すこととせり。刺佃とは田を棄ひて他人に耕種せしむるを謂ふ。理宗の時豪併の弊殆ど極まり、富豪の地皆貴勢の家に歸し、租米或は百萬石に及ぶものあり、而して小民は田日に減じ雜役獨り加はるの狀なりしかば、諫官御史等限田の議を唱へしも未採擇を經ざりしが、景定四年公田設立の時遂に復土地所有の制限を行ひたり。事官田の條に詳なれば此には述べず。丁 湖田 宋室南渡後官民爭ふて水利を興し水田畝に發達せり。湖田は卽ち其一種にして、江東西路(今の江西及安徽江蘇の一部)浙東西路(今の浙江及江蘇の一部)等に多く、其の堤防圩埠を築造するの故を以て一に圍田又は圩田の名あり。初め宋は湖を盜みて田を作ることを許さざりしが、政和以來其の禁漸く弛みて湖田を造るもの多く、爲めに屢ゝ水旱の災を招きしかば、紹興五年江東の帥臣李光之を廢除せんことを請ひしも用ひられざりき。然れども其の害已まざるを以て、孝宗の隆興二年湖州秀州平江府、常州、江陰軍、宣州、太平州等に官を派し、其の湖田を按視して存廢を定めしめたり。

乾道二年亦浙西路の轉運使王炎に詔して勢家新殺の圍田を開除せしめ、淳熙十一年には各地の圍田に石を立てて境界を明にせしめ、寧宗の嘉泰元年には淳熙十一年の立石以後に設けたる圍田は悉之を剷除し、尙ほ知縣をして每歲三四月圍田の情形を申報せしむることを定めき。然れども當時權門巨室跳梁して朝憲を紊り圍田禁限の效果多からざりしが如し。戊 官田 宋制、罪ありて沒收せる官民の莊田は之を官賣又は官莊と稱し民に佃種せしめたるが、南渡後軍興りて用度足らざるに及び、諸路の官田を覈實し、健炎五年には隣田の租數を標準として官田の實價を定め、若し佃戶の買はんことを願ふものあれば之を聽し、承佃三十年以上に及ぶものに對しては價の十分の二を減ずることを定めたり。當時出賣せられたるは沒官田・營田・沙田・泥田等なりしが、紹興三十年には一時荒田をも售賣するに至りき。官田の出賣は此の後或は行はれ或は已みしが、大姓巨室姦計を用ひ廉價を以て之を買ひ、旣に買ふも價錢を納れざるもの少からず、殆ど軍需の接濟の目的を達すること能はざりしと云ふ。寧宗の嘉定元年に至りては安邊所を設け韓侂胄其他權倖沒入の田及び湖田圍田の官に在るものを管理せしめ、其の租を以て金人に贈るべき歲幣に供することとし爾後暫く此の制に依れり。理宗の景定四年には丞相賈似道新に公田を設け官田所を置きて之を掌らしむるの法を立てたり。是れ亦財政救濟の新策にして、其の法、兩浙江東西に於て官民の土地所有を制限し、限外の田土は其の三分の一を買收して公田と爲し、價格は各其の土地の租數に依りて定め、一畝の租一石なるものを二百貫とし、九斗以下次を以て遞減し、價格の支拂には銀・官告・度牒・會子を併用し、五百畝以下の土地は槩く會子を用ひ、收買する所の公田を以て每鄉官莊を立て、佃民をして之を租種せしめ、富饒の民を莊官として催科を掌らしむるに在り。此の年先づ之を平江・江陰等の六郡に實施せしが法定以下の廉價を用ひたるのみならず、流通力なき告牒會子を以て之を買收せしが故に、田を買ふと雖實は殆ど田を奪ふに異らず、閭閻大に困めり。此の如きもの前後十餘年、恭帝の德祐元年に至り詔して之を廢し、各田主に給するに及び、諸路の官田又は沒收の田悉く舊主に還附せり。徽宗の政和中に至りて更に限田の法を設け、一品の田を百頃とし、二品以下次を以て遞減し、九頃を十頃とせり。然れども限外の所有を禁ずるにはあらず、限內の田は悉科を免ずるも限外の田には之を免ぜずと云ふに過ぎざるが故に從來の限田と同一視す可きものに非ざるなり。政和七年には內外寺觀に田を捨置することを制限し、京師に在ては五十頃を過ぐるを得ず、州縣に在ては三十頃を過ぐることと定めたり。蓋當時寺觀にして田土を吞併するもの多く、民亦名を寄捨に託して賦役を免るるものありしに因る。南渡の後は紹興二十六年安豐軍通判王時升の言に依り荒閑の田を虛占するものに限二年を與へて耕墾せしめ、限に至りて尙ほ墾せざるものあれば他人の刺佃を許すこととせり。刺佃とは田を棄ひて他人に耕種せしむるを謂ふ。理宗の時豪併の弊殆ど極まり、富豪の地皆貴勢の家に歸し、租米或は百萬石に及ぶものあり、而して小民は田日に減じ雜役獨り加はるの狀なりしかば、諫官御史等限田の議を唱へしも未採擇を經ざりしが、景定四年公田設立の時遂に復土地所有の制限を行ひたり。事官田の條に詳なれば此には述べず。丁 湖田 宋室南渡後官民爭ふて水利を興し水田畝に發達せり。湖田は卽ち其一種にして、江東西路(今の江西及安徽江蘇の一部)浙東西路(今の浙江及江蘇の一部)等に多く、其の堤防圩埠を築造するの故を以て一に圍田又は圩田の名あり。初め宋は湖を盜みて田を作ることを許さざりしが、政和以來其の禁漸く弛みて湖田を造るもの多く、爲めに屢ゝ水旱の災を招きしかば、紹興五年江東の帥臣李光之を廢除せんことを請ひしも用ひられざりき。然れども其の害已まざるを以て、孝宗の隆興二年湖州秀州平江府、常州、江陰軍、宣州、太平州等に官を派し、其の湖田を按視して存廢を定めしめたり。

授し、以て永久の計を爲せり。廢帝亮の正隆元年紇石烈婁室等を遣して之を措置せしめたるは蓋其の嚆矢にして、是より後歷ゝ田土給授の事あり。而して其の法原と官地・荒地・逃田を擧げて給授の用に充て、且つ漢人金人各一圖を爲さしめ、其の田土犬牙相交るものは互に之を易へて以て界畦を清くするに在り、勉めて漢人を擾累することを避けんとするの意存せずと爲さず。然れども發給する所の土地往々にして瘠惡なりと、金人が農事に嫻はざりしとに因りて、之を浮萊に委すること多かりしかば、世宗の大定十七年漢田を以て之に換給せんと欲し、官を遣して兼併欺隱の田を拘括することとせり。是より恣に民田を奪ひて猛安謀克戶に授くるの弊を生じ、章宗の時に至りて最甚しく、田を撥せられたるの民には別に官田を償給するの令ありしと雖、未其の疥瘼を醫するに足らざりき。而して金人中原侈靡の風を慕ひて農耕を親らせず、田を漢人に租種せしめ、爲に窮乏に陷るものありしを以て章宗屢之を申飭し、遂に猛安謀克戶は必自ら耘種に服すべく、力足らざるものにして方めて人に佃せしむるを許し、遙ふものは嚴罰することを定めき。金亡ぶるに及びては、漢人田を奪はるるの怨を報ぜんと欲し、蜂起して金人を殺戮し、女直の民・跡を中原に絕つに至れりと云ふ。蓋金の猛安謀克田土の法は頗る淸朝旗地の制度に類す。淸朝は蓋金に倣ひたるか。抑ゝ亦偶然に一致せるか。何れにせよ、同一種族を以て幾百歲を隔てて同型の制度を行ひ、其の因革の脈亦相類せること、史上の一奇たらずとせず。

ハ 元 元の世祖の時趙天麟・王公以下の田を限らんことを請ひしも世祖之を用ひず、唯經理を行ひて土地賦稅の淸査を試みたるに過ぎざりき。經理とは田畝を檢括するの謂なり。仁宗の延祐元年には官を江浙・江

西・河南等の諸行省に遣はし、自實の法に依りて經理を行ひ、欺隱の民あれば人の告發するを許し、十畝以下を隱すものは田主及び管幹の個戸を杖七十七に處し、二十畝以上一等を加へ、其の田を官に沒收することとせしが、豪強滑吏緣りて以て姦を爲し、虛妄の多きこと經理を行ふの前に過ぐるものありしかば、翌年詔して之を罷めたり。田糧紊亂の弊卒として拔くべからざる事以て想見すべきなり。若し夫れ江南に於ける宋の官田・公田は、宋の滅亡と同時に元廷の有に歸せしも、權豪寺觀の蹊亂に乘じて之を隱占するもの少からざりしかば、至元二十一年日期を限りて其の自首を許し、自首するものには特に積年の脫稅を豁免したることあり、其の後復屢〻整理を行ひたれども未積弊を一掃するに足らず、成宗の時に至りても、荊湖地方にては、公田の名ありて實は田なく、一般民戸より其の稽を强輸せしめ、水旱と雖免ぜられざるものありしと云ふ。宋代官田の弊元に及びても尙ほ上下をして交病ましめたるを知るべきなり。而して此等官田の租入は之を軍糧に充つるの制なりしも、世祖の中統以來諸王公主駙馬百官寺觀等に分賜すること少からず、或は一人にして數百千頃を領するあり、爲に國計を累するに至りしかば、武宗及び泰定帝の時、之を官に拘還するの議屢〻起りたれども未だ遂行せらるることを得ざりき。惟田を受くるの家が民を整剌することを避けんが爲、文宗の天歷二年官之に代りて其の租を徵收することとせり。又墾荒の法としては至元以來每丁百畝以內を請射するを聽し、三年後稅を收むることとせしが、文宗の天歷中官佃たるものには三年後稅を徵し、已の業と爲すものには二年後稅を徵することと改めたり。舊主復業の場合には、何人の種佃するを問はず之を發還し、一年間賦稅を全免し、次年は半減し、三年以後全輸せしむること至元以來の定制たり。

ニ　明　明の太祖の初屢〻天下の田土を覈實し田の所在・形狀・丈尺等則並に田主の姓名を以て册籍に編造し、號して魚鱗册又は魚鱗圖册と云へり。魚鱗册は即ち土地臺帳にして明一代並に清朝を通じて之を用ひたり。太祖又民の田土を覈實する時は必之を官に報ぜしめて稅契過割を行ひ、以て產去りて稅存するの弊を防がんとせり。稅契とは買賣の證券を檢して若干の稅を徵するの制にして、過割とは買賣の際納稅者の名義を書換ふるの制とす。稅契は晉より著はれ歷來繼續して明に及べるものなるが、太祖特に之を勵行したるもの如し。然れども此の後侵占欺隱の弊日に多かりしかば、世宗紳宗の時屢〻天下の田を覈して其の肅清を圖れり。而して强豪侵占の弊は京畿に於て最甚しく、之を誘致したるものは實に皇莊及勳戚莊田の濫設に在りとす。按ずるに夢ことは太祖に始まり、仁宗宣宗に至りて漸滋く、英宗の時には據りて以て官私の田を侵占するものありしかば之を禁ずるの詔出でたるを見る。憲宗の時に至りては沒官の田を以て皇莊となすことあり。是を皇莊の始めとす。莊田の數は此の後年と共に增加し、武宗の時には皇莊三百餘處あり、勳戚莊田は殆ど數ふるに遑あらず、豪民亦地を王公に獻じ莊田の名に隱れて賦役を免るるもの多かりき。朝廷に於ても弊の甚しきに鑒み、世宗は王公以下の莊田を乞請し民の之を投獻することを禁じ、世宗穆宗は世次を按じて苑田を遞減するの制を立て、其の害少しく已みたれども、紳宗立つに及び憂予過侈にして莊田復濫設せられ、或は一莊にして二萬頃に及ぶものあり、而して管莊官及莊頭或に倚りて民を虐げ慘毒を極めたり。蓋民地の撥せられて莊田となるや大抵其の業主を逐ひ別に管莊人を置き莊戸即ち佃民をして之を耕種せしめ擅に其の租を徵せり。其の民害を爲したる所以此に在りとす。孝宗の時一たび其の租率を制限し、且つ州縣より之を徵收することを定めたれども、久しからずして廢れたり。蠲荒の法に至りては洪武中開墾後三年にして稅を徵し、蠲戸を以て業主卽ち所有主と爲し、原主歸還すれば附近の荒田を給することを定めしが、世宗の嘉靖十三年に至り、開墾後十年以前に原主歸還するときは其の薅菜の三分の一を與へ、十年以後に在ては一半を給することと改めたり。

ホ　清　清朝の土地は官有地・私有地・準私有地の三種に分ちて說明するを便とす。甲　私有地　私有地は卽民田なり。清朝の初海內擾亂し版籍多く亡びしかば、順治帝は官を京畿其の他に派して民田を清丈せしめ、以て田糧の整理を圖れり。然れども此の後に於ては地方官をして其の地の情形に照らして隨時清丈を行はしむるを常とし、大規模の土地調查を擧行することは殆ど之なかりき。蓋田糧紊亂の弊は清朝に於ても固より少しとせざれども、之を前代に比すれば其の肅清せられたることを認めざるべからず。順治帝又明の宮勳莊田を整理し、其の一部を民に授けて更名地と稱し民田に編入せり。是亦軫憫すべき事とす。乾隆帝の時には限田の議あり。二年御史薛湄先づ之を唱へ、八年前漕運總督顧琮每戸三十頃を以て限と爲さんことを請ひしも、廷議以て間閭を擾るに止まり、眞に富者を損し貧者を益するに足らずと爲して之を納れざりき。今民田に關する當代の定制を略述せんに、凡民田は祀產・義田を除くの外、業主の意に任じて典賣することを許す。而して明代にては典賣俱に過割稅契を行ひしも、清朝にては賣買にのみ之を行ひ、典當は十年の期限に依らしむるに止まり、過稅を行はず、其の十年に達し

原主取贖せざるときは賣買に準じて過稅を行ふものとせり。又祀產とは祖宗祭祀の用に供するの田を謂ひ、義田とは一族中の貧者を救濟せんが爲設けたる田を謂ひ俱に其の由來甚遠く、義田は宋の范仲淹に權輿せりと云ふ。祀產・義田は皆州縣の公簿に登記し、族人の賣買を禁止せり。凡民、荒地を開墾せんとするときは先づ其の地點廣袤等を具して州縣に出願し、州縣は直に之を告示して一般民人に周知せしめ、五個月以內に原主の屆出なき時は出願者に開墾を許し、之を業主と定め、旱田は五年後・水田は十年後升科を行ふ。但し甘肅省に於ては墾種後三十年以內に於ては年數の多少に依りて土地を原主と墾戸とに分給す。又湖南・貴州・雲南諸省に於ける苗人居住地方及び蒙古の土地は民（漢人）の典買墾種を許さざる制あり。是民夷紛爭の端を杜かんとするものなれども、其の實行甚容易ならず、特に蒙古に於ては近年禁令廢弛して、土地の典賣頻に行はれ、蒙古人或は漢人に欺かれて生業を失ふものあり、引きて兩民族の反目を馴致せりと云ふ。乙　官有地及び準私有地　內務府莊田・公用田・學田・籍田・屯田・牧廠・園場等を官有地とす。內務府莊田は帝室御料地にして直隸・盛京等に在り、每莊、莊頭莊丁ありて之を耕種し、其の租賦を內務府に交す。公用田は江蘇・陝西等の諸省に在り、佃民をして耕種せしめ、其の租を以て地方官署公私の用に供す。學田は各省皆之あり、其の租を以て學校の費用に充つ。籍田は京師及び各省に在り、耕籍の禮を行ふの田にして平時民に租種せしむ（籍田は周漢以來歷代之を設立せるものとす）。牧廠は牧馬の地にして直隸・盛京等に在り、園場は狩獵地にして熱河・奉天・吉林等に在り、前者は康熙以來、後者は道光以來民の承墾佃種を許し、一定の租を輸せしめたり。準私有地は旗地及び衙所屯田とす。此の二者は旗人及び屯丁が朝廷より承領せる所にして、之を世業とするを原則とし、或條件の下にのみ賣買を許せり。是れ其の準私有地たる所以なり。旗地及び衙所屯田の事は各其の題下に詳なれば此に說明せず。

六　補遺　職田・公廨田・屯田の事は以上の記述に漏れたるが故に此に補說すべし。三者俱に官有地に屬す。甲　職田及公廨田　職田とは官人に給して俸祿を補ふの田を謂ふ。孟子に卿以下必有圭田と見えたる圭田も蓋此類ならん。降て後魏の時地方官に公田を給し、刺史は十五頃、太守は十頃、治中別駕は八頃、縣令郡丞は六頃とし、任免に從て授受し、轉賣するものは之を罪せり。隋は京官外官俱に職分田を給し、京官は一品を五頃とし、每品五十畝を遞減し、九品に至りて一頃とせり。職田の名此に始る。當時又公廨田なるものあり。京外官廳に給して其費に供するものたり。唐にも職田及公廨田あり。職田は京官に在ては一品を十二頃とし、品を追うて遞減し、九品に至りて二頃とし、外官に在ては二品を十二頃とし、九品を二頃五十頃とせり。但し大歷以後外官職田の三分の一を削りて內官の俸に充てたり。公廨田は京師にては司農寺の二十六頃、地方にては大都督府の四十頃を以て最多しとし、其他皆經費の多寡に照らして之を酌設せり。宋元は俱に外官にのみ職田を給し、宋は知藩府の二十頃より、遞減して小縣簿尉等の二頃に至り、元は上路達嚕噶齊の十六頃より、縣主簿の二頃に至れり。但し元もの職田は定式の一半を減じたり。明の初百官に職田を給せしが後之を罷めたり。清の公用田も亦職田の遺制とす。乙　屯田　屯田とは糧餉に資せんが爲或は兵士を用ひ或は民を募りて屯種せしむるの田を謂ふ。前漢の昭帝の始元二年退職の官吏將卒を張掖郡に遣して屯田せしめたるは其嚆矢なるが如し。嗣で宣帝の神爵元年趙充國亦金城郡に屯田し、遊兵一人每に田二十畝を課して耕種せしめたり。蓋漢時屢〻兵を西邊に用ひ、運糧の煩費す所甚多かりしを以て、此制度を設けて之を除かんとせしなり。後漢に至りては內地に屯田を設け、且つ民を用ひて之を耕種せしむること起れり。馬援が賓客をして上林苑中に屯田せしめ、曹操が民を募りて許に屯田せしめたるが如き卽ち是なり。魏晉の交、戰亂相繼ぎ農田蕪廢せしかば、將士屯種して餉需の計を爲すもの多く、屯田の擧あり。南齊に於ては之を營田と稱せり。唐に至りて其制益〻備はり、天下の隙地に屯田を置きて司農寺及都督府に分隸せしめ、前者に隸するものは每屯三頃とし、後者に隸するものは每屯五十頃とし、主として官兵を用ひ、間民を交へたり。其數總べて九百九十二、名稱は屯田營田交〻之を用ひたり。憲宗の時天下の屯田皆民を用ひしが穆宗に至りて復兵に代へたり。宋に及びて屯田稍衰へ、主として河北・淮南・兩浙等に行はれしが、淮南・兩浙は後多く民に與へて租佃せしめ、唯屯田の名を留むるのみ。河北の屯田は概水田に屬し、邊陲を實するの外、水を蓄へ溝洫を造りて契丹の侵入を防ぐを目的とせり。故に費す所多く入る所少しと雖尙ほ久しく之を罷めざりき。宋制初め屯田に兵を用ひ營田に民を用ひしが、後兵民參錯、異同なきに至れり。南渡後亦江東西・湖北・浙西等に兵民の屯田を起し餉需の接濟に腐心せり。元は腹裏（畿內の義）及行省に屯田を置き、又別に樞密院・大龍司・實徽院所屬の屯田を設けたり。其軍民併せ用ふることは前代に同じ。明は天下の衞所悉に令して盛に屯田を起さしめ、其軍丁を用ふるを軍屯と云ひ、民を召募し或は罪人を徙して用ふるを民屯と云ひ、民屯は州縣をして之を領せしめ、軍屯は衞所をして之を領せし

め、軍丁には各田五十畝を授け、耕牛農具を給し、毎年正租十二石を交せしむるを以て法とせり。蓋衙所の任務は徭戍と屯田と漕運とに在り、從て衙所の在る所屯田あらざるなく、其盛なること遠く民屯に過ぎたりしなり。正統以後は屯政漸く弛み、末年に至りては內監・軍官等多く之を占奪し、殆國計に補なきに至れりと云ふ。清朝は軍制を改め、衙所を以て專漕運を掌らしむる事とし、舊設の衙所中漕運の衙に當るものは之を存置し、軍丁をして漕務並に屯田に從事せしめ、漕運に關係なきものは順治・雍正の際概之を裁汰し、其田土を州縣に歸併せり。其州縣に歸併せられたるものは民田と選ぶ所なしと雖尙之を屯田と稱せり。軍丁の屯田は特に軍田と稱し初め其買賣を禁じたりと雖、軍丁之を承領する事年久しきが爲、自其私產たるの形を生じ窮乏の際之を出賣するもの多かりしかば雍正五年其買賣を公許し調で稍制限を加へ、唯軍丁間に於てのみ典賣するを許し民人に對しては之を禁止する事とせり。此外新疆・烏魯木齊・科布多等に綠營兵並に遣犯の歸人・商民・回人等の屯田を置き戍兵の糧餉に資せり。

【參考書】『孟子』・『周官』・『嚴榮傳』・『漢書』食貨志・『崔寔三代經界通考』・『沈彤周官祿田考』・『王鳴盛周禮軍賦說』・『晉書』食貨志・『魏書』食貨志及『太武孝武各本紀』等、『隋書』食貨志・『新舊唐書』食貨志及『太宗本紀』・『六典』・『通典』・『唐會要』・『宋史』食貨志・『文獻通考』・『玉海』・『建炎以來朝野雜記』・『金史』食貨志及『石抹烈婁室傳』・『元史』食貨志・『元典章』・『明史』食貨志・『明會典』・『續通典』・『續通考』・『清會典』及同事例・『戶部則例』・『皇朝通考』・『皇朝通典』・『皇朝政典類纂』(加藤 繁)

六【朝鮮】一 總說 朝鮮に於ける土地制度(田制—ナロンデエイ)は其の研究未だ遂まず、加ふるに文獻の徵すべきもの少きを以て能く其の眞相を極る能はず。殊に支那の制度輸入せられて以來、殆ど之を其のまま移植したる形跡あれども、今日に於ては其の何れの部分が在來の制度なるや之を知る能はず。朝鮮に於ける支那文物の影響は我內地に於けるよりも深く且大にして、朝鮮の制度は殆ど支那制度其のものの反映なる如き感あれども、仔細に考ふる時は是唯形式上に現はれたる現象に止り、朝鮮には亦朝鮮特有の現象明らかに存するが如し。唯今日之を明確に區別檢索して、何れの時如何なる方法を以て移植せられたるやを明白に爲し能はざる而已。蓋英、朝鮮の文化は凡て中世的色彩を帶び、之を我國に比すれば王朝の末紀とも稱すべき時代に屬し、社會組織の如きは、到底之を我國の歷史を見ると同一の眼光を以て論ずべからず。從て土地制度の如き亦然り。世人動もすれば我國に於ける明治維新前の情況を引き、朝鮮の現狀を以て之と同一視し、我國に於ては明治維新と共に歐洲文明輸入せられ、從て諸般の新制度新思想輸入せられ、能く舊來の制度思想と交代し、世人は容易に新制度を咀嚼したれば朝鮮亦然るべしと論ずるものあれども、朝鮮の將來は果して明治維新後の我國と同一なるべきや、私に疑なき能はず。是れ他なし。朝鮮の現在と德川時代の我國とは社會の組織文化の程度に於て決して同一ならざるを以てなり。此の差異は朝鮮研究上に於て須臾も忘る可からざる要點にして、殊に

土地制度(綱領)
土地制度(朝鮮)
土地制度(朝鮮)
土地制度(朝鮮)
土地制度(朝鮮)
土地制度(朝鮮)

も其の種類多かりしならんも今や其の詳なるを知る能はず。唯趙浚が辛禑十四年上書したる所を見て當時の情況を推知するを得べし。趙浚の事は當時の田制を改革せんがため、自己の意見を上書したるものなれば、直に之を以て當時の情況なりと推論するを得ざれども、少くも此等の田種目當時に存在し、壓制本來の精神は如此ものなりと當時推論せられ居たることを認むるを得べし。浚の意見によれば、田種は十種となし、左の如き方法に依り班給するものとす。

（一）祿科田、在官者は各其の品に隨ひ、田を計りて之を給し、其の職に在る間食むものとす。（二）口分田、在官諸王子及び一品より九品に至る迄時數を問はず、其の品に隨ひ給するものにして、其の終身之を食むものとす。若し地方に在任するものは唯軍用を給す。（三）軍田、歳二十歳に及びて受け、六十歳に至て還公するものとす。（四）投化田、投化人の終身之を食むものにして、身歿の後還公す。若し官職を受け口分田を有する時は投化田を給せず。（五）外役田、在地方の小吏に給するものにして、口分田の例により之を班給し、終身食田とす。（六）位田、城隍・鄉校・紙匠・盈尺・水汲・刀尺等に給するものにして前例に依り投給す。前例とは從來支給し來りしを以て今又之に依り給せんとするものなり。李朝に至りても位田なるものあれども全く其の性質を異にす。（七）寺社田、高麗王朝に關係ある寺社に之を給す。寺は寺院を指し、社は廟社等を指すものなり。（八）職田、職に在る吏卒に給するものにして終身とす。（九）外祿田、地方官等が俸祿として與へらるるものにして祿科田と同一なり。唯祿科田は在京官吏に給與し、外祿田は在外官吏に給與するのみ。（十）公廨田、地方官衙の經費を充すものにして、各司の品秩高下及吏員の多少に從ひ給するものとす。

而して趙浚は此等の田を通じて作丁公和之田一切革去せんことを主張せり。從來田土は其の丈量の際、之を耕食する者の姓名を記入し、臺帳を作成せしを改めて、單に田地番號を附するに止め、全然人名に係らざることを主張するものなり。其の意は人名に係る時は自然に私有田に變化する恐あるを以てなり。而して又食田とは單に其の田の租を採食するに止り、其收租赤勝手に爲すことを許さず。「收租數不レ受二官牒一者杖一百、食田者知三收剩二取田租一不レ告者杖七十。收租奴二名、馬一匹。還者主奴杖七十」に處せんことを主張せり。今之に依り按ずるに、趙浚の意見は正に高麗制度本來の精神なるべく、既に上文に述べたる如く土地所有權に爲すことを許さず。食田者知三收剩二取田租一不レ告者杖七十。收租奴二名、馬一匹。還者主奴杖七十」に處せんことを主張せり。今之に依り按ずるに、趙浚の意見は正に高麗制度本來の精神なるべく、既に上文に述べたる如く土地所有權の觀念未だ發達せざる當時に於ては蓋し當然の結果なるべし。趙浚が收租奴の人數を制限せんとしたるは當時の情況を矯正せんとしたるものにして、其の當時の實情は乃上書前文に於て記して曰く、官吏等漫に田土を授與するが故受くべからざる者之を受け、其結果は一畝之主過二五六一一年之租收至三八九一と其の理由亦知り難からず。一度授與せられたるものは其の權利を放棄すること無く子孫に傳へて採食し、他の權利者新に生じ來るを以て、勢ひ同一の田土に對し、三四の權利者を生じ、此等の權利者各收租を試むるが故其の收租は年數回に達せざるを得ず。此等の收租者は亦傲然として橫行し、趙浚の言に依れば、「收租之徒稱二兵馬使、閽使、判官、或稱二別座、從者數十人、騎馬數十匹、陵二轢守令、擯斥廉使、飮食若流者一にして、其收租に當りては單に收租權を與たるに過ざること、此等の權利者は恰も自己の私有地の如く認め、縱に處分を爲さんとするが故に當時の役收者は百方之を阻止せんことを試みたるものなり。之と同時に諫官李行等は上書して曰く、

「罷宗田制、役口之分、戶別之丁、皆爲二國田一。父不レ得レ與二之子一。必皆二有司一而與レ之、如其無レ子且或有レ罪、則必歸二於公一。……老嬴幼子之徒不レ出二其門一、持二其租父之券一、坐食二國田一至百千結者有レ之」云々

典法判書趙仁沃等更に上書して曰く、

「祖田分田之制、射耕二籍田一所三以奉二天地宗廟之祀一也。三百六十庄所之田所三以奉二供上一也。田柴口分之田所三以優二士大夫一也。州府、郡縣、鄉所、部曲、津驛之吏以至二凡供二國役一者上莫レ不レ受レ田。四十二都府四萬二千之兵皆授レ田。近來貧虐擅レ權、庄奠、田柴、外役、軍田皆入二其門一。以二其先世私授之田一謂二之祖業一云々

共に是れ上文の事情を裏書する者にして、當時の事情を一言以て蔽へば、法令上に於て土地私有未だ認められず、實際上に於て漸く認められんとする過渡時代なりしと云ふを得べし。

斯くて麗朝最後の王たる恭讓王の卽位に及び、李成桂は麗室簒奪の第一着手として田制の改正を企て、之に依りて民心を自己に集中せしめんと斗り、恭讓王二年公私田籍を市場に焚き、廢制當初の精神を復興し、三年十月都評議使司をして田制改革を實行せしめたり。是れ卽麗朝最後の改革にして兼て李朝田制の基礎を爲すものなり。今其の規定を見るに、

一、一品より九品に至り、十八科と爲し、京城在職者所頒私田にして守令按廉（按廉とは李朝に云ふ所の觀察使なり）等の權外に立つものなれば、守令等は之を奈何とも爲す能はざりしなり。然れども此等の土地に對しては單に收租權を與たるに過ざること、此等の權利者は恰も自己の私有地の如く認め、縱に處分を爲さんとするが故に當時の役收者は百方之を阻止せんことを試みたるものなり。之と同時に諫官李行等は上書して曰く、

「罷宗田制、役口之分、戶別之丁、皆爲二國田一。父不レ得レ與二之子一。必皆二有司一而與レ之、如其無レ子且或有レ罪、則必歸二於公一。……老嬴幼子之徒不レ出二其門一、持二其租父之券一、坐食二國田一至百千結者有レ之」云々

典法判書趙仁沃等更に上書して曰く、

「祖田分田之制、射耕二籍田一所三以奉二天地宗廟之祀一也。三百六十庄所之田所三以奉二供上一也。田柴口分之田所三以優二士大夫一也。州府、郡縣、鄉所、部曲、津驛之吏以至二凡供二國役一者上莫レ不レ受レ田。四十二都府四萬二千之兵皆授レ田。近來貧虐擅レ權、庄奠、田柴、外役、軍田皆入二其門一。以二其先世私授之田一謂二之祖業一云々

共に是れ上文の事情を裏書する者にして、當時の事情を一言以て蔽へば、法令上に於て土地私有未だ認められず、實際上に於て漸く認められんとする過渡時代なりしと云ふを得べし。

斯くて麗朝最後の王たる恭讓王の卽位に及び、李成桂は麗室簒奪の第一着手として田制の改正を企て、之に依りて民心を自己に集中せしめんと斗り、恭讓王二年公私田籍を市場に焚き、廢制當初の精神を復興し、三年十月都評議使司をして田制改革を實行せしめたり。是れ卽麗朝最後の改革にして兼て李朝田制の基礎を爲すものなり。今其の規定を見るに、

一、一品より九品に至り、十八科と爲し、京城在職者

は時散を論ぜず、科に依り田結を受くる者にして、其結數第一科百五十結に始り、第十八科十結に至る。一、全國非田を行ひ、其の結數を計りて作丁し、各丁（雜數なり）字號を附し、之を元簿に載せ、公私田籍の調査を行ひ、以て陵寢・倉庫・宮司・軍營寺・寺院・外官の職田・廩給田・鄕吏・驛吏・軍匠・雜色の田を定む。職田とは官吏の報酬として與る田土を云ひ、廩給田とは官衙の經費を支辨する爲め與る田土を云ふ。卽官吏には報酬として田租採食の權を與へ、在京官吏に與るものは之を科田と稱し、在外官吏に與たるものは之を職田と云ひ、同時に各官衙並に胥吏等に田土を與たるものなり。一、此の外、地方には軍田を置き軍卒に與へ、又六道閑良官吏不レ論二貴品高下一、其本田の多少に隨ひ各軍田十結乃至五結を給す。

其の六道といふは西北兩道卽現時の平安咸鏡二道は舊例に依り軍費に充て之を他に使用せざるを以て殘る處六道に止ればなり。閑良とは良民にして仕官せざる者を云ふ。舊制は此等の徒に閑人田を與たれども今や閑人田を設けざるを以て軍田を給與せんとし、又在地方の官吏は特に軍田を與たるものなり。一、其の人身歿の後其の妻子息あり尙守信者は全科田を傳受し。子息なくば守信者半減して傳受す。一、父母俱亡じ子孫尙幼弱なるものは其父の田全科を傳受せしむ。斯くて年二十歳に達するを待ち自己の科に從ひ傳受せしむるものとす。一、女子は其夫科田を受くるが故、若し女子自身の受くべき科田殘餘ある時は人の遞受するを許す。是前項と聯貫するものにして二十歳以下の女子父の全科田を傳受し、夫の定科受田に比し餘田ある時は、自己の隨意に由り他人をして遞受せしめたるものなるべし。一、軍田を受くるもの在京官吏となれば、其の軍田を還公して京畿に於ける科田を受く。一、鄕吏及び諸種の有役者卽官吏以外に國役に應ずる義務あるもの、老病死亡等に依り其の役に應ずる能はず、然も子息なくして其の役に代る能はざる時、又は其の役を避けて逃亡したる時、京に赴き京官となり缺員を生じたる時は其代役者其の田を受く。蓋し此等の役は其の人の義務にして國役に應ずる者なれば、其の田は其の人に給するものに非ず、其の役に應ずる爲め諸般の準備を爲す必要上給するものなればなり。一、庚午年（恭讓王二年にして本會の出たる前年なり）賜與を受けたる科田は科外に子孫に傳受を許す。一、從來の科田以上功田は科外に子孫に傳受を許さず。是に更に科田を受けたる者は、其の公文を新作するに當り、新舊券一通となし、別券を作成せず。父母田を分つ者は官に於て原券上に朱書して某子某孫の所受と書し、原券は長子に還附す。是れ土地分割を禁じ、不得已分割する時に於ても本來一筆の田なることを明記し、他日私有地と變ずることを防がんと爲したるものなり。其の父母田と稱するは前規定に違反する如きも是れ功臣田等の其の女子に傳來せられたるを指す者なり。一、田小にして子多しと雖も破丁を許さず。是れ前項規定と同じく一筆の田は之を數筆に分割するを禁ずるものなり。然れども一筆の土地として保存する以上は其の採食分割を禁ずるものに非ざるは前項規定を見て明らかなり。一、自己の田を減じて子孫及他人に與るもの、父歿して子無き爲め科田を半減する者は、原券上に於て標注すること上の如くす。自己の田を他人に與るとは本令の精神に戻る如きも、李朝に於て行はれたる慣例に依れば其の田を分て女婿に與ふる如き場合を指す者なるべし。已嫁の女子に分財する場合には其の女婿の名義と爲すは李朝の慣習なり。一、盡く其田を以て他人に與るものは官に告げて還給し、原券は壞官す。一、凡そ人は寺院神祠に施田するを得ず。一、庚午以前公私田籍は盡く燒毀す。敢て私破する者あらば之を處罰し、其の財產を籍沒す。一、今後凡そ私田と稱する者は其主犯罪ありと雖も、歿して公田と爲すを許さず。一、田地の公文を作成せざる者、其の身死して妻子無きものは他人の陳告して其の田を科受するを許す。一、公私賤、日、工商、賈卜、盲人、巫覡、娼妓、僧尼等は其の當身并に子孫田土を受くるを得ず。一、凡そ公私田共に水田は每一結穀米三十斗、旱田每一結雜穀三十斗の租を納むべし。是れ私田なりと雖も單に收租權を有するに止り、自ら其の田土を所有するものに非ざるが故勝手に其の租率を定むるを得ず。公私租租其率を異に爲すべからざるを以てなり。一、京畿公私田四標の內荒閑地あれば、民の樵牧漁獵を聽す。之を禁ずる者は罪を理す。荒閑地は卽未墾地にして、未墾地は之を開放し自由に牧漁するを許したるものにして、未墾地國有の觀念なく、耕田と雖も其の國有の如き形跡を有するに拘らず、今日の國有なる觀念と其の內容を一にせざるを知るべし。一、田主佃客の所耕田を奪ふ者、一負より五負に至り笞二十。每五負一等を加へ杖八十に至れば仕官を許さず。一結以上に及ぶ者は其の田を他人に遞受するを許す。一、佃客所耕田を擅賣又は擅に別戶之人に與るを許さず。若し死亡し或は移徙する者あり、或は又餘田を多く占め荒蕪に委する者ある時は、田主に於て任意區處するを許す。右二項は最も能く當時の土地制度を知るに足る者にして、前項は田主の義務を規定し、後項は佃客の義務を規定したる者なり。田主とは收租權を附與せられたる者卽食用者を云ひ、佃客とは土地の耕作者を云ふ。田主は單に田租を納むるに止る者なれば、自己の隨意に耕作者を變更し

て其の耕作を奪ふを禁じ、耕作者は又自己の所有地として耕作する者に非ず、單に其の田土の使用收益權を有するに止るを以て其の田を賣却若しくは他人に與ふるを禁じたる者なり。唯其の人死亡若くは轉移する場合に於ては田主は收租に由なきを以て任意に耕作者を物色するを許したるなり。是に由て之を觀れば田主佃客共に土地其の物に對して權利を有することなく、唯其の收穫物に對してのみ權利を有するものなれば、縱令其の田長期間陳廢せらるるとも田主は其の爲め權利を失ふこと無く、唯自己の任意に其の期間收入を計らざりしのみなれば、佃客出で來りて之を耕作する者ある時は再び其の收租を爲し得るものとす。光宗二十四年（西紀九七三年）十二月の判に曰く、陳田墾耕人其田私田なる時は初年其所收を全給し、二年始て田主と折半す。公田なる時は三年間全給し、四年に至りて依法收租すと。更に睿宗六年（西紀一一一一年）八月の判に曰く、三年以上の陳田を墾耕する者は二年間の收穫を全給し、三年に至り田主と分半すべし。二年の陳田は其の收穫を四分し、一分を田主三分を佃戸に與へ、一年陳田は之を三分し、一分を田主、二分を佃戸に與ふべしと。此等の規定は共に田主が陳田に對する收租權を失はざるを證するものにして、麗朝當初より此法行はれたるものなるべし。

此の新令は李朝田制の基礎を爲したる者なれば、之に依り李朝田制も高麗田制度と精神を共にするを知り得べし。唯此の新令中注意すべきは私田は將來公田と爲さずとの規定之なり。思ふに是れ李成桂が當時權貴の反對を緩和せんが爲め案出したる調和策にして、此の規定は結果に於て土地私有を認許する形となり。李朝に於ては班田を再び行はざるに至らしめたるものなり。卽立法の精神に於ては土地私有を認めざれども、實際は土地私有を公認し、從て其の賣買をも默認し遂に公認し、高麗とは別種の田制を生ずるに至りしものなり。之より先き旣に麗末に於て土地の賣買行はれたるは今日現に當時の賣買文書存するを以て知り得べきも、此賣買たる當時法律の公許する所にあらず。潛かに法網を潜りて行はれたる者なれども、李朝に至ては然らず。明らかに法令に於て私田は如何なる場合に於ても公田卽收公せらるることなきを以て自然其の賣買も自由ならしむるに至りしなり。故に麗亡時期に於ける此の新令は班田の精神を公言するに拘らず、其の實質は全く班田を否認したる者にして、換言すれば當時實際社會の必要に屈從したる者なり。是れ李朝に於ては高麗末に於ける如く土地問題の囂々たらざりし所以なり。然れども此の形式と實質に於て相矛盾する規定は後來幾多の矛盾を生じ、遂に今日の土地制度を發生せしめ、人をして適從する所を知らざらしむるに至れり。

ロ　李朝に於ける土地制度の沿革　高麗時に於ける私田は大實令に於ける私田と同義にして、收租權を附與したる田土を指せども、李朝に於ける私田は之と意義を異にし、形式上に於ては同義たりと雖も、實質上に於ては、前文に述たる如き事情に本づき、私有地の寧ろ收租權を給したるものと二種ありしが故、其の間の區別相混交して、此等の被給者は共に土地を給せられたるものと主張し、遂に民田制壽の結果を來すに至れり。是れ則ち李朝に至ては旣に實際上土地の私有を公認したるが故、復高麗時の舊制を襲ふこと無く、收租權の給與を全廢し、凡て土地私有の上に制度を建設したりしならんには、決して如此結果を來さざりしならんも、尙舊思想を脫する能はずして、實際の事情と矛盾する政策を採りしが故如此結果に陷りしものなり。例せば耕作者をして納稅義務を負擔せしむる如き之なり。所謂田主なるもの單に收租稅者に止らば、國家財政の必要上田主の收租類以外に耕作者に負擔を課する場合に於ては、耕作者は其の賦課を國家に納附する義務あるべきも、田主は單に收租權者に止らずして眞正の地主たるに至り、自己の隨意に小作料を徵收するに當り、國家は其の小作料以外に地租を負擔せしむるは無理の甚しきものなり。是れ全く一方に土地私有を默認し、他方に之を否認して、矛盾の觀念に支配されたる結果なり。李朝の土地制度は徹頭徹尾此矛盾の思想に支配せられたるものなれば、一見亂雜不統一の觀を呈すれども、其の依て來る所を考ふれば、左迄複雜なるものに非ず。

卽說太祖李成桂麗末恭讓王の治下に於て、自己に好都合なる田制を設け、遂に麗朝を奪て之に代るや、直に之を以て李朝土地制度となしたれば、開國當初の際は別に田制に對して施設する所なく、世宗の世に至り百般制度の改廢と共に田制をも改革するに至れり。其の以前に在ては凡て麗末の規定に從ひしが故、太祖卽位の年壬申九月左侍中上言して曰く、「殿下慨然發萬世開二太平一……置二科田于京師一以優二士大夫一、置二祿田于州郡一以養二師徒一、以レ之鄕吏津院皆給二之田一」云々と云

へり。更に其の四年三月には大司憲朴訔等上言して曰く、「近日功臣都監移二陳戶實給田司一、原從功臣田皆於二本鄕一給レ之」云々と、共に恭讓王當時の規定に從ひたるものなり。

斯くて世宗廿六年に至り田制評定所を置き、晉陽大君を以て都提調と爲し、議政府左贊成河演、戶曹判書朴從愚、知中樞院事鄭麟趾等を以て提調と爲し、之を審議せしめたり。當時の目的は稅制の整理に在りしも、當時の課稅物件は土地を以て主要なるものと爲すが故、自然に土地制度に影響を及し、殊に土地の等級に關し非常なる問題を惹起せり。抑〻土地の等級は之に依りて其の生產力を定め、從て其の納稅額を定むるものなれば、麗末より此の論議喧しく、世宗の世に至り李朝五百年を通じて施行せられたる制度の基礎を定めたるものなれば、少しく之を述べんに、

本來朝鮮に於ては土地を計るに結負を以てし（「結負」の題下參照）、面積を以てせず。新羅以來高麗末世に至る迄土地の生產力は何れの地も同一なるものと認められ、從て同一結負の地は同一面積と認められ來りしも、麗末に至り、之に滿足せずして土地に三種の等級あることを認むるに至れり。此の三種の土地は其の生產力に差違あるを以て、同一結負たらしめんとせば、等級を下るに從ひ其の面積を大ならしめざるべからず。此の必要に應ずる爲め、三種の量尺を用ひ、等級を下るに從ひ、其の尺長を大ならしめたり。故に同一の尺なれども其の尺長大なるに從ひ其の實際の面積を大ならしむるを以て、同じ一尺にして中等尺は上等尺より長く、下等尺は中等尺より長からしめ、此に三種の量尺を作りしなり。而して此の尺長を定むる標準は之を手指の長に採り、上等尺は二指十卽二十指を一尺とし、中等尺は二指五三指五卽二十五指を一尺とし、下等尺は三指十卽三十指を一尺とし之を手指尺若しくは計指尺と稱せり。此の法李朝の當初に於ても行はれたれども、到底不十分を免れざるを以て、周尺を標準として量田尺を設くることとなし、同時に田品の等級を六等に分つに定めたり。此の六等に分つに當り種々の說出で甲論乙難決せざりしも、決局六種に分ち、全國の田土を此の六種の中何れかに編入すべき事と定め、之に依りて稅率を定め、其の後種々考窮の結果、「總國大典」を發布するに至り、一代の田制を確定したり。「大典」は麗末修正頒布せられたれば、施行の時期を定め難きもの其の初めて「經國大典」の形を備て頒布せられたるは成宗五年（西紀一四七四年）なるべし。今「大典」に依り之を按ずるに、田品の等級を六等と爲し、之を田分六等と稱し。六種の量田尺を設け、順次其尺長を長くし、一等尺周尺四尺七寸七分五厘に始り、六等尺周尺九尺五寸五分と定めたり。其計算の基礎を見るに、從來田品を三種に分ちたる際の下等田の面積を明制に依り五十七畝と定め、其の收穫量を一等田は皮穀八十石とし、以下十二石の差を以て順次遞減するものと推定し、此の皮穀を糙米に換算する時は半減して四十石となり、更に其の二十分一を公課として徵收せば其の額三十斗なり。然るに今新法に依り一等田の稅額を二十斗と定めたるが故、之に應じて面積を遞減する時は、從來五十七畝と定めたるもの三十八畝となり、以下收穫十二石の差を以て一等田の面積と定め、以下收穫量に從ひ其の面積を求むる時は二等田は四十四畝七步を以て一等田と同額の收穫を得べく、三等田五十四畝二步、四等田六十九畝、五等田九十五畝、六等田百五十二畝を得べし。更に周尺を以て其面積平方尺を出す時は、一等田は周尺二十二萬八千平方尺を得べきが故、之を開方して一邊の長を得、

一等尺	周尺四尺七寸七分五厘	二等尺	周尺五尺一寸七分九厘
三等尺	同五尺七寸	四等尺	同六尺四寸三分四厘
五等尺	同七尺五寸	六等尺	同九尺五寸五分

斯く爲等異尺を用ふるが故、六種の田土皆其の一尺平方を一把、十把を一束、十束を一負、百負を一結と稱したり、故に一結は一萬尺に相當する者なり。而して此の等級を全國の土地に割附くるに當り、下三道卽慶尙全羅、忠淸道は膏腴の地多きを以て、從來の上等田は之を一等田と爲し、中等田は之を二等田と爲し、分等不中の田は便宜に從ひ或は陞せ或は降し、從來下等田に編入せられたる田土中、水利の便無しと雖も本來地味膏腴の地は並に一・二・三等內に於て相當級に編入し、其の次は第四等とし、瘠薄砂石を混ずる水田、或は江原道若しくは兩界地方に存する水田は五六等に編入すべしと「田制評定所」條畫に規定せられたり。之より先き田制を改定するに當り、種々の論議出で又其一部は試みに施行せられたることありしが、其の一項に、全國八道を三等に分ち、各道を又三等に分て其等級を定めたることあり。「田制評定所」條畫に云ふ所の編入方法は卽此規定を基礎として定めたるもの也。「田制評定所條畫」は世宗の世規定せられたるものなれども、「經國大典」は之を其のまま襲用したるものなれば、「大典」の規定は之に外ならず。

而して六種の田品は永久不變のものに非ざるが故、二十年毎に量田を行ひ、其の等級を定め、之に依りて臺帳卽量案を作り、之を戶曹、該田土所在の道並に郡に藏せしめ、之を徵稅臺帳と爲すものとす。蓋し李朝に

於ける土地臺帳は單に徴税の目的を有する而已にて、當時に於ける如く諸田に對する權利者を定むる爲めに非るを以て、土地の等級を明にするを得ば直に之を以て徴税臺帳と爲し得るが故なり。斯くて田土五位に達すれば、之を一括して千字文の一字を以て之を標し、同字内は一二三を以て次第を附し、其の下に田形を添書するものとす。田形は時代に依り種類を異にすれども、當初は方田・直田・梯田等二三に過ざりしが如し。此等の事項は「續大典」（英宗時頒布）「田制遵守册」（孝宗時編成）に現るるものなれども、國初當時の文書中に見ゆれば既に大典編成の當時に存在したるものなり。次に「大典」に現はれたる土地と所有權との關係を見るに、李朝に於ては又班田を行はず、班田制度を採用せざりしが故、當初に支給せられたる土地は其まま之を子孫に傳受したるを以て、其の子孫は之を自己の私有地の如く認め賣買處分したりしなり。然るに一方に於ては麗朝制度を採用して徴租權を給與し、俸祿經費等に使用せしめたるが、此の徴租權は必ず人民が其の私有と認めたる土地に對する者ならざるべからず。當時此の他に土地無きを以てなり。此の場合に若し麗時なりせば、耕作者に於ても自己の所有地と認むる土地に非るを以て別段の不都合無かるべきも、李朝に於ては然らず。人民等皆自己の所有地なりと信ずる土地に對し、兩班其他の有力者を以て其の徴租權者と定む。然かも此等の有力者は高麗時代の觀念を以て徴租權給與は卽ち土地給與なりと認むるが故、此に兩者利益の衝突を來し、絕えず相爭ひ、遂に兩班は平民の仇讐たるに至れり。是れ卽ち當時の爲政者が矛盾の觀念に支配せられ、互に矛盾する政策を採りたるに由るものとす。其の結果は亦小作人をして地租を負擔せしめ、彼等無告の民は過重なる小作料の外に、地租をも負擔せざるべからざるに至れり。當初小民は唯地租を負擔するのみなりしも、此の田土に對し、徴租權者出るや、彼等有力者は之を所有地と認め過重の小作料を强ひ、遂に二重の負擔を重ぬるに至りしものなり。倘之に至りしは徑路は迂餘曲折して一言に說くべからざるが故後に至りて詳論すべし。何れにもせよ、此矛盾の觀念は徴租權給與を得策と感ぜしめ、形式上に於ては曖昧と同樣なる制度を採用せしめたるを以て、田土の種目甚だ多く、其の間種々錯綜して誠に混雜を極むるものとなれり。

先づ「大典」に於ては土地を大別して公田・民田に分ち、公田は無税地、民田は有税地と定め、共に之を六等の田品に分ち、六種の量田尺を以て其結數を定め、其の十四負を以て平均明制一畝に相當するものと定めたり。而して公田は官衙等の經費を支辨せんが爲め給與し、民田は一般民田とす。「大典」に民田の語なきも「大典」注解に此の點見ゆれば、當時公私間に行はれたるものならん。

此の他尙「大典」には國屯田なるものあり。之は屯田所在の戍成軍をして耕作せしめ軍資に充たるものなれども、李朝當初に於ては屯田を設くること少く、幾もなくして消失し、後世現はれたる屯田は全く別種の者なれば之に揭ぐるの要なきものとす。

今以上に擧げたる田土の性質を簡單に說明する時は、官屯田　は地方に於ける戍府・縣・驛に與へたる田土にして、其の經費に充つるものなり。之を官屯田と稱するは高麗肅宗四年に始るものにして、其の以前より軍需に充るため屯田の設置ありしが、肅宗四年に至り地方官衙其の收入の不足を訴たるを以て、此等の地方官衙に與るに屯田五結を以てし、其の收入を以て不足を補はしめたり。朝鮮に於て地方官は之を官と稱し、

官とは郡守縣監と同義なるを以て、之を官屯田と稱したるものなり。李朝亦之を襲用して官屯田を設け、官衙の大小に依り二十結乃至五結を給與したり。馬田　は、驛に於ける馬匹を飼養する經費として各驛に給與し、大馬七結、中馬五結五十負、小馬四結とし、緊路は大馬に一結、中小馬に各五十負を加るものとす。此に云ふ大中小は馬匹の數を指すものなり。或は又之を驛田或は馬位田と稱す。最も多く用ひらるるは馬位田の名稱なり。院田　院とは交通の要路に當り、使節若しくは行人の往來接待に便せんが爲め、設けられたる建築物にして、院主を置き之を管理せしむ。普通行路の爲めに設けたるものは何等の管理者を置かず、單に建物を存して行路者の自由使用に任せたるが如し。然れども後世に至ては普通の院は多く廢絕に歸し、唯支那勅使の往來路に當り宿泊接伴の便に供したるに止るが如し。院主に院田を給し其の額は大路は一結三十五負、中路は九十負、小路は四十五負とす。津夫田　渡津に存する津夫に給する田なり。大渡は十結五十負、中渡は七結、小渡は三結五十負とす。氷夫田　宮中府中の需要に供する爲め氷庫の設あり。氷庫に氷を運搬し、之を保管するもの卽氷夫なり。一名一結を給す。守陵軍田　軍とは人足或は下人の義にして、守護軍は陵墓を守護する下人を云ふ。各陵は其守護官として參奉を有し、其の下に守陵軍あり、每一名二結を給す。

以上の諸田は凡て自耕無税田なるが故、其の官衙に屬する者は官衙附屬の賤民をして之を耕作せしめ、其の個人に給與したるものは個人自ら耕し又は其私賤として耕作せしめたるものなり。此等は凡て國有地卽公田を給與したるが故無税と爲したるものなれども、久しからずして多くは其の個人の所有と變じ、當初其職に在るが故給與したる以來の精神は失はれ、其の職を去るも尙其の地を耕し、後任者は田を得る由なく、已むなく再び公田を給與したること屢〻行はれ、殊に馬田の如きは其の弊最も甚しく、遂に驛に馬匹なく、全く廢驛たるに至りたるものすらあり。

國行水陸田　水陸とは佛祭の名にして高麗以來水陸祭の屢〻行はれたること歷史に見ゆ。國行水陸田とは政府に於て水陸祭を行ふに當り、其の必要なる需要品及經費を供給するものなり。李朝の當初には佛敎盛んにして、太祖太宗世祖の如きは屢〻佛寺に幸したることあれば、當時此の田を設けたるものなれども、中世以後佛敎の衰頹するに及び、此の田亦消滅したるが如し。

祭享供上諸司菜田　宗廟社稷等の祭祀、宮中の供上等に供する爲め、諸司に菜田を附し供給せしめたるもの内需司は宮中の内需を司る官署なれば、其の田を宮中萬般の經費を支辨せんが爲め給與したるものにして、其の田土最も多く、後來云ふべからざる弊害を釀したるは實に屯田なり。惠民署種藥田　惠民署種藥田は同署の爲めに藥種を供給するものなれども、是亦久からずして有名無實となり、英祖の時領議政李光佐の昔に依れば、惠民署に於ける人蔘唐材を購求すべき價は凡て同署官吏の私有となり、庶民は一貼の藥をも得る能はずと云へり。

以上は凡て公田を給したるものなれば、共に無税にして、其の耕作は公賤をして之に當らしめたるものなり。然れども是又官吏の私裏に歸し、實際私有地と變化したるもの少からざるが如し。

寺田　寺田とは佛寺に給したるものなり。從て佛敎の盛なりし國初に於ては行はれたれども、後世に至ては亦給與せられたることなし。故に僻遠の地に於ては今日に至るも往々多大の寺領を有する佛寺あり。是等は國初に與へられたる徴租權に依り何れの時よりか其の私有地の如く認められ今日に至りしものなり。然れども佛寺の如き權勢なきものが漫に私有權顧するはあるべからざることなれば、今日寺領と稱するは、多く新政と共に、舊慣を知らざる官吏輩が之を寺領と誤認し其の所有權を確認したるものなるが如し。衙祿田　衙祿田は丁若鏞曰く縣令の棗田なり、公須田は縣令の廚田なりと。之によれば地方官の經費を供給するが爲め衙祿田を與へ、其生計費を支給せんがため公須田を與へたるものなり。名稱は異なりと雖も畢竟同一のものにして、後來共に其の私有地に變化せしものなり。其の額は地方の大小に依り異り、衙祿田は大都護府五十結より以下遞減して站の五結に至り、公須田は大驛の廿結より小驛の五結に至るものとす。渡田　は渡場に給するものにして、「大典」に見ゆるは渡に衙祿田八結を給し津夫に津夫田を給するに止り別に渡田を給すること見えず。然るに今衙祿田以前に渡田なるものを掲げて各自收稅田と爲す。別に渡田なるもの存在したるに似たり。後考を待つ。崇義殿田　崇義殿田とは京畿道麻田に於て麗太祖王建の廟を建て、之を崇義殿と號し、王氏の子孫をして其の祀を奉ぜしめ、其奉祀用として給したるものなり。水夫田　は稅米漕運に要する水夫に給したるものなれども、後世漕運は地方人民の義務徭役として課せらるるに及び自然に消滅に歸せり。故に「續大典」に云く水夫今廢と。長田・副屯田・急走田　は驛長・副長・飛脚に給與したる田土を云ふ。驛は烽燧と共に公事通信に用ひられたれば特に其報酬として之を給したり。職田　は高麗時代の科田にして、之を設けたるは世祖十一年（西紀一四六六年）に在り。其以前は太祖の遺制に依り之を科田と稱したり。「大典」に依れば二十級に分れ大君王子君（大君とは王の嫡出王子を云

ひ、君とは王の庶出王子及大君の嫡子等を云ふ)を二級に分ち、以下を正從九品に分つを以て凡て二十級となり、大君二百二十五結より正從九品十結に至るものとす。是亦程なく消滅に歸したるが故「續典」には今廢とあり。賜田　特別に賜給せられたるものにして功臣田の如き之に屬す。此他學校等に特に田土を賜ひたるあり。其の之を賜ふに當り特に令旨を賜ふ、之を賜牌と云ふ。牌とは上より下に與る命令書の義なり。

以上は共に各自收稅田にして、被給者は其の田土に就き徵租する者なり。故に此等は單に徵租權を有するに止り、土地其ものに對して權利を有するものに非ず。土地は耕作者の隨意にして、耕作者は唯規定の租額を其徵租權者に與ふれば足れり。此の中特に職田賜田は個人に賜與したる者なるを以て、直接に其の田土に就き徵稅するを禁じ。其の本稅並に草價を壓年三月十日を限り京倉に納めしめ、更に軍資監に存する米豆を以て換給することと定めたり。其の法は先づ郡守に於て右に相當する徵稅を爲し、之を京倉に納附し、更に軍資監米豆を以て本人に換給したるものなり。故に南九萬曰く、「是乃所三以防二私田免稅濫雜之弊一也」其の意は若し直接に徵稅せしむれば恰も私田の如く變化し濫雜の弊を來すべきを以て之を豫防したりとの意なり。故に又「大典續錄」に曰く「職田賜田及寺社位田收稅陳省三月初十日內來レ及二付簪一者勿レ論」と卽職田賜田及寺田を有する者三月十日迄に申告者を提出して收稅を請求せざる者は之を放棄して論ずる勿れの意なり。之に依り各自收稅田は田土を給與したる者に非ざるを知るべし。又各自收稅田は其の他の田と同じく無稅田なりと云ふは、此の田其ものの無稅なるを云に非ず。被給者に於て收稅するが故に、耕作者は其の外に國家に對し納稅せざるを以て、之を無稅田と稱したる迄なり。

而して政府に於て其の徵收の手續を行ひ、之を徵租權者に交付するに於ては、該權者は唯坐して採食を得るが故、政府は此の場合に手數料として、職田寺田より賜田を省きたるは特に其の功勞に酬ゆる田たるを以てなり。此等の田土中職田賜田に最も近きは寺田なるが故に、寺田は一結二斗の手數料を納附する外、其の徵收に當り嚴重なる規定を設けたり。「大典雜令」に曰く、「寺田稅高重收納者許三仰憲府一治罪、其濫收物還レ主、元田稅沒レ官」と則寺田は多く京を離れ遠隔の地に在るが故、政府より職田賜田の如く徵收交付するも、往々濫徵の恐あるべきが故如此制裁を設けたるなり。又「大典續錄」に「國行水陸諸寺田稅年々分等第前、以三下下稅一先收、特等第後准數收給」と規定したるも同意なり。卽國行水陸田諸寺田は勸もすれば過收の恐あるが故、先づ下下稅卽最少額の稅率(「財政」の題下「朝鮮」の項參照)を以て徵收し、當年の稅率決定せられたる後、其の等級に從ひ不足を徵收すべしとの義なり。唯此に不思議なるは國行水陸田にして各自收稅田に非ず、然るに今同時に幷べ擧ぐるは、既に「大典續錄」の時代に於て國行水陸田は無稅田より各自收稅田に變化したるものなるも之も說明を要せずして明らかなり。次は民田なるも之も說明を要せずして明らかなり。唯其の民有なるものは今日の所謂所有權なるや否やは甚だ疑しく、今日の意義に於ける所有權の觀念は未だ朝鮮に發達せざりし如く、高麗に存せし使用收益の觀念を多少擴大したるに過ぎざる觀あり。其の然か思はるる理由は種々あれども、其の一二を云へば、一は家屋と土地と分離したるものとして考へられざること其の一なり。例せば此に人あり一の家屋を買入せば、其の土地は自然に當然に家屋購入者の手に歸するあり。又何人にても自己所有地と稱する構內に空地ある時は、他人の來て家屋を建築することを禁ずる能はざるなり。其の理由は土地に對しては單に使用權存するのみなれば、家屋を購入する者は當然に其の土地の使用權をも獲得すべく、又自己の構內と雖も之を使用せずして放置せば、使用權を放棄したるものなるが故に、何人も自由に之を使用するを得べしと云ふ觀念に基づけるが如し。小作人が納稅義務を負擔したる其の二なり。既に上文に述べたる如く李朝開初に於ては今日の所謂地主なるもの存せず。一般土地の耕作者は之を佃夫と稱し、其の田は之を公田と稱し、此の他には其の耕作者より其の租を徵收する權利者卽田主なるのみにて、田主は或は個人なるあり、或は官廳若しくは官吏なるありと雖も、共に收租權を有するに止り、之を私田と稱して、個人の場合に於ては此の收租權を子孫に傳へたるものなり。當時土地に對して關係あるもの此の二者あるに止り他に之あるを見ず。此私田所有者卽收租權者が權力に任せて公田或は他人の收租地を自己の權力下に齎し、遂に其の耕作者を放逐して、自己に好都合なる耕作者を招致し來り、隨意に其收租額を上下し、酌求を恣にしたれば、其の形或は今日の地主と異る所なく、却て今日の地主以上の權力を有するに至りしも、其の權利の基づく所は收租權に外ならず。故に當初の公田は本より云ふ迄も無く、壓制の下に收租權者の手中に奪はれたる田土に對しては、耕作者に於て國家に對し納稅の義務を負擔するは當然の成行なり。唯收租權者が耕作者將來の爲め自ら地稅を負擔したること無きに非ざるも其は本より例外なり。唯朝鮮に於ては稅制紊亂の結果、稅種目紊多に渡り、地稅は田稅、三手米、大同米、結義の四種より成り、其中收租權者の免

稅せられたるは田稅の一種にして、殘餘の三種は多くの場合に於て免除せられず。斯る際に本來の規定に從へば耕作者は田稅に相當する額を收租權者に納め、餘の三稅は之を國家に納附すべきものなれども、田稅額は非常に少額にして一結四斗に止り、地稅全額の二十分一に止りしが故、收租權者は到底之を以て滿足する者に非ず、種々の方法により其の額を增加し、收穫の二分一を徵收するを例としたれば、彼等に於て地稅の一部を負擔せざるべからざるに至りしこと亦少からず。然れども地稅は納稅者に於て持參納附するものに非ず、耕作人の或者が之を集めて郡衙に納附する規定なれば、彼等は收租權者の收租人卽舍音の收租に際し其の收入中より控除せしめたるが故、實際納稅者は何人なるや不明なる場合少からず。卽ち其の收穫中より納稅額を控除し、殘餘を折半して、一部を耕作者一部を收租權者に與ふるものなり。然るに收租權者は倘橫暴を逞ふし、增租を迫るが故、佃夫は遂に逃亡離散するに至る。之を見たる田主は奇貨措くべしと爲し、直に自己の請求に應ずる佃夫を羅致し來りて耕作せしむるなり。此に於てか佃夫は勢ひ小作人の位置に立ち、田主は地主の位置に立つべきも、其の本來の沿革を匡せば實に如此ものなり。

然るに最近外國人の入込むに當り、此等の沿革を問ふものなく、直に其の結果を見て、家屋と共に土地を購入し、家屋の所有權と共に土地の所有權を得たりと信じ、收租權を買收して、直に其の土地に對する所有權を得たりと認むるに至りしなり。今や法律に於ても所有權の存在を認むるに至りたれば、所有權存在せずと云ふは不可なりと雖も、鮮人の腦中に土地所有權の觀念確實に存するや否やは、一の疑問と云はざるべからず。故に今日鮮人の賣買文書を見るに、土地所有權賣買文書も小作權賣買文書も多くの場合に於て何等の差異なきを常とし、唯小作權の場合に於ては土地に對する負擔亟しと信ずるに過ぎず。本より今日に於ては土地所有權の存在を確認し、地稅納稅の原則を定め、之を勵行するが故、以上の傾向は漸次消滅に近づけども、尙明らかに以上の事實を認むるを得。故に余は土地所有權の觀念は最近新政と共に輸入せられたるものに係り、本來朝鮮に於ては使用收益權の觀念のみ存在したる者ならんことを疑ふものなり(本論文に於て私田私有と稱するは此意味に於て爲すものなり)。

公田は地主は無稅田・無稅田は、公田卽今日の官廳若しくは官吏なるありと雖も、共に收租權を有するに止り、之を私田と稱して、個人の場合に於ては此の收租權を子孫に傳へたるものなり。當時土地に對して關係あるもの此の二者あるに止り他に之あるを見ず。此私田所有者卽收租權者が權力に任せて公田或は他人の收租地を自己の權力下に齎し、遂に其の耕作者を放逐して、自己に好都合なる耕作者を招致し來り、隨意に其收租額を上下し、酌求を恣にしたれば、其の形或は今日の地主と異る所なく、却て今日の地主以上の權力を有するに至りしも、其の權利の基づく所は收租權に外ならず。故に當初の公田は本より云ふ迄も無く、壓制の下に收租權者の手中に奪はれたる田土に對しては、耕作者に於て國家に對し納稅の義務を負擔するは當然の成行なり。唯收租權者が耕作者將來の爲め自ら地稅を負擔したること無きに非ざるも其は本より例外なり。唯朝鮮に於ては稅制紊亂の結果、稅種目紊多に渡り、地稅は田稅、三手米、大同米、結義の四種より成り、其中收租權者の免

公稅の一部を盜食して其の收入と爲せしも、王孫は官吏に非ざるを以て此等の便法を取る能はず。依て從前の如く收租權を給與し、今や王子王孫のみ之を有するに至りしより、之を宮房田と稱するに至りしならん。宮房田の名稱は「大典」に見えず、「續大典」に始めて現はれたれども、其實質は倘其以前より存し、其の果して何れの時發生したるや明ならざるも、官吏の職田消滅したる頃よりなるべく、官吏の職田消滅したるは赤明らかならざれども、大約燕山君の頃ならんか。燕山君の際は稅制紊亂紀綱最も頹廢したる時なるを以てなり。而して當初宮房田は結稅のみを給與したるものなるが故、本來は地方官に於て之を徵收し、戶曹に送附し、戶曹より各宮房に給付すべきものなれども、何れの時よりか各宮房直接に收租者を派遣し徵收し、地方官等之を制止せざりし結果、宮房の徵租地は宮房の私有地の如き形を呈するに至りしなり。如何にして如此結果を來せしやに至ては、文獻徵なければ明言する能はずと雖も、思ふに右の如き徑路に依りしものならん。從來宮房田は收租權に止れども、其間時々特別の王命に依り犒設田土を賜與したることあり。又宮房に於て起墾或は買得したるものあり。此等は宮房に於て直接耕作し、又は耕作者を使役して耕耘せしむるものなるが故、當然直接に收租すべきものとす。故に此の場合には宮房より下人を遣し、秋收の際收租せしめたるや疑なし。然るに此の際宮房は其の勢力を濫用し、公私を混同して、自己が徵租權を給せられたる宮房田に就き徵租することあるべし。當時の守令は皆宮房の威に恐れ、其の梟息を伺ふものなれば、斯る場合に阻止するもの無く、宮房は隨意に徵租するに至るべし。此に於てか宮房田は恰も買得其他の方法に由りて私有したる田土と同じく、世襲するに至りしも、是決して然か

爲すべきものに非ざるは本來の性質然るのみにあらず、時々王命に依り明白に規定せられたり。英廟五年の敎に曰く、「宗室免稅各有二結數一、大君、王子、公、翁主亦但止二於己身一、其後則爲二祭位田一」と。祭位田とは其の祭祀を奉ぜしめんが爲め給するものなれば、當然に其の定額を減じ、「續大典」の規定に依れば、新宮後宮生存時の宮房田八百結なるも、祭位田は二百結に止り、大君公主は生時八百五十結なるも祭位田は二百五十結に過ぎず。此規定は「續大典」に現はれ「大典」に見えず。「大典」の際に於ては職田と宮房田の差異を認めざりしが故、當然に生時に止るものと爲し、死後の祭祀田を給する必要を認めざりしも、其の後宮房田の世襲となるに及び、祭位田なるものを設けたるものなるべし。如此にして宮房田は世襲せられ亦還公せざるに及び、新に王子翁主の出閤するものあるや、給田に苦まざるべからず。殊に宣祖は多數の王子王女ありしを以て、之を出閤せしむるに及び、一時の便法として、折受の法を設け、當時壬辰役後に際し、日本及び女眞使節接待の爲め設けたる田土不用に歸したるを好機とし、戶曹判書韓眞卿の上言に由り、禮賓を所屬百官宣飯及儀野人所用魚鹽柴炭等物所出之地を割き王子王女に給與することと爲せり。之を折受と稱し實在の田土を給與するに至れり。此に於てか宮房田は二種となり、一は本來の規定に依り結稅のみを給したるもの、一は折受の法により田土其のものを給したるもの之なり。然るに上文に述べたる如く舊來の徵租權に止る宮房田も何れの時よりか實在の田土を有することとなりしも、尙法律上に於ては其の正當なることを認めざりしも今や折受の法出るに及び、之を公認せざるべからざるに及び、遂に舊來の宮房田をも、其の既に古くして因襲久しきものは其の田土の實在を認め、此に有土免稅無土免稅と稱するに至れり。免稅とは免稅田の義にして宮房田は、宮房より直接に收租者を差送し、徵收せしめ、無土免稅田は、元來守令に於て徵收するも、今や宮房は斯る迂遠なる方法を取らず。直接に下人を差送して有土田同樣に至れり。然れども本來特定の田土を給與したるに非ず、唯某郡に於て幾結を給すと云ふに止るを以て、正宗の朝より三年は十年に延期せられたり。初輪定の期間は三年と定めたり。是れ政府に於ても宮房に於ても喜びし處なるべし。何となれば一定の地より長く徵租するは其の土をして遂に有土に變ぜしむる恐あるを以て政府の喜ばざるは本より、宮房に於ても若し貧村に遭遇し、長く貧村より徵收するは收入多きを以てなり。然れども一旦富村に輸定するに當れば宮房は亦他に輸定する處望まざるべく、望まざるを強制するは當時の地方官の能くする處に非ざるを以て、正宗の朝より三年は十年に延期せられたり。其の後亦延期の規定を見ずと雖も、實際は無期延期も少からずして、無土は常に有土に變ずる傾向を有せり。此に於て賜牌久しき宮房田は多く有土免稅となり、折受困難なるを以て、一時無土折受を與へ、此無土亦久しからずして有土免稅田と變じ、如此にして宮房田は漸次其の額を增加し、顯宗の世には其の爭もの千四百餘結、肅宗の世には五千結乃至七千結を占め、正宗の時に至ては八道田結十二萬九千餘結の免稅田中、宮房に屬する者三萬八千餘結に達したり。其中無土有土の別明らかならざるも『萬機要覽』に引ける純祖丁卯擄(西紀一八〇七年)によれば、宮房田三七、九二七結六一負一束にして、其の中無土結二六、五四七結一三負一束なれば、正宗時の宮房田も略同樣の割合なりしなるべし。如此有土結の增加は民田の剝奪に本づくものにして、屢〻朝家の禁制ありしも其の效なく、遂に公然無土田に對し收租額卽導掌を派遣するに至りたれば、朝家は一方に其の徵租額を制限すると共に、他方無土に對する導掌廢止を禁止するに至れり。「續大典」に「一結收稅無過二十三斗」と規定し、「增典」に「無土導掌革遣之規革罷」と云ふもの之なり。既に上文に述べたる如く、無土宮房田は單に民稅を徵收し得るに止れば、其租額は當時の田稅率に依り一結四斗ならざるべからず。然れども宮房は到底之を以て滿足せざるが故に一結二十三斗を限りと定めたる所以なり。而して其の有土田に對しては、「續典」に「永作宮屯處則每負收稅租二斗」と定めたり。永作宮屯とは永久に宮房屯田となりたる田土の謂にして有土を指すに外ならず。一負二斗は一結二百斗にして全收穫の半に達する者なり。當時買得其の他の方法に依り得たる田土に對しては、併作法卽收穫折半の法を用ひたるが故、有土に對しては之と同樣の收租を公認したるものに外ならず。

此に至りて宮房は年々收租者を差遣し、之を導掌と稱するに至れり。免稅とは免稅田の義にして宮房田は本來免稅なるが故然か稱するものなり。有土免稅とは實在の土地を有して其の採食を爲し、尙免稅なるを云ひ、無土免稅とは實際の土地なく、單に結稅のみを採食するを云ふ。之を免稅と稱するは意義を爲さざれども、有土免稅に對して然か稱したるものなり。而して又折受の名稱を加て或は之を有土折受、無土折受と稱するに至れり。要するに其の意義は同一にして、無土免稅なる法は「大典通編增典」に始めて見る語なれども、其の事實は既に仁祖の世に存し、金堉興が顯宗二年上りたる廣問別單書啓に之を述ぶれば、折受の法行はれて後久しからず此の語も用ひられたるなるべし。

し。其の種類四種を生じ以て新敎時に至れり。此等の導掌に關しては其の研究甚だ不研究にして未だ其の發生沿革を詳に爲し能はずと雖も、今暫時最後の事情を見て其の發生當時の情況を推定し、併せて其の性質を推論せば左の如きものなりしならむ。

導掌に四種ありと之を作導掌・納價導掌・役價導掌・投托導掌と云ふ。導掌とは鮮語之を도장(トチャン)と稱し、其の意義は收租者と云ふものなるべし。鮮語に使用料を賭(도)と稱し、普通之を賭地又は賭品と書す。共に도지(トチ)と發音し、地、品、支は唯發音上附したる迄なり。而して人を장(チャン)と云ふ。미장(左官)기와장(瓦師)옻장(塗師)갓장(帽子屋)の如き之なり。故に導掌は賭掌にして收租人の義なるべし。今其の性質を略言せば左の如くなるべし。

(一)作導掌　作とは小作の義にして、宮房田の耕作人卽小作人に對し收租人なり。宮房の命を受けて小作人を監督し、秋收の後其の小作料を徵收し、之を宮房に納附し、其の一部を自己の報酬として受くるもの也。故に作導掌は普通田土の舍音(「小作」の題下(朝鮮)の項參照)と全く同一にして、宮房の使用人之に當り、普通宮女の一族中より之に任ぜらるるものとす。思ふに是れ當初宮房にて買得田土、特賜田土に對し使用したるものにして、本來の導掌なるべし。其の後他種の導掌發生するに及び、區別するため作導掌の名を用ひたるものならん。(二)納價導掌　は宮房に對し、小作料を前納し、後に至りて其の元利を小作人より徵集するものなり。通常數年の年間を定めて、數年分を前納し、其の期間內に於ける小作料徵收を請負ひ、其の間恰も自己の小作地の如く徵收するものなり。是れ宮房に於て臨時に大金の必要を生じたる時、又は商賈等が營利の目的を以て經營する者にして、此の權利は常に賣買せられ、且つ依番布制度行はれ、軍卒上番せざるに及では、國屯田なるもの其の形跡を失ひ、屯田といへば單に上述の官屯田のことなりしに、壬辰文祿役後に至り、俄に軍事設備の必要を感じ、殊に丙子南漢役後に至ては、私に軍事機關を設けたるを以て、此等の經費を支辨せんがため屯田を設くるに至れり。當時の屯田は一種變體のものにして左の三種より成れり。(一)民田に附加納稅せしめたる科外徵稅。(二)閑有地の小作料、卽未墾地を開墾せしめ、其の租を徵收したるもの。(三)他の公課を免じて屯田に編入せられたる民田に對する徵稅。

此の中第一は何もなく還上ゝ合しで租稅の一種中に吸收せられ、第二は其の數少く、眞に屯田と稱せられるは第三種のものなり。卽一定の田土に對し他の公課を免除し、屯田に編入したるものなるが、當初は其の稅率他の公課に比し少額なりしを以て、人民は喜で之に集りしも、幾もなく其の額非常に增加し苦痛の源を爲すに至れり。

丙子役後諸種の軍事機關設置せらるるや、此等の機關は各特屬の屯田を有し、又縱に屯田を設け、自由に徵稅して收入を計りしが故、其の他の各官衙皆之に倣て屯田を設置し、徵稅するに至れり。故に屯田も宮房田の如く、本來の性質は單に徵稅するに止り、決して其の土地其の者に對して權利を有するものに非ざりしも、宮房田と同一の徑路を取りて、其の私有地と同樣に見做さるるに至れり。卽此等の屯田に對して屯監なるものを派遣して徵租せしめ、其の租を屯租と稱せり。本より此の中には該官衙に於て特に買得したる土地なきに非ざるも、其は一部分に止り、大部は單に徵租權を有するに過ぎざりしものなり。既に景宗の(西紀一七二一—一七二四年)以下に於て屯監の收租する額、併

作法卽收穫折半に逢せり。然かも此等の地は當時既に別に徵租權者乃ち田主を有するが故に、耕作者は二重の負擔を有するに至りしなり。倘英祖の世に及べば、地方郡守亦各私屯なる者を設け、其の邑內の一部を悉に自己の私屯となし、其の收租額を盜食するに至りしなり。郡守若し權勢ある時は、此等の私屯は久しからずして彼の私有地と變化すべきものなり。此に於てか「續大典」には「凡免稅田該官該衙門各自收稅」と規定するに至れり。屯田は凡て他の公課を免ぜられ、其の收入は國庫に歸せずして、該衙門に歸すべきものなるが、今や法律は其の徵稅權を公認し、蕩來の各自收稅田中に編入するに至りしかば、各自收稅田と同樣の運命を荷ふに至りしなり。

以上は官房田・屯田沿革の大略なるが、之に依り兩田種の發生したる爲め、民田は漸次蠶食せられ、田制の紊亂したる一斑を知るを得べし。此の間に於ける他田の沿革を見るに、學田なるもの新に設置せられたり。學田の語は初めて「續典」に現るれども、其以前より既に存したるものにして、學校を設くると共に其經費支辨の爲め、一定の稅額を給與したる者なり。其の給與したるもの田土の外に漁場等あり。其額一定せざりしも、「續典」に至り之を一定して「成均館四百結、四學十結、鄕校七結乃至五結、賜額書院三結」と定められたり。四學とは東、西、中、南等の四學にして、鄕校とは地方に在るものを云ふ。書院は中宗三十六年に周世鵬が白雲書院を建てたるに始り、先賢を祀るものにして、爾來無數の書院を生ずるに至れり。其の中特に有名なる先賢に對しては勅額を給り、之を賜額書院と云ふ。賜額書院は特に三結を賜ふものとす。此の他には從來の諸田は多く有名無實となれ、殊に田稅を免除せられたるも、其の他の稅目出づるに及び、多く之を徵收したるが故

て職田若しくは不正手段を以て剝奪したる民田あるのみ。當時此等の民田は其の數甚多かりしも漸次屯田其の他に吸收せられて、其の數減少するに至れり。當初の規定は屬に國有地と稱し得べきものは甚少く、大部分は民田にして、人民をして之を耕作せしめ、其租を徵收して之を諸種の用に供したれば、「大典」に存する自耕無稅田及無稅田の二種を除ては他は皆民田なりしなり。從て其數額明白ならざるも全國結數の十分八は必ず民田なりしならむ。此の民田が如何にして集併せられしやと云はば、稅制の紊亂に本くものなりと云はざるべからず。朝鮮の稅制は本より中央金庫の設なく、地方の隨意に徵稅して必要の經費を得るに委したれば、地方官は自由に其の稅額を伸長し以て不足を補はんとせり。殊に貢物制度廢せられて大同法行はれ、必要の物資を實物にて徵收し能はざるに至ては、必ず其の購入資金を徵稅に依らざるべからず。且つ貨幣の使用發生し、米布の外に通貨として錢貨を使用するに至ては、是非とも錢貨を得るが爲め徵稅に依らざるべからず。此過重の負擔を命ずる結果、從來の民田耕作者は或は其の民田を放棄し、或は逃亡離散するが故、自然に此等の田土は徵稅者の手中に流入せざるべからず。然かも徵稅權を有するものは、獨り官衙に止らず、個人中に亦存するを以て、此等の官衙又は個人は其の田土に對し特別の權利を有するに至り、此に種々の名目を以て其の耕作者に對し誅求するに至りしなり。此に於てか其の耕作者は或は低價に、或は無價を以て賣却を命ぜられ、或は旅徵の害を免れんが爲め自ら進で寄附するに至り、自己は僅に露命を繼く資料を得て、誅求に泣きつつ今日に至りしなり。故に沿革上より云へば、今日の小作人なるものは「大典」時代の民田所有者、卽ち若し「大典」時代に土地所有權存在したりとせば、

土地所有者にして、今日小作人に墮落したるものと云ふを得べく、今日の地主なるものは當時徵租權者に止りしを、新政の恩澤を以て土地所有權を得たるものと云ふを得べし。

故に「大典」時代に於ては民田耕作者を保護すること厚く、田土賣買其の他に關し規定する處少からず。今其の大略を記するに、

土地家屋の賣買は契約後十五日を經過する時は破約を許さず。又約後百日以內に官に告げ證明を受くべき規定にして、此の證明を立案と稱す。立案を得るには一定の手數料を要するが故、往々立案を許さざる者あり。後世に至ては立案なきを普通とす。愚れ立案を得んとするも政府は之を許さざるを以てなり。又田宅に關する訟訴は五年を限りとし、之を經過したる時は受理せざるものとす。假令五年內に訟訴を起すも其の儘放棄は裁判は唯權勢の證明に過ぎざりしが故、如此規定は久しからずして空文となれり。

賣買には舊文記（又は文券と云ふ）を附したる賣渡證書を與ふるものにして、同じく之を文記といふ。舊文記なき時は其の旨を新文記中に記入するものとす。若し又新に起墾する時は當然に徵稅權に止り、之は本より賣買するも政府は之を許さざるものとす。立旨亦立案と同じく後世に至りては權勢家に非ざれば得る能はず。故に人民は隨意に起墾し、之を耕食したれども、農田行はれざるが故、何人も之を誰何するもの無く、人民は又勝手に起墾賣買したり。故に一旦權勢家の注意を引く時は、彼等は立案或は立旨を得來りて、其の土地を奪去るものとす。賣買に當りては、多くは無筆者なるを以て、他人に代書せしめ、賣主（之を田主、財主等と稱す）證人・筆執の

唯徵稅臺帳上に存するに止り、實際の田土はゞく消失したるが如し。然れども一定の人ありて之を耕食するに行はれ、其の他には墾田・墾田等存するに止り、其の他の田種は消失し、其の存するものと雖も、或るものは單に徵租權に止り、或者は其の私有地の如く其の性質明白ならざりしなり。其の徵租權に止るものは其の田土は耕作者自由に賣買處分するを許せども、其の私有地の如きものは之を許さず、然かも其の租額は當に政府に依りて制限せられ、自由に徵收することを禁ぜられ居たれば、今日の私有地は多少其の趣を異にせり。

以上の田土は當時の官衙並に權勢家の有したるものにして、官衙の有するものは今日屯田の名稱を以て國有地に編入せられ、權勢家の有するものは今日私有地と認められ、該個人の私有と確認せられたりと雖も、沿革上より云へば其の間の區別甚だ明白を缺き、今日國有地に編入せられたる田土中、國家は其の田土に對し他の田土と同樣單に收租したるに止り、土地其の者は耕作者の自由處置に委し來りしもの少からず。個人の私有地と認められたるもの亦然り。而して今日は兩者の區劃截然として劃せられ、一は小作地として小作料を徵收せられ、他は所有地として自由處分を確保せらる。本來同一の土地なりしも今日は斯く限定せられたり。思ふに近時土地紛爭の漸く多からんとするは是其の一因ならむ。

次には當時の民田なるものに就き述べんに、李朝國初に於ては民田なる者あることなし。其之あるは麗末改めて班給せられたる田土と、「大典」に數外屯田及び屬公田並給賃民收稅と規定せられたる田土あるのみ、兩者共に子孫に傳授せられ、國家に對して一定の租稅を負擔したる者なり。此の他亘宝勢家の有する田土は凡

等の田種目は單に名簿上の名義に止るを知るべし。卽「大典」以後田制の紊亂すると共に、宮房田屯田最も盛に行はれ、其の他には墾田・墾田等存するに止り、其の他の田種は消失し、其の存するものと雖も、或るものは單に徵租權に止り、或者は其の私有地の如く其の性質明白ならざりしなり。其の徵租權に止るものは其の田土は耕作者自由に賣買處分するを許せども、其の私有地の如きものは之を許さず、然かも其の租額は當に政府に依りて制限せられ、自由に徵收することを禁ぜられ居たれば、今日の私有地は多少其の趣を異にせり。

貧力なくして之を買入るる能はざれば、特に其の爲めに供地すべきものにして、今日の如く、自由勝手に如何なる處にも、墳墓を設置するは、本來の習慣に非ざりしが如し。唯他人の土地を借入るるも、其のため多くは地代を拂はず、且借地人に於て自ら進て其墳墓を移轉するに非ざれば、漫に之を移轉せしめ能ざりし如きも、地方に依りては地代を徴收する風習尚今日迄存する所ありしといふ。然るに風水説の流行と兩班の跋扈とに由り、無法の習慣を生じ、墳墓は何れの地たるを問はず、風水上良好なる位置は自由に設置するに至れり。風水説は今日一般に行はるる迷信にして、地位・水勢等に依り家屋墳墓等の位地を定め、將來一家の禍福全く之に本づくと信ずるものなり。故に鮮人は必ず適當の地を占有せんとし、一度之を發見したる時は、他人の所有地たるに拘らず、之を獨占するものとす。加之兩班は免稅の特權を有したれば、私人に對して地代を拂ふ謂れなしとし、恣に之を無料使用し、更に一歩を進て之を自己所有地と主張するに至り、遂に今日の風習を生ぜしが如し。故に如此は唯權勢ある兩班のみ之を試み、權勢なきもの、若しくは一般平民は、空閑の山地に就き之を設けたり。蓋し兩班が其の特權を維持し得たるは、祖先の力に依るものなれば、祖先の墳墓は其の子孫たる證憑として極力維持せざるべからず。故に一旦好位置を認めて墳墓を設くる時は、之を捨て若しくは移轉すること有るべからず。從て兩班が他人の土地を掠奪するに至りしは自然の勢なりと云ふべし。故に「大典」其他に於て、强迫的に墳墓を設くるは之を禁ずる所なりと雖も、此の如き規定は實際行はれず、墳墓地の自由使用行はるるに至れり。

又墳墓には一定の限界ありて、其の面積は「大典」其他に規定せられあれども、是亦守るものなく、兩班は恣に墳墓を設け其の附近一帶の地を墳墓所屬の地と定め、甚しきに至ては附近の村民に該地一帶監視の費を負はしむるに至れり。高麗以來墳墓は平地に設くること無く、必ず山の半腹に設くるが故、其の附近一帶の地は之を禁養即樹木伐採を禁ずるが故自然に山林となり、兩班所有の墳墓は多く小山林の中央に存するに至れり。元來山林は自由に之を開放し、何人も樵牧するを得るものにして、唯半腹以上は治水の必要上火田となすを禁じたるに止り、樹木伐採は全く自由なりしも、然るに兩班は墳墓の附近を禁養するが故、此のなり。然るに兩班は山林の所有者となり、林木をも自己の所有物に墳墓を設け其の附近一帶の地を墳墓所屬の地と定め、甚しきに至ては附近の村民に該地一帶監視の費を負はしむるに至れり。高麗以來墳墓は平地に設くること無く、必ず山の半腹に設くるが故、其の附近一帶の地は之を禁養即樹木伐採を禁ずるが故自然に山林となり、兩班所有の墳墓は多く小山林の中央に存するに至れり。元來山林は自由に之を開放し、何人も樵牧するを得るものにして、唯半腹以上は治水の必要上火田となすを禁じたるに止り、樹木伐採は全く自由なりしも、然るに兩班は墳墓の附近を禁養するが故、此のなり。然るに兩班は山林の所有者となり、林木をも自己の所有物と認めこれを賣買處分するに至りしなり。

三　現況　政府は明治三十九年土地家屋證明規則を發布し、土地建物の賣買・交換・贈與・典當を證明することとなし、續て明治四十三年三月臨時土地調査局官制を制定し、同局を設けて土地調査事業を開始せり。其の目的は地稅制度を整理し、土地に關する權利を確立せんとするものにして、其の期間を八ケ年となし、其の間に之を完成せんとするものなり。今や其の事業進行中に屬し、著々其の歩を進めつつあり。

如此土地所有權の存在は確認せられ、一方には其の證明登錄を爲し、他方に土地調査事業を進行せしめつつあれば、漸次其の緒に就くべしと雖も、百事草創に屬する今日尚云ふべからざる混雜錯亂存在し、土地制度の改新の時に當りても、概して其の沒收を免かれたり（「祉寺領」の題下參照）。

ハ　測地の制　上古に於て土地の廣狹を測るには、代といふ單位を用ひたり。『法王帝説』に、「佐勢の地五十萬代」といふの類なり。又『日本書紀』の中には、早く田を計るに町を以てすること見えたれども、是等は

に墳墓を設け其の附近一帶の地を墳墓所屬の地と定め、甚しきに至ては附近の村民に該地一帶監視の費を負はしむるに至れり。高麗以來墳墓は平地に設くること無く、必ず山の半腹に設くるが故、其の附近一帶の地は之を禁養即樹木伐採を禁ずるが故自然に山林となり、兩班所有の墳墓は多く小山林の中央に存するに至れり。元來山林は自由に之を開放し、何人も樵牧するを得るものにして、唯半腹以上は治水の必要上火田となすを禁じたるに止り、樹木伐採は全く自由なりしも、然るに兩班は墳墓の附近を禁養するが故、此のなり。然るに兩班は山林の所有者となり、林木をも自己の所有物と認めこれを賣買處分するに至りしなり。

三　現況　政府は明治三十九年土地家屋證明規則を發布し、土地建物の賣買・交換・贈與・典當を證明することとなし、續て明治四十三年三月臨時土地調査局官制を制定し、同局を設けて土地調査事業を開始せり。其の目的は地稅制度を整理し、土地に關する權利を確立せんとするものにして、其の期間を八ケ年となし、其の間に之を完成せんとするものなり。今や其の事業進行中に屬し、著々其の歩を進めつつあり。

如此土地所有權の存在は確認せられ、一方には其の證明登錄を爲し、他方に土地調査事業を進行せしめつつあれば、漸次其の緒に就くべしと雖も、百事草創に屬する今日尚云ふべからざる混雜錯亂存在し、土地制度の改新と共に舊政府より引繼がれたる帳簿は何れも不精確此の上なく、殆ど依據すべからざる者たるに拘らず、新政と共に舊政府より引繼がれたる帳簿は何れも不精確此の上なく、殆ど依據して原簿を作成したるが故、今日に至て新政と共に舊政府より引繼がれたる帳簿は何れも不精確此の上なく、殆ど依據すべからざる者たるに拘らず、新政と共に舊政府より引繼がれたる帳簿は何れも不精確此の上なく、殆ど依據して原簿を作成したるが故、今日に至て

屯田は明治二十七年屯田制廢せられ、以來農商工部・軍部・宮内府等に轉帳管理せられたりしが、同じく明治四十一年に至り國有地に編入せられ、以來共に之を農地と稱し、人民に小作せしめて今日に至れり。然るに此に困難なる問題は無土有土の區別を忘れて、當時共に之を實在の土地と認めたることとなり。無土は單に徴租權に止るが故其の土地は耕作人の隨意處分に委し來りしこと前述の如し。然るに今や之を有土同樣國有地に編入したるが故、此に同一の土地を二重に登錄したる結果となりしなり。唯屯田長く行はれざりし結果、帳簿上の結數は實際の結數と符合せざるが故、何れの土地を二重登錄したるやは容易に判明せざれども、何れかの土地に就き所有權の確認を要する場合には、多く紛擾を釀し、現に今日紛糸に屬する者少からず。之と共に從來免稅せられたる爲め注意を惹かざりしも、新政と共に課稅を要するに至り新に現はれたる田土少からず。宗中田・墓位田の如き之なり。宗中田は一門即一宗の者共同祖先を祭祀せんが爲め、其の祭祀處に有する田土にして、普通其の嫡孫（之を宗孫といふ）之を管理する者なれども、果して何人の所有に屬すべきものなるや明らかならず。墓位田亦然り。之は死者の墳墓に於て其の祭祀の爲め存するものに係り、普通墓番即墓直に於て之を耕作し、其の收入を以て祭祀の費に充て居れども、墳墓主は何人なるや不明なるもの少からず。其の一門のもの死絶え、又は行衞不明にして單に墓田のみ存するものあり、如此類少からず。朝鮮に於ける土地制度は未だ能く研究せられざるが故、其の不明なる點甚だ多し。（河合弘民）

七【日本】一　上古

イ　土地の狀況　大化改新の政を布くや、從來の封建制を改め、中央集權の制を立て、那縣の治を開かんとせり。故に諸國の屯倉及び御子代御名代の民を止むると同時に、豪族等の田莊私民をも禁じ、盡く擧げて國家の有とし、更に之を人民に班與し、又官職位記に從ひて土地を分與するの制を立てたり。是に於てか土地制度の上に一大變動を來せしが、其の制度は大化改新より令制定の間に於て整頓したり。「大寶令」の規定に據るに、宅地・園地は奴婢牛馬と同じく純然たる私有財産なりと雖も、田地は公有を以て一般の原則とし、人民の永世所有を許さず、唯使用收益權のみを與へ、一定の規則に從ひて之を收授したり。

ロ　班田收授の制　班田の制は中古の土地制度を論ずる上に於て最も注意すべきものなり。孝德天皇の大化二年正月改新の詔を宣せらるるや、其の第三條の中に、初めて班田收授の法を作るとあり。其後文武天皇の大寶元年を以て成れる「大寶令」には、詳細に之に關する規定を設けられたり。卽ち人生れて六歲に至れば、政府は男子には田二段、女子には其の三分二卽ち一段百二十歩を授け、共に爾後終身の間之を使用收益することを許し、身死して初めて之を澄公せしめたり。これ卽ち口分田の法にして、六年毎に一度班田を行ひ、死亡生産を調査して、田を收授する定めなりき。され

は、從來種々の議論あれども、之を概言すれば、大體に於て封建の制なりしといふを以て穩なりとす。國司の起原ははやく大化以前にありて、朝廷より吏員を派して地方政治を觀察せしめしことは、その由來古しといへども、國造・縣主等は各地方の頭領にして、その領する土地・人民を私有し之を世襲し、反罪其の他特別の事故あるにあらざれば改易貶黜せらるることなかりき。されば當時は全國總て朝廷の直轄の下にありしにあらざるが如し。次に屯倉は垂仁天皇の朝、之を久米邑に設置したるを初見とす、一定の地を限り其の中に倉庫を設け收穫せる稻穀を貯藏し、以て皇室の用度に備へしものにして、田部を置きてその地を耕耘せしめたり。歷朝これが設置を增加したれば、上古の末に至りては、全國に散在せる屯倉の數は、頗る多かりしものの如し。又御子代・御名代といへるもの亦並に皇室の御領なり。蓋し天皇皇后皇子等の御代を後世に貽さんが爲めに、御料地を設定し、御子代又は御名代の民を置き、其地の產する所を以て御料に供し、世を去らるる後には、その祭祀の料に資するものにして、後にはその數亦頗る增加せり（「皇室御領」の題下參照）。

乙　私人に屬する土地　各氏自由民の私有する土地にして、かの臣・連等諸豪族置く所の田莊は、皇室の屯倉と相對應するものといふべく、後の莊園と其性質を同じくせるものなり、其の起原は豪族等の奢侈なる未墾の田野を占有開墾せしに基くもの多かりしなるべく、また特に有力なる豪族は、之に加ふるに他の漁獵等によつて、其の田莊を增益し、遂に廣大なる所領を有するに至りしが如し。而して田莊の發達するや、豪族等の實力は爲に增大し、土地彙併の弊盛に起りしと雖も、又これが爲に土地の開拓良田の整成を盛にし、農業の發達進歩を助成し、國富を增進したるもの多く、佛寺の建立繁緒、僧尼の衣食等に資するものたり。かの物部氏の亡ぶや、攝津に四天王寺を建て、物部氏の領せし土地人民を割きて之を其の寺領とせしが如き、推古天皇の聖德太子を請して、經を講ぜしめ、播磨國揖保郡佐勢の地を布施したりしを、太子は之を法隆寺に寄せて、其の所領とせしが如き、蓋し其の最も早きものに屬す。かくの如くして寺田は、佛敎の興隆に伴ひ頗る發達し、而も大化改新の時に當りても、概して其の沒收を免かれたり（「祉寺領」の題下參照）。

ハ　測地の制　上古に於て土地の廣狹を測るには、代といふ單位を用ひたり。『法王帝説』に、「佐勢の地五十萬代」といふの類なり。又『日本書紀』の中には、早

恐く後世よりの追奪なるべし。又頃といふ字を用ひられ居れども、これを「シロ」と訓するを見れば、頃は支那に於けるが如く百畝の地を稱するにあらずして、代と同じく「シロ」と云ふ國語を寫す爲めに用ひられしに外ならず。代はもと稻一束を得べき程の田積を指示したるものにして、之を中古の制に比較する時は、百代の地は二段に當り、五百代は一町に相當したるものの如し（「代」の題下參照）。

ニ　中古

イ　土地の狀況　大化改新の政を布くや、從來の封建制を改め、中央集權の制を立て、那縣の治を開かんとせり。故に諸國の屯倉及び御子代御名代の民を止むると同時に、豪族等の田莊私民をも禁じ、盡く擧げて國家の有とし、更に之を人民に班與し、又官職位記に從ひて土地を分與するの制を立てたり。是に於てか土地制度の上に一大變動を來せしが、其の制度は大化改新より令制定の間に於て整頓したり。「大寶令」の規定に據るに、宅地・園地は奴婢牛馬と同じく純然たる私有財産なりと雖も、田地は公有を以て一般の原則とし、人民の永世所有を許さず、唯使用收益權のみを與へ、一定の規則に從ひて之を收授したり。

ロ　班田收授の制　班田の制は中古の土地制度を論ずる上に於て最も注意すべきものなり。孝德天皇の大化二年正月改新の詔を宣せらるるや、其の第三條の中に、初めて班田收授の法を作るとあり。其後文武天皇の大寶元年を以て成れる「大寶令」には、詳細に之に關する規定を設けられたり。卽ち人生れて六歲に至れば、政府は男子には田二段、女子には其の三分二卽ち一段百二十歩を授け、共に爾後終身の間之を使用收益することを許し、身死して初めて之を澄公せしめたり。これ卽ち口分田の法にして、六年毎に一度班田を行ひ、死亡生産を調査して、田を收授する定めなりき。され

七【日本】一　上古

イ　土地の狀況　上古に於ける

ば若し一家内死者あれば同戸の人之を佃食し、租稲は代りて之を官に輸し、班年に至りて其の地を返附すべく、又一家内人生るるあれば、六歳以後の班年に至りて口分田を受くるものなり。班年には、其年正月三十日内に、左右京職諸國司より太政官に申して、十月一日より其の田地を給せらるべき人を校勘して簿を造り、十一月一日に至りて田を受くべき人に之を給し、翌年二月三十日内に其事を訖ふ。斯の如く班田の事兩年に渉るも前年を以て班年とし、次年を初班と云ふなり（「班田」の題下參照）。

ハ　土地の種類　甲　占有の上よりの類別　土地を占有の上より大別する時は、公私の二となす。班田收授の行はれし時代に於ては、土地所有權は總て國家にあるを原則としたれども、亦個人の私有に屬せしものなきにあらず。まづ第一に宅地及び園地は純然たる私有財産にして、人民は官司に申し立てて之を賣買するを得たり。『田令』に田宅園地を寺に捨施することを禁じ、又園地は絶戸の場合には、還公の規定あれども、宅地園地共に收授のことなく、永く之を占有し、之を利用し、又他人に永賣することを許されしを以て見れば、其の私有財産として公認せられしは更に疑を容れざることなり。第二には墾田なり。墾田は、山野を開墾し荒廢地を再墾したるものの謂にして、官に屬するものは之を公墾田といひ、私人に屬するものは之を私墾田といふ。而してその私墾田も初めは開墾者終身若しくは三世の間を限りて之を占有することを許されたるに過ぎず。期限を過ぐれば收公せられたりしが、天平十五年に至り永く私有財産たるべきことに改正せられたり。是に於て資財あるものは競ひて開墾をなしたれば、私有の地著しく增加せり。第三には功田なり。勳功の賞として給與せられし功田の中、大功は世々絕えずとあるを以て、これ又私有地の中に數ふるを得べしと雖も、この場合に於ける特例を除きては、功田も亦一定時期を限りて給與せられしものにして、其の期限を經過すれば、國家に復歸すべき性質のものたりしなり。以上の外はすべて國家公有の土地に屬し、その給與を受けたるものは、或特定の期限之を自由に使用收益するの權を與へられたるものにしては、年を限りて之を賣買することも公認せられ居たりと雖も、これ等の土地は世襲相傳を一般の原則とする狀態にては、年を限りて之を賣買することも公認せられ居たりと雖も、これ等の土地は世襲相傳を一般の原則とする狀態にて、其の使用收益は國家の自ら爲すべき所たりしものなり。又『令集解』の一說に、寺神田情を汲りて又公田中には神田・寺田をも包括すと解釋せり。然れどもこの如く處置すべしと云ふ意味なるべく、又此寺は僧人と異り公法人格を有するが故なりとも解釋するを得べし（「園地」・「墾田」の題下參照）。乙　課稅の上よりの類別　土地を課稅の上より大別する時は、輸租田・不輸租田・輸地子田の三種となる。

不輸租田はまた不稅田ともいひ、租を官に輸せざるものにして、『主稅式』の類別する所に從へば、神田・寺田を初めとして、布施戒本田・放生田・勅旨田・公廨田・御巫田・采女田・射田・健兒田・學校田・諸衞射田・右馬寮田・飼戸田・兵馬田・勳田・典藥寮田・節婦田・鳥田・職宮戸田・神力婦女田・鰥獨田・船瀨功德田・造船瀨料田等皆之に屬す。是等の田地の何物たるかは、その名稱によりて自ら明なるべし。輸地子田とは地子を輸するもの、即ち民に賃租し、其の小作料を收むるものにして、位田・職田・賜田等の未授の間、及び遞授國司公廨田・沒官田・出家得度田・逃亡除帳口分田・乘田等なり（「地子」・「賃租田」の題下參照）。輸租田は以上二田に屬せざるものにして、口分田を始めとして、位田・職田・功田・墾田等年々其の租を納むるものをいふ。中につき口分田は人民一般に班給する田地にして、位田は五位以上位の高下によりて之を給すること左の如く、女は各三分の二を給せり。

一品	八十町				
（正一位	八十町	（正二位	六十町	（正三位	四十町
從一位	七十四町	從二位	五十四町	從三位	三十四町

二品	六十町	三品	五十町	四品	四十町
（正四位	廿四町	（正五位	十二町		
從四位	廿町	從五位	八町		

職田は顯要の官職にあるものに與ふる所にして、太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町を定めとす。其の人壻を以て解官し、及び致仕する時は、半を減じて之を給す。此の外別に博士職田あり、在外諸司

職分田・郡司職分田・軍毅職分田等あり。『田令集解』によれば、是等を以て不輸租となせども、今は元慶六年九月の條引く所の式文により、又『主稅式』不輸租田の列に加へざるに從ふ。功田は國家に勳功あるものに賜ふ所にして、大功は之を世襲せしめ、上功は三世に傳へ、中功は二世に傳へ、下功は子に傳へしむ。而して大功に與へたるものは、謀叛以上の重罪、上功以下は八虐以上の重罪にあらざれば之を沒官することなし。墾田は已に前項に於て述べたるが如し。

ニ　測地の制　孝德天皇の大化二年田地の制を定め、始めて町・段・歩の稱を用ふ。高麗尺の方五尺を以て一歩とし、田の長さ三十歩廣さ十二歩即ち三百六十歩を以て一段とし、十段即ち三千六百歩を以て一町とす。一段は以前の五十代の地に同じ。次で白雉三年正月、「凡田長三十歩爲段、十段爲町」といふこと見えたり、この文長さありて廣さなく、其の義明ならずと雖も、持統天皇の六年九月使を諸國に遣し、町段を定めしことあると、令前租法の稱あるとに合せ考ふれば、この頃制度の改正行はれしなるべく、『田令集解』古記に、「田長三十歩廣十二歩爲段即段積三百六十歩、更改段積爲二百五十歩、重複改爲三百六十歩」とあるによれば、歩積を高麗尺の方六尺に改め、其の二百五十歩を一段とせしが如し。「大寶令」制定の時に至り再び大化の制に復し、令大尺（唐大尺の一尺二寸にして高麗尺に同じ）の方五尺を以て一歩とし、其の三百六十歩を以て一段とし、十段を以て一町とせり、次で赤元明天皇和銅六年地を廢ろには令大尺を廢し、令小尺（即唐大尺）を用ふることとし、方六尺を以て一歩とせり。かくの如く前後屢〻尺度の改正ありしと雖も、其の歩積に至りては毫も差なかりしなり。かくてこの和銅の制は永く行はれて、天正文祿の改革に至るまで變更なかりしなり。されど其の間莊園盛に起り、又職田少からず、或は慶賞の伸縮なき能はず、田制も亦毫釐なきを保せずと雖も、其の大率に至りては大なる差あることなし（「町・段」の題下參照）。

又當時條里坪の制ありて土地を區劃せり。一町の積即ち方六十歩を一坪といひ、この三十六坪即ち方六町の地を一里とし、里を西より計つて東に至り、三十六里以て限りとす。一里内の坪並は東北の隅より計つて南に至ること六坪にして西に折れ、更に計つて北に至ること六坪かくの如くすること六返にして計つて西北の隅に終る。但しこの制は大體の定めにして、『拾芥錄』にも「可隨國例」とあるが如く、土地の形勢によりて、必しも一定せざりしなり。然れども條里縱横相貫き、條里各次序あり、里内坪並又次第あるは、いづれも同じきを以て、某地を指示するに、何條何里何坪と云へり（「條里」の題下參照）。

ホ　班田制度の廢頹　大化改新の主眼たる班田收授の制たる前に述べしが如く、土地の永世所有を許さず、永實を禁ずるの制にして、兼併の弊を防ぎ、人民資產の不平均をして甚しきに至らしめず、理論の上に於ては、頗る賞讃すべきものなれども、かかる班田の法は人口稀疎にして、田地餘ある時に當り、慣習の力によりて、村落團體の小範圍内に於て、人民協議の下に行ふべきが如き場合には、よくその法を永續せしむるを得べしと雖も、官司之が實施の任に當り、法令の規定により精密なる形式の下に、之を行はんとせば、其の手數極て繁雜にして且奸詐常に起り易く、之を嚴密且精確に永く實行する事は、至て困難なる事に屬す。されば一時は全國に亘りて大略其の施行を見しが如しと雖も、漸くにして法令の如くには行はれず、後には畿内の地にして尚五十年の久しき間、班田の事なしといふが如き場合あるに至り、終に王朝の末に至りては班田の事全く絕みて口分田は各戸の世襲家產の如き姿となるに至れり。是れ我が國土地制度の歷史に於て最も注目すべき現象たり。而してこの班田制度の廢頹と相待ちて土地世襲相傳の狀態を顯致したるものは、實に墾田の增加及び莊園の發達なり。一度び墾田永世私有の令出づるや、資產あるものは競ひて開墾をなせしかば、墾田は著しく增加し、土地公有制度に一大打擊を與へしのみならず、延いて莊園の發達を促し、社寺權門勢家の莊園目を逐うて增加し、人民亦漸く國衙の徵徭を避け、又他の侵略を防がんが爲めに、自己の地を社寺權門に寄せ、その名を借りて地利を收むること行はれしかば、その莊園は益增大するに至り、終には莊園の地は、國衙の管する所よりも廣きに及び、土地公有制度を根柢より覆したり（「莊園」・「班田」の題下參照）。

ヘ　近古　土地の狀況　源頼朝の武家政治を開き、封建制度を布くに及びて、これらの莊園を次第に封地と化し去れるは、頗る注目すべきことに屬す。初め源頼朝は平氏を滅し、後、奏經等の逃竄を機とし、大江廣元の計を用ひて、朝廷に奏請し、諸國平均に守護を置き、且つ地頭を任じて莊園の監察に當らしめたり。爾來守護は刑事裁判權を收め、地頭は、初めに於ては收稅の任に當り定額の租稅を本家領家に納め、自ら亦一定の得分を收納するに過ぎざりしも、幾くもなくして其の權力を擴張して、裁判權に及ぶに至る。かくて多くの莊園に於て裁判權が武家人たる地頭の手に移れるを以て、莊園の大部分は封地と化し了るに至れり。されど尙鎌倉時代にありては、領家は地頭と對立して其の地歩を保ちたりしが、南北朝の亂を經て、

土地制度(日本)

土地制度(日本)

土地制度(日本)

土地制度(日本)

なり、以て維新に及べり（「檢地」の項下參照）。

尙土地賣買の制に關しては、其の項下に述ぶる所あり、宜しく參照すべし。

【參考書】『大日本史』『食貨志四、十四・『田制私考』・『田制篇』・『大日本不動產法沿革史』・『大日本租稅志』卷一—十七・『古事類苑』政治部二、四等。（芝　葛盛）

八【臺灣】一　沿革　臺灣全島が淸國の版圖に屬したるは、康熙二十三年のことにして、今を距る二百餘年に過ぎずと雖も、南部臺灣の地は明の天啓年間既に和蘭人の占據する所と爲り、又北部臺灣の地は西班牙人の占據する所と爲り、次で鄭氏の時代と爲り、幾多の變遷を經たるものなるが故に、其の土地制度は一概を以て論ずることを得ず、因て左の數段に分ちて其の概要を說かん。

イ　蘭人の制　蘭人占據以前のことは記錄に乏しきを以て、之を詳にするに由なきも、蘭淸人の傳ふる材料に依れば、蕃族各處に散在し、各社を結びて部落的生活を爲し、耕作と漁獵とを以て業と爲したることは明らかなり。故に和蘭人の臺灣を占領するや、專ら蕃人懷柔の策を講じたることも、亦其の記錄の證明する所なり。

尙ほ和蘭人の臺灣占據の由來に付きて一言せんに、和蘭人は夙に通商航海の術に長じ、西曆一五七九年西班牙の羈絆を脫して、共和國を創設するや、專ら航海殖民の業を奬勵し、就中東洋占略は、其の特に腐心せし所なり。此に於てか其の機關として和蘭東印度會社なるものを設立せり。時に西曆一六〇二年なりき。其の臺灣澎湖島を發見したるは、西曆一六〇三年にして、實に該會社設立の翌年なりき。然れども當時は明軍の爲に擊退せられ、其の目的を達せざりしも、更に一六二二年再び澎湖島を襲ひ、媾和の結果南部臺灣の占據を聽されたり。時に一六二四年にして、我が寬永元年、明の天啓四年なりき。

和蘭人の殖民主義は、所謂商業殖民主義にして、貿易上の利益を獲得するに在りと雖も、臺灣に於ては貿易を第二に置き、特に土地の開墾と農業の奬勵とに重きを置きたり。然るに當時は既に一言したるが如く、蕃社各地に結合せられ、其の反抗頗る强烈なりしを以て、種々の方策を案出し、漸く之を懷柔して移住軍人の居住地を求め、更に農具一切を貸與して拓殖の事業に著手することを得たり。

蘭人の土地制度中特に顯著なるものは、所謂蘭人の王田なり。今其の王田の概要を述べんに、蘭人は一方に於て蕃人を懷柔して、開墾地域を擴張すると共に、更に他方に於ては支那移民を利用して、之を官佃（官の小作人）と爲し、佃十家を以て一結（一組）とし、其の十家中より有力なる者を選びて、之を小結首（一組の長）とし、之を以て順次佃人を指揮監督せしめ、又數結の小結首中より最も勢力ある者を選びて大結首（全組合の長）とし、之を以て順次佃人を指揮監督せしめ、墾成の後は之を王田に編入すると共に、兼ねて佃開墾の貸錢に徵し、其の耕作田園の地域を酌定し、之に耕牛・農具・野種等を給與して耕作せしめ、年々一定の官租（官に納むる租穀）を納めしむるの方法なり。

蘭人が小結大結の制を設けたるは、墾耕を督勵すると共に、更に一方に於ては、教育事業に留意し、種々の學校を建て會堂を設け、頗る移民及び土番の敎化に務めたり。現に熟蕃の部落には乾隆嘉慶當時に蘭馬字を以て綴られたる契字の存するに徵するも、其の感化の深かりしことを想察するに足るべし。

尙ほ其の土地の等則及び其の拓殖區域に就きて按ずるに、蘭人は十畝を以て一甲と爲し、其の等則を上中下の三級に分ちて官租を徵收したる事は、『臺灣府誌』等に「蕃自紅夷至盛。就三甲土遺民。令三之耕レ田輸ロ租。以受種十畝之地一名爲二一甲一。分二別上中下則一徵レ粟。共跋塘堤圳修築之費。耕牛農具野種皆紅夷資給。故名曰二王田一。亦猶二中土之人一。受レ田耕種。而納二租於田主之義一。非二民自世二其業一。而按レ畝輸ロ稅也。」とあるに依りて知るべし。尙ほ其の詳細は地租率の部に至りて記述すべきを以て玆に略す。更に拓殖の區域に就きて看るに、現今の臺南を中心として其の附近に散居したる各蕃社に及び、北は現今の淸狸・茄拔・新港・大木港に及び、南は阿公店附近に及びたることは、其の遺業の今に存するに依りて知るに足るなり。

ロ　鄭氏の制　臺灣の建築に敷綻の多きは鄭氏にして、又臺灣の歷史に物の哀れを留めたるも鄭氏なり。鄭氏の和蘭人を驅逐して臺灣に據るや、臺灣を改めて東都と稱し、和蘭人の「セーランデウ」城を安平鎭と改め、「プロヴィテンチャ」城を承天府と改め、北路一帶を天興縣と稱し、南路一帶を萬年縣と稱し、卽ち全島を四區に分ち、一方に於ては回天の偉業を遂策し、他方に於ては拓殖開墾の事業を經營し、以て富强の基礎を立てたり。故に鄭氏の開拓方針は、和蘭人の殖民主義と相反し、軍國屯田の主義を採りたり。臺灣占領の當時其の部下を會して宣言したる一節に曰く、（『臺灣外記』所載）

「大凡そ國家を治むるには食を以て先と爲す。苟も家に

食なければ親、父子夫婦の如しと雖も、亦以て其の家を和し難し。苟も國に食なければ、忠臣愛國の士ありと雖も、亦以て其の國を治め難し。今や上は皇天の垂庇に託し、下は諸君の力に賴りて此の土を有することを得。然るに之を食する者衆く、之を作る者寡し。倘し餉一たび匱しきを告げんか、師宿飽せず。其れ邦を興し國を固くせんとするも、恐くは亦難からん。故に昨日躬親ら踏勘捺畫して情形細かに觀る、土地甚だ是れ膏腴なり。當さに兵を農に寓するの法に倣ふべし。庶くば餉匱しきことなきを得ん。兵多く糧足り、然る後に靈隊を觀て進取せんと（以上鄭成功の宣言）。黃安曰く、礮を開き土を闢きて業を萬世に垂れること、諸將自ら當さに唯々たるべし。但だ兵を農に寓せんと欲するの法如何、願くば指示を請はんと（以上鄭氏部下の將黃安の言）。功曰く、古者人を屬りて田を授け、田を屬りて賦を取りたり。商鞅に至り變じて井田を爲すと雖も（商鞅は井田を變じて阡陌の制を作る、姑く疑を存す）亦是れ九一の法にして兵民分つことなかりき。秦に至るに及びて井田を廢し兵民殆ど分れ、民は轉輸に任し兵は征戰に任す。後漢唐宋元、履年征戰、兵甲番來、繇餉の者は徒らに屋を仰ぐことを爲す。故に善く將たる者は屯を興して以て兵を富ますことを得ず。諸葛の斜谷に屯し、司馬の淮南に屯し、姜維の漢中に屯し、杜預の襄陽に屯す。悉く是れ兩敵相對し轉運難れ難く、士に飢色あるを恐るるなり。故に兵を農に寓して以て敵に備ふ。太祖の衞安軍を設くるは、乃ち天下已に平ぎ虛糜空乏を恐るるなり。故に農と爲る者七、兵と爲る者三、農に寓して以て兵を發す、故なきにあらざるなり。今臺灣卽ち開創の地、海濱に僻處すと雖も、安ぞ敢て戰を忘れん。暫く兵を設し勇、侍衞の二旅を留め、以て安平鎭、承天の二處を守り、其の餘の諸鎭は

鎭を按じて地を分ち、地を按じて開墾し、日に什一を以てする者は瞻望し、相連りて接應し、輪流造更す。是れ間丁なく亦逸民なく、竹を揮みて社を爲し、茅を斬りて屋を爲し、生牛を圍みて之に敎ふるに墾を以てと。是れ其の開拓の方針を示せるものにして、卽ち軍國屯田主義を採れることを明らかなり。然れども鄭氏は其の本國の制に倣ひ、官田・私田の制を設けて國利民福の道を講じたり。故に官田・私田・屯田の三種に分ちて其の概要を說述せんとす。

甲　官田　官田は官有の土地にして、明の官田に擬すと雖も、當時既に蘭人に依りて開かれたる王田あり。官田と王田とは其の性質略ぼ同樣なるが故に、鄭氏は王田を以て官田と改命したるに過ぎず、「諸羅雜識」に「及三鄭氏攻取二其地一。向之王田皆爲二官田一。耕田之人皆爲二官佃一。輸租之法。一如二其舊一」とあるは、其の證左なりとす。尙ほ其の田園の等別の如きも、蘭人の王田と同じく上中下三則に分ちたること、同書に「其法亦分二上中下三則一。所レ用官斗。較二中土倉斛一。每年偏八升。且其土性浮鬆。三年後。則力薄收少。人多棄二其舊業一。另耕二他地一。故三年一丈丈。國二其所一棄。而增二其新墾一。以爲二定法一」とあるに徵して知るべきなり。**乙　私田**　私田は叨の私田に取るものにして、蘭人時代にはなき所なり。鄭氏は之を宗族及び文武官吏に分給して、其の養廉の資に充てしめたり。然れども是れ亦其の等級を上中下の三則に分ち、各佃人を招きて耕作せしめ、佃人より一定の小作料を徵收し、其の中より公課を抽きて官に納めしめたる事は、前揭『雜識』の記事は、官私兩田に關するのみならず、其の前項に「鄭氏宗黨及文武爲官。與二士庶之有力者一招レ佃耕墾。自收二其租一。而納二課於官一。名曰二私田一。卽仍册所レ開文武官田也」とあるに依りて推知すべきなり。尙ほ其の文中に「與二士庶之有力者一」云々とあるに依れば、紳士富豪の如きも私田の發給を受けたるものと思惟せらる。蓋し此の點は其の本國の制度と異なる所なきなり。**丙　屯田**　鄭氏の屯田は一に營盤田と稱し、鎭營に在職する兵役に分給し、其の業廉及び口糧に充てしめたるなり。是れ亦其の本國の制に擬す亦勿論なるも、『雜識』に（上略）「其餘鎭營之兵。就二所レ駐之地一。自耕自給。名曰二營盤一」とあるに依れば、鄭氏は鎭營駐屯の兵員に對し、任意に其の附近の土地を墾耕せしめ、之を其の所有に歸せしめたるものにして、無稅の如くなるも、同書載する所の鄭氏屯田の宣言には、「三年開墾。然後定其上中下則。以立二賦稅一」とあるに依れば、屯田に在りても開墾三年後には、私田と同じく其の地質及び收穫の如何を査察して、上中下の三級に區別し、一定の地租を上納せしめたるものとす。

ハ　淸國の制　淸國政府は蘭鄭時代よりの土地制度を革除し、所有田園を擧りて悉く之を民業と爲したり。『諸羅雜識』に「及二皇命後一。官私田園。悉爲二民業一。酌二減荷額一。按レ則自徵。既以二僞產一歸二之於民一。而稍減二其額一。以便二輸將一。誠聖朝寬大之恩也。」とあるは、之を示せるものとす。然れども未だ民業に歸せしめ難き土地は、之を國有として保留し、開墾出願者あるときは之を下渡したるなり。故に淸國時代の土地は、**甲**　普通の民業に屬する土地、**乙**　蓄社又は蓄丁（蓄社とは蓄人の部落、蓄丁とは其の箇人）に屬する土地、**丙**　國有に屬する土地の三種に區別することを得べし。

蓋し淸國政府が大英斷を以て、官田・私田・屯田を廢し、總て之を民業に歸せしめたるは、拓殖開墾を以て新領土經營の急務と爲すと共に、之を民業に歸するを以て、

純粹の農民を誘導し開拓を奬勵する最良の策と爲したるに因るべし。然れども此の英斷を決行するに至りたるは、康熙末年以後のことにして、最初は臺灣を好究遺逸の淵藪と爲すを慮れ、閩人の潛渡を懼し粤人の渡臺を禁じ、官吏以外の者は家族を携伴し、若しくは之を招致することを許さず、殆ど海禁令を布ける有樣なりき。然るに康熙末年以後に及びては、清人の移住する者到る處に群を成すに至り、此の禁令は自然有名無實と爲り、政府も其の效果なきを悟り、雍正十年に於て家族携伴の禁令を解きたり。然れども尙ほ當時は無賴浮浪の徒の渡來多かりしを以て、乾隆五年再び其の禁令を布き、其の後或は解き或は布き、殆ど朝令暮改の有樣なりしが、乾隆二十五年に至り福建巡撫吳士功の奏議に基き、全く其の禁を解くこととなれり。其の奏議内に、「民は土著鮮ければ輕去の思あり、人は室家あれば久安の計を爲す。乃ち奸民の偸渡を禁ぜんが爲に、良民の家族を携ふることを禁ずるは、時宜に適するものにあらず」云々とあるは、頗る適切なる言議と謂ふべし。嗣後政府に於ても良民の移住を歡迎することとなり、終に此の英斷に出づるに至りたるものと思惟せらる。

然れども土地の等級を上中下の三則に分ち、等級を按じて地租を徵收したる等の點に付きては、蘭鄭時代と大差あることなし。唯だ當初恩を示すの必要に基き、後來の租額を酌減したるに過ぎず。尙ほ地租に付きては、末項に至りて叙述すべきを以て、玆に之を贅せず。要するに清國政府が臺灣の土地に對し、其の本國の制度に依らず、總て之を民田と爲したるの一事は、未曾有の一大變革にして、此より臺灣の土地には種々なる特殊の慣習を釀成するに至れり。大租小租の關係の如きは、其の顯著なるものとす（大租・小租の關係は「大租小租」の題下に詳說せり就いて見よ）。

土地の名目　臺灣に於ける耕地は、田と園とに大別するを例とす。而して田とは其の字解に「有二陂塘一貯水者」とあるも、臺灣に於ては必しも然らず、雨水及び湧水に依りて灌漑し、米粟を收穫するものは、總て之を田と稱す。但し水利の便否に由りて其の稱呼を異にすることあり、例せば引水灌漑の便あるものは、之を水田又は種水田と稱し、引水灌漑の便なきものは、之を看天田と稱するの類なり。看天田とは每年雨期を利用して稻苗を爲すものにして、臺灣の田は概して之に屬す。園とは其の字解に「早種者」とあるも、是れ赤米粟以外の雜物を生ずる土地は、總て之を園又は宅と稱するを例とす。園には特殊の稱呼なきも、其の植付の物名を附し、菜園・檳榔宅、又は蔗寮宅と稱するを例とす。

尙ほ其の所有者の如何に由りて名稱を區別し、蔣地・非蔣地・官地・民地と爲す。蔣地とは生蕃の占有に係る土地を總稱し、非蔣地とは蔣地に屬せざる土地を總稱し、民地とは私人に於て耕作の目的を以て墾成したるものの中には、普通の官地とは官有の土地を總稱し、民地とは私人に於て耕種管業の權利を有する土地を總稱す。而して此に蔣地・非蔣地、又は官地・民地と稱するものの中には、普通の田園以外に種々の土地を含む。例せば魚塭・鹽埕・港・潭・蓮滬の如き是れなり。此等は古來法制上認むる所の地目にして、即ち法律の擬制に依る土地なり。尙ほ此の外慣習上認むる所の地目少からず。厝地・海埔・溪埔・墳墓・牧場・塘圳の如き是れなり。此等は清國時代に於ては法制上の地目に加へず、單に慣習上の地目として民間の慣例に一任したるも、我が領臺後、臺灣地積規則及び地租規則の施行せらるるに及びては、慣習上の地目を變じて法制上の地目と爲したるもの少からず、從て其の名稱を變改せるもの亦之なきにあらず、海埔及び溪埔を改めて浮洲と爲したるが如きは其の一例なり（明治三十二年律令第二十五號）。

三　地積　臺灣の土地測量法に於ては、閩人時代より一甲を以て單位とし、地租・大租及び小租の如きも、皆一甲に付きて其の率を定むるを例とす。一甲とは戈を以て量るものにして、一丈二尺五寸を以て一戈とし、二十五戈平方即ち周圍一百戈を以て一甲とす。支那本國の制は、弓を以て量るものにして、六尺を一弓とし二百四十弓を以て一畝と爲す。故に一甲を支那本土の畝數に換算するときは十一畝三分一厘に當り、我が段別に比較すれば一町弱に當るべし。清國に於ても我初は甲を以て單位と爲し、蔣制を襲用せしが、雍正九年地租輕減の上諭を發するに當り、同七年以後の開墾に係る田園は、支那本土の制に則とり、甲を改めて畝と爲すと共に、一甲を十一畝に換算して課稅すべきものとし、更に六尺を一弓とし、二百四十弓を一畝と定めたり。蓋し六尺を一弓とし二百四十弓を一畝とすれば、一甲は十一畝三〇九に當る。然るに之を十一畝と爲したるは其の端數を省きたるものなり。

尙ほ劉銘傳の土地清丈のときも、甲を改めて畝と爲すことを命じたるも、民間に於ては稍慣に依るを便とし、依然甲を以て測量し、又畝と稱せずして甲と稱すること古今一樣なり。故に我が領臺後に於ても甲を單位とし、明治二十四年法律第三號度量衡法の規定に從ひて、其の尺度一丈三尺を以て一戈とし、二十五戈平方を一甲とし、一甲の十分の一を分とし、以下十進法に依り厘毫絲と稱す。現に明治三十二年より同三十七年に亘りて行ひたる臺灣土地清丈の時に於ても之に據りて測量し、租率を定めたるなり。

四　地租　臺灣に於ける土地の負擔には、地租の外大租小租等種々の名目あるも、玆には專ら地租即ち正

供に付きて、蘭鄭以來の變遷を叙述すべし。

イ　蘭人及び鄭氏時代の地租　蘭人及び鄭氏時代に於ても、耕地を大別して田と園との二目とし、其の等級を上中下の三則に分ちて地租を課したることは、既に述べたる所なり。今其の稅率に就きて按ずるに、清國領臺當時、諸羅縣（今の嘉義）知縣季麒光の覆議の一節に左の如く記す（『福建通志』所載）。

（一）官佃田園九千七百八十二甲八分九厘零。上則田。每甲徵粟一十八石。園每甲徵粟一十二斗。中則田。每甲徵粟一十五石六斗。園每甲徵粟八石一斗。下則田。每甲徵粟十石二斗。園每甲徵粟五石四斗。云々。（二）文武官田園二萬二百七十一甲八分四厘。內上則田。每甲徵粟三石六斗。園每甲徵粟二石二斗四升。中則田。每甲徵粟三石一斗二升。園每甲徵粟一石六斗二升。下則田。每甲徵粟二石零四升。園每甲徵粟一石零八升。云々。（三）番官佃田園。牛具埤圳。官給官業。令佃耕種。文武官田園、自備二牛種。與佃分收。止完二正供。今盡歸二民業一。自富二例均勻一。況當日田荒則豁之。民死則蠲之。佃有二缺乏一則借二貸之一。著著爲二定例一。則田有二荒熟一。人有二存亡一。而課無二增減一。民力何堪。（四）邊議。上則田。每甲徵粟八石八斗。園每甲徵粟五石。中則田。每甲徵粟七石四斗。園每甲徵粟四石。下則田。每甲徵粟五石五斗。園每甲徵粟二石四斗。云々。

前二項は主として鄭氏時代に於ける田園の租率を擧げたるものなれども、第一項の官佃田園は、蘭人の王田制を採用したるものなるが故に、蘭鄭兩時代の租率と看て不可なかるべし。果して然らば蘭人の王田、鄭氏の官田租率は左の如きものと知るべし。

（一）王田及び官田園の租率

上則田	一甲租率	十	八	石
中則田	一甲租率	十	五	石
中則田	一甲租率	十	六	石
下則田	一甲租率	十	二	石
上則園	一甲租率	十	石	二斗
中則園	一甲租率	八	石	一斗
下則園	一甲租率	五	石	四斗
下則田	一甲租率	十	二	石二斗
上則園	一甲租率	十	石	二斗
中則園	一甲租率	七	石	四斗
下則園	一甲租率	五	石	五斗
上則田	一甲租率	三	石	六斗
中則田	一甲租率	三	石	一斗二升
下則田	一甲租率	二	石	零四升
上則園	一甲租率	二	石	二斗四升
中則園	一甲租率	一	石	六斗二升
下則園	一甲租率	一	石	零八升

（二）文武官田園の租率

上則田	一甲租率	八	石	八斗
中則田	一甲租率	七	石	四斗
下則田	一甲租率	五	石	五斗
上則園	一甲租率	五	石	
中則園	一甲租率	四	石	
下則園	一甲租率	二	石	四斗

鄭氏時代の道斗一斗は、我が量制に換算するときは、我が九石四斗八升六合、其の官田園と文武官田園との租率殆ど五と一との差ありて、甚だ權衡を失するの觀あるは、一見怪むべきが如しと雖も、官田園は卽ち官有の田園にして、其の個人は純然たる官の小作人なり。故に開墾の費用も後に於ても農具種子一切官より給せられ、成墾後に於ても支辦せられ、本人は唯だ勞力を以て耕作に從事するに過ぎず。從て其の收穫の大部分を官に納むべきは當然の理なり。而して文武官田園は、蘭人の王田及び鄭氏の官田園と其の性質を同うするものなるが故に、其の官田園上則田の十八升六合となるべし、以下之に準じ官田園との租率殆ど五と一との割合を以て租率と爲したるが如し。

ロ　清國時代の租率　清國領臺後の租率は屢次變更あり、一概を以て論ずることを得ず。先づ其の最初の租率より述べんに、清國は既に述べたるが如く鄭氏時代の官田・私田・厝田を撤して、總て之を民業と爲すと共に、一律を以て租率を定めたるものにして、之を官田に比すれば數等の減率なるも、之を文武官の私田に比すれば、凡そ二倍强の增率と爲れり。左に掲ぐるものは其の領臺後以降乾隆九年までの租率なり。

上則田	一甲租率	八	石	八斗
中則田	一甲租率	七	石	四斗
下則田	一甲租率	五	石	五斗
上則園	一甲租率	五	石	
中則園	一甲租率	四	石	
下則園	一甲租率	二	石	四斗

『清賦一班』には無稅の如く記するも『臺灣事情』には鄭成功善墾の制を布くに當り「將二十分之三一以爲二正供一云々の命を下せることを記す。此に依りて觀れば、收穫の三分の一を以て租率と爲したるが如し。

『清賦一班』には無稅の如く記するも『臺灣事情』には鄭成功善墾の制を布くに當り「將二十分之三一以爲二正供一云々の命を下せることを記す。此に依りて觀れば、收穫の三分の一を以て租率と爲したるが如し。

爲したり。然るに乾隆九年に及びては、增率の上諭を發すると同時に、多少開墾に制限を加ふるに至れり。其の概要を列叙すれば左の如し。

(イ)雍正七年以前に開墾せられたる田園は、既に一定の租率あるを以て、之に準據すべきこと。(ロ)雍正七年より乾隆九年までに開墾したる田園は、從前の如く雍正帝の上諭に從ひ下則田園の租率を賦課すべきこと。(ハ)乾隆九年以後に墾成すべき田園は、同安則例に照して上中下の三則に區別して征收すべきこと。

此に依りて觀れば、雍正七年以前の開墾に係るものは從前の租率に引上げて賦課し、雍正七年以降乾隆九年までに開墾したる田園は、雍正帝の定率に從ふべきものとし、乾隆九年以後に墾成すべき田園は、上中下の三則に區別し、等級を拔じて適宜に賦課すべきものと爲したるものなり。蓋し雍正帝の減率は、一律を以て下則田園の租率を課することと爲したるものと思惟せらる。故に乾隆九年以後の墾成地は、上中下の三則に區別して賦課することに改正したるなり。此の定例は嘉慶・道光・咸豐・同治を經て光緒十四年に至る約一百五十年間の久しきに亘りて準用せられたるものなり。

降りて劉銘傳の巡撫時代に及びては、察灣土地調査の部に記述せるが如く根本的土地清丈を行ひ、土地の等級を(一)上田・(二)中田、(三)下田、(四)下下田の四級に分ち、又其の租稅を(一)正耕、(二)補水、(三)平餘の三目に分ち、更に舊來の甲を改めて畝と爲し、一甲を以て十一畝と爲したり、蓋し甲を以て十一畝と爲すは、雍正帝に始まると雖も、民間に於ては依然甲制を用ひたるが故に、更に之を勵行したるに外ならず。尙ほ租稅の如きも穀納を改めて銀納と爲したり、但し穀納を銀納に改めたることも、劉銘傳に始まるにはあらざれども、亦之を勵行したるものとす。

劉銘傳の改正租率は、一畝を單位とし之に正耗銀・補水銀・平餘銀の三稅を附し、地租征銀の率を定めたるものにして、一畝の征銀を十一倍して一甲の租額を示すを法とす。其の租率は劉銘傳の改正證示に開列せるも、一讀を以て解し難き點あるを以て、其の各則田園の最後に示せる每甲定征銀に付きて、一甲の租額を示さん。

上田	一甲租額	三兩零八分五厘六毫一絲	
中田	一甲租額	二兩五錢二分三厘五毫一絲	
下田	一甲租額	二兩零八分零五毫四絲	
下下田	一甲租額	一兩六錢六分四厘四毫三絲二忽	

其の第六條に於て田及び畑に對する等則及び租率を改定し、嗣後此に依りて地租を徵收すべきものと爲したり。其の規定に依れば、土地を大別して田と畑とに分ち、兩者共に其の等級を一則より十則に區別し、其の等級に應じて地租を賦課するものにして、其の一甲一箇年の租率は左の如し。

(一)田

一則田	一甲租率	金十七圓八十錢
二則田	一甲租率	金十五圓六十錢
三則田	一甲租率	金十二圓八十錢
四則田	一甲租率	金十圓九十錢
五則田	一甲租率	金八圓六十錢
六則田	一甲租率	金七圓
七則田	一甲租率	金五圓六十錢
八則田	一甲租率	金四圓
九則田	一甲租率	金三圓十錢
十則田	一甲租率	金一圓五十錢

(二)畑

一則畑	一甲租率	金十三圓
二則畑	一甲租率	金十一圓
三則畑	一甲租率	金八圓六十錢
四則畑	一甲租率	金七圓三十錢
五則畑	一甲租率	金五圓七十錢
六則畑	一甲租率	金四圓六十錢
七則畑	一甲租率	金三圓四十錢
八則畑	一甲租率	金二圓六十錢

九則畑	一甲租率	金一圓六十錢	
十則畑	一甲租率	金六十錢	

前顯の租率を一見すれば、田畑ともに五則以上の租率と五則以下の租率とは、非常の差異ありと雖も、臺灣の土地には、既に地目の部に舉げたるが如く、種々なる土地を含み、其の收穫の如きも、雲泥の差あるが故に、此の區別を附したるものとす。又從前の租率に比し、甚だしき增額の觀あるも、土地調査の結果、百數十年來、紛糾を極め、徒らに純粹の農民を苦めたる大租權を買收して、小租戶の負擔を輕からしむると同時に、順次、佃人の重荷を解かしめたるを以て、其の實際上の負擔は、決して重きに過ぐることなし。殊に田畑の等級を定むるには、地質及び灌漑の便否に徵し、又これを實際の收穫に照して、酌定するものなるが故に、純粹の農民に於ては、何等痛痒を感ぜざるを事實とす。

（東川德治）

九【琉球】

琉球諸島、卽ち沖繩縣に於ては、近頃迄一種特別なる土地制度存在したり、其の土地制度は舊藩以來の慣習に因由し、頗る錯雜せるものにして、土地の名目も種々なるものありしが、要するに琉球に於ては至て近き頃まで、團體の共同所持として割替を行ひ、賣買讓與を禁ずる田地と、一個人の單獨所有にして賣買讓與自由なる田地と相並びて存在し、而して耕地の大部分は前の種類に屬したるなり。

最も土地所有の狀態は沖繩本島と兩先島、卽ち宮古島、八重山島とにては互に相同じからざるものありしが、專ら沖繩本島に就きて之をいへば、田畑共に其の大部分は百姓地と稱して村の共同所持に屬し、或る年限每に割替を行ひて之を村民に班給したるものとす、割替は各村に於て村內法の規定により行へるものにして、地割卽ち割替の方法は、舊來特別の場合の外、政府命令を下して之に干涉することなく、一に各村の便宜に放任したり、故に其の慣習は村によりて異り一定せざりしかど、大抵一村の百姓地を先づ五十とか百とかいふ一定數の部分に分ち、而して之をそれ〳〵（ヒトヅ）各戶に割當てたるものにして、其の一々の部分を一地と稱せり、一地は何れも通例上中下各等の地を適當に組合はせたるものにして、其の面積は村により著しく廣狹ありしといふ、割替を行ふ期限も場所により樣々なりしが、凡そ四五年乃至三十ケ年に一回之を行へるものなり。

前段に於て百姓地は村の共同所持に屬すと申し置きたれども、更に一層精細に之をいふときは、百姓地は原則として村の地人の團體の共同所持に屬せるものといふべし、沖繩の間切に於てはもと人民に地人と居住人との區別あり、地人とは間切舊來の住民にして、居住人とは他より其の間切に寄留移住したるものをいふ、居住人は通例地割に當り配當に預る權利なく、配當を受くるは地人に限れり、最も例外の場合もなきに非ざりしかど原則としては先づ右の如し。地人は總て均一の口數を標準とし、或は其の家の貧富等をも斟酌して、分配に差等を附し、主として貢租の負擔力多きものに多くの土地を與へたるものの如し、故に每戶必ずしも一地宛を受くるとは限らず、或は二地を受くるものあり、或は又一地の或る分數例へば二分五厘を受くるもあり、又例外の場合として、地人なるも貧困にして租稅の負擔力なきより全く地割を受けざるものもありしといふ（居住人は所謂浮掛、叶掛等の方法によりて土地を小作したり）。

百姓地は一切賣買を許さず、又質入書入と爲すことを禁じたり、然れども班給年期の間を限り、使用收益の權を賣買することはありしといふ、田地につきて有期限の使用收益權賣買は我が內地に於ても古來其の例ありしことなり。

百姓地の貢租はもと藩より各間切に之を賦課し、間切は更に之を各村に割り當て、村は更に之を地人に賦課し徵收したり、村內に於ける賦課徵收の方法は一に之を村に委したれば、各村區々なりしも、要するに村內の總地數に配賦し、各自持地の多寡に應じて徵收するを以て主なる原則としたるものなり、舊慣に據れば滯納者あるときは、其の所有の家財家畜を引揚げ、之を賣却して未納額に充て、殘餘あれば則ち本人に返付し、若し不足すれば妻子を賣却せしむるか、又は其の親戚をして之を辨償せしむ、倘ほ不足するときは、組をして之を辨償せしめ、組に於て辨償し得ざるときは、村をして償却せしめ、村にして其の義務を果す能はざるときは、間切其の責を負ひて完納すべき掟なりしといふ、罷縣後は村を以て納稅者と認めたり。

百姓地の外にもと或る身分、又は役目のものに屬せる土地あり、地頭地・「オエカ」地・「ノロクモイ」地等是なり、地頭地とは落札の時、間切諸地頭の領したる地をいふ、「オエカ」とは御役の義にして、「オエカ」地とは卽ち間切又は村の吏員等、公務を率じたるものの領したる地なり、「ノロクモイ」地とは一種の巫女の如きものに與へられたる土地にして、其の性質の上よりいへば一種の「オエカ」地なりとす、此等の土地は其の領有者、又は其の權利の承繼者に於て自作せるもあり、又他人に拾掛（小作）せしめたるもあり、又村持となりて百姓地と共に地割に加へられ、或は村より他人に小作せしめたるものもありしが如し。

個人の單獨所有に屬せるものは、那覇首里の屋敷地、及

墓地等の外、耕地にありては、所謂仕明地及請地なりとす、もと藩廳の許可を得て、山林原野を開墾し、又は海面を埋立て新に開發したる耕地は、其の開墾者の私有としたり、之を仕明地と稱す、仕明地に仕明知行地、及仕明請地の別あり、仕明知行地とは士族の開墾せるものをいひ、仕明請地とは平民の開墾せるものをいふ（村仕明地は同じく仕明地なるも村持にして地割に加へらるるなり）、次に往時農民疲弊し、人口減少し、舊來の百姓地を悉く耕作する能はざるの理由を以て、其の返納を藩廳に願ひ出でたる場合に於て、藩廳は之を一個人に附與し、永く其の私有とし、賣買讓與の權利を認許したることあり、此の如くにして生じたる私有地を請地と稱せり、又具志川（グシカー）・北谷（チャタン）の兩間切には拂請地と稱する私有地存在せしが、是れも請地と略ぼ同樣の原由より生じたるものなり。

以上讓述せる琉球の土地制度は、其の性質頗る彼の爪哇島に存在せるものなどと相類似せる所ありて、一般に土地制度の種々なる形態を研究せんと欲する者に向つて甚だ興味あるものなり、琉球に於ける土地定期割替の慣行は何時に起れるものなるか、之を詳にするを得ずと雖、享保十九年（西曆一七三四年）以前より存在したることは、俵孫一氏が引用せる同年の農務帳の一節に據りて明なり、而して私有の實を具へたる仕明地は其の性質上後に新に生じたる墾田に係り、共同所持の百姓地は琉球に於ける舊來の耕地なることは疑を容れず、と雖、舊來の耕地に就きて共同所持の狀態、定期割替の仕組が何れの時より始まれるかは、今遽かに之を推斷し難しとす、但し其の發生の原因に至つては、恐らくは租稅の負擔が村人の共同責任なりしこと、其の主なる因由なりしならんと思はるるなり。

大體に於て此の如き制度は、明治三十二年（西曆一八九九年）に土地整理法制定せらるる迄存在せしが、同年三月法律第五十九號を以て沖繩縣土地整理法發布せられ、是れより琉球に於ける村の百姓地・地頭地・「オエカ」地等にして從來其の村に於て地割せる土地は、地割に依り其の配當を受けたるもの、又は其の權利を承繼したるものの所有となり、此の如くにして共同所持、及定期割替の慣行は止むに至れり、但し舊法に於て「其の配當を受くべき者多數の協議に依り此の法律施行の日より一ケ年以内に地割替を爲すことを得」と規定し、當局者亦該法の實施に當り所有權確定を爲すに先きだち、公平を期する爲め、成るべく一度更に地割替を爲すことを奬勵したるを以て、島尻・中頭・國頭三郡の村落、合計四百九十三村の中、二百九十村に於ては、更に割替を行ひ、然る後各人の所有權を確定したりといふ（宮古・八重山は合計七十村中、地割替を行へるもの一村のみ、是れ思ふに沖繩本島と情況大に異れるに由るものならん）、かくて土地整理の事業は整理法發布後、凡そ五年にして、明治三十六年十月に至り全く完成を告げたり、『沖繩縣土地整理紀要』に曰く「夫れ斯の如く百姓地は地割に依り一般地人……之れが所有の權利を得、亦殆ど漏れたるものなし、而して居住人……特別性質の小作地（〇村より居住人に貸付したる一項但書に依り所有權を得るに至りたるを以て、本縣民は那覇及首里に於ける或一部少數のものを除く外殆ど土地を所有せざるものなく、即ち縣民悉く恒産を有するに至れり、是れ實に社會上最も好適なる狀況にして、自由經濟組織の今日幹旋に之を見るを得ざるの事例に屬す、故に苟も他の產業の發達せざる限り此好適なる狀況を持續せんことを圖るは、思ふに本縣將來に於ける施政上の一大方策たるべし」と。

【參考書】　戸水寛人「村邑共產制の稅法」（明治三十一年三月法律第五十九號を以て沖繩縣土地整理法制定せらるる迄存在せしが、同年發行「國家學會雜誌」第十二卷、第百三十三號）、內田銀藏「沖繩縣の土地制度」（同上）、俵孫一「沖繩縣の土地制度」（明治三十一年七月發行「國家學會雜誌」第十二卷、第百三十七號）、『沖繩縣土地整理紀要』、『明治三十六年十月刊）、『明治財政史』、細田德三原著、坂西由藏訂補『日本經濟史論』、四七—五一頁、吉田東伍編纂『大日本地名辭書續篇』第二、琉球之部（東恩納寬惇擔任）、土地制度の條、九一一五頁。　（內田銀藏）

土地增價稅（トチゾウカゼイ）

英 Land Increment Value Duty.

土地增價稅は早くより學者により奬說せられたるところの租稅なり、即ちアダム・スミスが其の『國富論』に於て「都市の土地賃貸料及び通常賃貸料は特別稅を負擔せしむべき最良の收益なり」と云ひたるは地價の差增額に課稅せんとしたるものなり。其後リカード・ミル是を繼承し、マーシャル又說くところあり、獨逸にありてはアグナーこれを唱道し、米國にありてはヘンリー、ヂョーヂ輩端に之を宣傳し、總ての稅源を土地に求めんとせり。又我國にありても明治維新以後學者にして土地增價稅の說をなせるものありしも、その實行を主張したるものは少かりき。而してその實際の主張として唱ひらるるに至りしは日淸戰爭前にあたり、東京商業會議所議員に諮議せられたるに始まる、同時に地方商業會議所にして贊成する者少からざりき。唯彼等の論議せるところのものは、其形式に於ては土地增價稅にあらざりしも、その實質は純然たる土地增價稅たりしなり。

さて土地增價稅とは如何なるものなるかといふに、土

地の偶然所得に賦課するの租稅なり、更に言ひ換ふれば土地所有者の勞力出費の加はるなしに、社會の發達進步により、又は其の土地所在の附近に起るところの偶然なる變化により生じたる土地價格の增加を稅源として賦課するところの租稅なり。如斯、土地增價稅には社會の發達進步、又は周圍事情の變化により、地價の增進するを要件となすものなり、而して地價增進に關する二三の例をあぐれば、獨逸・シャールロッテンベルヒ市は一八八六年に於てその市街敷地の價格四千四百萬馬克なりしが、一八九七年には二億馬克に增加せり。ハーレ市に於て、一八三〇年の地價を百とすれば、一八六九年には二百九十八に增加し、一八九五年には八百四十三に增加せり。又ドレスデンに於て一八七五年に約十九萬馬克なりし土地が一八九五年には五十八萬五千馬克に增加せり。加斯は獨り外國に於てのみ然るにあらずして、我が日本にありても同一なる現象を呈しつつあり。即ち「東京に於ける土地價格は、明治三十五年の平均見積り價格を百とすれば、三十九年には百四十二となり、四十一年には百九十二となり、四十三年には二百四十六となり、四十五年には二百九十二の割合となれり。最近比較的激變なく秩序的に上騰し來れる東京に比較し地價の土地に對する狂熱的騰貴を見たる大阪に於ては、同じく三十五年平均價格百に對して、四十年市內のみにて百三十一、郡部を合算して百四十七となれり、而して四十四年に至りて俄然市內のみの指數四百四十六となり、郡部を合算したる者は實に六百三となれり。豈に驚くべき激騰にあらずや。而して更に舊を辿りて明治十年頃の狀態を觀るに、東京の地價は三十五年の百に對し僅かに百分の六に止まりしを以て、四十五年の地價に比すれば百分の二弱にして約四十九分の一に當り、即ち東京の地價は明治四十五年に於て明治十年に比し四十九倍となれる勘定なり」（中略）。以上は專ら全體に就きての觀察なりと雖も、更に舊來の營業地即ち市の目拔と、住宅地新開地即ち山の手場末とを比較するに、金額に於て前者の騰貴は後者に勝るも、割合に於て後者の前者に勝ろや言ふまでもなし。例せば明治三十五年と同四十五年とを比較するに、市內の一等地たる室町邊に於ては坪二百五十圓、銀座邊百五十圓、神田小川町及び芝口邊七十圓の騰貴に對し、四谷左門町邊三十四圓、早稻田邊二十二圓餘、芝白金邊二十圓、本所諸地邊十五圓程度の騰貴なり。今騰貴の割合よりみれば、室町邊十七割弱、銀座邊九割弱の割合に過ぎざるに對し、四谷左門町邊二十二割、深川大工町三十二割、早稻田二十八割の增加歩合を示せり。尙此の關係は左の地價指數を見れば更に明瞭なるべし。

	明治三十年	明治三十五年	明治四十年	明治四十五年
日本橋	二四	一〇〇	一五六	二四三
京橋	二四	一〇〇	一五六	二四三
芝	七	一〇〇	一三七	二一二
下谷	四	一〇〇	一三三	二〇七
神田	五	一〇〇	一三〇	二〇五
本所	九	一〇〇	一三〇	二〇五
深川	五	一〇〇	一三〇	二〇五
淺草	五	一〇〇	一三〇	二〇五
本鄕	四	一〇〇	一三〇	二〇五
京橋	四	一〇〇	一三〇	二〇五
芝	四	一〇〇	一三〇	二〇五
下谷	五	一〇〇	一三〇	二〇五
神田	九	一〇〇	一三〇	二〇五
本所	五	一〇〇	一三〇	二〇五
深川	四	一〇〇	一三六	二一四
淺草	四	一〇〇	一三六	二一四
本鄕	五	一〇〇	一三六	二一四
麹町	三	一〇〇	一三六	二一四
牛込	四	一〇〇	一三六	二一四
四谷	三	一〇〇	一三六	二一四
麻布	三	一〇〇	一三〇	二〇五
小石川	三	一〇〇	一三〇	二〇五
赤坂	四	一〇〇	一三五	二一二
平均	六	一〇〇	一三〇	二〇五

（日本興業銀行の地價調査報告による）

以上は東京大阪兩市及び其の附近に於ける地價增進の趨勢を示したるものなり、而して如斯は二大都市以外の大小都市及び其の附近の村落、或は避寒避暑のため都人士の遊樂する海邊又は地方等にありても等しく見らるるところのものなり。唯、耕作地たる田畑の市街宅地又は別莊地等の如く地價の騰貴甚しからざるは事實なれども、尙、經濟社會の發達進步と共に騰貴しつつあるも亦自然の勢なり。既に地價の騰貴するは爭ふべからざるの趨勢なり。而して地租はこの地價なるものを課稅の標準となすものなるが故に、地價の騰貴はやがて租稅負擔の輕減となるものなり。於是、土地增價論は自然に起り來る。即ち土地所有者の勞力又は出費によることなしに、經濟社會の進步と共に自然に增加したるものなれば、增加したるだけの土地の價格は獨り土地所有者の專有すべきにあらず、社會共同生活のために提供すべきものなり。言ひ換ふれば、國家の公課を負擔すべき經濟力を得たるものなり。

如斯、理論上、土地增價稅は當然賦課すべきものなれども、これを實行する場合に種々の困難あるものなり、例へば土地所有者の屢〻移轉する場合に輒ち增稅の行はれて土地所有者必ずしも增課すべきにあらざる場合あり。地價增差額を改良費等を控除して明確に悉知するに困難なる場合あり、又地價の增進を査定するの困難と費用を要する大なるの恐れもあるなり。されば小林丑三

郎氏の其の著『財政學提要』に於て「國內偶然に土地移轉の事實起る毎に過去に遡りて其の土地の原地價を明確にしこれに爾來至當に要したる維持費、改良費及び普通の利子を加算し、此の合計を移轉時の現實價より控除し以て實際の差增利得を算出し、之を標準として賣主に賦課せざるべからず、平素土地に關する稅務及登記の完備せる國に非ずんば、事決して容易ならず、加ふるに此の制度は土地の移轉頻繁にして高低激甚なる都會に於てこそ數年の後各地の地價確定し、爾後の變化を測定すること易きに至り、且つ課稅の利益も少からざるべけん。然れども村落の土地に至りては永く同一人の手に所有せらるるもの多く、課稅の利益少きのみならず地價の差增を査定すること頗る至難なり」と云へるも實行の容易ならざるものこれあればなり。さて土地增價稅を賦課するにあたり實行上以上の如き困難あれども、之あるがためにこの好財源を棄つべきにあらず、於是、この困難をなるべく少ふして課稅せんとするは、財政の必要上已むを得ざるのことなりといふべし。而してこれを賦課するの方法に關して種々あれども大別して二となすを得べし。(一)土地賣買の時、現在の賣買價格と以前の賣買價格とを比較査定して、その間に差增價格ありたる場合にその差增額に課稅するはその一なり。(二)土地賣買の有無に關係なく、定期に地價の査定をなし、その差增價格に課稅するはその二なり。而して此の場合に更に二方法あり、地價の改正査定をなしたるときに、一時に增價稅を賦課するか、又は地價の改正査定をなしたる後、次期の改正査定期まで年々增價稅を賦課徵收するこれなり。さて英國の土地增價稅は第一の課稅方法によるものなり、即ち土地の賣買賃借及び相續移轉の場合に課稅するものにて、まづ賣買價格、賃貸の收益還元價格、又は現在の相續地價を總地價となしこれより繼持費改良費等規定の費用及負擔を引去りたるを純地價となす、これより從來の原地價を引去りたるを總增價額となし、更にこれより原地價の十分の一を引去り、その殘額を純增價額となし、是に五分の一の土地增價稅を賦課するものなり。而してこの原地價と稱するものは、該稅法の實施後第一回目に起りたる土地の移轉にありては一九〇九年四月の現在地價を指し、第二回目の場合には前回移轉當時の現在地價を指すものなり。然れども法人及組合の場合に於ける課稅に至りては、第二の課稅方法により定期に地價を改正査定し毎年の增收法によることなしに、一時徵收法に依れり、即ち一九一四年四月に賦課し、其の後十五年毎に賦課せんとするものなり。以上は市街宅地に對する增價稅なり。此の他更に賃貸期間の滿ちたるときの期滿稅・空地稅・鑛山稅ありて、宅地以外の土地に增價稅を賦課す、而して該土地增價稅は一九一〇年四月に新設せられたるものにして、まづ英國土地增價稅々率の如く單純なるものにあらず、加ふるに此の稅は土地及び宅地にあらざる土地の所有權移轉にのみ限られて課稅範圍は英國のより狹し、即ち相續の場合は除外せらるるものなり。而して增價差額を引去りたる殘額を增價差額となすものなるも、該稅賦課の稅率なるものを見るに甚だ複雜にして、英國土地增價稅々率の如く單純なるものにあらず、即ち地價增進の割合と土地移轉發生の年數とにより次第せらるるものなり、その一端を擧ぐれば次の如し。

增價が一割以增價が三倍未滿下なる場合	以上なる場合
十二年以內なるときの稅率	一割　三割
十二年以後なるときの稅率	九歩　二割七歩
二十年以後なるときの稅率	八歩　二割四歩
三十年以後なるときの稅率	七歩　二割一歩

如斯、獨逸の增價稅賦課法は甚だ複雜なれども、英國市街宅地の增價稅と同じく第一の課稅方法によりたるものなり。

我が日本にありては未だ土地增價稅なし、然れども近來財稅の新設を論議するもの少からず、田尻稻次郎氏の如きは最も熱心なる主張者の一人なり。而して該稅の國稅としてか、又は地方稅としてか、その何れにもせよ、實際に採用せらるるに至るまでは、尙ほ幾層の研究と議論と、多少の年月とを要するものなるべし。然れども或は遂に地方稅として大なる都市に採用せらるることとなしといふべからず。（石澤久五郎）

土地相續（トチソウゾク）

獨 Vererbung des Bodens.

一　總說

相續制度は財產の所有者をして死後に至りても尙ほ其の意志を公然遂せしむるものにして、若し其の財產權が一個人の死と共に當然消滅せしむるならば、其の個人の自利心をよく發達せしめて經濟活動をなす能はず、之私有財產制度の發達と共に又相續制度も發達せる所以なり。而して土地相續制度も土地私有權と共に發達し、農業上土地分配と密接の關係を有するに至れり。尙ほ土地相續は農政上種々の關係あり、

卽ち農民の負債・土地所有の移動・農村の道德・農民の離散・小作農の增減等は其の主なるものとす。

二　種類

大要四種あり。一子相續法・衆子均分法・自由相續法・制限相續法之なり。一子相續法とは被相續者の財產を一人にて相續するもの衆子均分法とは之に反し、被相續者の子女は、皆殆ど同等の權利を以て土地相續に參與することを得るものを謂ふ。經濟社會の幼稚なる時代にありては、相續は男女の間に區別無く父母の土地は皆均分せり、而して衆子均分の制度は封建制度の開始まで行はれたり、然れども初期の均分制度は國家の法制によりて行はれしもの少く、一地方又は一家族の慣習によりしもの多し、是等は專ら自由相續制度と認むるを可とすべきか。其の後封建制度確立し采邑莊園發達するに從ひて長子の權力重視せられ、且つ家系を尊重するの結果、長子一子相續法に移れり、封建制度の衰頹と共に長子の權力昔日の如く重要視せられず、一方に於ては個人の自由尊重せられ、家族の觀念漸く弛み來り、次第に衆子均分法を採用するに至れり。現時歐洲諸國に於ては、絕對的の一子相續法も無く絕對的の均分法も無く、皆兩制度を適宜に折衷して採用しつつあり、自由相續法とは土地相續を其の所有者の自由處分に任せ、國家は何等の制限を加へざるもの、制限相續法とは國家が種々の制限を加ふるものを云ふ。經濟社會の幼稚なる時代にありては、自由制度行はれしも今や各國皆多少の制限を加へざるもの無し、然れども、十八世紀の後半期に於て自由思想の發達と共に土地相續の自由を要求するもの少からず、又一方にては人口の增殖に伴ひ、土地無しの浮浪の徒橫行し、殊に土地相續の制限は無職業者を多からしめ、其の弊害の最も大なりしは、エルベ河以西及び佛蘭西なりしと謂ふ。而して當時土地相續制度に最も至大の影響を

與へしは、農業者が皆土地の自由處分を主張せるの一事なり、其の中殊に力ありしはテール氏なりき。氏は土地相續に關する積極的規定は往々人に誤解を生ぜしめ、且つ個人の自由の點より觀察し、正當と考へたる上に於て其の子孫をして自由に小農地を所有せしむる能はざるの理由の存在する無しと曰へり。コッペ氏も同說なりき、當時政治家學者及び實業家の間に制限的相續法を全廢するか、或は一定の農場又は一地方にのみ之を行はんとの說行はれ、又「ナポレオン」法典は共同相續人は不動產の分割を請求することを得となし、其の主旨は大陸一般に認められ、强制的一子相續法に反對せり。此くの如くして制限的相續は一時其の勢力衰へたり、從つて多數の小中農起り農業及び工業勞働者土地を所有するに至り、一般經濟の進步を來せり。而して自由分割の弊害は一八六〇年頃迄は見へざりき、其れより自由分割を過度に適用せし地方は其の弊害多かりしも、舊慣を守り祖先の遺業を守りし地方は其の弊害なかりしと謂ふ。ゴルツ氏は「獨逸全國より謂へば此の自由制度を全然採用せしは少く、多くは其の舊慣に制限せられ多少自由にせしのみ、今尙ほ一子相續法行はるるが普通なり」と。其の後制限的規定は再び勢力を增し殘初各地方に於て制限的習慣を重じ、其の後法律として發布せられ、以て今日に至れり。殊に近世諸國家は土地政策上相續法を利用せんとするもの少からず(後項參照)、尙ほ學者往々自由土地相續を衆子均分制一子相續制度を制限相續制と唱ふるものあるも、法律上細密に云ふ時は不可なり、衆子均分も亦國家の設けんことを主張するもの頗る多くなれり。然れども余は之を考究するに土地の配分及び相續は須らく自由主義を以て主眼となさざるべからず、隨つて考ふるに假令法律を以て土地の處分法に制限を加へんと欲するも、到底容易に履行する能はず、土地所有者の散及び所有面積の大小は時と場所とにより自ら其の趣を異に

し、經濟的事情人口の多少耕作者の資力欲望等に據りて常に左右せられ、決して一定不變のものに非らず、此の變遷に適應するには如何なる手段を採るべきやは恐らくは當事者故も善く之を判定せん、近年獨逸帝國の人口著しく增殖し殆と底止する所を知らず、社會共和主義行はるれにいざ知らず、否らざれば斯くの如く增加する人民を土地以外に放逐する能はず、却つて農業及び工業勞働者をして小面積の土地を所有し得るの便宜を計らざる可からず、若し然りとせんか彼等の經濟的基礎は安全となり、彼等の滿足愛鄉心愛國心を喚起せん、然りと雖も之が爲めには現在大中小地主の手中に存する土地の一部を彼等に賣買讓與せざる可らず、今や現時の法律規定に就きてすら不滿を抱持し、之が改正を促すもの少なからざる時に際し、土地の自由分割を制裁し土地を獲得する途を防止せんか、之に反抗するもの蓋し尠少にあらざらん。上述せし所によれば土地處分は自由主義を以て主眼となす可きものなりと雖も、國家は絕對的に之を放任し一の制裁を加ふる能はざるものにあらず、唯國家は現在或は將來の土地所有者が土地を分割するに當り、各自の意思よりは寧ろ法律の規定に據りて束縛せらるるが如き程度に至るまで之に關與するは、決して國家の職務に非らざることを忘る可らず、土地の分割法は地方の狀況土地所有者の階級に應じ、其の趣旨を異にするを以て國家は須らく之に注視し之を保護すべし」（高岡博士の說に依る）。氏の說は多少一方に傾きしと雖も過度に國家干涉するの弊を窺ふに足る、而して自由制度の採る可からざる場合は卽ち强制制度を利益とする場合なり。四 **制限的土地相續**　其の利害得失は既に自由制度の項に於て說明せし所によりて自ら明かなり、各國各地方各時代の事情によりて適度に國家が干涉を加ふるは亦必要なることにして、其の國家干涉の是非は、所謂現今之を殿く、いづれも封建制度時代の遺物にして現今各國に行はるるは多く前者のみなり。而して獨逸・東佛蘭西・英吉利等皆成程度に於て稍に貴族に此種の土地保有の制度多し。英國に於ては全國農用地の大半は此の制度の下に羈束せられ、其の結果近時土地問題を生ぜしむるに至れり。獨逸にては一八九五年普魯西にては全面積の六分九厘、一九〇七年には六分六厘、一八九四年バイエルンにては二分一厘二毛、世襲財產は貴族の保護に設定せられ屠りしと謂ふ。世襲財產は貴族の保護には有力なる制度なるも之を國民經濟上より觀察すれば、幾多の弊害無しと謂ふ能はず、今其の主なるものを擧ぐれば、一定階級の人にのみ土地使用の權利を與へ不公平の嫌ひあり、而して隨時能力ある農業經營者の所有に移ること能はず、又土地集併も行はれ人口の增加と共に土地無しの下層民を構成し、都會集中の現象を來さしめ以て由々しき社會問題を惹起せしむるに至る。又世襲財產所有者其のもの自身に對しても之を以て經濟上活動の目的となすこと能はざるを以て、逃取の氣象を失はしめ、徒らに惰民を貪らしめ、一國の福祿の位置に立つ人士をして無能なる土地番人たらしむ。此くの如くして近時該制度は漸く衰ふるの傾向あり、本邦に於ては華族の保護のために世襲財產を認む、世襲財產及び其の附屬物は所有者に於て之を廢止することを得ず、其の相續者も然り。又使用收益することを得るのみにて之を處分することを得ず、其の收益の三分の一以內にて其の純收益を斯營として債務を負ふことを得、世襲財產は戶主死亡後男子の家督相續無き時又は僻を奪はれ、族を除かれ家督相續者無き時又は其の目的物が減少し、而も之を補缺せざる時の外は消滅せず、其の管理は宮內大臣なり。尙ほ世襲財產に關

要なることにして、其の國家干涉の是非は、所謂現今之を殿く、いづれも封建制度時代の遺物にして現今各國に行はるるは多く前者のみなり。而して獨逸・東佛蘭西・英吉利等皆成程度に於て稍に貴族に此種の土地保有の制度多し。英國に於ては全國農用地の大半は此の制度の下に羈束せられ、其の結果近時土地問題を生ぜしむるに至れり。獨逸にては一八九五年普魯西にては全面積の六分九厘、一九〇七年には六分六厘、一八九四年バイエルンにては二分一厘二毛、世襲財產は貴族の保護には有力なる制度なるも之を國民經濟上より觀察すれば、幾多の弊害無しと謂ふ能はず、今其の主なるものを擧ぐれば、一定階級の人にのみ土地使用の權利を與へ不公平の嫌ひあり、而して隨時能力ある農業經營者の所有に移ること能はず、又土地集併も行はれ人口の增加と共に土地無しの下層民を構成し、都會集中の現象を來さしめ以て由々しき社會問題を惹起せしむるに至る。又世襲財產所有者其のもの自身に對しても之を以て經濟上活動の目的となすこと能はざるを以て、逃取の氣象を失はしめ、徒らに惰民を貪らしめ、一國の福祿の位置に立つ人士をして無能なる土地番人たらしむ。此くの如くして近時該制度は漸く衰ふるの傾向あり、本邦に於ては華族の保護のために世襲財產を認む、世襲財產及び其の附屬物は所有者に於て之を廢止することを得ず、其の相續者も然り。又使用收益することを得るのみにて之を處分することを得ず、其の收益の三分の一以內にて其の純收益を斯營として債務を負ふことを得、世襲財產は戶主死亡後男子の家督相續無き時又は僻を奪はれ、族を除かれ家督相續者無き時又は其の目的物が減少し、而も之を補缺せざる時の外は消滅せず、其の管理は宮內大臣なり。尙ほ世襲財產に關

四 日本に於ける土地相續　本邦昔時にありては家族共產制度なりしが故に、一家を相續するものは卽ち其の家產を承繼せり。然るに外國法を輸入せる結果、一家の家族に其の財產の特有を許すの結果、一家の戶主權の相續の外に財產權を有する家族の死亡により、其の財產權を相續する遺產相續の制度を認むるに至れり。而して家督相續は其の戶主權の相續なるも其の戶主の財產權は同時に相續さるるなり。而して家督相續は、主の財產權は同時に相續さるるなり。而して家督相續は、親等の近き直系卑屬の年長男子を先きとす、本邦現今親族相續の昔の慣習と異る所は家族が自己に屬する財產を自由に處分し得ることにあり、其の結果若し戶主をして先祖傳來の土地財產を一切所有する場合には、自由に之を鬻渡し得るなり。實際此くの如き社會公益なる規定と謂はざる可らず、然れども本邦の如き零細農多き地方には、一子相續に似たる此の制度も亦不利ならざるなり。

五 相續稅と農政　相續稅とは相續なる法律行爲により財產移轉につき課する稅なり、而して相續稅の多少は農政上其影響する所少からず、（第一）農民の負債を多からしむ。相續は普通の生產的生活にあらず、且つ豫期せられざるものなるが故に、之が費用は多く不時の不生產的支出たるを免れざればなり。（第二）其稅額の多少は財產の分割及び移轉を困難又は容易ならしめ、現今農業界の一大弊害は一方に於て過小地主の增加すると共に一方にては土地集併により大地主の增加することにあり、此くの如くなるが故に大地主に土地世襲財產制を採用するは寧ろ害ありて益なきものとす。英國が中小農減少し農業勞働者の都會に集中して工業勞働者となり、農業地は皆粗放なる一大羊牧場と化せしも、又英國大地主所有地が大半世襲財產となりしに起因せしや明なり。而して獨逸は其の割合少かり爲め英國の如くならざりしこと（ゴルツに依る）以て該制度の有害なりしを知るに足る、之に反し中小地主にありては一子相續の慣習を捨てず、又一方にては自由分割の過度の結果零細農の增加するを恐るるに至り、玆に新思想に依る自由分割制度と舊制度との調和を計るの方針に出で、「アンエルベンレヒト」は實際或る變形に於て行はるるに至れり。「アンエルベンレヒト」の形式は地方の慣習に依り一樣ならず、家系の念强くして子女の一人のみ財產を相續し、他は少額の現金のみを受くるあり、或は家督相續人のみ結婚し他の子女は終身獨立の營業をなさず、父母の家に住居するあり、在世中に一子女に所有地を賣却し、其の金額の一部分を他の子女に贈與するあり、或は土地を分割せられざる他の子女は小作人となりて從來の農業地の耕作に從事するあり、或は相續地の收穫高に相當する賠償をなして一人にて全農場を相續するあり、而して時勢の進步に從ひ「アンエルベンレヒト」次第に衰類するの傾向を示し、再び土地處分の制限的政策の必要を唱ふるものさへ生ずるに至れり。尙ほ終りに一言す可きは農場登記法及び地代農地法及び新開土著法に伴ふ「アンエルベンレヒト」なりとす、農場登記法（Höferollgystem, Höferecht）は將來の「アンエルベンレヒト」及び新思想に基く衆子均分制との調和を計らん爲めに案出せられし

する親族會議は宮內大臣の認可を得て之を設定せざる可らざるなり（明治十九年勅令第三十四號）華族世襲財產法）。

七 土地相續と大中小農との關係（「地主」の題下參照）**一 小地主の土地相續制度**　小地主の中に更に最小なる過小地主あり、之にありては、最早より以上に分割を爲すときは、所謂零細農となり獨立農業をなす能はざるに至るが故に、國家は宜しく之に制限を加ふ可きなり。而して其の程度は小地主に近からしめんとするにあり、然れども都會に近く園圃農業又は工業勞働の傍ら小農に從事し得る場合にありては、尙ほ小分するも可なり、要するに小地主にありては一子相續法を强いて採用するの必要なく、都會地方を除きては零細農に陷らざる範圍にて制限を加へ、且つ一方にては之を以て田舍農業勞働者の維持の方策とす可きなり、然れども資本家の土地兼併行はるが如き場合には大いに注意するを要す。**二 中地主に對しては之と趣きを異にす**　中地主の維持は最も必要にして、一子相續法の存在する地方に於て之を其まゝに存置す可く、又一子相續法なき場合は、新に該法を制定するか、又は其の他の手段（家產制度世襲財產制度等）に依りて小地主となるを防止す可きなり、之中地主は農政上最も必要にして、一方小地主及び過小地主及び地持農業勞働者の存在するは他方中地主の存在する所以なればなり。**三 大地主は寧ろ一子相續法を採用せざるを可とす**　大地主は學識あり事理に通曉し事情に通ずる遺產分與法を採るものなれば、國家は自由に任すも可なれども、若し制限を加ふとすれば衆子分與法を可とす。之多數の中農地に分割せらるるは、獨り一家族の利益となるのみならず、又一國農業及び國家經濟上の利益たるや多し、特に遺產讓與人の所有地一ケ所に集合せず、各地に散在するときは之を多數に分割するは可なり、現今農業界の一大弊害は一方に於て過小地主の增加すると共に一方にては土地兼併により大地主の增加することにあり、此くの如くなるが故に大地主に土地世襲財產制を採用するは寧ろ害ありて益なきものとす。英國が中小農減少し農業勞働者の都會に集中して工業勞働者となり、農業地は皆粗放なる一大羊牧場と化せしも、又英國大地主所有地が大半世襲財產となりしに起因せしや明なり。而して獨逸は其の割合少かり（該項に付きては、明治四十五年七月帝國農會篇「中小農保護政策」第二卷を參照せよ）。

八 各種の土地相續制度　**一「アンエルベンレヒト」**（Anerbenrecht）獨逸に行はるる農林業地の相續制度にして別に「ストックエルベン」（Stock）又は「スタムエルベン」（Stamm）と稱す、之にありては被相續者の農業及び林業地は全然分割せられず一人に相續せられ、他の子女は金錢其の他の賠償を受く、卽ち一子相續制度の一種なり。「アンエルベンレヒト」は既に中世以前より存在し封建制度の世にありては殊に嚴格に行はれ、農民は存世中自由に所有地を處分し又は分割抵當等を爲すを得ず、加ふるに土地處分に付き領主の制裁を受けたり、「アンエルベンレヒト」は既に其の經過古く先祖傳來的に一種の信仰及び慣習の觀念を發生し、今も尙ほ其の觀念を有するもの少からず。而して順當相續人以外のものは村有地に更に新開土著をな

ものにして、普國は一八七四年に農場條例に「所有者遺言無く死去するときは、其の土地は一人の相續人に歸せしむ。併し其の土地は所有者歸め此の目的の爲に備付けある農場登記簿に登記せるもののみに限る」と規定せり。尙ほエストファーレンにては一八九八年新法を設け從來の相續法を確認し、獨立の生計を營み得べき農場は所有主の遺言により特別の定め無きときは、一人の相續人に贈與すとし（直接の「アネルベンレヒト」(Direkte Anerbenrecht)農場は其の收益價額の三分の一を遺留分として受くるを得、唯一子相續農場として登記せるときのみ一子相續成立すと爲せり（間接「アネルベンレヒト」(Indirekte Anerbenrecht)）普國の農場登記法は直接の「アネルベンレヒト」なり、普國の地代農場及び新開土著に伴ふ「アンエルベンレヒト」は一八九六年に制定せられたるものにして、卽ち一八九〇―一八九一年の地代農地法（Rentengutsgesetze）及び一八八六年の新開土著法（Ansiedelungsgesetze）に基き設置せる農場の相續にありては、其の農場全部の價額の三分の一を農場相續人取得し、其の殘額に相當する分は全子女に分配す。而して此の際國立地代銀行（Rentenbank）は中間に立ち共同相續人に其の分配額を支拂ひ、農場相續人より漸次に之れが償還を受く。尙ほ農場の價額は收益を二十五倍せるものなり。二「ヒダイコンミッサ」(Fideikommiss, od. Familienfideikommiss.) 獨逸に存在する家族世襲財產制度にして本邦の華族世襲財產制度と酷似す、獨逸にては土地は本來一家の所有に屬し其內の一人が之を私すべきものに非らずと謂ふ說、中世に行はれ其結果該制度發生せり、現今の形式を備へたる「ヒダイコンミッサ」は十七世紀頃より始まり、羅馬法の Successio ex Pacto et providentia majorum を採用し、一家に屬する土地は、之を賣却其の他の方法に依りて增減するを得ず、先祖より受けたるものは其の儘之を子孫に傳へざる可からずとなせり。此の制度は佛蘭西大革命に依り佛蘭西には全く廢止されしかば、獨逸にても之に倣ふもの多かりしが、一八一五年以來再び認めらるるに至れり。其の後一八四八年憲法制定に於て廢止を主張するものありしが、今はオルデンブルグ及びエルザスロートリンゲンを除くの外之を禁止せず、尙ほ「ベイエルン・パーデン」にては貴族に限ると云ふ。普魯西にては土地の純收益七五〇〇馬克金錢にては三〇、〇〇〇馬克の資本以上に非ざれば制定するを許さず、同國一九〇八年の統計に依れば、一二一三箇の設定有り、其所有者一〇九一人、其の面積全國面積の六分七厘（一八九九年には六分二厘）有ると云ふ。三「プリモゲンチューア」(Primogenture) primo-gentura は第一の意及び genture は生れるの意にして二者合して長子を意味す、卽ち長子相續に外ならず、英國にては既にヘンリー三世の時代に確立せるを見る。而して獨巴大陸にては無きにしも非ざるも民法の規定に依りて多くは排除せられ、又亞米利加にては意法の精神に抵觸するの理由を以て採用せられず、唯英國に殘存するのみとなれり。英國にては女子は長子たりと雖も之を除外するを得とす、尙ほ男子平分相續借地(Sorelkind)・末子相續權(Borough-English)を有する場合、莊園農場及び「コピーホルド」の土地は長男子相續制度を採用せず（參考書 G. B. Kenn, Law of Primogenture in England）四「ドロアデネーズ」(Le Droit D' Ainesse) 佛蘭西に行はれし長子相續制度にして英國の「プリモゲンチューア」と等し、卽ち「ェネーズ」(Aîné)（Ainesse）卽ち第一よりボレオン）法典は「共同相續人は不動產の分割を請求することを得」と規定し、根本的に長子相續制度を廢止せんと企てたり。其の後再び之れを使用せる所あるも今は殆ど行はれざるに至れり。其の反動として一九〇九年に家產法を發布し土地の細分を防ぐ方法を講じ、又一方には漸く二兒法の如き非人道的の發現ともなれりと云ふ（參考書 M. Des de Bere, Le Droit D' Ainesse 1908）五「エンテールス」(Entails) 專ら英國に存在する制限的土地相續制度にして、封建制度に初まり今は種々なる變形に於いて存在す、元來英國にては土地所有權に「フィーシンプル」・「テェール」・「ライフタイム」の三種の形式あり、「フィーシンプル」・「テェール」(estate in fee simple)は眞の所有權と大差なく、本人及び其の子女の凡てに及ぶ「テェール」は前者より稍〻狹く、本人及び其の子女中の特定のもののみに及び「ライフタイム」にありては本人一代のみなり、「エンテールス」なる土地制限制度にありては通常土地所有者は自ら「ライフタイム」の土地所有權を設定し、其の長子には完全の所有權、卽ち「フィーシンプル」又は「テェール」を與ふ。此くの如くにして被相續人死するときは子は更に其の子の爲めに「フィーシンプル」を設定し、自己は「ライフタイム」を享有す、而して其の「ライフタイム」の存在する間、子は其の土地を自由處分するを得ず、要するに眞の所有權と小作權とに區別し、眞の所有權は子々孫々に繼續して傳へ、各自は唯小作權を享有し使用收益するに過ぎず、其の小作權の存する間は眞の所有權は決して增減するを得ず、若し更に多くの土地を得んとせば、新に植民せざる可からざるなり、此くの如くにして一度獲得せし土地は其の儘長く其の子孫に傳ふる事を得可し。

（小平權一）

大正三年七月廿二日印刷
大正三年七月廿五日發行

大日本百科辭書編輯所編纂

經濟大辭書第六卷

定價金六圓

著作權所有
不許複製
不許翻譯
不許漢譯

發行所
大賣捌所

東京市神田區表神保町貳番地
大阪市合資會社 東京堂
備後町
東京市神田區三崎町四三七・三三六七番
振替貯金口座東京一三五番
合資會社 文館

發行者 株式會社 同文館
東京市神田區表神保町貳番地
右代表者 森山章之丞

印刷者 中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町壹丁目十三番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町壹丁目拾貳番地

朝鮮 京城 東京市 早稻田 同文館 代理店 日韓書房
同文館

大日本百科辭書

『大本日百科辭書』の刊行は今や單純なる一私人の事業を以て看られず半ば公共的の性質を帶ぶるものとして其の進行は朝野識者の齊しく留意する所となれり之が發行者たるの榮譽を擔へる我が同文館は微力卿か昭代の學術界に貢獻するを得たるを光榮として夙夜奮勵既に

商業大辭書（定價金貳拾參圓）　合本全三冊紙數二千七百五十頁
醫學大辭書（特價金拾八圓）　合本全四冊紙數三千百三十頁
教育大辭書（定價金五拾四圓　特價金參拾九圓）
法律大辭書（定價金拾六圓　特價金拾貳圓）　合本全二冊紙數二千頁
哲學大辭書（定價金參拾圓　特價金貳拾圓）　合本全三冊紙數三千七十六頁
（定價金參拾五圓　特價金貳拾四圓）　合本全四冊紙數三千百三十八頁

を完成して朝野の激稱の裡に我が出版界未聞の大部數を頒布したるが今や更に

工業大辭書（定價金五拾圓　特價金四拾五圓）　合本全四冊紙數四千六十三頁（外に索引一冊）

全部大成を告げて茲に特價發賣を公表するの運びに至れり更に一般經濟界及び農業界の大寶典として第一冊刊行以來既に夫れ〳〵多大の貢獻を其の道に致しつゝある

經濟大辭書（定價金四拾八圓　特價金參拾貳圓）　分本全八冊　紙數四千頁
農業大辭書（定價金參拾六圓　特價金貳拾七圓）　分本全六冊　紙數三千頁　第五冊出來　第二冊出來

を告げ何れも斯界の大參考書として珍重せられつゝあり斯くて鬱乎たる萬有知識の大叢林は期月ならずして全部の大成を告ぐべく從來發賣と同時に忽ち絕版の我が學術界も茲に初めて其の面目を世界に認めらるゝを得ん歟

發行所

（電話本局特四三七番）

東京神田區表神保町　株式會社 **同文館**

振替東京一三五番

331
17

6.11.16